

Historical Library of Matsue City 12

March 2019

MATSUE SHISHI KENKYU No.10

Research of Matsue City's History

- On the Matsue Castle illustration "Izumo Gohonmaru" WADA Yoshihiro (1)
- Shirakata Tenman-gu and Nishiiwasaka Village Hirabayashi Family KITAMURA Riko (9)
- Castle Town Matsue's cargo vessels seen in "Kyakusen-cyou" - Collect as basic data of research of cyoninchi -
..... OYA Yukio (31)
- About the stone pagoda group that is located in Matsue • Zenkoji
..... OKAZAKI Yujiro • NISHIO Katumi • INATA Makoto • TAKAYA Shigeo (41)
- Compilation diary of Matsue city history Historical Sources Compilation Section (51)
- Consideration and Historical introduction about "Hiyoshi no Kiritoshi" TAKUDA Tomohide [75]
- Establishment of the Hikami Railway and Matsue - Izumo area in the late Meiji period -
..... NUMOTO Ryu [55]
- "Matsue City History" Historical Edition "Medieval" Supplement
..... Matsue City History Editorial Committee Medieval History Committee [3]
- Chikanaga Adachi : the Shugo of Izumo Province in Early Kamakura Period HORIKAWA Yasushi [1]

松江市
Matsue City

Suetsugu, Matsue-city, Shimane-pre, Japan

ISBN978-4-904911-46-4
C3321 ¥1500E

松江市
定価(本体1500円【税別】)



9784904911464



1923321015005

松
江
市
歴
史
叢
書
12

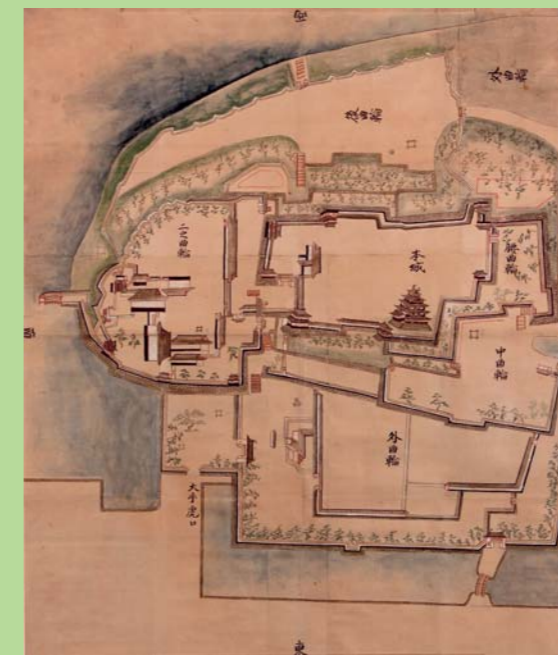
Historical Library of Matsue City

松江市歴史叢書12

2019年3月

松江市史研究 10号

- 松江城郭絵図「出雲御本丸」について 和田嘉宥 (1)
- 白瀧天満宮と西岩坂村平林家 喜多村理子 (9)
- 「客船帳」にみる城下町松江の廻船業 - 町人地研究の基礎資料として蒐集 - 大矢幸雄 (31)
- 松江・善光寺に所在する来待石石塔群について
..... 岡崎雄二郎・西尾克己・稲田 信・高屋茂男 (41)
- 松江市史編纂日誌 史料編纂課 (51)
- 「日吉の切通し」に関する考察と史料紹介 多久田友秀 [75]
- 簸上鉄道の創立と松江 - 明治後期の出雲地域 - 沼本 龍 [55]
- 『松江市史』史料編「中世」補遺 松江市史編集委員会中世史部会 [3]
- 鎌倉初期の出雲守護安達親長について
- 河内金剛寺所蔵『梵網経古迹記卷下』紙背文書から - 堀川康史 [1]



出雲御本丸 (島根県立古代出雲歴史博物館)



出雲御本丸 (天守部分)

松江市

松
江
市

はじめに

松江市では、平成19年（2007）から始まった「松江開府400年祭」を契機に、「松江市史の編纂」「松江城国宝化推進室の設置」「松江歴史館の開館」など、歴史史料の調査研究体制を整えてきました。「松江城の国宝指定」や、国宝指定の決め手となった「祈祷札の再発見」は目に見える大きな成果ですが、その他にも、『松江市史』の計画的な出版を含め、松江市域の歴史に関する調査研究が多く、研究者と連携して進められ、その成果は『松江市歴史叢書（市史研究）』など、各種の出版物や市史講座などで逐次紹介されています。

松江市史編纂事業を通して明らかなように、松江市域の最大の特徴は、古代から現代にいたるまで、出雲地域、島根県の政治権力の中枢が置かれた場所ということであり、そのため、松江市域には松江城をはじめ、まだまだ驚くほどの貴重な歴史史料が残されています。

松江市では、これまでどおり「市史編纂事業」や「松江城の調査研究」を基本としつつ、地域に埋もれている貴重な史料、松江市保管の歴史的公文書など、松江市域の歴史史料の調査・研究を引き続き進めてまいりたいと思います。

さて、今号では『松江市史』史料編の補遺（中世）を編纂するとともに、近世史、近現代史、絵図・地図、松江城、民俗、石造物に関する研究成果を掲載しています。

今後とも、この「歴史叢書」に対し、多くの地域史研究者のご参加をいただくことで、松江の歴史が一層明らかになるとともに、その成果が未来に向かって歩む人々の生き様に大きな示唆を与えてくれることを願ってやみません。

2019年3月

松江市長 松浦正敬

松江城郭絵図「出雲御本丸」について

和田嘉宥

1. はじめに

島根県立古代出雲歴史博物館蔵所蔵の松江城郭絵図「出雲御本丸」¹⁾(図3)は、大きさ95.9×78.8cmの紙に1マス4mm(1分5厘)の方眼(マス目は1間四方、縮尺1/400)をヘラで引き、本丸と二之丸の石垣や城郭施設を描いた絵図面である。

この絵図に作者、制作年に関する記述はないが、「御本丸二之御丸三ノ丸三枚之内」(図4、国文学研究資料館蔵)、「松江城縄張図」(松江歴史館蔵)および「御城内絵図面」(図5、国文学研究資料館蔵)などとの類似点が多くあり、また、天守の描写については、「正保城絵図」の一つである「出雲国松江城絵図」(国立公文書館蔵)及び「松江城正保年間絵図」(乙部正人家蔵)に描かれている天守の形とよく似ている(図1, 2 共に千鳥破風や唐破風のある五層の層塔型天守)。これらの絵図史料を照らし合わせてみることによって、本図が描かれた当時の松江城天守と城郭施設についての検討が可能と思われる。

本稿では、本図をこれらの絵図史料と比較検討し、「出雲御本丸」が、ある時期の松江城の本丸及び二之丸の姿を知ることができる貴重な絵図史料であること、さらに、初期松江城天守の形態やその推移についても追跡可能な松江城に関する貴重な絵図史料であることを明らかにしたい。

2. これまでの初期松江城天守に形態に関する調査・研究

初期松江城天守に千鳥破風などが付いていたことについては、昭和の修理の際にもその復原について検討が行われ、島根新聞(昭和26.10.22日付)にも「二層に“千鳥破風”の跡、延宝以前の原形に設計変更か」の見出しで報道されていたが、昭和の天守修理に際しては天守に千鳥破風が付いていたとする痕跡調査は難しいとして、その復原はなかった。

筆者等は先に、「松江市歴史叢書10(松江市史研究 8号)」(2017年3月)に「初期松江城天守の形態に関する試論」「『正保城絵図』と『出雲国松江城絵図』に関する考察」(2稿ともに稲田信氏と共著)を発表し、また、「2016年度日本建築学会中国支部研究報告集」(2017年3月)にも「初期松江城天守の形態に関する復元的考察」(安高尚毅氏、金澤雄記氏と共著)を発表したが、これらは①「出雲国松江城絵図」及び「松江城正保年間絵図」に描かれている天守の形が4層5階望楼型の現天守とは異なり、共に5階建て層塔型天守で2階東面に比翼千鳥破風が4階東面に唐破風が描かれていること、②昭和25~30年に行われた天守修理工事に際しては、須田主殿が著した「城郭史から見た 松江城天守と昭和の修理」²⁾の「第三章」に「一重〔二重か?〕の特種な出梁」と題する項目があり「柱には棟木と思われる仕口穴が存し、是等三点を結ぶと千鳥棟の形状をなし当初は初重〔二重か?〕に千鳥破風があったのではあるまいかと想定される」(〔 〕は筆者が記す)と記されていること、③実際に天守に残る古い柱を調べてみると2階の柱に横架材を架けた仕口痕が(この仕口痕は当時の工事記録写真では2階の柱で数箇所)確認できること、④「竹内右兵衛書つけ」に見せ消ち「二重目也西ニ破風有也」(＝は朱線)があること、⑤松江城が千鳥城とも称されている(例『松江亀田山千鳥城取立古説』)ことなどから、初期松江城天守には千鳥破風が付いていたことを想定し、初期天守は現天守とは異なる姿だったとして、その復原を試みた(図6)。

その後、昭和の天守修理に際して作成されていた「昭和修理工事図面」が相当数保存されていることが分り³⁾、その内の1枚に「松江城天守破風復元図」と題する図面(図7)があることを確認した。図6は東立面図であるのに対して、図7は西立面図である。図7は昭和の天守修理時には天守2階の西側にも千鳥破風を構成する横架材が挿し込まれていた仕口痕を残す古い柱などがあったから作成されたのだろう(ただ、前出の「一重の特種な出梁」の後段には「東側には北と南とに貳ヶ所に出梁があったが、西側は明治の大修理において柱や梁が取り替えられて居るから東面の如き出梁はなかった」と記されている)。

3. 「出雲御本丸」と「御本丸二之御丸三ノ丸三枚之内」、「松江城縄張図」との類似性

さて「出雲御本丸」に城郭が描かれている範囲は、「御本丸二之御丸三ノ丸三枚之内」と「松江城縄張図」と基本的に同一である。

「御本丸二之御丸三ノ丸三枚之内」は寛文11～元禄7年(1671～1694)に作成されたもので、大きさは185×163.5cm、「松江城縄張図」は17世紀末の作成と考えられ、大きさは193×170cmである。両図の描かれている城郭の範囲と図の大きさ、図の製作方法は基本的に同一で、1マス9mmの方眼(マス目は1間四方、縮尺1/200)を墨で引いた台紙に天守をはじめとするそれぞれの建物に相当する大きさに象った色紙を貼付け、主要建物にはその施設名(御天守、櫓、御門、太門など)も記されている。⁴⁾

これに対して「出雲御本丸」は紙の大きさが凡そ4分の1(縦横長さは2分の1)であるが、石垣や城郭施設の配置は「御本丸二之御丸三ノ丸三枚之内」および「松江城縄張図」とほとんど同じである。ただ、「出雲御本丸」は天守や櫓、太門、二之丸の御広間や御書院などの城郭施設がいずれも立体的に描写され、松江城の本丸および二之丸の姿は視覚的で分りやすい。これらのことから、本図は「御本丸二之御丸三ノ丸三枚之内」及び「松江城縄張図」が作成された後、これら実測図に倣って城郭施設を分りやすく描いた、よりコンパクトな絵図面と解釈できる。

4. 「出雲御本丸」と「御城内絵図面」の類似性と御大工・斎田彦四郎の関与について

ところで、「出雲御本丸」には曲輪ごとに本城、腰曲輪、中曲輪、二之曲輪、外曲輪、後曲輪などその名称が記されているが、これら曲輪名は「御城内絵図面」のそれと同一であり、その筆跡も似ている。また、城郭施設の描写について両図を比較して見ると、二之曲輪の御広間、御書院はその向きや形はもとより、樹木の描き方までもがよく似ている。これらのことから、両図は同じ人物が描いた図面と推測できる。両図をさらに照合してみると、「出雲御本丸」より「御城内絵図面」が、城郭施設や石垣、松木をはじめ樹木に至るまで、その描写はより詳細であることが分る。なお「御城内絵図面」は375×230cmと大判で、1マス9mmを1間とするヘラ引きの方眼の用紙に城郭が描かれており、縮尺は1/200である。

ところで、「御城内絵図面」には制作者の氏名や製作年は記されていないが、この「御城内絵図面」が作られた年と見られる享保5年(1720)、松江藩御大工の斎田彦四郎は「松江藩列士録」に「3月、御城内分限絵図面被仰付出来差上付而同八月御褒美二百疋被下之」と記されている。このことから、斎田彦四郎が製作した「御城内分限絵図面」が、現存する「御城内絵図面」と見なすことができる。また斎田彦四郎は「御城内分限絵図面」の製作にあたって藩主から褒美を賜っているが、この「御城内分限絵図面」の制作は松江藩にとってかなり重要な事業であったと思われる。

「松江藩列士録」によって斎田彦四郎の業績を調べると享保3年(1718)に「御破損方支配御大工並」となり、同年に「天守小形」を拵えている。同10年(1725)には「御大工」となり、同17年

(1732)には松江藩が巡見使を迎えるにあたって「御城内御修御用」を勤めている。天守をはじめ城内の修理に際してはかなり重用されていた人物であったことが分る。表1は松江城絵図に関する事柄と齋田彦四郎の関連履歴を列記したものである。

さて、「出雲御本丸」と「御城内絵図面」の類似性については前述したが、字体や樹木の描写の類似性から同一人物が描いた図面とも見られる。とすると「出雲御本丸」も齋田彦四郎が描いた絵図面の可能性が強くなる。

5. 「出雲御本丸」の製作年代についての検討

前述したように「出雲御本丸」は「御本丸二之御丸三ノ丸三枚之内」および「松江城縄張図」を元にして描かれた絵図である可能性が高く、その製作年は両図の制作年より後と見なされる。また「御城内絵図面」と描き方がよく似ており、「御城内絵図面」がより詳細にまた広範囲に描かれているところから、本図は「御城内絵図面」よりも前に描かれた城絵図と見なされる。以上から、本図は、「御本丸二之御丸三ノ丸三枚之内」の1671～1694年以降、「御城内絵図面」の1720年以前に作成された絵図面と考えられる。

なお、当時、巡見使の来藩は宝永7年(1710)と享保17年(1732)が確認できるが、享保17年の巡見使の来藩にあたっては城内修理に併せて「御城内絵図面」(「御城内分限絵図」)が作成されたと見なされる。宝永7年の巡見使の来藩に際しても同様の対応があったとすると、「出雲御本丸」はこの年の巡見使来藩に併せて作成された絵図面かもしれない。

6. 「出雲御本丸」と「出雲国松江城絵図」に描かれている天守の形(図1, 2)の類似性

「出雲御本丸」と「御城内絵図面」との類似性は前述したが、天守の形は異なっている。「出雲御本丸」の天守には2階東面に比翼千鳥破風、4層目の東面には唐破風が描かれた層塔型の天守であり、その姿は「出雲国松江城絵図」に似ている。これに対して「御城内絵図面」の天守は南面を主体に描かれている。4層の天守で、2層目の屋根には南面には中央に火燈窓のある入母屋破風が描かれているが、南面の姿は現天守の形に近い。

二つの図の天守の形が違う真意はよく判らないが、天守の修理にあたって松江藩は正徳6年(1716)頃に老中井上正岑(河内守)に天守修理の願を出し許可を得ている(表1参照)。「出雲御本丸」はこの頃に作成され、天守の形は修理前の姿を描いたものかもしれない。

注目したいのは「出雲御本丸」と「出雲国松江城絵図」の天守の形が頗る似ていることである。「出



図1 「出雲国松江城絵図(正保城絵図)」の天守



図2 「出雲御本丸」の天守

雲御本丸」が作成された頃は、まだ層塔型5層の天守だった可能性も検討しなければならないだろう。

7. おわりに

「出雲御本丸」は、最近、その存在がはっきりしたばかりである。絵図の特徴は他の城絵図と比較して述べ、制作年や制作者についても想定してみたが、今後、さらに検討が必要だろう。描かれている城郭施設についても更なる検証が求められる。

ただ、正保期（1645年頃）の松江城の姿を伝える「出雲国松江城絵図」及び「松江城正保年間絵図」と享保5年（1720）頃の松江城の姿を伝える「御城内絵図面」とでは、天守の姿をはじめ明らかな相違が確認できる。こうした中、「出雲御本丸」は松江城（その天守）の一時代の姿を伝える貴重な絵図史料であることは間違いない。

表1 松江城の城絵図ならびに齋田彦四郎に関する略年表

西暦	和暦	事項
1638	寛永 15	この頃、松江城天守修復及び天守雛形（模型）作成されるか？（松江藩祖直政公事
1645	正保 2	この頃、「出雲国松江城絵図」（いわゆる「正保城絵図」の一）作成される
	7	この頃、「竹内右兵衛書つけ」に松江城天守平面図が記載される（竹内右兵衛書
1671	寛文 11	この頃、「御本丸二ノ御丸三ノ丸共三枚之内」作成される（「御本丸二ノ御丸三ノ丸共三枚之内」の天守鍵預居所に「松源蔵居所」と記す貼紙があるが、「松江藩列士
1692	元禄 7	禄」によると松源蔵は寛文11年から元禄7年の間「天守鍵預」を勤めている
1697	10	この頃、「松江城縄張図」作成される（松江城縄張図）
1710	7	この年、巡見使（御城代御目附、鳥井権之助・安部四郎兵衛）入国する（御作事所御
1716	正徳 6	2月、老中井上正岑（河内守）に天守修理届けを出し、許可を得る（松江市誌 上野富太郎筆写本、『松江市史 別編1 松江城』年表）
1718	享保 3	6月18日、齋田彦四郎、御破損方御大工並に仰せ付けられる（松江藩列士録・齋田徳この年、天守小形（天守の模型）が作られる（「（齋田彦四郎）御天守小形拵差上付而為御褒美二百疋被下之」松江藩列士録・齋田徳左衛門）
1720	5	この頃、「御城内分限御絵図」（「御城内絵図面」か？）作成される（「（齋田彦四郎）3月 御城内分限絵図被仰付出来差上付而同八月御褒美二百疋被下之」松江藩列士
	10	12月23日、齋田彦四郎、御大工に仰せ付けられる（松江藩列士録・齋田徳左衛門）
	17	この年、巡見使（御城代御目附、堀三六郎・土屋数馬）入国し（御作事所御役人帳）、これに先立ち城内が所どころ修復される（「（齋田彦四郎）月日不知、巡見使御越付而、御城内御修理修復二付、式人扶持御加持被下之」松江藩列士録・齋田徳左
1738	元文 3	この頃、天守の本格的な修理が行われる（「天守年テ遂テ損スルコト致シ五層皆朽ルニ至ル故ニ斬ニ之ヲ修ム」六代宗衍年譜）

注

- (1) 本絵図は、神田神保町の古書店の古書目録「平成30年 第96号」に図版を10分の1弱に縮尺して紹介（商品番号とタイトルは「83番 出雲御本丸（松江城本丸二ノ丸絵図） 江戸時代後期写」、図版の解説は「本丸、二ノ丸、腰・中・後・外曲輪からなり、四重五階の天守や各櫓を姿図で描く。二ノ丸の上台所、風呂屋があり、腰曲輪外や西ノ門に朱線区画があり。方眼ヘラ引き 彩色 96×79cm 裏打 一舗 756,000」などと記す）されていたものを、昨秋、古代出雲歴史博物館が購入したものである。本文でも記しているが、実際に調査したところ、台紙やヘラ引き、描き方から、江戸時代後期に写された絵図などではなく、原図そのものであることが確認できた。今後は、本絵図を古書店が入手した経緯及び、本絵図の来歴などに関する調査も必要になるだろう。
- (2) 松江歴史館蔵。第1章「先史時代より現代に至る出雲の城地」、第2章「城郭史から見た松江城の築城経緯と構造表現」、第3章「昭和修理の止むなき状況により軸立に至る経過顛末」、第4章「修理要録として解体修理に伴ふ実際上の記録保存材料」、第5章「一般城郭から見た松江城の記録」からなり、巻末に「昭和29年甲午年水無月中4日 松江城天守を仰ぎて 須田主殿」とあるが、昭和の江城天守修理に際して、須田主殿が纏めたものである。
- (3) 昭和の松江城天守修理工事に際しては、凡そ300枚の図面が描かれていたが、これらは、原図と共に、青焼き

の図面図書、データ化されたCDRが保存されていることが確認されており、史料編纂課では、改めて「昭和修理工事図面」の報告を予定している。

(4)『松江市史 別1 松江城』(平成30年)の「第8章 絵図資料」に掲載し、解題を記している。

謝 辞

松江城天守の変遷を解明するには、文献史料及び城廓図をはじめとする絵図史料についての検証も必要不可欠と思われる。そうした中で、ここに取り上げた松江城廓図「出雲御本丸」は18世紀前半の松江城の推移を考える上で貴重な絵図史料であることを明らかにしたが、本図の発掘と調査が可能になったのは、稲田信氏(松江市歴史まちづくり部史料編纂課長)、飯塚康行氏(同部まちづくり文化財課長)、岡宏三氏(古代出雲歴史博物館専門学芸員)はじめ関係諸氏の尽力および協力があったからこそである。ここに記して謝辞とする。なお、本図の存在が分ったことにより、松江城に関する文献及び史料はまだ他に埋もれている可能性が強くなってきた。新たな史料の情報があれば、紹介していただきたい。

(わだ よしひろ 米子工業高等専門学校名誉教授)

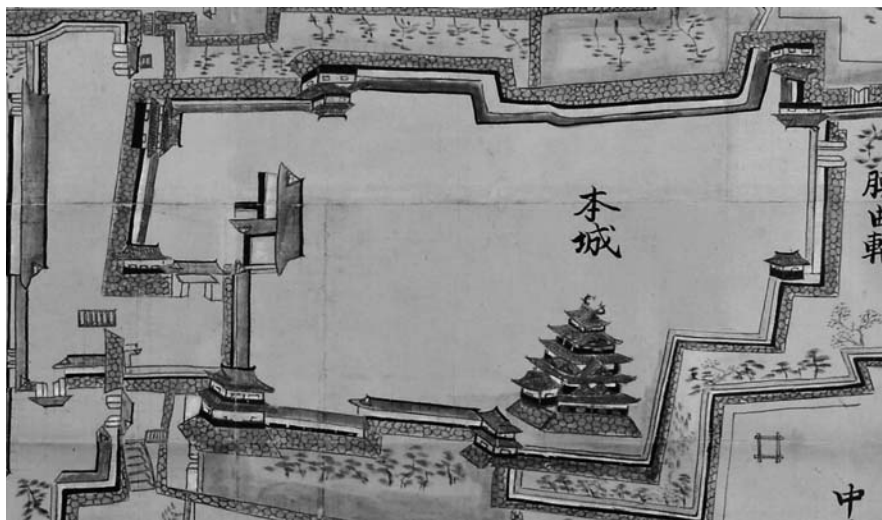
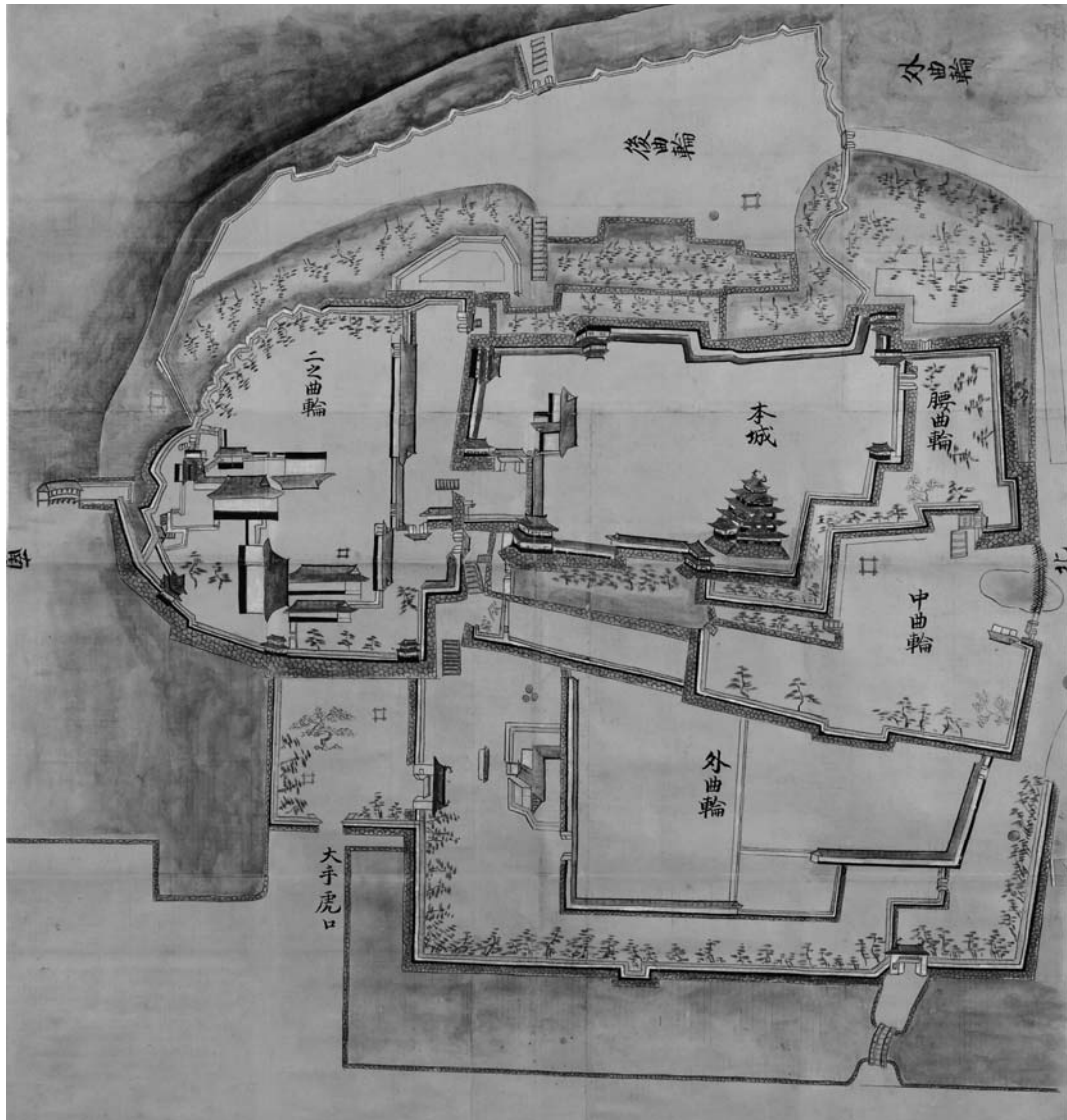


图3 「出雲国御本丸」(上/全図、下/本丸部分)

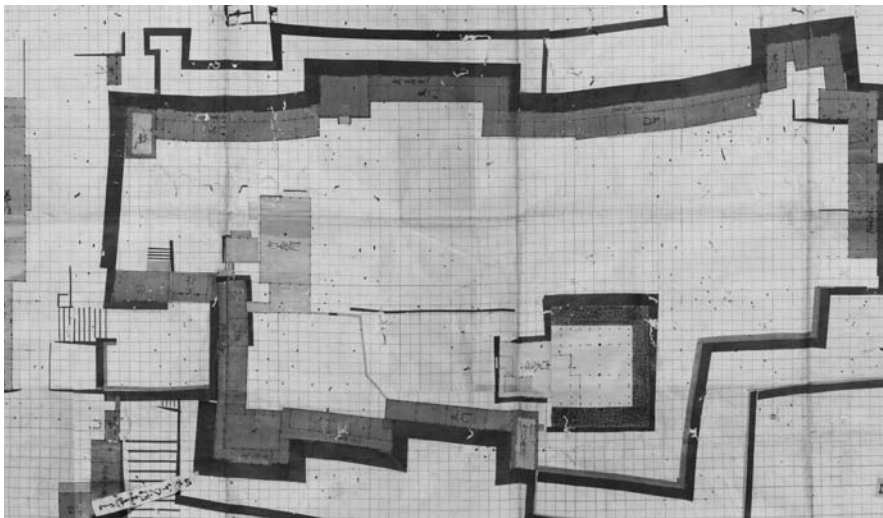
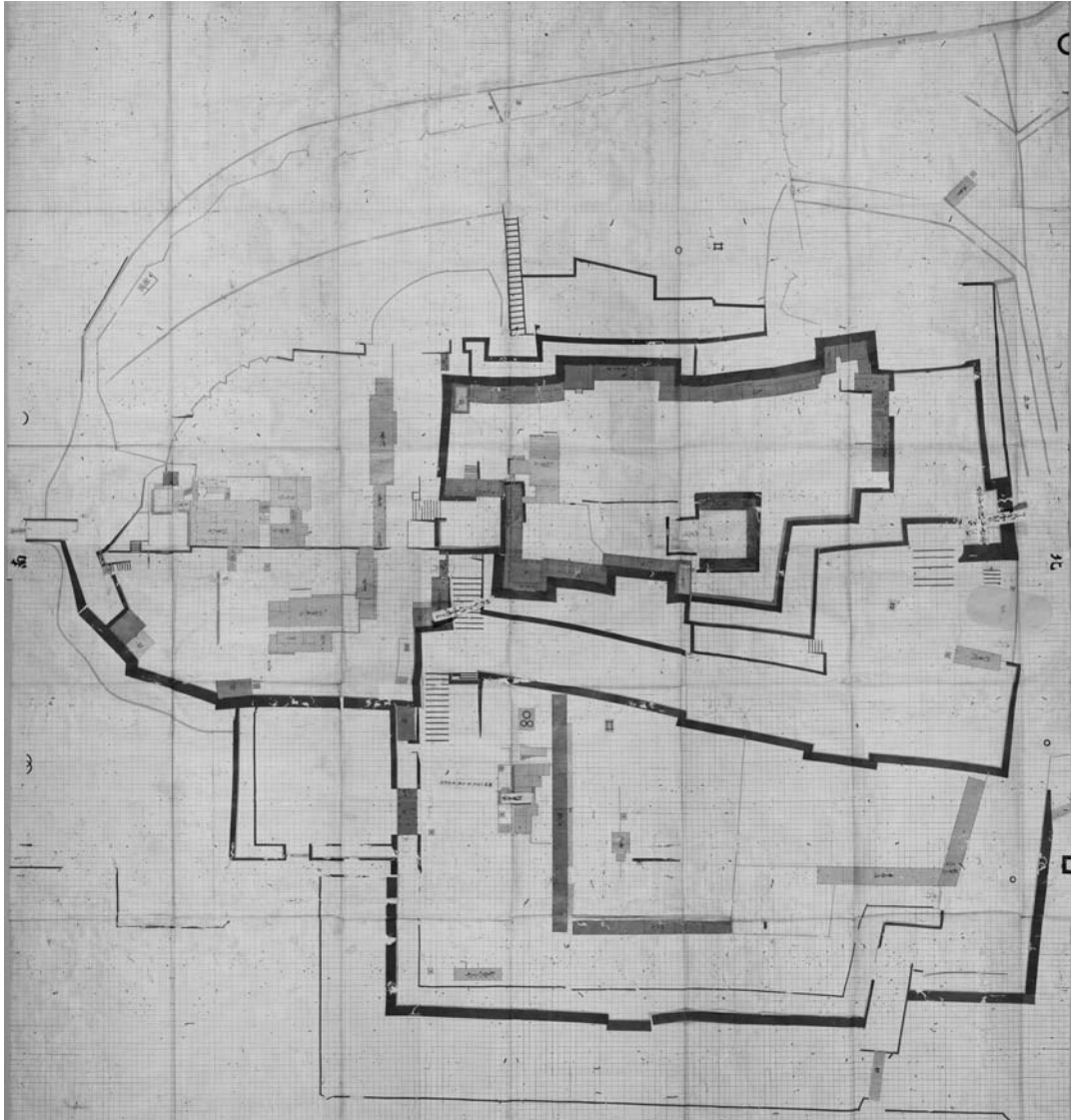


图4 「御本丸二之御丸三ノ丸共三枚ノ内」(上/全図、下/本丸部分)



図5 「御城内絵図面」(本丸及び二之丸部分)

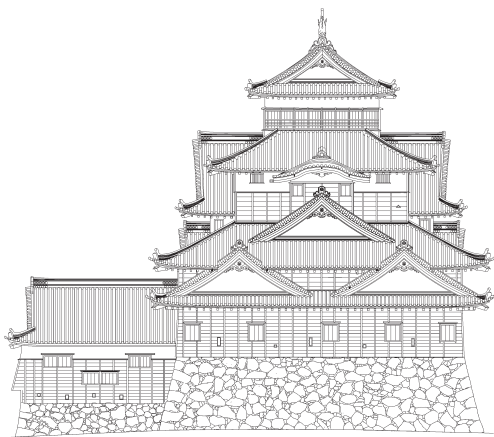


図6 「松江城天守東面復原図」
(金澤雄記・安高尚毅作)

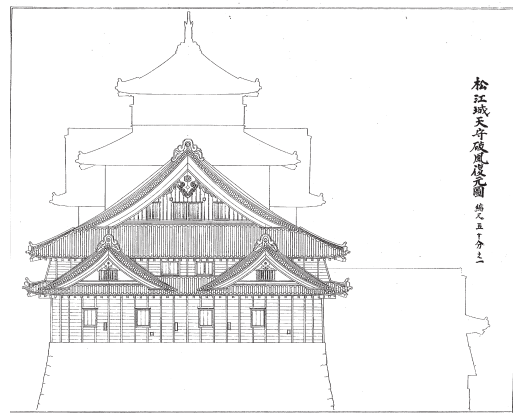


図7 「松江城天守破風復元図」
(「昭和修理工事図面」の内の1枚)

白瀉天満宮と西岩坂村平林家

喜多村理子

1. はじめに

白瀉天満宮は氏子をもたない崇敬神社で、7月24～25日（かつては旧暦6月24～25日）の祭礼は、松江城下でとても賑わいをもたらしてきた。しかし、その創建については判然としないところが多い。また、明治初めの神仏分離政策により別当寺であった松林寺が廃寺となり、神仏習合の実態を示す関係資料が伝えられていないため、調査研究もほとんど蓄積されていない。そのため『松江市史別篇2民俗』（2015）では、現在の祭礼をごく簡単に記述するに留めざるを得なかった。その後、松江市八雲町西岩坂の磐坂神社に奉職する平林家に白瀉天満宮関係資料が保管されていることが分かり、同家文書を整理して目録を作成した。白瀉天満宮と同家がどのように繋がっていたのかについて、その資料と伝承をここに報告する。

2. 城下町絵図からみた神仏習合の神社

松江城下町において別当寺が管理する神社は、白瀉天満宮、愛宕社、城内稲荷社などであった。これらの神社と別当寺との関係について、絵図からどのようなことが分かるのであろうか。

図1は、「堀尾期松江城下町絵図」（島根大学附属図書館所蔵）と呼ばれるもので、元和6～寛永10年（1620～33年）に作成されたと推定されている¹⁾。現在の殿町を中心として母衣町・北田町・南田町・北堀町・内中原町・外中原町に家臣団が居住し、寺や寺院はその周辺部に存在した。白瀉の地には、誓願寺・普門院・龍覚寺など数多くの寺院のほか、「天神」と「橋姫大明神」（賣布神社）が書き込まれている。天神は現在の白瀉天満宮の地に書かれているので、同社は堀尾期から現在地に鎮座していたとみて間違いはない。同地図には外中原の清光院近くの山に「愛宕堂」、山の麓に「愛宕坊」と「和田坊」が記載されているので、愛宕修験者たちによって愛宕堂が祀られていたようである。

京極期の寛永11～14年（1634～37）に作成されたと推測される「寛永年間松江城家敷町之図」（丸亀市立資料

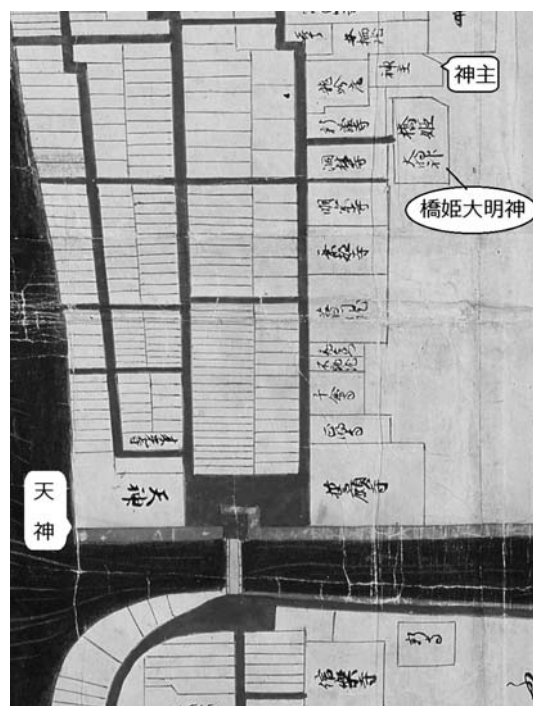


図1 堀尾期城下町絵図 島根大学附属図書館蔵
(上) 白瀉 (右) 外中原



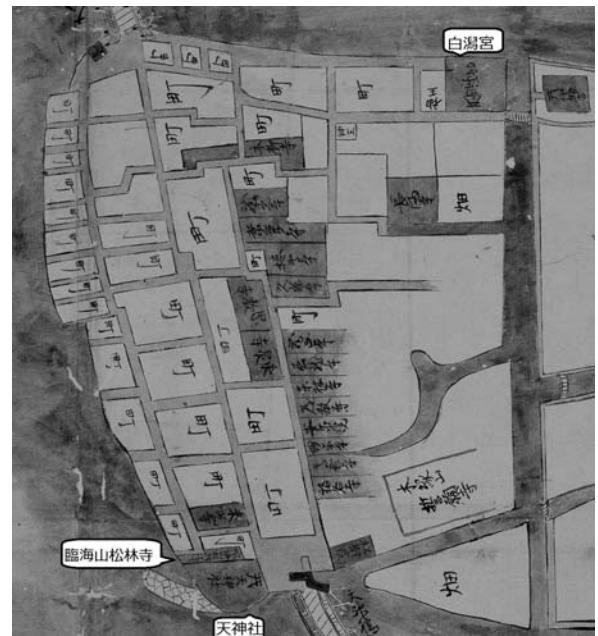
図2 1705年～1713年松江城下絵図
鳥取県立図書館蔵
(右) 外中原 (上) 城内 (下) 白潟



館所蔵)は堀尾期絵図と変わりがなく、白潟の地に天神と橋姫明神、普門院などの寺院があり、愛宕山の麓に愛宕坊と和田坊がある⁽²⁾。

正保年間(1644～48年)の「出雲国松江城絵図」(国立公文書館所蔵)には、白潟に「天神」、愛宕山に「愛宕」とあるだけで、ほかの寺院名・神社名は省略されている。ただ、現在の城内稲荷神社の位置に「宮」と記してある。松平直政の入国後に作成された地図なので、直政が城山に勧請したと伝えられる城内稲荷社と思われる⁽³⁾。

宝永2～正徳3年(1705～13年)作成の「松江城下絵図」(鳥取県立図書館所蔵)では、白潟の天神社の横に別当寺の「臨海山松林寺」が記され、白潟の橋姫明神は賣布神社現在地に移転して「白潟宮」と記されている。城山の「宮」と記入された地点には「稲荷明神」、その隣に「神主」とあり、稲荷社の別当寺普門院は白潟から北田町に移転した。愛宕山の麓では愛宕坊・和田坊が消えて別当寺の「宝照院」が書き込まれている。愛宕社の遷宮の際に祭祀を行っていた照床社神主については、堀尾期絵図には現在の阿羅波比神社の地点に「神主甚三郎」と記載されるだけであったが、この時期の絵図には「照床宮」、その横に「神主」と明記されている(図2)⁽⁴⁾。



これらの城下町絵図から、天神と愛宕社は堀尾氏の時代から変わらずに現在地にあること、白潟天神の別当松林寺(天台宗)、愛宕社の別当宝照院(天台宗)、城内稲荷社は松平氏の時代に建立されたこと、城を守るために城山の良の地に建立されたと伝えられる普門院(天台宗)は、白潟の地から北田町に移転して、城内稲荷社の別当寺となったという経過が窺える。

3. 白潟天満宮の始まりについての伝承

「白潟天満宮由緒書出」(島根大学附属図書館桑原文庫)は、「天神別当」として天神に影響力を有していた松林寺が宝暦14年(1764)2月に寺社町奉行の祝助太夫・伊東主部に提出したもので、天神につ

いて次のように説明する⁵⁾。

当社菅神之来歴者、畴昔薩摩守忠度当国守護之時、能義郡富田城築之たまふ刻、為奉行悪七兵衛景清下向当国、然而眼病発苦悩於心身、時に有靈夢之告不意忽に快眼す、因茲厚く菅神を信向しみつから尊像を刻彫し、鎮守として勸請於城内渴仰し畢、厥以往堀尾山城守殿当府へ富田城移転之刻、本是城地鎮守之社故に崇敬浅からず、依之みつから宰領与なり当社移転有之、只今之門富田越之証跡無紛者也

薩摩守平忠度が出雲の守護職に就き富田城を築く時に、藤原景清が奉行として当国に下向した。下向中に景清は眼病に罹った。この時、夢の中のお告げによって天神を信仰して治癒したことから、富田城に鎮守として祀った。その天神を堀尾氏が亀田山に築城の際に松江に遷したという。

しかし、その勇猛さゆえ「悪七兵衛」という異名をもつ景清は、平家物語の読み本や琵琶法師の語りに登場し、謡曲・幸若舞・浄瑠璃など、多くの景清物が世に広まっていた。全国各地に景清伝承があり、これもその中の一つと考える方が妥当であろう。また、堀尾氏は尾張地方出身で東海近畿地方にて活躍した武家であり、その菩提寺は京の俊巖院（のち春光院と改称）であった。景清の時代から400年近くも富田城の鎮守として祀られていた天神を、分霊を勸請するならばともかく、移転させる動機が堀尾氏にあったであろうか。

松江藩時代の神仏について記録した『雲陽誌』（享保2年・1717年成立）は、富田城内の天神を堀尾氏が松江に遷したという上記の説と、堀尾氏が遠州浜松からこの地に移る際に浜松に祀られた天神を勸請したという説とを紹介している⁶⁾。

天神 菅公をまつる、古老伝云悪七兵衛景清能義郡富田の城を築かんとて当国にくたれり、然に双眼をいたむこと甚しく心身悩乱せり、故に菅神をいのりければ忽靈夢ありて明を得たり、是をもって菅廟を富田城中に遷て厚崇敬せり、その後堀尾氏亀田山に城郭を築たまふ時、富田城内の鎮守なれば先菅社を此所に建立し給ふ、別当は天台宗松林寺と号し臨海山といふ、古来より今にいたりて毎月連歌を興行す、祭日二月廿五日なり、或日堀尾氏遠州浜松より当国に来る時、彼地の菅神を爰に勸請したまふともいひ伝、縁起証文残す紛失して由来不詳、延宝五年元禄十四年太守源綱近公建立修造の棟札はかりあり

『雲陽誌』が編纂された時代から240年近く経過した1954年から56年にかけて、山陰日日新聞島根版に「松江八百八町内物語」が連載され、同新聞社によって「白瀉の巻」、「末次の巻」の二巻に編集されて刊行された。荒木英信および当時島根大学の学生だった田中蛸一・名原武雄らが松江城下町の各地で聞き取り調査を行なって記述したものであった。その中の白瀉天満宮に関する記述では、『雲陽誌』で紹介された富田城の天神を遷したという説と堀尾吉晴が浜松の天神を勸請したという説の他に、異説として堀尾忠晴（忠氏の間違ひ）の夫人長性院の子女が京都北野天満宮の分霊を勸請したという説も存在することに僅かながら触れている。

長性院とは、堀尾忠氏の妻で忠晴の母長松院のことである。雲陽誌にも記述されなかった、長松院が北野天満宮勸請に関係するという話は、本論で取り上げる平林家に伝えられる伝承で、聞き取りでは一部に伝承の間違ひが見られるものの、戦後の時期にこの伝承が白瀉天満宮近辺で聞き取りできたことを、連載記事は物語る。

4. 磐坂神社平林家文書

平林家は、松江市八雲町西岩坂に鎮座する磐坂神社（近世は小坂大明神）、桑並川上流の桑並に鎮座する志多備神社（王子権現）、秋吉に鎮座する田村神社（金田大明神）に奉職する社家である。同家は

近世から昭和期までの約200点の資料を保管しており、毛社神社（八雲町東岩坂鎮座）を兼務するようになってからは同社から移管された「星上大餅御當年請取渡シ書記帳」も保管する⁷⁾。資料の大半は近代のもので、明治から昭和19年までの辞令・講習証書・免許・軍事郵便などである。近世資料の数は少ないが、「意宇郡西岩坂村神社指出シ帳（控）」（享保12年丁未9月）、「意宇郡西岩坂村神社旧記（控）」（宝暦14年甲申2月）、「白瀉天神社記録」（明治元年辰十二月5）など、いつかの資料には白瀉天神に関する記載がみられる。

（1）神道裁許状

同家文書の中で注目されるのが、貞享元年（1684）から文久2年（1862）までの神道裁許状である。

貞享元年6月13日、国造出雲直治（千家）および国造出雲兼孝（北島）は平林忠次（筑後守）に対して小坂大明神と松江天神（白瀉天満宮）の祠官として風折烏帽子と狩衣の着用を認可した（図3・図4）。同家に保管されている国造家の裁許状はこの貞享元年の2通のみで、正徳4（1714）年7月4日には平林忠重（近江守）は国造ではなく吉田家から、小坂大明神・王子権現・金田大明神・松江天神の祠官として風折烏帽子と狩衣の着用を認められた（図5）。以降幕末まで吉田家から神道裁許状が授与されている（表1）。このように、平林家の神道裁許状の発給者が国造家から吉田家に変化した背景については、先行研究を引用しながら説明したい。

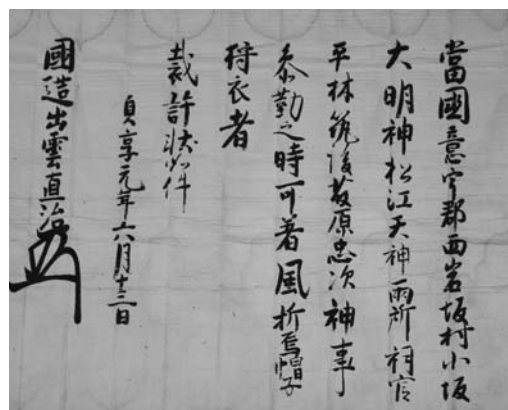


図3 千家直治の裁許状

井上寛司（井上2006）は、現在までのところ出雲国における吉田家神道裁許状の初見は文禄3年（1594）2月21日に秋鹿郡足高大明神の家原家に対して発給されたもので、一方国造家の裁許状の初見は元和4年（1618）であることから、国造家が吉田家に対抗して発給するようになったことは明らかで、その思想的背景として吉田神道に触発されて独自のオオクニヌシを中心とする新たな由緒づくりが行われたことを指摘する⁸⁾。

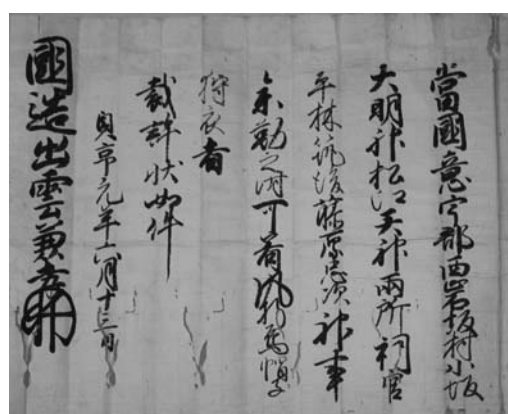


図4 北島兼孝の裁許状

寛文5年（1665）7月に幕府が出した「諸社禰宜神主法度」（神社条目）の第三条には、「無位之社人可着白張、其外之装束者以吉田之許状可着之事」とあり、祭礼で風折烏帽子と狩衣を着用するには吉田の裁許状が必要であると規定された。

石塚尊俊（石塚1974）によれば、出雲国では国造の裁許によって風折烏帽子・狩衣を着用していたため、国造家は幕府に異議を唱えて幕府からも藩からも承認されたが、さらに朝廷に綸旨の降下を願い出た。寛文7年5月7日、国造家は霊元天皇から「然則於社中進退成、事无巨細可規倣其制度者」という、世にいう永宣旨を賜ることができた。そして、翌年5月11日には松江藩からも、国内の社家の装

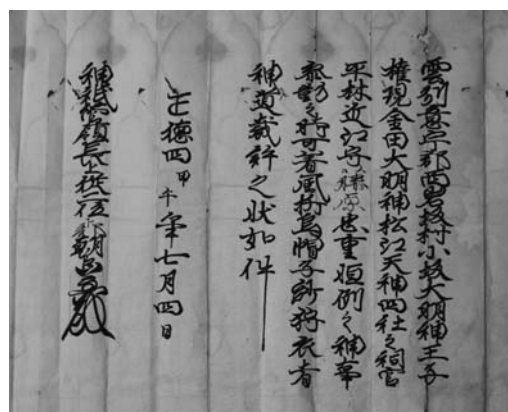


図5 吉田家の神道裁許状

表（1）平林家の神道裁許状ほか

No.	内容	作成年月日	西暦	差出人	受取人
1	小坂大明神・松江天神の祠官として、風折烏帽子狩衣の着用を認可	貞享元年6月13日	1684	国造出雲直治	平林筑後藤原忠次
2	小坂大明神・松江天神の祠官として、風折烏帽子狩衣の着用を認可	貞享元年6月13日	1684	国造出雲兼孝	平林筑後藤原忠次
3	小坂大明神・王子権現・金田大明神・松江天神の祠官として、風折烏帽子狩衣の着用を認可	正徳4年甲午7月4日	1714	神祇管領長上従二位卜部朝臣兼敬	平林近江守藤原忠重
4	小坂大明神・王子権現・金田大明神・松江天神の祠官として、風折烏帽子狩衣の着用を認可	明和3年3月26日	1766	神祇管領長上従二位卜部朝臣兼雄	平林飛騨守藤原忠義
5	小坂大明神・王子権現・金田大権現の神主、松江天神の祠官として風折烏帽子狩衣の着用を認可	文化2年閏8月11日	1805	神祇管領長上従二位卜部朝臣良連	平林筑前藤原貴忠
6	六根清浄大祓の授与	文化2年閏8月11日	1805	神道管領	藤原貴忠
7	小坂大明神・王子権現・金田大明神の神主、松江天神の祠官として祭礼に衣冠の着用を認可	文化10年正月28日	1813	神祇管領長従二位卜部朝臣	藤原貴忠
8	小坂大明神・王子権現・金田大明神の神主、松江天神の祠官として風折烏帽子狩衣の着用を認可	天保5年8月5日	1834	神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣良長	平林縫殿輔藤原忠道
9	小坂大明神・王子権現・金田大明神の神主、松江天神の祠官として祭礼に衣冠の着用を認可	天保12年9月11日	1841	神祇管領長上侍従卜部朝臣	藤原忠道
10	斎服の着用を認可	丑9月	1841	鈴鹿出羽守・鈴鹿筑前守・鈴鹿豊後守	平林縫殿輔
11	小坂大明神・王子権現・金田明神の神主、松江天神の祠官として風折烏帽子狩衣の着用を認可	嘉永7年7月17日	1854	神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣良熙	平林國之助藤原忠朝
12	小坂大明神・牛頭天王・王子権現・金田大明神の神主として祭礼に衣冠の着用を認可	文久2年4月11日	1862	神祇管領長上侍従卜部朝臣	平林隼人藤原忠朝
13	斎服の着用を認可	文久2年4月11日	1862	神祇管領長上卜部朝臣	藤原忠朝
14	陰陽行儀の授与	文久2年4月11日	1862	神祇管領長上卜部朝臣	藤原忠朝

束は吉田・杵築の免除なくして着用することはできない、という確認書を得た。ところが、佐陀社は杵築大社の触下に入らず、島根郡・秋鹿郡・楯縫郡と意宇郡西部の権利を主張していた。そして、国造家の出雲一国に対する特権は、秋鹿郡の幣頭吉岡家の後継論争を契機に瓦解することになった。⁹⁾

小林准士は、松江藩では本所に対する触頭を社頭と呼び、「藩」－「社頭」－「幣頭」－「一般神主」という系統で支配していたので、神社・神職の身分統制は松江藩における神社・神職に対する行政的支配と関係する問題でもあったことを指摘する¹⁰⁾。幣頭吉岡家の後継をめぐる秋鹿郡と島根郡の神職が争い佐陀社に訴えて審議が行われていた処に、杵築大社が島根郡側を肩入れするかたちで介入したことから、後継者問題は杵築大社と佐陀社の神職に対する統制権の問題へと発展した。元禄9年（1697）、松江藩の裁定に不満を抱いた国造は幕府の寺社奉行に出訴、「永宣旨」を根拠として出雲一国の統制権を主張したが、翌年8月国造側が敗訴して佐陀社の3郡半の支配が認められた。しかも、千家直治と北島兼孝は国造職から退くことを命じられた。国造家は裁許状の発給を禁じられ、出雲国の神主は吉田家の神道裁許状を受けることになった。この両社の争論の結果、杵築大社の触下は出雲十郡中の神門郡・出雲郡・飯石郡・大原郡・仁多郡・能義郡と意宇郡東部、佐陀神社の触下は島根郡・秋鹿郡・楯縫郡と意宇郡西部と定まった。¹¹⁾

以上が、平林家の裁許状発給者が両国造家から吉田家に移行した理由である。こうして、意宇郡東部の神社は一部を除いて杵築大社の触下に入りながら、吉田家から神道裁許状を受けるようになった。出雲国造家にしても吉田家にしてもその裁許状には、姓が平林であっても藤原という平安時代の氏、および〇〇守という受領名が書かれている。烏帽子狩衣の着用、藤原氏などの尊称、受領名を認めてもらうには納付金が必要で、本所が京ならばなおさら費用が嵩んだ。

ところで、明和3（1766）年3月26日に平林忠義（飛騨守）は小坂・王子・金田・松江天神の祠官として神道裁許状を得ているが、文化2（1805）年閏8月11日の平林貴忠（筑前守）に対する神道裁許状、天保5（1834）年8月5日の平林縫殿輔（忠道）に対する神道裁許状、嘉永7（1854）年7月17日

の平林國之助（忠朝）に対する神道裁許状には、小坂大明神・王子権現・金田大明神の神主、松江天神の祠官として風折烏帽子と狩衣の着用を認めるとある。祠官とは神社を管理する神主のことを指す。なぜ、貞享、正徳、明和の時代には4社の祠官と表現されていたものが、1800年代に神主と祠官とを使い分けるようになったのだろうか。吉田家神道裁許状における祠官と神主の使い分けについては、よく分からない。

ともかくも、西岩坂村の平林家は松江天神、すなわち白瀉天満宮の祠官として初めは両国造家から、正徳4年からは吉田家から認められていた。ところが、文久2（1862）年4月11日に平林隼人（忠朝）に授与された神道状には、小坂大明神・牛頭天王・王子権現・金田大明神の神主として祭礼に衣冠の着用を認めるとあって、松江天神が書かれていない。牛頭天王は祇園社で祀られる祭神であり、これは西岩坂村内の神社であって、松江天神とは関係がない。平林家は明治維新の直前に松江天神の祠官ではなくなっていたのであろうか。

（2）旧県史・郡誌の調査

神道裁許状の保存状態は概ね良好であるが、その他の資料は虫食が甚大で貼付のため開封不能なものが多い。同家は水害に遭ったことがあり、その後に高台の現在地に移転した。水に濡れたために資料の劣化が進行したのであろう。ただ、幸いなことに同家資料は大正期に県と郡によって調査されており、大正2年（1913）に県史編纂掛が表（2）の資料①～⑫を筆写していた。さらに、1926年に刊行された『八東郡誌文書篇』（奥原福市編、八東郡自治協会発行）には、⑫の書状と、⑬「山名久太賽田所知状」（明徳3年4月5日）の解説文が掲載された。

現在保管されている平林家文書は、資料⑬の明徳3年に山名が別当荘内に宛てた所知状が行方不明となっており、⑩⑪もまた所在不明である。④は綴りが解けて一部分が残されているに過ぎない。⑤⑥⑦⑨は虫食甚大、または貼り付いているため開封不能の状態である。したがって、大正期にこれらが筆写されたり、あるいは解説文が掲載されたことは幸運なことであった。

表（2）旧県史編纂時筆写の資料、および八東郡誌文書篇掲載資料

No.	資料名	作成年月日	作成者	宛名
1	「意宇郡西岩坂村神社指出シ帳」控	享保12年丁未9月	神主平林外衛	幣頭松岡筑前
2	「意宇郡西岩坂村神社旧記」控	宝暦14年甲申2月	神主平林織衛忠義	幣頭松岡権頭
3	「意宇郡西岩坂村神社并尊号覚」控	安政3年辰5月	神主幣老平林縫殿助	幣頭代勤川上美織
4	「出雲国意宇郡大草郷内西岩坂村延喜式内磐坂神社」控	慶応4年辰5月	神主平林縫殿之助	川上美織
5	「白瀉天神社記録」	明治元年辰12月5	平林縫殿之助	
6	「十三条区別之廉書」控	明治3年庚午12月	平林国雄	松江藩神祠懸
7	「意宇郡西岩坂村神社地形図」控	明治4年未4月	平林国雄	
8	「磐坂神社宝物古器物目録控」	明治14年カ	平林寛爾	
9	「田村神社健雄神社宝物古器物古文書目録控」	明治14年2月23日	平林寛爾	戸長曾田繁蔵
10	「磐坂神社釵奉納以来之古文書」	文化12年乙亥正月	平林飛驒藤原忠義	
11	「平林家世代略系」	享保19年水無月	清麿	
12	書状	元和元年正月吉日	やしき にし	ゑちこ
13	所知状	明徳3年4月5日	山名久太	別当荘内

（3）伯州宗隆の刀

宝暦14年2月の「意宇郡西岩坂村神社旧記（控）」（平林家文書1-3）には次の宝物が列記されている。

宝物

刀一腰 鉾五本 弓二張 矢五本

大刀一腰 銘 伯州住宗隆

指裏ニ 震精 古曰研鉄俊貌光先天銘火精今此刀切甲冑快依之云爾雲陽三沢住士為清腰之

大刀は伯耆国宗隆製作のものであった。伯耆は良質な鋼を生産する地方で、平安時代に伯耆安綱が製作した反りのある日本刀は、室町時代から「天下五剣」の一つと評価され、現在国宝になっている。磐坂神社宝刀に刻まれた「宗隆」がいかなる人物か不詳であるが、鞘の指裏に「三沢住士為清」の大刀であると書かれている。

三沢氏は中世出雲の国人で、鉄を生産する奥出雲を本拠地としていた。応仁の乱では山名氏の西軍に加勢し、その後も時々の勢力と結びつきながら国人としての地位を維持した。天文12年（1543）に大内義隆の富田城攻めの際に、三沢氏は大内方に帰属したため、尼子氏は三沢氏の惣領を殺害して、幼少の才童子丸に交替させた。これがのちの爲清である。この時、尼子晴久は横田荘を奪取し、鉄の生産地を支配するに至った。その後、毛利氏が出雲国衆へ調略を行った際に三沢氏は毛利方に帰属した。永禄9年（1566）富田城が落城し、12年三沢爲清に津田郷・白瀉・出雲郷があてがわれた。永禄13年2月に白瀉が毛利氏に制圧されてから、実質的に三沢氏が白瀉を知行した。三沢氏の白瀉支配は約20年間続き、惣国検地によって意宇郡における国衆領が排除されると、天正18年（1590）に三沢氏は長門国へ配置換えとなり、出雲国の所領を総て失ったという（松江市史通史編2 中世2016）⁹²。

平林家はこの大刀を特に大切にしてきた。上記の旧記には、これを盗んだ者が巡り巡ってこの刀で切られたり、あるいは一家病死したりという神罰を受けた物語が記載されている。天保4年（1833）に成立した『出雲神社巡拝記』（渡部彝）には、「当社に仁多郡三沢の城主三沢三郎左エ門為清の奉納せる刀一柄あり、此奉納の趣意ハ当社格別武勇の神たるに依り、爲清是を尊信して時しも乱世の事なれば天下大平に成行祈願を込め此刀を納たりとぞ、今其刀当社に納あり、巡拝の人社家に乞ふて一覽すべし、右刀ふきたる紙所持する者ハ化生のわざハひなしと云、此刀に銘文あり」と記述され、上記銘文の読み下しが掲載されている⁹³。宝刀の評価を高めるため、神罰の物語を創作したり、ふいた紙を持っていれば化物の災いがないとその靈妙不可思議な力を宣伝していたようだ。

（4）平林家の歴代神主

平林家がいつの時代から同地域の神社に社家として奉職するようになったのかについては不明である。表（3）は神主を勤めた者と、その人物が登場する資料と参考資料の一覧である。

同家の最も古い文書は、明德3（1392）年4月5日に山名久太が別当荘内に対して「志多備谷賽田之外参段」の所知を認めたもので、この「別当荘内」が庄内義忠と考えられている。志多備谷とは西岩坂の桑並に鎮座する志多備神社（王子権現）近辺であろう。清麿が記録した「平林家世代略系」（享保19年水無月）には、庄内義忠は越後川ノ戦に全身傷を負い帰郷、石坂の社官となり、応永13年（1403）2月6日に没したという口伝が記されている。ただ、明德3年の文書は既述のように1926年（大正15）に刊行された『八束郡誌文書篇』に解説文が掲載された後、その所在が不明となった⁹⁴。したがって、庄内義忠の存在について正確には分からない。

忠助は、天文13年（1544）6月大旱の際に尼子太守の命によって星神山、岩坂明神にて降雨の祈禱をしたと口伝される。慶長～天和年間には裁許状が保管されていないので、兼輔太夫～忠勝までは「意宇郡西岩坂村神社指出シ帳（控）」（享保12年9月、平林家文書1-2）に記録された神社棟札を参考とした。

貞享元年に出雲両国造家から裁許状を受けた筑後（忠次）は、北島国造家所蔵の「広江主米注進状」（元禄9年子12月17日）にもその名がみえる。同文書は国造家と佐陀社とが紛争中の時期に作成されたもので、国造と関係の深い神魂社に対して、幣頭であった芦高社の広江主米が祭礼に参加した25名の神職連名の上で注進したものである⁹⁵。

近江（外衛）は、「意宇郡西岩坂村神社指出シ帳」（享保12年丁未9月）の提出者で、松林寺と激しく

表（3）平林家の歴代神主

人 名	資料・口伝の年月日	西 暦	登場資料（参考資料）、《口伝》
庄内義忠	明德3年4月5日	1392	山名久太の所知状
<この間不詳>			
忠助	《天文13年6月》	1544	《大旱の際に尼子大守によって星神山・岩坂明神にて祈禱》
<この間不詳>			
兼輔大夫藤原忠清（刑部大夫）	慶長10年9月9日	1605	王子権現棟札（享保12年9月神社指出帳）
蔵大夫（蔵太輔・伊勢）	慶長13年春	1608	小坂大明神棟札（享保12年9月神社指出帳）
権大夫	慶長18年11月	1613	《北野天神から勧請》（享保12年9月神社指出帳）
角蔵	寛永15年9月9日	1638	王子権現棟札（享保12年9月神社指出帳）
宇内忠富	正保2年	1645	《正保2年任職》（享保19年清麿の世代略系）
靱負兼忠			《早世》（享保19年清麿の世代略系）
近江藤原忠勝	延宝8年2月28日	1680	小坂大明神棟札（享保12年9月神社指出帳）
筑後藤原忠次	貞享元年6月13日 元禄9年・12年	1684 1696・99	両国造の裁許状 金田大明神の棟札・王子権現の棟札（享保12年神社指出帳）
近江藤原忠重（外衛）	正徳4年7月4日 享保12年9月	1714 1727	吉田家神道裁許状 享保12年神社指出帳の差出人
飛騨藤原忠義（織衛）	宝暦14年2月 明和3年3月26日	1764 1766	宝暦14年2月神社旧記の差出人 吉田家神道裁許状
筑前藤原貴忠	文化2年8月11日	1805	吉田家神道裁許状
国雄藤原忠道（縫殿之助）	天保5年8月5日 安政3年5月 慶応4年5月	1834 1856 1868	吉田家神道裁許状 西岩坂村神社并尊号覚の差出人 意宇郡大草郷内西岩坂村延喜式内社磐坂神社の差出人
国之助藤原忠朝（隼人）	嘉永7年・文久2年	1854・62	吉田家神道裁許状・神道状
寛爾藤原義則	明治7年2月12日	1874	県からの磐坂神社社掌の任命書
玉之進	明治28年5月6日	1895	県からの任命書の肩書に磐坂神社・桑並神社・田村神社社掌

備考：資料に登場しない神主は漏れている可能性がある。

争論した時の文書が残されている。飛騨（織衛）は、「意宇郡西岩坂村神社旧記」（宝暦14年甲申2月、平林家文書1-3）の提出者である。天保5年（1834）8月5日に裁許状を発給された国雄（忠道・縫殿之助）は、安政3（1856）年5月の「意宇郡西岩坂村神社并尊号覚」および慶応4（1868）年5月の「延喜式内磐坂神社」の提出者である。若くして神職を子に譲って京に上り頼山陽の門下生となった。帰郷後は漢方医となり、明治元年に僧祇が排除されてから白瀉天満宮の祭祀を勤めた。国之助（忠朝・隼人）は、嘉永7（1854）年7月17日の神道裁許状、文久2（1862）年4月11日の神道状があり、漢学者伊藤宜堂の有隣塾の門下生となっていた。

5. 臨海山松林寺

18世紀初めあるいは半ば頃に藩に提出された寺社の書出を基に編纂されたと推定されている『出雲鋏』には、天神社について、祭礼は6月25日で、会式は享保8年（1723）6月から始まり、童子らが相撲を取り、夜には踊りを催し、参詣人は門前に市を為すとあり、次のように記述されている。

実ハ前太守堀尾出雲守（朱字）「忠氏」殿勧請仕奉祝、御社建立堀尾山城守（朱字）「忠晴」殿慶長年中ニ

社領 三十二石 於河津村
 神宮 臨海山松林寺
 鑿取 岩坂村筑後
 地藏堂 一軀 龍覚寺支配
 十王堂

松林寺が宝暦14年に藩に提出した「白瀉天満宮由緒書出」（前掲）には、以下のように報告されてい

る。

山門末寺 天神別当 臨海山松林寺

一 天満宮 一字

本社 九尺四方（貼紙「延宝五丁巳年太守隆元院殿御建立」）

廊下 桁行式間 梁行壺間 拝殿 桁行五間 梁行式間半

一 御社領 高三拾壺石

（宝物、境内社、鳥居、門を省略）

一 境内 東西三拾五間 南北四拾三間

（延宝5年、元禄14年、享保12年、寛延元年の棟札写しを省略）

一 寺本堂 桁行四間半 梁行五間

一 庫裡 桁行八間 梁行四間

一 本尊 十一面観音 作不知

一 古作 如意輪観音 作不知

一 御宮寺本堂并門扉覆御普請ニ而御座候

一 境内弁財天稲荷荒神社、寺庫裡之分自力普請ニ而御座候

一 当寺開山之人不相知、往古ハ盲目或ハ山伏連歌修行之者相勤候与申伝候、隆元院様御代清僧地ニ被遊 御改当住持九代以前天台宗法印豪全住職被 仰付、夫々代々鰐淵寺より移転住職相勤候

一 鵜取壺人 意宇郡岩坂村平林外衛代々相勤候

一 幣頭幣下共ニ無御座候

一 末寺并氏下無御座候

一 境内之風景湖水遠山眺望難及毫端略之

一 白瀧天満宮者社務従往古一社一例別当勉之稱臨海山松林寺

（「当社菅神之来歴者」以下は「松江天神の始まりについての伝承」に既述のため省略）

一 従往古毎月廿五日修行護摩、就中六月廿四日廿五日格別催祭礼、莊嚴三密瑜伽之檀場湛五智之瓶水護摩并転読大般若経、是偏に 国君長栄之為祝祈修之読之ものなり

一 為古例毎歳節分除夜就中従正月元日至三日護摩修行畢

一 従古来 国家為祝祈毎月六日催連歌之興行百韵満座畢

（以下略）

天満宮の境内には、本社・廊下・拝殿、弁財天社、稲荷荒神社、鳥居、門があった。天満宮本社は延宝5年（1677）に建立されたもので、その時の棟札には「大檀越本州大守源君綱近公」、「延宝五年丁巳十二月二十五日 御奉行 三谷権太夫 村松民部隆賢 石原九左衛門定張」、「御遷宮導師鰐淵寺松本坊阿闍梨賢者法印傳與 当住持松林寺権大僧都賢者法印豪全」と書かれている。以降、元禄14年10月23日、享保12年8月21日、寛延元年12月14日の棟札はいずれも遷宮の導師を鰐淵寺阿闍梨が勤めたことを記す。松林寺住持は代々鰐淵寺から派遣された僧だった。本堂には本尊十一面観音と如意輪観音が祀られていた。

松林寺については、往古は盲目あるいは山伏で連歌修行の者たちが勤めていたが、第3代藩主綱近の時代に清僧の地にして、鰐淵寺から豪全が移って住職になったと説明する。したがって、同寺が別当として天満宮に影響力をもつのは延宝5年（1677）頃からと判断できる。

鵜取は岩坂村平林外衛で、幣頭幣下も末寺氏下も無い社寺であるといい、節分除夜、正月元旦から三

日間、および毎月25日に護摩修行を行い、中でも6月24～25日の祭礼には特別な祈禱を行っているという。また、毎月6日には百句を一作品とする長連歌を天神に奉納する催しが開かれていた。

『出雲鞆』に登場する「岩坂村筑後」は、貞享元年に出雲の両国造家から松江天神の祠官及び筑後守の受領名を認められていたが、同書には「鬻取」、すなわち鬻を叩いて神楽を奏する者であると記されている。「白瀉天満宮由緒書出」に登場する外衛（近江・忠重）は、正徳4年（1714）に吉田家から松江天神祠官であることを認められていたが、同書出には「鬻取」と書かれている。

以上のように、松林寺は白瀉天満宮に奉職する西岩坂村の平林家を「鬻取」の扱いにしていた。これに対して、平林家は裁許状を得た正式な神主であることを主張する。

6. 別当松林寺と平林家の争論

平林外衛が享保12年（1727）9月に幣頭松岡筑前に提出した「意宇郡西岩坂村神社指出シ帳」（控）には、「松江白瀉町天神 此天神堀尾山城守様御袋様長性院様ヨリ私先祖権太夫と申神主へ被仰付、則京北野へ参御尊体御供仕、此元へ観請仕、御神事毎月廿五日ニ私参執行仕候」と書かれている。すなわち平林家は、松江天神は堀尾忠晴の母である長松院の命によって権太夫が京の北野天神から勧請したものであり、毎月25日には松江に出て祭礼を行ってきたと主張していた。

平林家文書の中に、「松林寺返答書」と書かれた竖帳がある（平林家文書1-4-1）。「申七月九日」とあるだけで年が欠けているが、宛名の田中藤右衛門と乙部軍兵衛がともに寺社町奉行だったのが享保12～17年、その間の申年は享保13年（1728）である⁹⁰。松林寺返答書に対する外衛の反論を記した「再返答書」は綴りが解けてばらばらになった上に何枚も欠けている（平林家文書1-4-2、1-4-3）。この2点の資料は、何故か旧県史の文書調査で筆写されていないので、その要約を紹介しておこう。なお、「松林寺返答書」（控）の全文は註に記しておく⁹¹。

松林寺は神主側の訴えに対して、10箇条にまとめて以下のように反論した。

6月の祭礼の際に筑前が位階を理由に内殿に入って勤めたいと申しましたが、一社一例之社であるから総て別当の考え次第で勤めており、祭礼では社家は内殿に入らずに扉の外で神拝してきましたので、俄かに規則を変更することも難しいことを理由に断りました処、神主側が御役所に訴えました。城内稲荷社では社僧・神主・鬻取が勤めていますが、当社では社僧と鬻取だけであり、別当は内殿で勤め、鬻取は拜殿で神楽を勤めております。御祈禱を勤める社司共が神前に入り神拝をよく行わないならば、神仏の霊に通じる道理もありません。外衛が杵築と吉田から松江天神社司として裁許状を得ていると申すのは、偽りでもないでしょう。そのような社司を古来から鬻取として召しているのは、天神の御威光のあまり一社一例の社の規模だからです（1条）。

「筑前」とは、平林外衛がその幣下となっていた幣頭松岡筑前のことである。「幣頭」とは、社頭（杵築大社あるいは佐陀社）と一般神主との中間に位置する神主で、上意^{かた}下達あるいは下意上達の役割を果たした。松岡家は杵築大社が支配する意宇郡東部の幣頭であった。また、松岡家は出雲郷の芦高社（現阿太加夜神社）の社家でありながら、城山の稲荷社・若宮八幡宮（合殿）を兼務し、その別当は既述のように普門院だった。松林寺は続けて次のように主張した。

当年の祭礼を社家に勤めさせなかったのは、去年不法の者共を招いて勤めさせたからで、湯立てを略しました。神慮公儀に憚らなかつたわけではありません（2条）。6年前に取り交わした書付についていろいろ申しておりますが、その書付というのは先日写しをお目かけました書付です。後々の為に定めた書付で、内容に違背しておりません（3条）。外衛が、裁許状を所持する神主であるから初穂や散銭までも配当に預かるべきで、先祖から無念に思ってきたと申します

が、当社の鬻取であることは紛れも無いことです（4条）。6年以前に取り交わした書付に種々に道理を申し立てますが、紙面の通りであり、鬻取の申し立てる意味ではありません（5条）。当年は拙僧がとりわけ賑々しく勤めて湯立てはしませんでした。仏事の入料として神楽銭半分を出す道理はないと申しますが、神楽銭は湯立料とも仏事料とも決めていないことは言うまでもないことです（6条）。殿様が御社参の時に神楽を奉納してきたのに、去年9月、今年正月と5月に別当から通達しなかったため出勤しなかったと鬻取が申し立てたことは、その通りです。しかし、武運長久の御祈禱は毎日懈怠なく行っております。急なる時は神楽を省略することは前々からのことであります。そうはいっても神楽を略さぬようにと思召されるならば、以後は鬻取に神楽をさせます。鬻取の神楽を断絶させたいという悪意はありません（7条）。3年前の遷宮の際に仮殿の古道具等を鬻取へ渡しました処、配当がないと申し出ました。古来は配当があったという書付を所持している由、左様な書付をすぐに見せたならば取り計らいもしましたが、そのような書付も見せずして、拙僧が我意を通そうとしているとばかり申し出ております（8条）。初年に取り交わした書付に戻すように仰せ付けられるならば、有難く思います。以後互いに違乱せぬように念を入れて初年に定め、講中惣代として初年当番が列名証判して取り交わしたもので、今更悔改がなくてはなりません（9条）。御神楽飾り道具などを調えるために講中から神楽銭半分を分けるようにと色々勧められるので、やむを得ず差し出すということ、そのような子細ではありません。御初穂と散銭は当年まで残らず賄い雑用の方に出していることは、講中が諸払帳面で明らかにしています（10条）。

外衛の再返答書は、既述の通り落丁しているので詳細には分からないが、凡そは以下の通りである。

幣頭筑前が位階を理由に申し立てをしたというのは偽りです。たとえ位階をもたない神主であっても、杵築吉田の裁許状を頂戴している神主なので内殿に入って祈禱を勤めるのが通例です⁸⁸。太守様御代々一社一例であるから別当の心次第であると主張しますが、そのような証文を所持しているのでしょうか。かつては妻帯の盲人などの連歌師が勤めていたと親から聞いていますので、御代々とは納得がいきません。私方は長性院様より先祖権太夫と申す神主へ仰せ付けられて、北野より御尊体に御供して当地に勧請したのであります。坊主こそ、内殿に入れない社が多くあります。「異邦之形故神国ノ神社江忌候」と思います。こころよく神拝して神霊を感じるなどありえないと返答していますが、我意の僧では分からないことです。悪心をもって千日千夜神を祈るとも無感応なことは和漢にその例数多くあります。

去年私が不法の者共を招いて勤めさせたので当年は正したとの返答、納得がいきません。社家の他いかなる者も呼び寄せる筋がありません。6年以前取り交わした書付は、講中より色々勧められるのでやむなく取り交わしました。その書付に神主と書くように申しましたら、講中からたとえ鬻取と書いても御上に提出するものではないからと様々勧めますので、仕方なく取り交わしました。この書付ばかりを目当てにして鬻取と申します。古来勧請の時から社司であることは紛れもないことです。近年は社僧が抱え置いているかの様子で、全く納得できません。当年は坊主共数多く集まり賑々しく仏事をしたとの返答はその通りです。先書にも申しあげました通り湯立て神事はありませんでしたが、神楽銭を半分出すべきと申しました。仏事に出た数多くの坊主共の入用にあてるべきではありません。

去年殿様の御社参の節、私方へ通達がありませんでしたので出勤しませんでした。いかなるつもりで通達しなかったのかと別当に尋ねましたら、急なる事ゆえ通達しなかったと返答しました。しかし、当年正月も5月もまた通達がありません。祭礼にはなにかと飾り物がありますの

で、講中より神楽錢半分を出すようにいろいろ勧めましたことは確かです。入割は講中帳面に記してあるはずで、古来より神主であることは紛れもないことです。神楽役を兼ねて勤めているからといって鬻取と申すのは心得違いです。御国中の社司にて神楽役を兼ねている者は数多くおられます。吉田、杵築の裁許状は特別に重く大切なものです。

このように外衛の不満は、内殿に入って神事ができないこと、神主であるのに鬻取の扱いを受けること、神楽錢の配分が無いこと、藩主の社参の際に別当から連絡がないことなどであった。松林寺が最も強調する点は、「一社一例之社」であるから別当が勝手にすることができるということである。一社一例の社とは、杵築大社や佐陀社の触下に入らず、藩から直接指示を受ける神社をいう。日御崎社・平濱八幡宮がそれにあたるが、元禄10年（1697）頃には大野高ノ宮（内神社）も名乗るようになり、文化7年（1810）の資料では須佐国造・三保関（美保神社）・仁多横田八幡宮も加わって6社になっていた（石塚1974）⁹⁹。

この他に一社立の社もあった。これは、幣頭を介さずに社頭である杵築あるいは佐陀から直触の神社で、寺社奉行所から直接に指示を受ける。城下では熊野権現（須衛都久神社）・奥谷三社（田原神社）・照床社（阿羅波比神社）・白瀉橋姫社（賣布神社）・売豆紀社などがこれにあたった¹⁰⁰。

松林寺は代々白瀉天満宮も一社一例の社にあたりと主張しているが、これら一社一例、一社立の神社の中に白瀉天満宮の名は見えない。ところが、白瀉天満宮や城内稲荷社は、幣頭を介さずして藩から直接指示が入った。例えば、普門院に対して寺社奉行高木権平と掘彦右衛門が2月18日に送った書状（年欠、普門院文書6-5-6）には、藩主が御供揃えで9日朝5ツ半に白瀉天神社、次に御城内稲荷社へ社参する旨が書かれ、「追加神主へも御通達可有之候」とある。それに対して、稲荷社神主の松岡大江は普門院へ承知した旨の書状を届けている（普門院文書6-4-20）¹⁰¹。このように、別当は寺社奉行から直接指示を受けて、神主に伝達していた。したがって、神主との折り合いが悪ければ、藩主とその家族の参詣について別当は神主に連絡しないという邪な行為をすることも可能であった。

7. 堀尾氏と白瀉天満宮に関する口伝

享保19年（1734）に清麿が記した「平林家世代略系」には、「平林権太夫 室堀尾公臣柳瀬氏ノ女山城守御母長性院殿ニ仕深愛顧ヲ蒙ル後権太夫妻ト成、慶長十八年権太夫京都北野江被命天満宮尊体勧請松江天神社起源也、室ノ名ハ越後ト云」と説明されている。権太夫が長松院から天神の勧請を命じられたのは、彼の妻越後が長松院に仕えて愛顧を得た女性で、越後は堀尾公の家臣柳瀬氏の娘であったという。ただ、堀尾家臣団の資料には柳瀬氏は見当たらないので、仮にこの伝承に信憑性があるとすれば、柳瀬は一時的に仕えた武士とみる他ない。

権太夫、越後の関係資料として挙げられるのが、慶長18年（1613）11月の書状（折紙、平林家文書1-1-1）と元和元年（1615）正月吉日の書状（折紙、平林家文書1-1-2）である（図6・7）。慶長18年の書状には、京へ差し立てるので金子壺両を下賜するとあり、差出人は「西御屋敷 雑掌」、宛名は「権太夫殿」と読める。元和元年の書状の宛名は「ゑちこ まいる」、差出人は「やしき にし」とあり、手紙にはまつえ御天神のみこにすえましたので国中長久のきねんをして下さい、何かと申す人らへ申してさしあげましょうという内容が書かれている。ところが、元和元年の改元は7月なので、「元わくわん年正月吉日」という日付から、これは偽文書であることが分かる。とするならば、慶長18年11月の書状も偽文書の可能性がある。

既述のように、松林寺は平林を鬻取であると主張して粗末に扱い、平林は国造と吉田から認可された神主であると主張して争いになっていたため、その過程で家に伝わる伝承に沿って作成された可能性も



(左) 図6 慶長18年11月の書状

(右) 図7 元和元年正月吉日の書状

否定できない。このように、長松院の命によって北野から天神を勧請したという伝承の信憑性については確証が得られないのであるが、そうであるからといって権太夫が勧請したという伝承をまったく否定することもできない。何故ならば、平林家が代々松江天神の祠官を勤めており、対立していた別当寺ですらその事実を否定することができなかつたからである。仮に、天神が白瀉の地に鎮座する当初から平林家が関与していなかったとすれば、近くに居住する白瀉明神（橋姫明神・現賣布神社）神主など城下の神主が祭祀権を握ったはずであろう。白瀉から平林家まで直線距離にして7キロ半、当時はおそらくその何倍もする道程であったに違いない。小さな村の神主が城下町に横入りして祭祀することは、熊野社や大庭社（神魂神社）など歴史のある名の知れた神社の神主でない限り、不可能と思われる。

城内稲荷明神・若宮八幡宮の祭祀においても、出雲郷芦高社の松岡家が握っており、この点で両者は似通う。城内稲荷社の創建伝承について『雲州稲荷八幡愁訴目録 乾九冊之内』（普門院文書3-43）には、直政公の夢枕に若武者の姿となった白狐が現れて、旧領信州において稲荷を尊崇していた公の当国入部の御伴をして普門院に宿をとっていたと語ったので、普門院開基賢清法印が呼び出されたこと、城内に宮を建立することになったが、城内には八幡の小社がすでに鎮座していたのでそこに合殿して宮を造り替えたこと等が、普門院側の口伝に沿って記録されている。また、松岡家については、もともと稲荷・八幡の祭祀に社家は関与していなかったが、賢清が神楽を奏した方がよいと乙部九郎兵衛へ相談した処、乙部が松岡兵庫と懇意にしていたことから松岡が神楽を奏することになった、と説明する²⁰。

一方、『雲陽誌』には慶長年中堀尾吉晴が亀田山に築城の際に様々な怪しい現象がおこり普請も滞ったため、出雲郷芦高社の神職松岡兵庫に祈禱を命じて普請成就したことから、松岡が城内稲荷の神職を兼務することになったと記される。ただ、上記普門院文書には、すでに城山に若宮八幡が祀られていて、その後直政公時代に稲荷社を勧請して合殿としたという経緯が記されていることから、松岡家は稲荷社勧請以前から若宮八幡宮を祭祀していたのではないかと考えられる。

いずれも口伝の類であるが、白瀉天満宮の神主を代々平林家が勤めていたこと、城山における稲荷・若宮八幡の神主を代々芦高社社家が勤めていたことは事実である。城内稲荷社では、松岡家が芦高社との兼務のため第二神主の鈴岡家が境内の神主宅に住み込んでいたが、白瀉天満宮の神職は平林家のみで、祭礼の時に他の神職に手伝いを依頼していた。

図（8）は、富田城から松江城下までの略図である。平林家が居住していた岩坂は富田城があった広瀬から山一つ越えた地で、広瀬との往来が繁くみられた。また、芦高社までは比較的近い距離にあった。芦高社は古代の中心であった意宇平野の河口部に鎮座し、近くに古代山陰道が通り、中世における

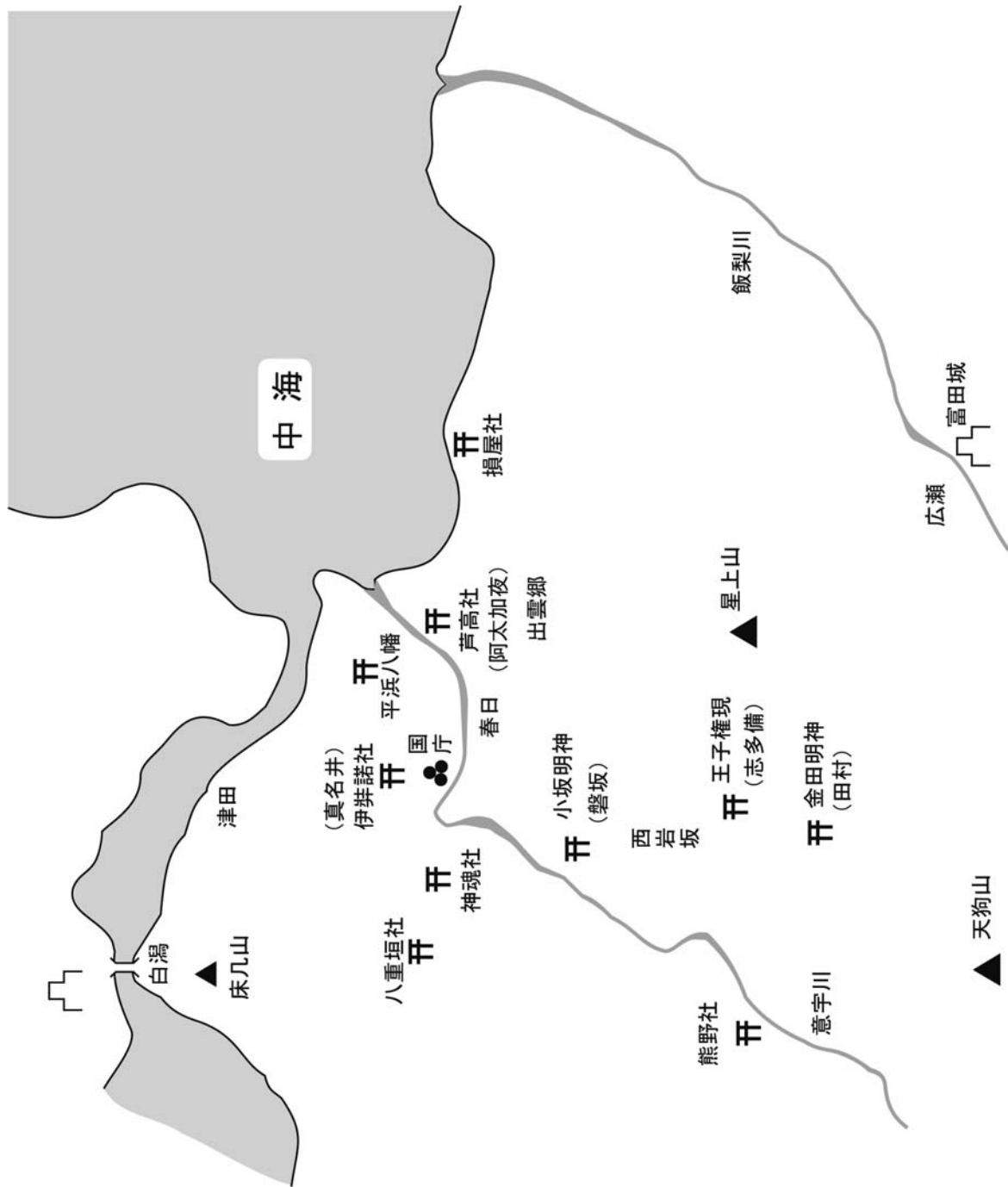


図8 月山富田城と意宇郡東部

内海交通の要所であった八幡にも近かった。堀尾氏が城下町形成の際に頼りにした社家が意宇郡東部の者であったとしても、地理的に矛盾はない。彼らと堀尾氏の間には何らかの人間関係があった可能性をまったく否定できるものではないだろう。なお、芦高社と堀尾氏との繋がりを示すものとして、『雲陽誌』には出雲郷足高（芦高）明神の箇所に「寛永八年堀尾高階忠晴修造の棟札あり」と書かれている²³。

8. 神仏分離後の白濁天満宮

国雄（縫殿之助）が松江天神祠官の神道裁許状を得たのは天保5年（1834）8月5日、数え33歳の時であった。その裁許状には「良長」と書かれている。吉田良長が天保11年に没すると、翌年に良芳から西岩坂3社と松江天神の祭礼の時に衣冠を着用することを認める神道状を受けた。跡継ぎの国之助が嘉

永7年（1854）に受けた神道裁許状にも、従来通り西岩坂の諸社と松江天神が書かれている。ところが、文久2年（1862）に発給された神道状には松江天神の名が見えない（表(1)）。

のちに、国雄が神祠懸に対して提出した願書（明治3年8月、平林家文書1-9）には、白瀉天満宮の祠官を離職した理由について、祭礼の際に召し連れる雇い社家への賃金、宿泊料、諸入費が高み、自分からの持ち出しが多く、しかも多忙や病気のために代理の者に勤めさせると、社僧は代勤を認めず、「虎の小獣を威スカ如ク」に些細な事にも大いに怒るので代勤者も嫌がり、近年は過分の賃金を払わなくてはならなくなり、一時の迷いから文久3年12月に同社を手放すという書状を書いた、とある。

その5年後、王政復古の号令とともに新政府が成立し、神仏分離の嵐が吹き荒れた。慶応4年（明治元）3月17日、神祇事務局は諸社に対して、「今般王政復古、旧弊御一洗被為在候ニ付、諸国大小ノ神社ニ於テ僧形ニテ別当或ハ社僧抔ト相唱ヘ候輩ハ、復飾被 仰出候」と伝え、太政官は同月28日に「仏像ヲ以神体ト致候神社ハ以来相改可申候事」と命じた。4月10日には「諸国大小之神社中、仏像ヲ以テ神体ト致シ、又ハ本地抔ト唱ヘ、仏像ヲ社前ニ掛、或ハ罽口梵鐘仏具等差置候分ハ、早々取除相改可申旨過日被 仰出候」との太政官布告が発せられた。この神仏分離の政策は、檀家をもたず祈禱に専念してきた密教寺院に大打撃を与えたが、別当寺と神社祭祀を争ってきた社家にとっては光明であった。平林家文書「明治元年辰十二月九日 白瀉天神社記録」（平林家文書1-6）には、慶応4年（1868）5月から明治2年（1869）6月まで、約1年間の経過が記録されているので、それを紹介しておこう。

慶応4年辰5月、縫殿之助は寺社御役所に対して、松江天神は長松院様より仰せ付けられて先祖権太夫が北野天満宮から勧請したこと、権太夫妻姪こは長松院に長らく仕えて愛顧された者であること、國中長久の祈念をするよう書かれた元和元年正月の奉書を所持すること、御宮建立の時には樹木が茂り「松原天神」と呼ばれていたこと、元禄・享保・宝暦の社帳があること、元禄の宮作事の御日記のうち寺社御渡しの控帳を所持しており、その時の御役人は森河甚左衛門、影山兵蔵、米原利右衛門の3人であること等々、松江天神の神主であることの正統性を申し述べ、「松林寺離職共仕候得者 御当社御用向諸神事何も私江被仰付候様偏ニ奉願上候」と書いた演説書を差出した。

明治元年辰12月9日夜、飛脚が平林縫殿之助のもとに一通の書状を届けた。差出人は武田夫兵衛・和田四郎八・宮迫千八・神山庄右衛門で、明朝5つ時までに月番役所へ出府するようという命令であった。追伸として、明後日天神社へ若殿様が御参詣になるので、明朝から逗留する覚悟で装束等を持参するようにと書かれていた。御役所に参伺し、留付の神山庄右衛門から書写するよういわれた内容は、天神社地は御上にお預けとなり、縫殿之助に祭礼と年頭、および毎月朔日・15日・28日の神勤を命じるものだった。その際、「松林寺江も万々相談致し候様申渡し置候間、聞合之上大切ニ相勤む可との事、松林寺ハ佛器取除ケ掃除いたし相渡し申候」と伝えられた。

12月11日の若殿参詣の様子を、縫殿之助は図を描いて次のように説明している（図9）。若殿は通殿で手水をしてから内殿に入られ、神拝のとき神主が奉幣を行い、御神酒、次に御洗米を供えて、その後若殿は通殿まで下がられ、熨斗と三宝を頂戴するとき拝殿にて平伏された。出門される時には「諏訪加賀、和田守佐渡、吉岡壺岐」が神楽を奏した。

これまで内殿を陣取ってきた僧侶もおらず、内殿で神事を勤めることができたことは、彼にとって大変光栄な時間であったろう。縫殿之助は神前で祈念した御玉串と洗米を御役所月番に届け、御社参前に神納されていた初穂金200疋の受取書を御初穂方に届けた。また、留付衆から指示されて次の書付を提出している。

覚

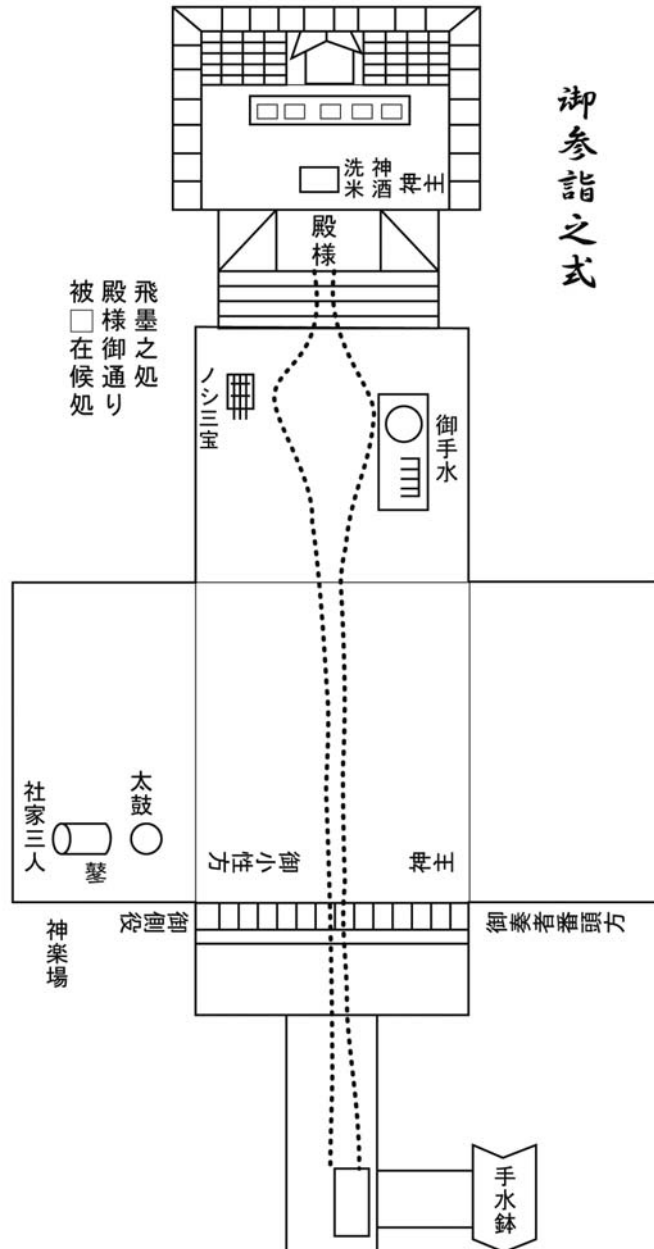


図9 明治元年若殿参詣の図

御社参之節御入用

- 一 敷呉座四枚拝殿戸棚ニ仕舞置候
- 一 境内掃除之儀 天神町原屋栄太郎江申付置候
- 一 御社殿り諸事気を付、事有節ハ私方江為知可三島屋武三郎江申付置候
- 一 御当社鍵之儀ハ私方所持仕候

右之通御届申上候、以上

明治元辰十二月十二日

平林縫殿之助

寺社御役所

この書付から、社殿の鍵は平林家が所持するが、何かの時にはすぐに報告してくれる人物、境内掃除

を依頼できる人物が周辺に住んでいたことが分かる。

ところが、平林家の安泰は長くは続かなかった。実は、白瀉天満宮の祭祀については平林家だけではなく、白瀉神社（賣布神社）の青砥家も慶長4年5月に「白瀉惣社之氏神江附属仕私之支配ヲ受候者自然至当の場合与奉存候、追々可被 仰出候ニ付而者別紙白瀉神社之社記相添差出候間、宜敷御裁許奉願候」と寺社御役所へ申し出ていた。青砥家は同年12月に縫殿之助が祭主となったことを知ると、白瀉天満宮は「白瀉神社之庄内社頭屋敷」であるから自分が奉仕するのが当然であると、12月18日に再び訴えた。明治2年9月にも「奉再願口上之覚」として「白瀉天満宮ハ則白瀉惣社支配之社ニ被 仰付、社頭之威儀分明職掌判然与相立候様速ニ御裁断被下置度」と、民政局に願い出ている（賣布神社文書1-13）。

青砥家の願いが叶うのは明治5年と思われる。同4年7月に出された「郷社定則」（太政官布告第321号）、「大小神社氏子取調」（太政官布告第322号）、及び明治5年正月の「府県郷村社区別調」（神祇省布達第1号）は戸籍制度と氏子制度を結び付けることを目指したものであったが、行政区と氏子域とを結びつけることには無理があり、2年後には頓挫した。しかし、この時期の政策は氏神と氏子を確定することに大きな影響を及ぼした。明治4年11月に松江県・広瀬県・母里県が合併して島根県が成立し、県内は78の小区に区割りされた。それまで白瀉神社（賣布神社と改称）の信仰圏は天神川北側（白瀉本町・和多見町・八軒屋町・寺町・天神町・魚町・灘町）と天神川南側（豎町・横浜町・新町・雑賀町）の広い範囲であった。ところが、区割りの際に天神川北側は第六区、南側は第七区と定められた。そして、第六区は賣布神社の氏子域、第七区は売豆紀神社の氏子域と確定され、白瀉天満宮は氏子を持たない神社とされた。こうして賣布神社は伝統的な信仰圏の半分を失ったのであるが、明治5年（1872）6月に白瀉天満宮の修繕伺い、11月に講中の天満宮境内旧地取調願が青砥家から県に提出されていることから、氏子域の確定を契機に同家が白瀉天満宮を兼務するようになったことが分かる（賣布神社文書1-16）。なお、青砥家が白瀉天満宮に関わるのは昭和前期までで、戦後は他家が勤めることになった。

9. 結び

白瀉天満宮は堀尾氏時代から白瀉の現在地に鎮座していたこと、別当松林寺は正保年間以後から宝永年間までの間に建立されたことは、城下町絵図から確認できる。だが、白瀉天満宮の勧請に関する第一次資料は今の処見当たらない。

宝暦14年（1764）2月に松林寺が寺社奉行に提出した「白瀉天満宮由緒書出」には、往古には盲目あるいは山伏の連歌修行の者が勤めていたと口伝され、隆元院（第3代藩主綱近）の代に僧地に改められて天台宗法印豪全が住職となり、以降は鱈淵寺から住職が派遣されるようになったと書かれている。松林寺の前身について、平林外衛もまた「先年者妻躰之盲人等之連歌仕杯相勤候様ニ親共申伝候」（前出「再返答書」）と、かつては妻帯の盲人が連歌を詠んでいたと親から伝え聞いており、別当が代々勤めていたわけではないと申し立てていた。

菅原道真は、学識豊かで漢詩和歌も優れた人物だったことから、死後は学問の神として信仰された。天神信仰は和歌と結びつき、南北朝期以後には京都北野の神前でたびたび連歌会が催され、そこで詠まれた歌が道真の真詠とともに集められ、「天神御詠歌」「聖廟御詠」などの名称が冠された。天神和歌を毎日詠む人には天神の加護があるというような呪的な意味が付加されて、天神和歌は経文と同様に扱われたという（山本五月2006）⁹⁰。松江白瀉の天神においても、連歌会を開催しながら天神和歌を通して天神信仰を広めた者たちがいた時代もあったのであろう。

ただ、堀尾期絵図に描かれた天神の境内は大きく、建物も小祠のようなものでなかったことは容易に

推測できる。白瀉の地は中世から内海水運の要地として発展しており、このような民間宗教者たちが広い境内を獲得して社殿を建立することは考えられない。彼らは、社殿が建立された後に寄りついた者たちと思われる。

城下町の南の要地に天神が祀られた経緯についてはいくつかの説があり、人口に膾炙する伝承は景清が富田城に祀った天神を移転したというものである。しかし既述のように、尾張地方生まれで東海近畿地方にて活躍した堀尾氏がそこまでの崇敬と愛着を富田城の鎮守に持っていたのか、疑わしい。また、景清についても、謡曲・幸若舞・浄瑠璃など数多くの景清物があることを考えると、これも当地方で作られた景清伝承と思われる。中でも、天神のお蔭で爲清の眼病が治ったという伝承は、盲人となった爲清のもとに娘が訪れるという謡曲の影響を受けていると思われるが、この伝承に盲目の連歌師たちがどのように関連していたのか定かでない。

堀尾氏が浜松で信仰していた天神を勧請した説、北野天神を勧請した説、いずれが正しいのかは分からない。ただ、白瀉からかなりの距離にある村の社家が、白瀉天神の裁許状を所有して祭祀をしていた点は事実である。天神祭祀をめぐる争っていた松林寺もそれを認めざるを得なかった。現存する裁許状の中で最も古いのは出雲の両国造家が発給した貞享元年（1684）のものである。それ以前も天神の祠官であったことを証明する資料は見つからないが、城下町の形が整った松平氏統治時代において、歴史的に有名な神社でもない、西岩坂村の神社に奉職する神主が白瀉天神祭祀に入り込むことなど、到底できるはずもないであろう。やはり、堀尾期城下町絵図に描かれた天神の祭礼を行っていたのは平林家であったと考えられる。

松林寺が別当として勢力を持ち始めたのは、天神の棟札から延宝5年（1677）頃と思われる。民間宗教者たちが排除される形で、鰐淵寺という格式の高い天台宗寺院の介入によって松林寺が建てられたのであろう。

ちなみに、愛宕山にて山麓にあった愛宕修験の坊がなくなり、宝照院が成立するのはもう少し早かったかもしれない。現存する棟札で最も古いものは「正徳三年癸巳夏五月九日遷座」と書かれた札であり、現在ではそれ以前の棟札は保管されていない⁸⁹。宝照院の第一世の位牌には（表）「法印権大僧都宗賢大和尚位」・（裏）「当山移開前住 寛永第九壬申歳冬十月十有七日」とあり、第二世の位牌には（表）「法印権大僧都豪賢大和尚位」・（裏）「寶照前住二世 正保第三丙戌歳秋八月十有九日」と書かれていることから、第一世宗賢は移開前の僧侶であり、宝照院は第二世豪賢の時代に成立したと考えられる。したがって、絵図と位牌から、寛永12年（1635）以降正保3年（1646）8月までの間に宝照院が開山したと推測する⁹⁰。

平林家は別当寺の勢力に押されつつも祭祀権を守ってきたが、幕末の文久2年に天神の祠官として神道状を受けることを止めた。既述したように、別当寺の威圧的な態度と持ち出しが多いという点から、先祖代々守ってきた天神祭祀を手放した。

ところが、新政府による神仏分離政策が行われ、再び白瀉天神の祭祀を握る機会が訪れた。縫殿之助は代々天神の祭祀を行ってきたという家柄であることを訴え、明治元年（1868）12月に寺社奉行から天神に神勤するように申し渡された。縫殿之助が白瀉天神の神主として若殿の参詣に臨んだ時はすでに数え67歳となっていた。しかし、明治5年には賣布神社の青砥家が兼務するようになった。ただ、平林縫殿之助はその後も白瀉天満宮祭礼を手伝っていたようで、のちに石倉俊寛（1929～45年松江市長）に嫁いだ明治17年（1884）生まれのトミは、「天神祭りの後はたくさんの賽銭を家族総出で数えるのが大変だった」と幼少時代を回想していたという⁹¹。明治32年（1899）、縫殿之助は享年98歳の長寿を全うした。

謝辞 本論の作成にあたりまして、平林茂様に大変お世話になりました。また、島根大学の小林准士氏には平林家文書目録作成にご助言をいただき、松江市史料編纂課の皆様には調査に際しまして何かと便宜を図っていただきました。心から御礼申し上げます。

注

- (1) 『松江市史史料編11絵図・地図』（2014年2月）所収の「堀尾期松江城下町絵図」（島根大学附属図書館蔵）参照。
- (2) 『松江市史史料編11絵図・地図』（2014年2月）所収の「寛永年中松江御在城并家敷割町分図」（丸亀市立資料館蔵）参照。
- (3) 『松江市史史料編11絵図・地図』（2014年2月）所収の「出雲国松江城絵図」（国立公文書館蔵）参照。
- (4) 『松江市史史料編11絵図・地図』（2014年2月）所収の「松江城下絵図」（鳥取県立図書館蔵）参照。
- (5) 「白瀧天満宮由緒書出」（島根大学図書館蔵）については、小林准士氏からご教示いただいた。
- (6) 『雲陽誌』は、第3代藩主松平綱近の命によって黒沢長顕と斎藤豊仙が編纂に取り掛かったが、綱近の死によって中断、第5代藩主宣維の命により黒沢長尚が再開し、享保2年に完成させた。本稿では『雲陽誌』（歴史図書社、1976年）180～181頁を引用する。
- (7) 「星上寺大餅御當年請取渡シ書記帳」については、拙稿「星上寺大餅行事—山陰地方におけるオコナイの一考察」（『山陰民俗学会70年記念誌—山陰の暮らし・信仰・芸能』2019年刊行予定）において詳細に取り上げている。
- (8) 井上寛司『日本の神社と「神道」』（校倉書房、2006年12月）、180～188頁。
- (9) 石塚尊俊「近世出雲における神職制度」（『神道学』第80号、1974年2月）2～3頁。『出雲国国造家文書』（村田正志編、清文堂出版、1978年）収録の271「両国造願書案」・272「両国造願書附属勘文案」・273「松平綱隆書状」・276「柳多半左衛門書状」・281「靈元天皇綸旨」・284「垂水十郎右衛門書状写」参照。
- (10) 小林准士氏のご教示による。
- (11) 『出雲国国造家文書』（村田正志編、清文堂出版、1978年）収録の299「楯縫郡幣頭河瀬権之少等請書案并同人覚書案」・300「千家鞆負・佐草直清覚書写」・301「両国造名代佐草直清・平岡内蔵訴状写」・302「出雲両国造名代使等勘文案」・303「佐太社弁疑考証」・305「江戸幕府裁許案」・306「松江藩寺社奉行達案」・307「松江藩達案」参照。
- (12) 『松江市史通史編2中世』（松江市史編集委員会編、2016年）、274・288・324・325・351・387・388頁ほか。
- (13) 『松江市史史料編5近世I』（松江市史編集委員会編、2011年12月）636頁。
- (14) 『八束郡誌文書篇』（奥原福市編、1926年八束郡自治協会発行、1973年3月復刻、名著出版）122頁。「覚 桑並帳志多備谷賽田之外参段地、可被所知者也、明德三年四月五日 別当荘内殿 山名久太花押」と解説されているが、原資料が行方不明のため、この解説が正確なものであったか否かは不明。
- (15) 『出雲国国造家文書』（村田正志編、清文堂出版、1978年）、486～492頁。
- (16) 寺社奉行の任期については、松本美和子「松江藩（松平）寺社町奉行一覧」（『山陰史談』29、2000年8月）を参照する。
- (17) 「松林寺返答書」（写）

口上之覚

一 去六月御当社御祭礼当日筑前儀位階等申立ニ而御内殿江入相勉申度与申出候得共、於当御社者 大守様御代々御支配無御違変一社一例ニ而万端別当心次第ニ社法相勉来候、殊ニ御祭礼初年5 社家共御内殿江□不申扉之外ニ而御神拜仕来候得者、俄□規矩を改替候儀難仕御内殿入許容不仕候、其節社家共仕邪等早速御役所江訴申上相済申候、将又何方ニ而茂両部之社ハ銘々之行事仕候儀通例之段勿論之儀ニ御座候、御当地稲荷社杯之格式申立候彼御社ニ者、社僧神主鬻取段々ニ在之候而相勉被申儀、是又勿論之儀ニ御座候、於御当社者別当鬻取相勤来候儀毛頭紛□儀も無御座候、別当ハ御内殿相勉鬻取者拜殿ニ而御神楽相勉申儀〔 〕事ニ御座候、於諸社神職ニ而無之者〔 〕を以所望申候得者神前江入申候由、其□之社司共之心次

第二而可有之候、於御当社者左様之例式曾而以無御座候、御祈祷等相勤候社司共神前江入神拜心能不仕候而ハ御神慮感応可有御座道理無之旨、此段人慮ニ者及〔 〕^(虫) ^(食)たき事ニ候、其所ニ入候而ハ其所之掟を相守候儀本意之至ニ御座候所、当社江参当社之掟を相背可申心底ニ而御神慮可預御感応ニ道理無御座候、外衛儀杵築吉田^ら天神社司之狩衣束裁許状取居申候由、定而偽りも有之間敷候、左様成社司を古来^ら鑿取ニ被召仕候儀者別而御威光之余一社一例之規模与奉存候事

- 一 当年御祭礼社家共之勤〔 〕^(虫) ^(食)させ候段、初年ニ御願申上候筋〔 〕^(虫) ^(食)申出候得共、其段は去年不法之者共悉相招勉させ候儀難仕子細申聞せ湯立略致し候、御神楽賑々敷相勤候様ニ申付候、更々御神慮御公儀を不奉憚仕耶ニ而者無御座候事
- 一 六年已然取替シ置候書付之儀色^(虫) ^(食)品を付申出候、其書付と申ハ先日写シ仕懸御目置候書付ニ而御座候、為永々儀定仕置候書付之上違背可仕様無御座候事
- 一 裁許状致頂戴神主ニ紛無御座候間、惣而初尾散錢迄も配当ニ可預筈ニ候所、先祖^ら無念仕来候段今更残心ニ奉存候旨、此義不及申ニ茂儀ニ候、於当社鑿取一分無相違儀此一ケ条ニ而茂紛敷儀無御座候事
- 一 六年以前取替シ置候書付文段之義〔 〕^(虫) ^(食)之神^(虫) ^(食)を^(虫) ^(食)起り候杯と種々ニ道理を〔 〕^(虫) ^(食)立候、然共紙面之外鑿取申通之意味無御座候、兎角と申出候程悪意之趣相見ヘ申儀ニ御座候事
- 一 当年ハ拙僧勤方別而賑々敷相勉申候段申出候通ニ御座候、湯立不仕候ニ仏事為入料神楽錢半分出シ可申道理無之旨申候得共、神楽錢之儀湯立料共仏事料とも定め不置儀ハ今更不及争論儀ニ御座候事
- 一 殿様御社参之節御神楽相勤来候所、去九月当正月五月此方より通達不申候故、出勤不仕旨申出候通ニ御座候、乍爾御武運御長久之御祈祷者毎日無懈怠申上候事、御神楽略仕候儀事急成時分者^ら茂略仕来候、乍去御神楽略不仕様ニと思召候ハ、此已後ハ不限夜中鑿取〔 〕^(虫) ^(食)御神楽相勉させ可申候、全鑿取勤来神楽断絶致させ度悪意ニ而者無御座候事
- 一 三年以前御遷宮之節、御仮殿古道具等別当鑿取ヘ被下置候処、配当不仕旨申出候、古来配当仕候御書付も所持仕候由、左様成儀拙僧方ヘ頓ニ見せ申候ハ、如何様ニ茂了簡いたし可遣所書付等之儀終ニ手前ヘ知せ不申候而、拙僧我意之働仕候様ニばかり此度申出候事
- 一 初年取替シ置候書付相戻し候様ニ急度被仰付候ハ、難有可奉存旨申出候、此儀は以後一迄互ニ違乱不仕様ニと段々念を入初年ニ議定仕、講中惣代としてハ初年当番之者共列名証判を以書付取替シ置候所、今更悔返すへき様無御座候事
- 一 御神楽飾道具等相調申入〔 〕^(虫) ^(食)為神楽錢半分講中^らくれ候様^(虫) ^(食)色々すゝめ申候ニ付、無抛差出シ申候旨更々左様之子細ニ而ハ無御座候、御初尾散錢無残当年迄ハ賄雑用之方江指出し申候段、年々御祭礼諸払帳面講中^ら分明ニ仕置候事

右此度鑿取外衛申出候書付之趣一として難得其意義共ニ御座候、則要を取て返答書仕差上申候、併御当社并御寺格式 太守様御代々御支配無御相違、一社一例之社法別当次第ニ被仰付相立来候、依之別当代々鑿取代々相勉来候儀、毛頭紛敷儀無御座候、就万端拙僧不応心底ニ儀杯御座候得者、御窺申上御差図を受勤来候、然共拙僧儀者御支配之御社別当職蒙御預罷在候者ニ御座候得者、何事も御公儀次第之御事ニ奉存候、如何様共御上之思召寄ニ鑿取江御下知可然様ニ奉存候、以上

松林寺

申七月九日

田中藤右衛門殿

乙部軍兵衛殿

- (18) 吉田家は多額の仲介料を取って神職の官位執奏（位階の取り次ぎ）を行っていたが、平林家は位階を受けていない。
- (19) 石塚尊俊前掲論文4～5頁。石塚によれば一社一例之社は時代が下るにしたがって増えたようだ。
- (20) 小林准士氏のご教示による。
- (21) 普門院文書6-5-6、6-4-20は、ともに年と干支が書かれていない。高木権平と堀彦右衛門がともに寺社奉行だった期間は文化4年3月29日～天保4年3月12日（松本美和子前掲論文参照）。
- (22) 普門院文書3-43「雲州稻荷八幡愁訴目録乾九冊之内」。

- ②3 芦高社の寛永8年の棟札については、現在のところ確認できていない。
- ②4 山本五月『天神の物語・和歌・絵画』（勉誠社、2012年）245～246頁。
- ②5 稲田信氏が2012年に撮影した宝照院棟札写真を参考とする。
- ②6 1941年刊行の『松江市誌』は宝照院について、慶長19年の棟札に権大僧都法印宗賢とあることから、慶長19年に宗賢法印が創建したと説明している。しかし、その棟札は腐食したのか、現存しない。堀尾期城下町絵図、および京極期の寛永11～14年に作成されたと推測される絵図には宝照院はなく、愛宕坊・和田坊が描かれている。また、宗賢法印の位牌に「当山移開前住」とあることから、宗賢法印は宝照院開山前の僧侶だったと思われる。
- ②7 平林トミは、玉之進の兄寿之助の娘で、寿之助は神職を継がなかった。

（きたむら りこ 新鳥取県史編さん委員会委員）

「客船帳」にみる城下町松江の廻船業

～ 町人地研究の基礎資料として蒐集～

大矢幸雄

はじめに

筆者は、「松江白潟町絵図」の原図（1780年頃）と貼図（1841年頃）の約60年間に、白潟地区でも薬用人参、木綿、蠟燭、醸造などの諸産業が発展し、有力商人とともに裏長屋などに住む庶民層が増大したことを指摘してきた（大矢・渡辺2014：27）。この時代は、江戸時代後期の化政文化の時代に属し、全国的には商業活動が活発化して地方の住民にも商品需要が伸びてきた時期である。

一方では、貼図（1841年頃）から明治9年（1877）の間に、松江城下の総人口は武士の流出によって減少するものの、白潟・末次両町の人口は20,506人から21,455人へと増加（大矢・渡辺2014：22）し、松江の人口順位は全国23位（古厩忠夫1998：43）と日本海側に位置する金沢、富山、新潟、福井とともに上位にあった。

筆者は、幕末から明治初期にかけて白潟・末次町人地の人口増加をもたらした背景には、廻船業（船舶を使った商業者）の発展が大きいのではないかとの仮説をもっていた。これまで、町絵図の研究を通じてしばしば耳にしたのが廻船問屋の存在であった。絵図に記載されている家は、「廻船業で儲けた家」、「北陸方面まで出かけていた家」などを耳にし、個別には既刊の資料などからその一部を確認するのみで、実際に「いつ・だれが・どこへ・なにを」販売していたのか不明であった。

こうした疑問を解き明かすには、松江城下の廻船の入津先を悉皆的に調査蒐集することが必要であると考え、北海道から九州まで私的な旅行や各調査の合間を利用してデータの基礎となる「客船帳」を入手した。「客船帳」は、各問屋が商売上の必要性から作成した顧客名簿のようなものである。閲覧した資料は「御客船帳の所在と翻刻・解読」に示した島根県内19家、県外34家の合計53家の「客船帳」より松江藩内の1598隻を抽出・データ化を行なった。

今回の報告は、城下町松江（現在の市域内）に係わる350隻を掲載して、廻船業の一端でも確認できればと思い提供するものである。廻船データ表の見方については以下に補足的な説明を行なった。

【補足説明】

- 1、林玲子・大石慎三郎（1995:30）は、江戸時代の流通を「点と線の商品流通」、「網の商品流通」、「面の商品流通」の三つの時代に分けている。第三段階の「面の商品流通」時代は化政期（1804～30）以降で庶民層の需要が拡大し、商品が商人や輸送者によって各地に運ばれるようになる。松江藩の廻船データは第三段階が多数を占める。
- 2、港への入津月日が同日ないし数日以内の場合（例えば105と106、176と177）、複数船で移動している可能性が高い。同日に近くの港二ヶ所に寄港（例えば203と204）することもある。
- 3、御手船は、寛政元年（1789）に中徳丸、寛政五年（1793）320石の住吉丸が新造されている。肥後屋喜右衛門は享和元年（1801）に御勝手方御米捌御用を仰せ付けられて、召宝丸（900石）、大宝丸（1300石）、環徳丸（1450石）、宝永丸（1600石）を造り御用を勤めた記録がある。（上野富太郎・野津静一郎編1941：327）。田部家は、鉄泉丸、八幡丸を手船として所有し、その他に妙栄丸、禎祥丸、栄逢丸などを使用している（雲南市教育委員会2012：52・196）。これらの船名の一部をデータで確認できる。

4、廻船の規模は、積石数、帆の反数、乗員数で判断され、帆の反数は1反の布を横に貼り付けた枚数で示す。搭載商品名は柏屋「御客入船帳」に記載がある。備考欄には船頭名を掲載した。

資料1 城下町松江（現在の市域）の廻船業

番号	西暦	和 暦	入津 月日	出津 月日	問屋名	港 名	廻船名	大きさ	積 荷	備 考	入津 港名	資料名
1	1742	寛保2年	2・17		雲州松平幸千代様	雲州松江		12人乗り	大坂御届米		破船口上書	温泉津 温泉津町誌
2	1764	宝暦14年	12・22		神門屋佐吉・庄右衛門	雲州松江		6人乗り			温泉津	温泉津木津屋
3	1766	明和3年	1・31		神戸屋庄蔵	雲州松江		6人乗り			温泉津	温泉津木津屋
4	1774	安永3年	11・12		松屋庄吉	雲州松江					温泉津	温泉津木津屋
5	1785	天明5年	2・10		肥後屋利兵太	雲州松江	大宝丸	6人乗り			温泉津	温泉津木津屋
6	1786	天明6年	2・25		肥後屋利兵太	雲州松江	大宝丸	6人乗り			温泉津	温泉津木津屋
7	1786	天明6年	5・10		肥後屋文助	雲州松江	五福丸	5人乗り			温泉津	温泉津木津屋
8	1786	天明6年	5・10		肥後屋文助	雲州松江	多福丸	6人乗り			温泉津	温泉津木津屋
9	1786	天明6年	8・25		肥後屋利兵衛	雲州松江	大宝丸	6人乗り			温泉津	温泉津木津屋
10	1787	天明6年	9・17		肥後屋甚五郎	雲州松江	宝永丸	16人乗り			温泉津	温泉津木津屋
11	1787	天明7年	8・27		肥後屋茂介	雲州松江	五福丸	4人乗り			温泉津	温泉津木津屋
12	1787	天明7年	8・24		肥後屋和十郎	雲州松江	宝永丸	13人乗り			温泉津	温泉津木津屋
13	1787	天明7年	8・10		肥後屋喜右衛門	雲州松江	五福丸			船頭和十郎	温泉津	温泉津木津屋
14	1787	天明7年	8・18		肥後屋喜右衛門	雲州松江	因福丸	5人乗り		船頭長七	温泉津	温泉津木津屋
15	1788	天明8年	4・21		肥後屋喜右衛門	雲州松江	大福丸	7人乗り		船頭文助	温泉津	温泉津木津屋
16	1788	天明8年	4・21		肥後屋喜右衛門	雲州松江	多福丸	5人乗り		船頭利平	温泉津	温泉津木津屋
17	1788	天明8年	1・26		肥後屋喜右衛門	雲州松江	五福丸	5人乗り		船頭文介	温泉津	温泉津木津屋
18	1788	天明8年	4・6		肥後屋文介	雲州松江	多福丸	5人乗り		船頭彦右衛門	温泉津	温泉津木津屋
19	1789	天明9年	9・4		肥後屋喜三右衛門	雲州松江	五福丸	4人乗り			温泉津	温泉津木津屋
20	1789	天明9年	2・8		肥後屋和蔵	雲州松江	五福丸	5人乗り		船頭和蔵	温泉津	温泉津木津屋
21	1790	寛政2年	2・?		肥後屋喜右衛門	雲州松江	五福丸	3人乗り	小新造	船頭喜三右衛門	温泉津	温泉津木津屋
22	1790	寛政2年	2・24		肥後屋喜右衛門	雲州松江	多福丸	4人乗り		船頭文介	温泉津	温泉津木津屋
23	1790	寛政2年	7・19		肥後屋喜右衛門	雲州松江		4人乗り	小新造	船頭惣左衛門	温泉津	温泉津木津屋
24	1790	寛政2年	8・10		肥後屋喜右衛門	雲州松江	多福丸	4人乗り		船頭文助	温泉津	温泉津木津屋
25	1790	寛政2年	9・19		肥後屋喜右衛門	雲州松江	五福丸	6人乗り			温泉津	温泉津木津屋
26	1790	寛政2年	9・25		肥後屋喜右衛門	雲州松江	多福丸	4人乗り		船頭文介	温泉津	温泉津木津屋
27	1790	寛政2年	9・12		肥後屋喜右衛門	雲州松江	大徳丸	6人乗り		船頭利兵衛	温泉津	温泉津木津屋
28	1790	寛政2年	?		肥後屋喜右衛門	雲州松江	五福丸			船頭和蔵	温泉津	温泉津木津屋
29	1791	寛政3年	1・6		肥後屋喜右衛門	雲州松江	多宝丸	4人乗り		船頭文介	温泉津	温泉津木津屋
30	1791	寛政3年	2・24		肥後屋喜右衛門	雲州松江	大徳丸	6人乗り		船頭利兵衛	温泉津	温泉津木津屋
31	1791	寛政3年	2・24		肥後屋喜右衛門	雲州松江	五福丸	5人乗り		船頭松四郎	温泉津	温泉津木津屋
32	1791	寛政3年	4・26		肥後屋喜右衛門	雲州松江	多福丸	5人乗り		船頭文介	温泉津	温泉津木津屋
33	1791	寛政3年	5・3		竹木屋松兵衛	雲州松江	長永丸	4人乗り			温泉津	温泉津木津屋
34	1791	寛政3年	5・16		肥後屋喜右衛門	雲州松江	宝徳丸	17人乗り		船頭和十郎	温泉津	温泉津木津屋
35	1791	寛政3年	5・21		肥後屋喜右衛門	雲州松江	五福丸	4人乗り	小新造	船頭喜三右衛門	温泉津	温泉津木津屋
36	1792	寛政4年	2・19		肥後屋喜右衛門	雲州松江	大徳丸	6人乗り		船頭利兵衛	温泉津	温泉津木津屋
37	1792	寛政4年	2・24		肥後屋喜右衛門	雲州松江	五福丸	4人乗り	小新造	船頭喜三右衛門	温泉津	温泉津木津屋
38	1792	寛政4年	2・3		肥後屋喜右衛門	雲州松江	多福丸	5人乗り		船頭文助	温泉津	温泉津木津屋
39	1792	寛政4年	2・4		森岡屋	雲州松江	八幡丸	4人乗り		船頭吉兵衛	温泉津	温泉津木津屋
40	1792	寛政4年	4・21		肥後屋喜右衛門	雲州松江	多福丸	5人乗り		船頭文介	温泉津	温泉津木津屋
41	1792	寛政4年	5・8		肥後屋喜右衛門	雲州松江	大徳丸	6人乗り		船頭利兵衛	温泉津	温泉津木津屋
42	1792	寛政4年	7・25		肥後屋喜右衛門	雲州松江	五福丸	6人乗り		船頭利兵衛	温泉津	温泉津木津屋
43	1792	寛政4年	8・6		肥後屋喜右衛門	雲州松江	大宝丸	16人乗り		船頭和十郎	温泉津	温泉津木津屋
44	1792	寛政4年	12・12		肥後屋喜右衛門	雲州松江	多福丸	4人乗り		船頭文介	温泉津	温泉津木津屋
45	1793	寛政5年	2・10		肥後屋喜右衛門	雲州松江	多福丸	5人乗り		船頭文助	温泉津	温泉津木津屋
46	1793	寛政5年	2・15		肥後屋喜右衛門	雲州松江	五福丸		小新造	船頭文助	温泉津	温泉津木津屋
47	1793	寛政5年	2・?		肥後屋喜三右衛門	雲州松江	五福丸	3人乗り			温泉津	温泉津木津屋
48	1793	寛政5年	3・16		肥後屋和蔵	雲州松江	五福丸				温泉津	温泉津木津屋
49	1793	寛政5年	4・7		肥後屋喜右衛門	雲州松江	多福丸	5人乗り		船頭文助	温泉津	温泉津木津屋
50	1793	寛政5年	4・12		肥後屋喜右衛門	雲州松江	五福丸		小新造	船頭喜三右衛門	温泉津	温泉津木津屋
51	1793	寛政5年	4・30		肥後屋喜右衛門	雲州松江	大宝丸	16人乗り		船頭松三郎	温泉津	温泉津木津屋
52	1793	寛政5年	5・13		肥後屋喜右衛門	雲州松江	大徳丸	6人乗り		船頭利兵衛	温泉津	温泉津木津屋
53	1793	寛政5年	5・24		肥後屋喜右衛門	雲州松江	多福丸	5人乗り		船頭文助	温泉津	温泉津木津屋
54	1793	寛政5年	6・21		肥後屋喜右衛門	雲州松江	五福丸	4人乗り	小新造	船頭喜三右衛門	温泉津	温泉津木津屋
55	1793	寛政5年	8・17		肥後屋喜右衛門	雲州松江	五福丸	4人乗り	小新造	船頭喜三右衛門	温泉津	温泉津木津屋
56	1793	寛政5年	8・28		肥後屋和重郎	雲州松江	宝徳丸	17人乗り			温泉津	温泉津木津屋
57	1793	寛政5年	8・30		肥後屋文助	雲州松江	多福丸	4人乗り			温泉津	温泉津木津屋
58	1793	寛政5年	9・15		佐木屋浅右衛門	雲州松江新地	觀重丸				浜田	浜田中村家
59	1794	寛政6年	3・2		忠右衛門	雲州松江	明神丸		大白壳		浜田	浜田清水屋
60	1794	寛政6年	2・3		肥後屋利兵衛	雲州松江	大徳丸	6人乗り			温泉津	温泉津木津屋
61	1794	寛政6年	3・6		肥後屋文助	雲州松江	多福丸	4人乗り			温泉津	温泉津木津屋
62	1794	寛政6年	7・24		肥後屋文助	雲州松江	多福丸	4人乗り			温泉津	温泉津木津屋
63	1794	寛政6年	9・10		肥後屋文助	雲州松江	多福丸	4人乗り			温泉津	温泉津木津屋
64	1794	寛政6年	11・6		肥後屋和兵衛	雲州松江	五福丸	5人乗り			温泉津	温泉津木津屋
65	1794	寛政6年	11・14		肥後屋文助	雲州松江	多福丸	4人乗り			温泉津	温泉津木津屋
66	1795	寛政7年	4・7		米屋嘉助・善助	雲州松江	住古丸				浜田	浜田中村家
67	1795	寛政7年	4・14		肥後屋文助	雲州松江	多福丸	6人乗り			温泉津	温泉津木津屋
68	1795	寛政7年	5・15		肥後屋喜三右衛門	雲州松江	多福丸	5人乗り			温泉津	温泉津木津屋
69	1795	寛政7年	6・4		肥後屋和蔵	雲州松江	五福丸	5人乗り			温泉津	温泉津木津屋
70	1795	寛政7年	8・5		田中屋万兵衛	雲州松江	嘉徳丸	3人乗り		船頭吉兵衛	温泉津	温泉津木津屋
71	1795	寛政7年	8・11		肥後屋和重郎	雲州松江	大宝丸	16人乗り			温泉津	温泉津木津屋
72	1795	寛政7年	9・8		肥後屋和蔵	雲州松江	五福丸	5人乗り			温泉津	温泉津木津屋
73	1796	寛政8年	2・21		忠右衛門	雲州松江	明神丸		大白壳		浜田	浜田清水屋
74	1796	寛政8年	5・3		忠右衛門	雲州松江	明神丸		大白壳		浜田	浜田清水屋
75	1796	寛政8年	1・4		肥後屋文助	雲州松江	多福丸	5人乗り			温泉津	温泉津木津屋
76	1796	寛政8年	4・9		肥後屋文助	雲州松江	多福丸	5人乗り			温泉津	温泉津木津屋

番号	西暦	和 暦	入津 月日	出津 月日	問屋名	港 名	廻船名	大きさ	積 荷				備 考	入津 港名	資料名
329	1885	明治18年	8・18		綿屋庄助	雲州松江	鉄泉丸							能登福浦	能登佐渡屋
330	1887	明治20年	5・6		松浦定二郎	雲州松江		石灰					出雲崎	泊屋客船帳	
331	1888	明治21年	4・7		深津助治郎	雲州松江	幸長丸					深津芳治郎	能登福浦	能登佐渡屋	
332	1888	明治21年	4・23	4・25	笠原圓蔵	雲州松江	栄喜丸						能登福浦	能登佐渡屋	
333	1891	明治24年	7・20		森本栄次郎	雲州松江	大黒丸		乗船				浜田	浜田楯ヶ瀬家	
334	1891	明治24年	8・19		加賀屋嘉助	雲州松江	大黒丸	喜正丸				船長善次郎	能登福浦	能登佐渡屋	
335	1893	明治26年	6・30		大森勝蔵	雲州松江	大運丸					吉田彦造	能登福浦	能登佐渡屋	
336	1893	明治26年	7・29		出雲金蔵	雲州松江	金栄丸					船頭石橋善右衛門	能登福浦	能登佐渡屋	
337	1894	明治27年	7・5		森脇儀兵衛	雲州松江	久榮丸					春太郎	能登福浦	能登佐渡屋	
338	1894	明治27年	9・3		岡本久助	雲州松江	大黒丸					杉杖宅次郎	能登福浦	能登佐渡屋	
339	1897	明治30年	4・21		中脇源蔵	雲州松江	幸福丸					中脇福之助	能登福浦	能登佐渡屋	
340	1898	明治31年	9・6		長島定一	雲州松江	久徳丸						能登福浦	能登佐渡屋	
341	1898	明治31年	7・2		熊野喜平	雲州松江	喜正丸						能登福浦	能登佐渡屋	
342	1898	明治31年	10・15		大森勝蔵	雲州松江	大勝丸					丸久太郎	能登福浦	能登佐渡屋	
343	1898	明治31年	2・1	2・3	福田善助	雲州松江		楮買				電信にて再度買	浜田	浜田楯ヶ瀬家	
344	1902	明治35年	7・29		坂田森之助	雲州松江	壽運丸					船頭石橋善右衛門	能登福浦	能登佐渡屋	
345	1904	明治37年	7・10		出雲金蔵	雲州松江	金毘羅丸					原助次郎	能登福浦	能登佐渡屋	
346	1905	明治38年	9・2		米井市蔵	雲州松江	喜正丸						能登福浦	能登佐渡屋	
347	1906	明治39年	3・15		星野甚右衛門	雲州松江	両吉丸		鷺浦			星野国市	能登福浦	能登佐渡屋	
348	1906	明治39年	8・22		星野甚右衛門	雲州松江	両吉丸		鷺浦			星野国市	能登福浦	能登佐渡屋	
349	1911	明治44年	9・29		熊野喜平	雲州松江						山本才次郎	能登福浦	能登佐渡屋	
350	1911	明治44年			赤木屋庄八	雲州松江						船頭清	出雲崎	熊木屋永代	

資料2 「客船帳」の所在と翻刻・解説

平成30年9月1日現在

この資料は、資料の存在場所を示したもので、原史料すべてと照合したものではない。

① * ゴシック体は、松江の情報量が比較的多い史料である。

② 「解説」・「翻刻」は所蔵館に存在することを表している。

【島根県内】

1、* 清水邦行家（浜田市外ノ浦）延享元年～明治34年 8,900隻

- ・ 翻刻・・ 柚木学「諸国御客船帳」上下（1977）清水堂文庫
- ・ 解説・・ 鶴田真秀・・ 島根県立図書館蔵

2、* 中村欣章家（浜田市長浜）元佐渡屋・・ 明治に油屋

「諸国御客船帳」

- ・ 解説・・ 鶴田真秀・・ 島根県立図書館蔵

3、* 喜多家（浜田市外ノ浦）

「諸国御客船帳」・・ 住田文庫（神戸大学図書館）に寄贈

- ・ 翻刻・・ 「海事資料叢書」第4巻 昭和4年 住田正十
- ・ 翻刻・・ 「続海事資料叢書」第1～第9 1982年 成山堂書店

4、* 木津屋（大田市温泉津町）神戸市中嶋家蔵

- ・ 解説：大田市教育委員会（写し）所蔵

文書は所有者が明治大学図書館に寄贈

「温泉津船表客船帳」（1冊）寛政9年～享和2年

「木津屋客船帳」（12冊）寛永2年～文政10年 18,958隻

5、多田家（大田市温泉津町）

「油屋客船帳」享保2年～万延元年 5,008隻・・・ 雲州25%

- ・ 解説・・ 鶴田真秀・・ 島根県立図書館蔵

「加賀屋客船帳」宝永5年～明治10年 3,101隻・・ 防府・長門多い

- ・ 解説・・ 鶴田真秀・・ 島根県立図書館蔵

「備前屋客船帳」寛政2年～明治32年 1,596隻・・ 隠岐52%



（木津屋「客船帳」）

・解説・・鶴田真秀・・島根県立図書館蔵

6、* 但馬屋儀兵衛家（大田市温泉津町）

「諸国御往来御改帳」(1) (2) 寛政5年～慶應元年

・解説・・鶴田真秀・・島根県立図書館蔵

7、大原屋（大田市仁万浦）

「諸国廻船万客帳」（1冊）寛政2年～寛政12年 170隻

8、* 楫ヶ瀬忠男家（米屋）（浜田市外ノ浦）

「諸国御客船帳」（2 1冊）延享元年～明治42年6,349隻

・翻刻・・柚木学「近代海運史料」1992年 清水堂出版

「諸国御客船帳」（1 5冊）明治24年～昭和8年1,856隻

9、板屋文書（大田市和江浦）

・解説・・鶴田真秀・・島根県立図書館蔵

10、林家（大田市大浦） 692隻（瀬戸内137、北前船310隻）

「諸廻船入津宿帳書出」島根大学所蔵

11、松井善之助（米屋）（出雲市大社町鷺浦）

「諸国御客線出帳」

12、長谷川平十郎（和泉屋）（出雲市大社町鷺浦）

13、恵比寿屋（または花屋）（出雲市大社町鷺浦）

「御船改扣帳」安永8年（1779）～大正8年（1919）

大前屋「客船帳」天保13年（1842）～嘉永4年（1851）

現在安達家所蔵、複製出雲市文化財課に所蔵

14、加田屋文書（出雲市大社町鷺浦）

「船御改扣帳」享保12年（1727）～文化15年（1818）

66冊+年代不明2冊，出雲市所蔵、出雲市コピー所蔵

15、福田屋（松江市加賀）

「大福客船入津富帳」弘化5年（1848）

島根町史 p 299記載、松江市島根支所蔵（解説）

16、浜村家文書（油屋）（出雲市田儀）出雲市画像所蔵、目録有り（県立図書館）

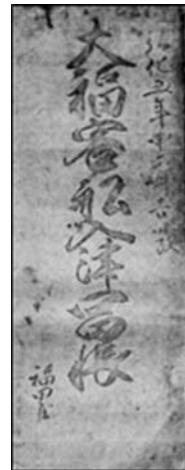
17、鳥屋尾家文書（油屋）（出雲市田儀）「仕切帳関係」田儀桜井家所蔵目録

18、輪島屋文書（出雲市大社町鷺浦）出雲市画像コピー所蔵

「諸国客船操出帳」

19、かめ屋（浜田市長浜）

「客船帳」約6,000隻 浜田市立郷土館蔵



（福田屋「入津富帳」）

【県外】

1、関川家（江差町教育委員会）文書10万点

2、松屋伝治郎家（青森県大畑町、公民館、青森県立図書館蔵）

「御客船帳」文化9年など

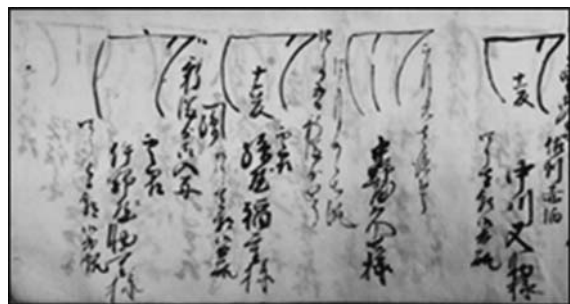
3、五十嵐家文書（青森県野辺地町、町歴史民俗資料館蔵）

「御客船帳」寛政2年～明治3年

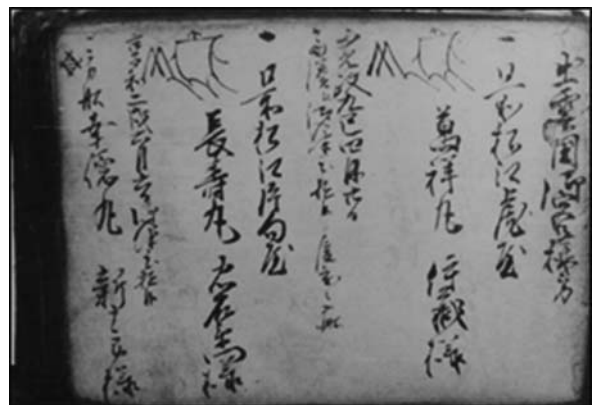
- 4、滝尾家文書（青森市、県立図書館蔵） 1万点
「諸国客先日記」文政3年
- 5、秋田屋（青森県深浦町）町資料館
「御客船帳」宝暦～明治
- 6、佐藤直次郎家（秋田県本荘市石脇）
「客船帳」
- 7、間杉家文書（秋田市、県立公文書館写蔵）
「諸県御客帖」明治22年
- 8、長沢長左衛門家（山形県鶴岡市）
「客船帳」、「往来帳」、「万覚帳」、「当番帳」文政2年～明治6年
- 9、高橋源次郎家（山形県鶴岡市）
「客船帳」、「往来帳」
- 10、嶺田伝兵衛家（山形県鶴岡市加茂、鶴岡市立資料館蔵）
「諸国御客年始状発郵控」明治32年
- 11、当銀屋（新潟市関屋）文書数1,392点
- 12、* 敦賀屋（新潟市石山）
「御客船帳」弘化元年～安政6年
・翻刻・・・「出雲崎町史」、「海運資料3」掲載
- 13、* 熊木屋（長岡市出雲崎町）
「御客上下帳」、「永代御客帳」
・翻刻・・・「出雲崎町史」、「海運資料集1/2/3」
- 14、* 泊屋（長岡市出雲崎町）
「御客入船帳」弘化3年～慶応2年
「御客入船帳」慶応3年～明治20年
・翻刻・・・「出雲崎町史」、
- 15、* 住吉久兵衛家（新潟県寺泊町）
「御客帳」享和元年3,877隻（出雲国110隻）
・複写・・・県立文書館、旧寺泊町所蔵、
出雲国分コピー入手（大矢）
- 16、松下俊夫家（福井県あわら市）
- 17、佐藤徳次郎家（福井県越前町）
- 18、山本計一郎家（福井県敦賀市）
- 19、田中雅次郎家（福井県小浜市）
- 20、岡 三右衛門（福井県小浜市）
* 16～20は福井県立文書館に複製あり
- 21、松井克文家（兵庫県香住町）
「客船帳」「船帳」
- 22、旧西浜村役場
（兵庫県浜坂町基館幹集落センター）
- 23、* 佐渡屋（石川県羽咋市富来町福浦港）



（間杉家「御客帖」）



（住吉屋「御客帳」）



（佐渡屋「諸国客船帳」）

- 「諸国客船帳」・複写・・・県立文書館
- ・翻刻「富来町史」資料編・・・島根県立図書館所蔵
 - ・翻刻「富来町史」資料編(雲州)・・・島根県立図書館所蔵
- 24、土尾三十郎家（両津市更川浦）
「諸廻船入津留帳」享保10年～安政10年
- 25、益井家（福井県三国町）
- 26、酒谷家（福井県三国町）
- 27、新屋家（福井県三国町）、25～27は三国町史掲載
- 28、鯛屋（広島県尾道市）
「客衆上下帖」
・翻刻「尾道市史」第2巻 寛政13年正月～年末、島根県立図書館所蔵
- 29、油屋新蔵（広島県福山市）太田正巳家
「御客帳」・・・安政2年（1855）
- 30、岡村家蔵：大坂屋宗三郎家
「御客上下帳」（広島県福山市）
- 31、荒木家・羽白家（竹原市忠海）
「御客帳」 文化文政～明治20年
竹原市立図書館蔵、広島県立文書館複製史料蔵、
その他、江戸屋、浜胡屋
- 32、粟屋家（山口県上関町）
「客船帳」
- 33、神戸村「諸国御改帳」明和8年
- 34、嶺田家（鶴岡市加茂）
「諸国御客年始状発郵控」明治32年、鶴岡市立資料館蔵



写真1 庄内米の貯蔵「山居倉庫」（酒田市）



写真2 北前船の寄港地（出雲崎町）

おわりに

かつて松江城下の住人が全国津々浦々で商いを行なった証は、各地に残る「客船帳」よりその痕跡を確認することができた。松江藩全体の廻船（1504隻）は、1850年頃より1880年頃に北陸・東北方面に寄港しており、城下町松江の商人も同様な傾向が伺える。

調査を通して印象深かったのは、山形県酒田市と新潟県出雲崎町の港は、付近に砂丘地を控えた砂浜海岸に立地していることである。酒田港（写真1）は広大な穀倉地である庄内盆地を流れる最上川の河口に位置し、出雲崎（写真2）は佐渡金山から長岡・信州方面と日本海航路の十字路に位置するなど、湾奥の深い島根県内の港とは自然条件が異なっている。さらに驚いたのは、戊辰戦争で奥羽越列藩が戦っている頃にも、松江城下の廻船が東北方面に出かけていることである。

今回掲載した廻船データは、あくまでも実体の一部に過ぎないが、今後は他の古文書類と照合し廻船業の総合的な調査研究が進められることを願っている。

参考文献

- 大矢幸雄・渡辺理絵（2014）「白潟町屋の商人と町人地の変容－「松江白潟町絵図」の分析を中心に－ 松江市史研究 5号『松江市歴史叢書 7』17-32.
- 古厩忠夫（1998）『裏日本－近代日本を問いなおす－』,岩波新書。
- 林玲子・大石慎三郎（1995）新書・江戸時代 5『流通列島の誕生』,講談社現代新書。
- 上野富太郎・野津静一郎編（1941）『松江市誌』,松江市庁刊。
- 雲南市教育委員会（2012）『田部家のたたら研究と文書目録－田部家文書調査報告書－（上）』,雲南市教育委員会。

（おおや ゆきお 元松江市立中央図書館長）

松江・善光寺ぜんこうじに所在する来待石製石塔群について

岡崎雄二郎・西尾克己・稲田信・高屋茂男

1. はじめに

本稿は、松江市史編纂事業の基礎調査として行った石造物調査の報告として、善光寺に所在する来待石製大型石塔^①3基（五輪塔）と、佐々木高綱石塔を紹介するものである。

さて、善光寺は、松江市はまのぎ浜乃木1丁目14-35番地に所在する時宗の寺院である。山号を一碇山いっきざんといい、時宗遊行寺派の寺院で、本山は藤沢山無量光院清浄光寺（神奈川県藤沢市）である。開基は、宇治川の先陣争いで有名な佐々木高綱ささきたかなで、創立は正治2年（1200）、中興覚阿良空上人と伝える^②。

寺伝によれば、佐々木高綱は、源頼朝没後、その守り本尊である阿弥陀如来像を夫人の北条政子より受領し（或いは盗まれて行方不明となった仏像を探し出し）、厨子と共にそれを負って全国行脚し、最終的に出雲国の乃木にたどり着いた。そして一碇山に寺を建てて、「善光寺」と称した。その後、荒隈あらい（現在の天倫寺所在地）にあった瑞応寺が一碇山に移され、「圓成寺」と改め忠晴の菩提寺となったため、善光寺は南方数町の現在地に移転したという。元禄元年（1688）、時宗遊行派の本山第41代南阿独朗上人が出雲国巡化するにあたり、清浄光寺の末寺となった。独朗上人はその門弟・覚阿良空上人を神門郡塩冶村（現出雲市塩冶町）の高勝寺より招き中興し、以後寺運隆盛となった。日本三善光寺（信濃、甲斐、出雲）の一つとされている。

なお、本尊の阿弥陀如来立像は、いわゆる善光寺式阿弥陀三尊像の古例で、脇侍が本尊の光背に線刻してあるのは他に例を見ないとされる^③。優れた作風であることから、昭和39年（1964）1月28日付けで国の重要文化財に指定された。

2. 善光寺五輪塔群

善光寺本堂東側（裏）から北側にかけては寺の墓域となっており、この墓域の中に3基（西側より東に向かって1号五輪塔、2号五輪塔、3号五輪塔とする）の来待石（凝灰質砂岩）製の大型五輪塔が存在する^④。寺には五輪塔建立に至る史料、伝承は残されておらず、建立年代、被葬者（被供養者）については明らかではない。いずれの五輪塔も、高さが3m前後のもので、来待石製大型石塔と言えよう。

（1）1号五輪塔

善光寺境内本堂北に所在する大型五輪塔の内、最も北側に位置する五輪塔である。来待石製の五輪塔で、空輪から地輪までの総高は296cmである。現在、地輪の下方は土中に埋まっている。

空風輪は一石で作られており、高さは99cmである。空輪は縦長の宝珠形に加工され、風輪は下部から上部にかけて側面が直線的に広がっている。空輪は、上部径（空風輪の最大径）51cm、下部径33cm、風輪は、上部径44cm、下部径38.5cmである。



図1 松江・善光寺位置図（●善光寺）

火輪は、高さ60.5cm、上端幅46.5cm、下端幅94.5cmである。軒の厚さは、中央で10cm、両端部で27cmである。火輪上端から軒に下る斜面は上端から直線的になり、軒先付近で大きくカーブする。笠の斜面には5段の段丘が彫り込まれており、宝篋印塔を意識して加工されたと思われるが、製作時の加工か、後世の加工かは不明である。

水輪は、高さ71.5cm、上端径73cm、下端径72cmである。水輪の中位やや下で最大径90.5cmとなり、下膨れの棗形となっている。正面及びその左右には梵字が刻まれており、正面には阿弥陀如来を表すキリークが認められる。

地輪は、高さ65cm、上端幅90.5cm、下端幅90cmで、下方が地中に埋まっている。

台石は、幅108cmであるが、土中に埋まっているために厚さは不明である。なお、実測にあたり、地輪高さと同様にピンポールで確認した。

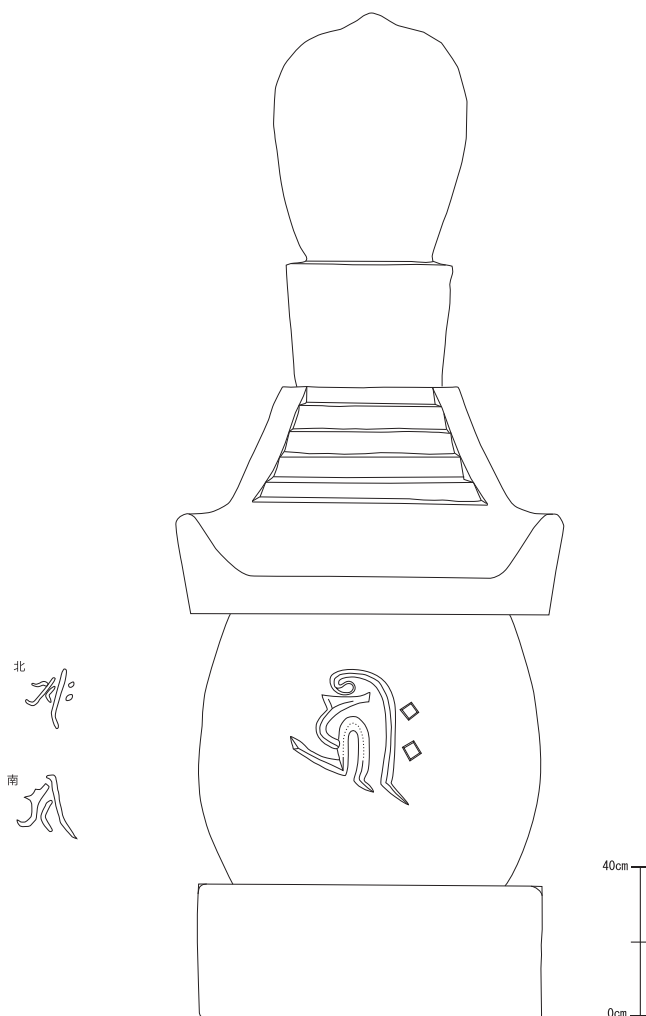


図2 1号五輪塔実測図

(2) 2号五輪塔

善光寺境内本堂北に所在する大型五輪塔の内、1号五輪塔の東側に位置する。来待石製の五輪塔で、空輪から地輪までの総高は311.5cmある。なお、地輪の下方と台石は土中に埋まっている。

空風輪は一石で作られており、高さは96.5cm、頂部は円錐形となっている。風輪下部から空輪上部にかけての側面はほぼ直線的になっており、溝を彫り込むことで空輪と風輪を分けている。空輪は、上部径(空風輪の最大径)55cm、下部径46.5cm、風輪は、上部径54cm、下部径49.5cmである。

火輪は、高さ66.5cm、上端幅58.5cm、下端幅102.5cmである。軒の厚さは、中央で19.5cm、両端部で約28.5cmである。火輪上端から軒に下る斜面は上端から直線的に下り、軒先付近で大きくカーブする。一号塔と同様に笠の斜面には3段の段丘が彫り込まれており、宝篋印塔を意識して加工されたと思われる。この石塔も製作時の加工か、後世の加工かは不明である。

水輪は、高さ75.5cm、上端径76cm、下端径76cmである。水輪の中位で最大径96.5cmとなり、幅のある棗形となっている。表面は風化が進んでいるが、字が刻まれており、正面には「持」、正面左には「妙」の文字が認められる。

地輪は、高さ73cm、上端幅100cm、下端幅100cmで、下方が地中に埋まっている。

台石は、幅156cmであるが、土中に埋まっているために厚さは不明である。なお、実測にあたり、地輪高さと台石幅をピンポールで確認した。

(3) 3号五輪塔

善光寺境内本堂の東に所在する大型五輪塔で、2号石塔の東側に位置する来待石製の五輪塔である。火輪は後世作り直したもので、残された部材より、空輪から地輪までの総高は320cm前後と推定される。地輪の下方と台石は土中に埋まっている。

空風輪は一石で作られており、高さは101cm、頂部は丸味をもつ円錐形となっている。風輪下部から空輪上部にかけての側面は直線的に広がっており、溝を彫り込むことで空輪と風輪を分けている。空輪は、上部径（空風輪の最大径）58.5cm、下部径56cm、風輪は、上部径55cm、下部径53cmである。

火輪は、後世作り直したもので、3枚の板石を重ね、高さを56cmとし

ている。善光寺住職によると、ヒビが入り、危険であったために現在の板石に取り替え、元の火輪は土中に埋納したとのことで、幸い、「1989.4.4」の日付と「元の五輪塔」と裏書きされた埋納前の写真が残されていた。これによると、高さのある火輪で、軒の形状は横長で、隅で反り上がる。また、下辺は水平である。また、上面には大きなホゾ穴が穿たれている。なお、実測図の火輪（点線）は、写真より推定復元したものである。

水輪は、高さ89cm、上端径83cm、下端径83cmである。水輪の中位よりやや上で最大径101cmとなり、幅広の棗形となっている。正面及びその左右には梵字が刻まれており、正面には阿弥陀如来を表すキリクが認められる。

地輪は、高さ80cm、上端幅108cm、下端幅108cmで、下方は地中に埋まっている。正面には銘文が刻まれている。

台石は、幅143cmであるが、土中に埋まっているために厚さは不明である。なお、実測にあたり、地輪高さと台石幅をピンポールで確認した。

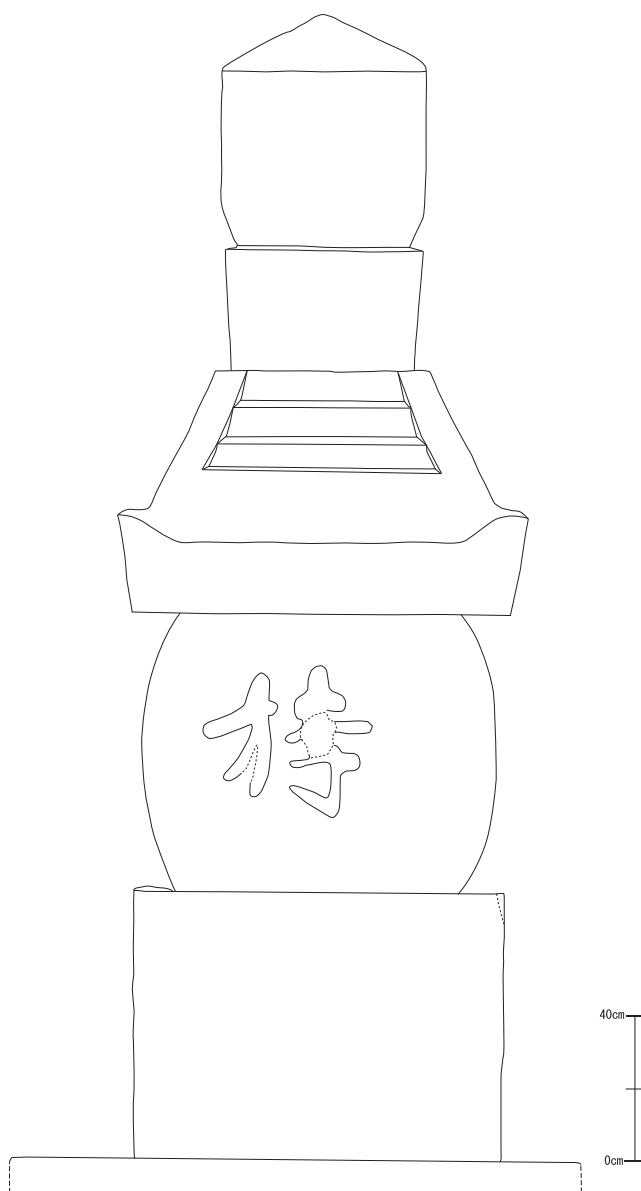


図3 2号五輪塔実測図

(4) 来待石製大型石塔（五輪塔）

の形態的特徴と時期

善光寺の3基の五輪塔とも、来待石製石塔の形態の特徴から⁶⁾、江戸時代初頭、17世紀前半に作られたものとも考えられる⁶⁾。以下、各石塔の形態について述べてみたい。

【第1号塔】空風輪は縦長の宝珠形で、江戸時代初めの五輪塔では見かけない形態である。別途利用されていたものを載せたか、後世に作られた可能性がある。火・水・地輪は、いずれも当初のものと考えられる。火輪は軒の立ち上がりが隅で大きく上がる。なお、軒線上部から頂部にかけてある5段の加工は後世に施されたものであろう。水輪は下膨れ状の球形に加工されている。これは、米子市西町清洞寺跡の池田由之妻石塔の水輪⁷⁾と類似する。

【第2号塔】空風輪は砲弾状になっており、来待石石塔としては江戸時代初頭によく見られる。火輪は、軒線が第1号塔と同様に隅で上がる形態で、類似するものには、圓成寺（松江市栄町）の堀尾忠晴石塔がある。笠に彫り込まれた段加工は第1号塔同様に後世のものと考えられる。水輪は扁平気味で、横に張る棗形である。最大径は中程に位置する。

【第3号塔】空風輪は、第2号と同じく砲弾状である。水輪も2号と似る棗形で、最大径も中程に位置する。

3. 佐々木高綱石塔

善光寺本堂前方で、山門南の一角には石塔や石仏が配されている。佐々木高綱石塔はこの石造物群の西端にあり、「乃木大将一家遺髪塔」とともに区画されている⁸⁾。石塔は、その背面を西側の宍道湖側に向けているために、長年の風雨によって塔身背面には表面剥離が認められた。

石塔は来待石製で、石材を笠（蓋）、円筒形の塔身（二段）、基礎（二段）に加工し、組み合わせている。石塔の総高は251.6cmである。正面に「當寺開山正阿彌陀佛心 諡 瀧院殿法嶺源性大居士」と高綱の法号が刻まれ、裏には四ツ目の紋、側面から裏面にかけて高綱と善光寺に関する墓碑銘が刻まれて

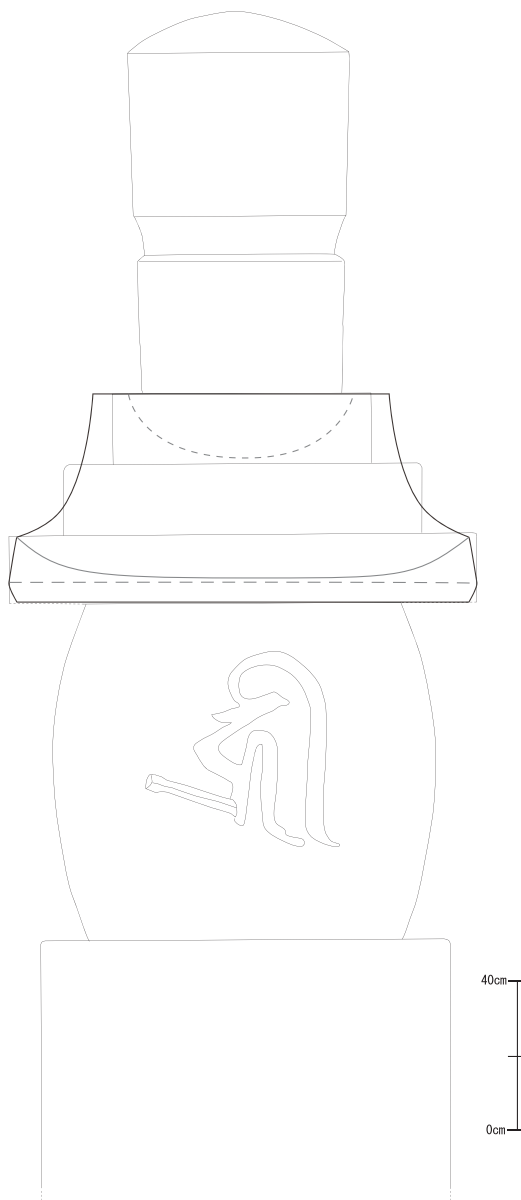


図4 3号五輪塔実測図

いる⁹⁾。この石塔は、銘文によると元禄6年(1693)に覚阿上人が建立したものであり、伝承では高綱の墓石が荒廃したので、新しい円筒形の石塔を造り、古い墓石を納めたという。なお、享保2年(1717)に記された『雲陽誌』¹⁰⁾には、「堂前に高綱の石塔あり」とある。

笠(蓋)は半球状(ドーム型)に加工されており、宝珠などは乗せない。高さ35.6cm、最大径96cmで、縁は幅(高さ)7cmである。

塔身は、上下二段に重ねており、外見は円柱状になっている。上段は高さ79.2cm、径77.2cm、下段は高さ72.8cm、径77.2cmである。

善光寺住職によると、元々、現在の圓成寺のある地に善光寺と佐々木高綱の墓石があり、圓成寺が建立され、善光寺が現在の地に移った折りに墓石も移され、現存の高綱石塔内には高綱墓石が納められたとされる。調査時に内部は確認できなかったが、後日、来待石製井筒と同様な円筒状の加工品で、接合部は印籠蓋状に加工されていることが確認された。

基礎である台石は、二段に重ねられており、上段は高さ34cm、幅102cmで、2本の長方体を前後に並べている。下段は高さ30cm、幅136.8cmで、長方体を6本程組み合わせている。

基礎の下には、石塔を支える組み合わせの来待石製基壇がある。高さは不明だが、幅145.6cmである。

佐々木高綱石塔は、来待石製の筒に笠を載せたもので、松江市西浜佐陀町所在の^{おおはか}大墓石塔などと類似の形態を持つ。石塔内には元の高綱墓石が納められたと伝えられていたが、平成25年(2013)2月に、石塔の傷みが進んだことで高綱石塔が解体されると、伝承と関連するかのよう¹¹⁾に円筒の塔身の中から白粉石製の宝篋印塔が出現した。内部に別の石塔を納める石塔の一例として興味深い。

4、おわりに ー来待石製大型石塔を中心にー

出雲部において、来待石(凝灰質砂岩)製の五輪塔・宝篋印塔について調査を進めていく中で、大型の石塔が意識されるようになった。大型石塔という用語はきわめて曖昧だが、私たちは来待石で作られ

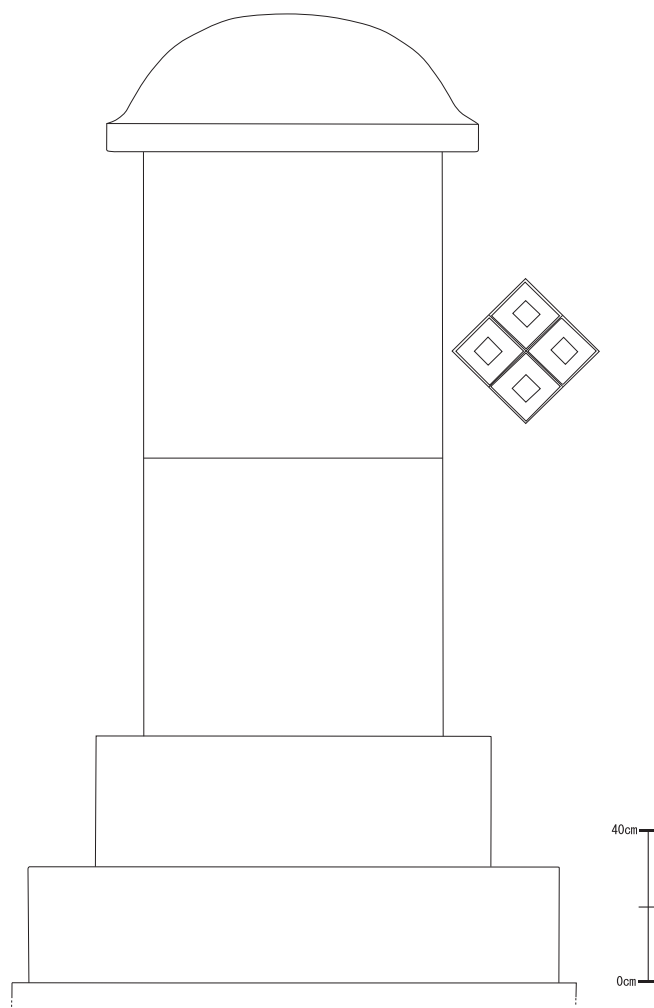


図5 佐々木高綱石塔実測図

た「概ね総高250cm以上のもので、宝篋印塔では基礎、塔身、笠の一辺が60cm（2尺）以上、五輪塔では地輪、水輪、火輪の一辺や径が60cm以上の石材を使用するもの」を来待石製大型石塔としたところである。この暫定的な基準に基づくと、17世紀前半、出雲国の国主層（堀尾氏一族）の墓石・供養塔には来待石製大型石塔が利用されている。また、松平氏の出雲国入部後も上級武士層などに利用されている¹⁰。来待石の採石・加工・運搬という、技術や労力を考えれば、製品の大型化は技術の向上や運搬のための動員力と深く結びつくと考えられ、製品の大型化と大型石塔の造立には何らかの歴史的背景が存在したはずである。

今回調査し、報告を行った善光寺に所在する3基の五輪塔とも、総高は3m前後であり、地輪、水輪、火輪ともに一辺や径が60cm（2尺）を超えることから、来待石製大型石塔の範疇に含めうるものと言えよう。また、来待石製大型石塔としての形態からすれば、いずれの石塔も17世紀前半頃に作られたものと考えてよいと思われる。石塔の年代観が正しいものとすれば、善光寺の五輪塔も相応の地位や経済力を持った人物の墓石、或いは供養塔と考えられる。しかし、善光寺の3基の大型石塔は、これまでの調査では古文書類での記録や寺伝などはなく、今のところ、誰のために造立されたのかは不明である。

注

- (1) 松江石造物研究会「来待石製大型石塔の出現とその歴史的背景」『来待ストーン研究』7 2006
- (2) 『島根縣史』5 島根県1927、奥原福市編『八束郡誌』本篇1926、乃木公民館『乃木郷土誌』1991など。寺地については、『島根縣史』に、「今の忌部村一箇にありしが後ち今の圓成寺の邊に移したり、堀尾忠晴圓成寺を建つるに當り更に又今の地に移せり」とある。
- (3) 椋木賢治「阿弥陀如来立像」『出雲・石見の観音巡礼 秘仏への旅』島根県立古代出雲歴史博物館・島根県立古代文化センター 2008。「出雲・隠岐堀尾山城守家中給地帳」『松江市歴史叢書』1 によれば、善光寺は「乃木如来」として記され、八石が与えられていたことが分かる。
- (4) 伊藤菊之輔『出雲の石造美術』1965 に、「善光寺五輪塔」「佐々木高綱墓」として写真と共に紹介されている。掲載写真によると、今回紹介した1号、2号、3号五輪塔が、伊藤氏の紹介する善光寺五輪塔（三）、（二）、（一）に照合すると考えられるが、伊藤氏の調査時は墓地整備前のようで、地輪の下端や基礎石が確認できる。また、1号五輪塔と考えられる善光寺五輪塔（三）の写真では空風・火輪の代わりに宝篋印塔の相輪、笠を乗せ、地輪には文字を刻むようにも観察されることから（3号五輪塔地輪か）、五輪塔部材の入れ替えが行われている可能性も想定しなくてはならない。
- (5) 注1と同じ。
- (6) 善光寺五輪塔の3基は、地輪や火輪の形態をみると、大型石塔2期の米子市池田由之夫妻石塔や松江市堀尾忠晴石塔（寛永10年頃）に類似する。この時期は17世紀第2四半期と考えられ、大型石塔3期初めの松江月照寺裏山五輪塔（正保4年）が建立されるまでの時期と推定される。なお、造立者や造立の経緯については伝承もなく、現時点では分らない。五輪塔の編年観により17世紀第2四半期のものとすれば、堀尾氏との関係なども考えられなくはないが、今後の新資料の発見に待ちたい。
- (7) 佐伯純也・加藤裕一「鳥取県米子市・清洞寺跡五輪塔群」『来待ストーン研究』7 2006
- (8) 伊藤菊之輔『出雲の石造美術』1965 に、「佐々木高綱墓」「乃木大将一家遺髪塔」として写真と共に紹介されている。乃木希典は佐々木高綱の末裔で、寺伝によると生前幾度か善光寺を訪れ、高綱の墓に詣でたという。
- (9) 墓碑銘は風化のため、剥落が進んでいるが、『島根縣史』に翻刻、『八束郡誌』、『乃木郷土誌』などに解説が掲載されているので、本稿では割愛する。なお、西村清雄『佐々木京極氏と近江清滝寺』清滝寺（P121）には、佐々木高綱墓として、宝篋印塔の写真が掲載される。
- (10) 享保2年（1717）、松江藩の儒者黒沢石斎（長尚）がまとめたもの。『雲陽誌』歴史図書社 1976による。
- (11) 注(1)と同じ。

[本稿は、平成19年（2007）10月14日に、松江・善光寺において行った石造物実測調査の成果を基とするもので、松江市史編纂事業の基礎調査として行った石造物調査の報告として紹介するものである。調査は、岡崎雄二郎、西尾克己、稲田 信、高屋茂男があたり、本稿の執筆も分担して行った。また、図面の浄書は高屋茂男があたった。なお、来待石製大型石塔については、『来待ストーン研究』7 2006において出現とその歴史的背景について紹介し、補遺として松江・洞光寺宝篋印塔、牧志摩宝篋印塔を紹介した。本稿は、来待石製大型石塔調査の補遺としての性格ももつ。

なお、本稿掲載の石造物調査を行った後、平成25年（2013）に来待石製の佐々木高綱石塔が解体されることとなり、塔の中から白粉石製の宝篋印塔が見つかった。その折に追加調査を行ったが、白粉石製の宝篋印塔の紹介は改めて行うこととし、本稿では平成19年の調査内容についてのみ報告する。]

謝 辞

本稿を執筆するにあたり、善光寺住職石倉観氏には、調査に訪れた私たちに対し多大な御便宜と御協力をいただきました。記して感謝申し上げます。

（おかざき ゆうじろう 松江石造物研究会代表）

（にしお かつみ 松江市史編集委員会松江城部会長）

（いなた まこと 松江市歴史まちづくり部史料編纂課長）

（たかや しげお 島根県立八雲立つ風土記の丘学芸課長）



① 善光寺前景



② 本堂裏の墓域



③ 1号五輪塔



④ 2号五輪塔



⑤ 3号五輪塔



⑥ 3号五輪塔の笠(1989年4月撮影：住職提供)



⑦ 本堂前の石造物群



⑧ 佐々木高綱石塔(右)、乃木大将一家遺髪塔(左)



⑨ 佐々木高綱石塔



⑩ 佐々木高綱石塔とその銘文

松江市史編纂日誌

松江市史編纂における主な活動状況【平成29年10月～平成30年9月】

平成29年

10月5～6日	近現代史	史料調査	川津公民館史料調査
10月10日	全体	平成29年度松江市史編纂委員会	1. 事業報告について 2. 松江市史編集状況について 3. 事業計画について 4. 松江市史編纂基本計画の実施状況と今後の課題
10月20日	自然環境	自然環境部会	1. 編纂スケジュールについて 2. 各章(分野)の原稿相互照合(すべての原稿の確認) 3. 各章間のページ割り振りの確定 4. 参考文献の執筆基準について 5. その他(来年度 松江市史講座について)
10月28～30日	近世史	史料調査	東谷 智 委員
10月28日	自然環境	松江市史講座	「島根県(松江)の気象特性について」 講師 谷永 守 氏(松江地方気象台)
11月2日	全体	堀尾公共同研究会	
11月9～10日	近現代史	史料調査	川津公民館史料調査
11月9～10日	全体	大口町視察(受入)	松江市史編纂について
11月18～19日	近世史	近世史部会	1. 通史編Ⅰスケジュール 2. 通史編Ⅱ「節・項・見出し」原稿内容等の検討
11月25日	民俗	松江市史講座	「松江市域の集落名称一本郷と口ー」 講師 喜多村 正 委員
12月1日	松江城	別編「松江城」査読検討会	
12月2日	全体	第7回白瀉地域歴史再発見学習会	講演
12月16日	自然環境	松江市史講座	「宍道湖・中海の水環境」 講師 清家 泰 氏(島根大学名誉教授)

平成30年

1月5・6日	松江城	別編「松江城」査読検討会	
1月11・12日		史料調査	川津公民館史料調査
1月20日	近世	松江市史講座	「仏と神から見た近世」 講師 小林 准士 委員
2月6・7日	全体	山口県文書館・山口市史編さん室 視察	公文書管理について先進事例視察
2月7・8日	全体	松本市文書館視察	公文書管理について先進事例視察
2月8・9日		史料調査	川津公民館史料調査
2月17日	近現代	松江市史講座	「敗戦直後の松江における人々の暮らし」 講師 鬼嶋 淳 委員
2月18日	近現代	近現代史部会	1. 史料編「近現代Ⅱ」について 2. 通史編「近現代」について 3. 来年度部会について
2月20・21日		史料調査	野津左馬之助史料調査
3月3・4日	近世	近世史部会	1. 通史編近世Ⅰについて 2. 通史編近世Ⅱについて
3月8日	全体	松江市史部会長会	1. 松江市史編纂状況について 2. 来年度予算(内示)と出版計画、事務局体制について 3. 松江市史編集委員会の日程、議案等について 4. 通史編「近現代」「終章」について 5. 公文書館について 6. その他
3月12・13日		史料調査	川津公民館史料調査

3月16日	自然環境	自然環境部会	1. 編纂スケジュールについて 【資料 編纂スケジュール表】 2. 各章(分野)の原稿確認及び検討事項 【資料 提出原稿】 3. 各章のページ確定について 4. その他
3月24日	松江城	『松江市史』発刊(第13弾)	別編1「松江城」
3月24日	松江城	松江市史講座	「松江城をめぐる諸問題と今後の展望 —松江市史別編「松江城」の出版に併せて— 講師 西尾克己 委員・中井 均 委員 和田嘉宥 委員・河原莊一郎 委員
3月25日	松江城	松江城部会	別編「松江城」発刊について
3月25日	松江城	松江城調査報告会	「石垣から考える松江城」 乗岡 実 委員
4月14日	自然環境	松江市史講座	「松江市と周辺の自然災害史」 講師 横田修一郎氏(元・島根大学)
4月21日	近世史	近世史小部会(大阪)	I 執筆に関する基本事項 II 常松先生・東谷先生原稿の素読・読み合わせ 及び 内容調整、意見交換 III 出席先生方の原稿素読と意見交換 IV その他 V 次回部会 など
5月7日	自然環境	自然環境部会	1) 編纂スケジュールについて 2) 各章(分野)原稿の内校前最終確認及び検討事項 3) その他
5月14日	全体	松江市史部会長会	① 4月1日からの体制変更 ② 松江市史編纂状況について ③ 通史編「近現代」「終章」について ④ 文書館について ⑤ その他
5月16日		堀尾公共共同研究会	
5月19日	近世史	松江市史講座	「松江藩主松平宗衍・治郷二代の寵愛を受けた 江戸詰藩士・萩野信敏 一天愚孔平伝—」 講師 西島太郎 委員
5月22・23日		史料調査	北辰堂(旧・松江警察署)史料、野津左馬之助史料調査
6月2～3日	近世史	近世史部会	I 執筆に関する基本事項 II 近世I原稿の素読・及び内容調整、意見交換 III 近世II原稿の素読・及び内容調整、意見交換 IV 近世I付録 V 次回部会
6月3日	全体	平成30年度松江市史編集委員会	〔議題〕 ① 編纂体制、出版計画 ② 平成29年度事業報告、平成30年度事業計画 ③ 各部会の報告(事業報告、事業計画、調査・執筆・ 編集状況) ④ 『松江市史』通史編について ⑤ 松江市史編纂基本計画の実施状況と今後の課題 その他(松江市史研究執筆応募状況ほか)
6月3日	中世史	中世史部会	1. 「中世史料集補遺」の原稿作成について 2. 今後の部会活動について
6月3～4日	近現代史	近現代史部会	1. 史料編「近現代II」について 2. 通史編「近現代」について 3. 今年度の部会等について 4. その他
6月11～12日	近現代史	史料調査	北辰堂(旧・松江警察署)史料調査
6月16～17日	近世史	近世史料調査	岸本委員

6月16日	近現代史	松江市史講座	「松江市域における民芸運動の展開とその担い手 —出雲民芸紙と布志名焼を中心に—」 講師 吉儀和平 氏（通史編「近現代」執筆者）
6月24日	自然環境	自然環境部会DVD打ち合わせ	1. テスト版DVD最終チェックについて 2. DVDデータの将来のあり方について 3. その他
7月9日		史料調査	山口薬局史料調査
7月13日	全体	著作権セミナー	
7月16日	近世史	近世史小部会	I 執筆に関する基本事項 II 執筆者交代による頁割り III 近世II原稿調整 IV 近世IIの口絵案 IV 近世IIのコラムテーマ案 V 前回6月2・3日 近世II原稿の素読・及び内容調整、意見交換 VI 次回部会
7月18～19日		史料調査	普門院文書・北辰堂（旧・松江警察署）史料調査
7月20～21日	自然環境	松江城石材調査	澤田 順弘 委員
7月21日	松江城	松江市史講座	「武家屋敷の修理と復原」 講師 足立正智 委員
8月9日		史料調査	雑賀公民館史料調査
8月18日	原始古代	松江市史講座	「弥生時代史にみる東アジアとの交流」 講師 松本 岩雄 委員
8月23日		史料調査	雑賀公民館史料調査
8月27～31日	全体	国立公文書館研修	アーカイブズ研修 I
8月27～9月14日	全体	インターンシップ受け入れ	
9月2日	松江城	松江城部会	1. はじめに 2. 各G会からの報告…（各G長） 3. 協議事項 4. その他
9月13日		史料調査	雑賀公民館史料調査
9月15日	中世史	松江市史講座	「荘園のしくみと下地中分」 講師 西田友広 委員
9月20日		史料調査	雑賀公民館史料調査
9月29日	近世史	松江歴史館企画展講演会	「御立派改革期の松江藩経済政策」 講師 伊藤昭弘 委員
9月29～30日	近世史	近世史部会	I 執筆に関する基本事項 II 近世 I III 近世 II VI 次回部会

【訂正】松江市歴史叢書11（松江市史研究9号）（2018）の新宮敦弘・澤田順弘・古川寛子・乗岡 実著「松江城石垣の岩石とその原産地」44ページ、図21が誤っておりましたので、訂正いたします。

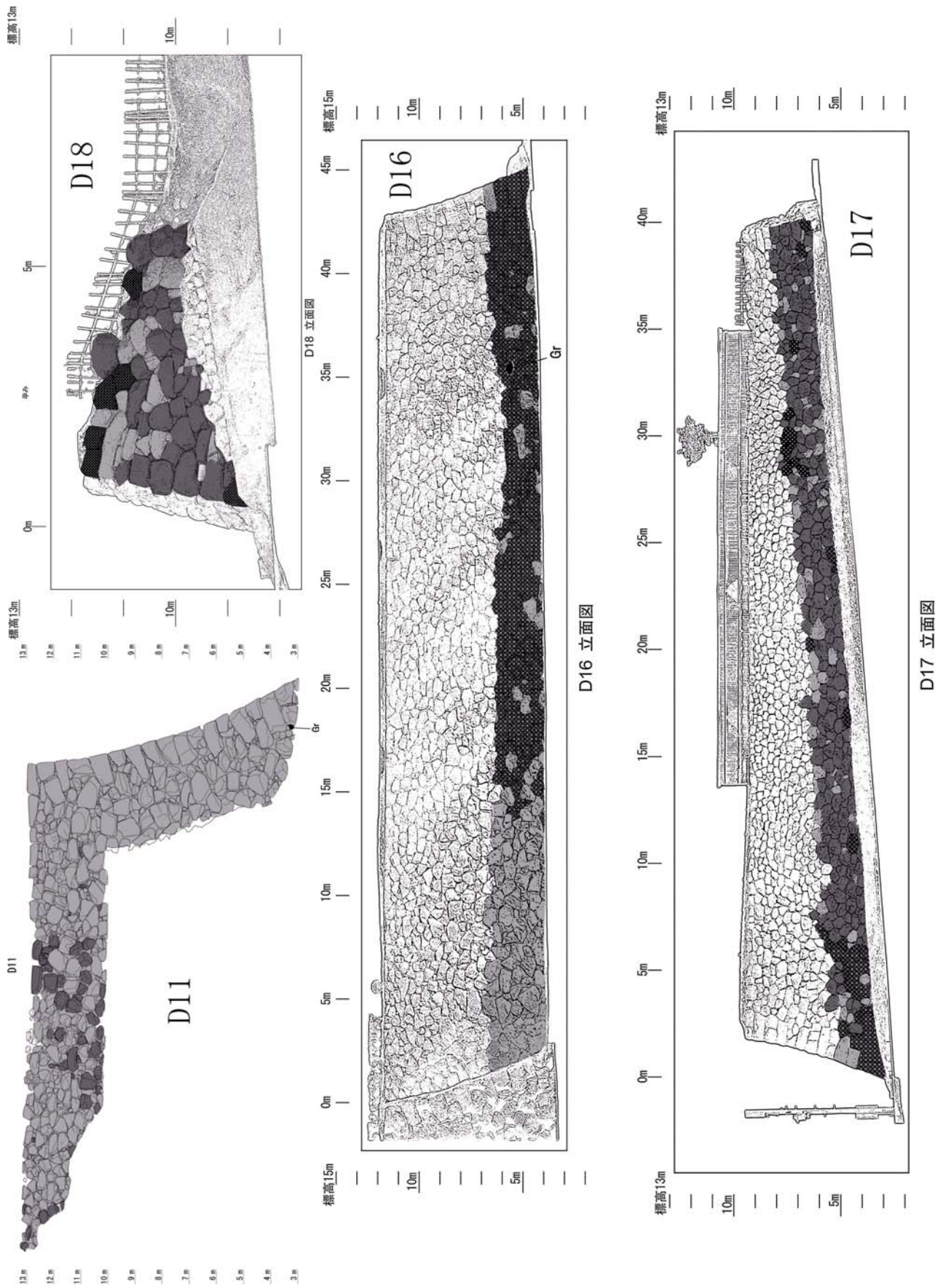


図21 石垣Dにおける石材判別図

鎌倉初期の出雲守護安達親長について

——河内金剛寺所蔵『梵網經古迹記卷下』紙背文書から——

堀川康史

佐藤進一氏は『増訂 鎌倉幕府守護制度の研究』（東京大学出版会、一九七一年）において、康永二年（一三三三）三月一六日出雲国造家文書目録〔南北朝遺文 中国・四国編〕一三三七号の記述から安達親長を「歴代守護の最初に位置するらしい人物」（一四四頁）と指摘し、その在職年次については同じく親長が守護を務めた但馬国との類推から建久末年以降と推測した。

近年、伊藤邦彦氏は『鎌倉幕府守護の基礎的研究 国別考証編』（岩田書院、二〇一〇年）において各国守護の在職者・在職期間を再考証するなかで、①但馬では建久五年（一一九四）から同八年の間に守護が横山時広から安達親長に交代しており、親長の出雲↓但馬転任も想定される。②元久二年（一二〇五）四月二二日付関東下知状〔鎌倉遺文〕一五三二号。以下、『鎌倉遺文』は鎌と表記）において問注と狼藉停止が命じられている「守護人」は、從來安達親長に比定されているが、その根拠は曖昧である——と指摘している。

直近の『松江市史 通史編二 中世』（二〇一六年、西田友広氏執筆部分）では、安達親長について「実際にいつまで出雲の守護であったかは不明」と記されている（六一二頁）。このように鎌倉初期の出雲守護をめぐっては安達親長が初期の守護である点で諸説は一致するものの、その徴証が南北朝期の出雲国造家文書目録に限られていることから、その詳細についてはまったく不明とされているのが現状といえよう。この点に関して、最近筆者は安達親長の守護在職徴証となる同時代史料を見出した。既知の史料ではあるもの

の、先行研究では十分吟味されていないので、この場を借りて検討したい。

当該史料は河内金剛寺所蔵『梵網經古迹記卷下』の紙背文書の一通である（東京大学史料編纂所架蔵写真帳「金剛寺文書」一三（請求記号6171・63—27—13）。既に『河内長野市史 第五卷 史料編二』（以下、『河内』）に「金剛寺文書」二四号として翻刻されているものの、人名比定に誤りがあり、年次比定もなされていないほか、追而書が掲載されていないなど若干の問題を残している。以下にその全文を掲げる（「」は原本の改行を示す）。

円勝寺領出雲国長海庄地頭□□員綱条々非法濫行事、沙汰人□□「」等訴状遣之、如状者、所行之旨□□「」以不穩便、早預所使相共、尋明□□「」糺返奪取損物等、停止員綱、以清□□「」之者、其替可定置之状、依鎌倉□□「」仰執達如件、

八月十二日 散位中原□□

源三左衛門尉殿

逐仰

公文為重被殺害親□□「」上、令追却其身之由、領家「」所訴申也、且々令安堵、若□□「」子細者逐可言上之由、同被「」仰下候也、穴賢、々、

散位中原□□

この関東御教書（以下、本史料と呼ぶ）は、円勝寺領出雲国長海莊地頭員綱（『河内』は貞綱とする）の非法に関する沙汰人等の訴えを受け、領家方

の使者とともに事態の究明と損物の返還を行い、員綱の地頭職を停止し清廉の者を補任するよう命じたものである。『河内』では宛名「源三左衛門尉」の人名比定はなされておらず、奉者の「散位中原」を大江広元とするが、前者はその通称から安達親長（親長は『吾妻鏡』において、建仁元年（一二〇一）九月一五日条以降、承久の乱まで「源三左衛門尉」と表記されている）、後者は鎌倉幕府の吏僚中原仲業に比定できる。ここで幕命の執行が命じられている親長の立場は出雲守護と考えてまず誤りないだろう。なお、同じく中原仲業が奉者を務めた承元四年（一二一〇）三月一七日付関東御教書（鎌一八三〇号。鎌は奉者を中原師俊とするが誤り）と比較すると、筆跡が一致するので紛れもない正文と判断できる。

長海荘は現在の松江市に所在する荘園で、鎌倉中期成立の宣陽門院領目録（鎌三二七四号）によれば、もと上西門院領であったことが知られる。円勝寺は鳥羽天后待賢門院の御願寺であるが、同じく待賢門院の御願寺である法金剛院の寺領は、待賢門院から上西門院に譲られ、その後宣陽門院に伝領されているから、円勝寺領長海荘も同様の伝領過程を辿り宣陽門院領となったのだろう。一方、長海荘で非法濫行を働いた地頭員綱なる者については詳細不明である。「佐々木譜」（続群書類従第五輯下）によれば、鎌倉後期の出雲守護佐々木泰清が長海本荘で没したといい、「綱」の字からも佐々木氏との関係が想定されるが、この点については後考を俟ちたい。

次に本史料の年代について述べる。まず本史料の奉者となっている中原仲業は建永元年（一二〇六）七月まで民部丞を名乗り（鎌一六二八号）、翌年六月までに五位に昇り官を辞し、以後散位を称している（鎌一六八七号）。したがって、仲業が「散位」を称する本史料は建永元年以降のものとなる。

続いて年代の下限を中原仲業の具体的な活動から考えてみよう。仲業の

『吾妻鏡』における終見は建保四年（一二一六）二月二五日条であるが、幕府奉行人として文書発給に携わった事例は、建暦二年（一二一二）二月一三日付將軍家政所下文案（鎌一九五八号）を終見としており、建保四年をややさかのぼる。翌建保元年（一二一三）七月以降になると將軍家政所下文の署判者から仲業の名がなくなるから、仲業はこの間に政所別当の地位から離れたのであろう。以上から本史料の年代の下限は建暦二年と考えることができる。

右の推測は本紙背文書群全体の年代観とも矛盾しない。本紙背文書群は某年の春日祭に関する消息類が大半を占めているが、その年次は右近衛府の注進状の年次により建保四年頃（一二一六）と考えられる。また、本史料と密接に関連する紙背文書として、建暦二年（一二一二）四月六日付関東御教書が挙げられる（鎌一九二四号）。案件こそ本史料と異なるが、同じく中原仲業が奉じた御教書であり、本紙背文書群の性格を考えるうえでも重要な点といえよう。いずれにせよ、これらの徴証から本紙背文書群は一二一〇年代のものと思われる。

以上の考証を整理すると、本史料の年代は建永元年（一二〇六）から建暦二年（一二一二）の間と考えられる。そして本史料から、この時期安達親長が出雲守護を務めていたことが裏づけられることになるだろう。冒頭に掲げた伊藤邦彦氏の指摘についていうと、①出雲守護から但馬守護への転任は認められず、②時期的な近さから、元久二年（一二〇五）四月の「守護人」が安達親長である可能性は高まった、と指摘することができる。さらに付け加えるならば、安達親長の在職は但馬守護職と同様、承久の乱で後鳥羽上皇方に与して没収されるまで続いた可能性も僅かながら高まったともいえよう。

（ほりかわ やすふみ 東京大学史料編纂所助教）

松江市史 史料編（中世） 補遺史料

松江市史編集委員会中世史部会

【凡例】

一、本稿には、中世史料編Ⅰ・Ⅱに未収録となっている史料を、中世史専門部会（井上寛司・川岡勉・西田友広・長谷川博史・原慶三）において編集し、収録した。

一、史料の配列は編年順とし、年代の特定できない史料については、注に理由を記して、適当な場所に仮に収めた。

一、史料の表記方法等はすべて中世史料編Ⅰ・Ⅱの凡例に従った。

一、末尾に、松江市域内に存在する文書原本の花押一覧と、史料解題とを収めた。

【目次】

1	康和 五年 四月一四日	普門庵大般若經
2	年未詳 八月一二日	関東御教書（金剛寺文書）
3	年月日未詳	土屋垣屋氏系図（抄出、肥前島原松平文庫 「系図雑集」）
4	観応 元年 四月一八日	大僧正慈嚴讓状（曼殊院文書）
5	年月日未詳	曼殊院門跡所領目録（曼殊院文書）
6	永和 元年 八月二八日	華藏寺旧藏鐘銘
7	明德 二年 八月 九日	今川了俊書状（北九州今井書店古書目録）
8	年月日未詳	闇笑岩住花藏（峨眉鴉臭集）
9	年月日未詳	華藏曇禪師（不二遺稿）
10	年月日未詳	佐々布雲峰高公居士（不二遺稿）
11	年月日未詳	雲州宝龜月堂和尚（不二遺稿）
12	年月日未詳	柏積翠住筑州聖福京諸山疏（不二遺稿）
13	応永三三年一二月 五日	正覚庵売券連署状（華藏寺文書）
14	正長 二年 三月二一日	満濟准后日記
15	年月日未詳	寄題雲州玉川橋（雲壑猿吟）
16	永享 二年 七月二五日	建内記
17	永享 二年 九月二一日	足利義教感状（佐太神社文書）
18	康正 二年 七月二五日	足利義政大将拝賀供奉人交名（益田家文書）
19	応仁 二年 七月二九日	碧山日録
20	文明 六年一二月二九日	京極政高安堵状（益田實氏所藏文書）
21	年月日未詳	延喜式裏書
22	文明一五年 五月 七日	親元日記
23	文明一五年 六月二九日	親元日記
24	文明一五年 七月	親元日記
25	年月日未詳	東山殿時代大名外様附（京都大学所藏文書）
26	年月日未詳	雜記（蜷川家文書）

- 27 年月日未詳 日野家領目録写(宮内庁書陵部所蔵文書)
- 28 天文 二年一〇月二〇日 徳大寺家当知行目録(徳大寺家文書)
- 29 年未詳 八月 二日 宍道興慶書状(切紙、八坂神社文書)
- 30 年未詳 五月 八日 宍道興慶書状(切紙、八坂神社文書)
- 31 (永祿 二年) 秋上幸益・佐々布家秀連署書状写(切紙、松浦家文書)
- 32 永祿 四年 八月 一日 尼子義久袖判奉行人連署奉書写(折紙、松浦家文書)
- 33 永祿 四年 九月二七日 うるし原有長・まつら賀光連署給地書上写(松浦家文書)
- 34 永祿 八年一月二六日 毛利元就判物(一畑寺文書)
- 35 永祿 八年一月二六日 桂元忠奉書(一畑寺文書)
- 36 永祿 八年一月 吉日 加知祢神社棟札写(因幡民談記)
- 37 年未詳 三月 四日 尼子義久書状写(古曾志家文書)
- 38 (永祿一〇年) 三月 三日 三吉隆亮書状(切紙、曲直瀬家文書)
- 39 永祿一三年 五月 一日 尼子勝久知行宛行状写(諸家古案集)
- 40 永祿一三年 五月一四日 毛利輝元寄進状(一畑寺文書)
- 41 永祿一三年 五月一四日 毛利輝元判物(一畑寺文書)
- 42 永祿一三年 五月二五日 毛利元就・同輝元連署書状(大森清水寺所蔵「毛利様古書類写」所収文書)
- 43 (元龜 元年) 六月 九日 福原貞俊・小早川隆景連署書状(天野家文書)
- 44 永祿一三年 六月一〇日 福原貞俊添状(一畑寺文書)
- 45 (元龜 元年) 七月二六日 吉川元春書状(天野家文書)
- 46 元龜 元年二月二八日 尼子勝久宛行状(切紙、伊佐早謙採集文書)
- 47 元龜 三年 四月二〇日 三刀屋久扶宛行状(切紙、土屋文書)
- 48 年未詳 八月三〇日 赤川元房書状(天野家文書)
- 49 年未詳 六月二七日 小早川隆景書状写(萩藩閥閥録)
- 50 年未詳 八月 五日 三沢為清書状(蔭涼寺文書)
- 51 天正 六年 九月 一日 文殊童子社建立棟札(奢母智神社棟札)
- 52 天正 七年 三月 二日 毛利輝元安堵状(一畑寺文書)
- 53 天正 七年 三月 二日 国司元武奉書(一畑寺文書)
- 54 (天正 九年) 三月二〇日 吉川経家自筆書状(折紙、石見吉川家文書)
- 55 (天正一〇年) 一〇月一八日 天野隆重書状(天野家文書)
- 56 (天正一〇年) 一〇月二四日 天野隆重書状(天野家文書)
- 57 (天正一一年) 閏正月三日 毛利輝元書状(天野家文書)
- 58 天正一一年 五月二〇日 毛利輝元知行宛行状(天野家文書)
- 59 天正一一年 六月二三日 豪田直状(今井家文書)
- 60 (天正一一年) 一〇月四日 吉川元春書状(切紙、雲樹寺文書)
- 61 (天正一二年) 九月二〇日 毛利氏奉行人連署書状(切紙、一畑寺文書)
- 62 (天正一二年) 九月三日 富田元秋書状(切紙、一畑寺文書)
- 63 天正一三年 三月二日 毛利輝元書状写(萩藩閥閥録)
- 64 年未詳 八月二九日 吉川元春書状(古曾志家文書)
- 65 文祿 三年 四月 廻国通道日記
- 66 文祿 四年 九月 吉日 貴布祢神社棟札
- 67 慶長 二年 九月二三日 文殊童子社建立棟札(奢母智神社棟札)
- 68 年未詳 六月二八日 毛利輝元書状(安部吉弘氏所蔵文書)
- 69 慶長 五年一〇月 三日 児玉五郎右衛門書下(河瀬家文書)

70 寛永一二年一月 吉日 天野家覚書（天野家文書）
 71 年月日未詳 南行雜録（卷四）

【史料】

〔康和五年（一一〇三）〕

○四月一四日 大般若経の奥書に枕木山根本薬師堂と沙門雲俊の名が記される。

1 普門庵大般若経（普門庵旧蔵）

出雲枕木山根本薬師堂

康和五年四月十四日 沙門雲俊

□了

〔年未詳〕

○八月一二日

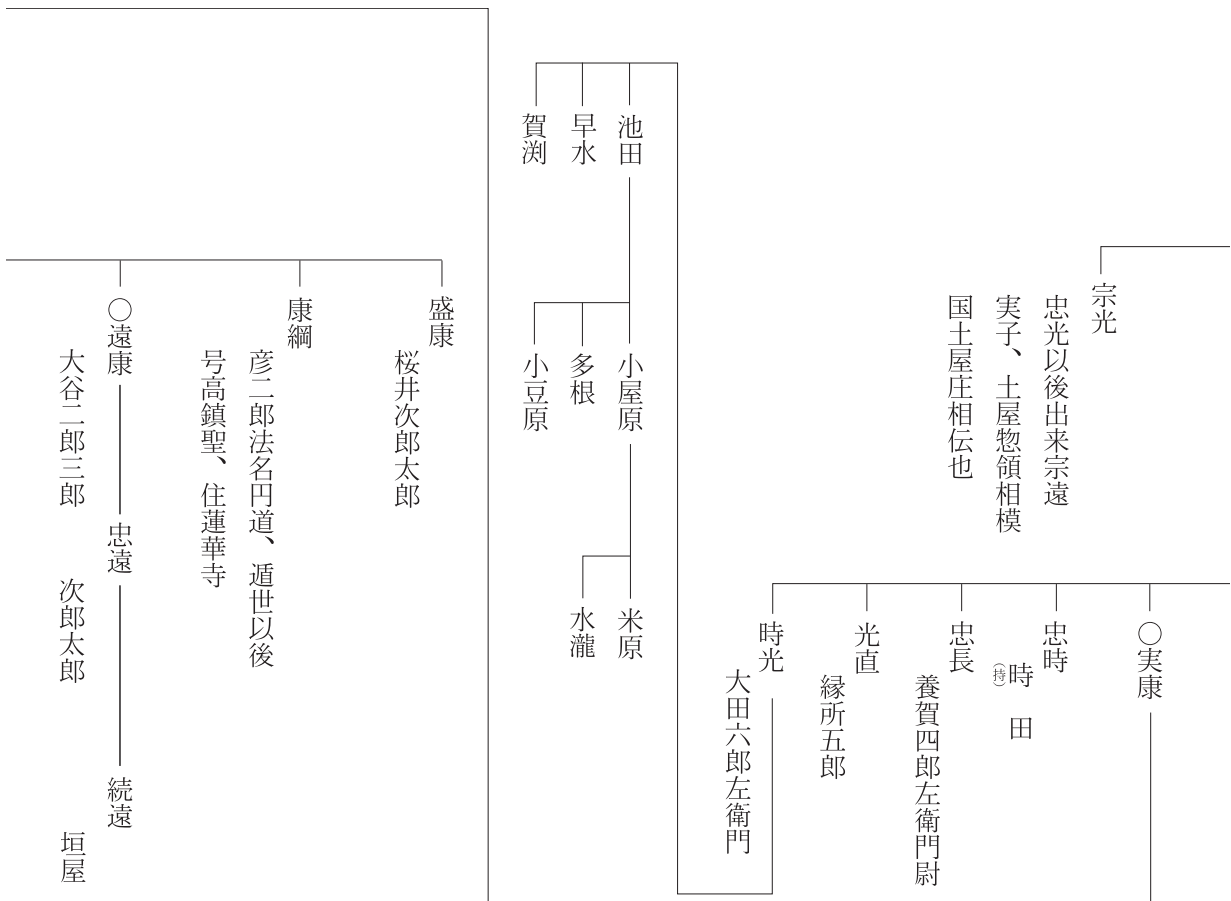
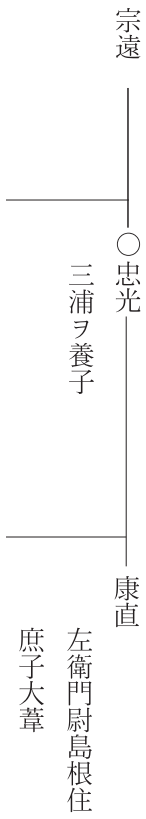
2 関東御教書（『梵網経古迹記卷下末』紙背文書・金剛寺文書）

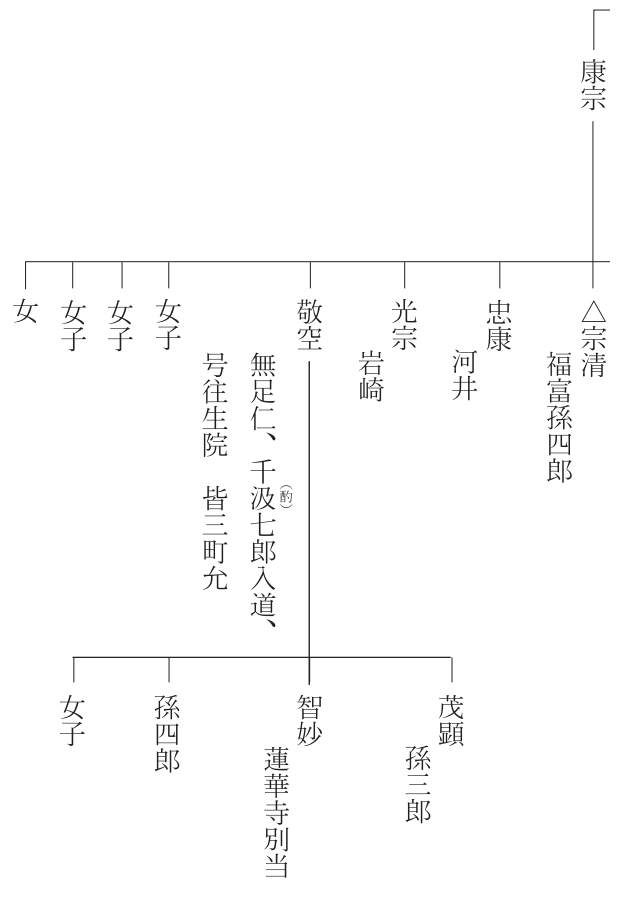
（史料本文は別添）

〔寛元四年（一二四六）頃

○年月日未詳 土屋忠光の子として島根郡に居住した康直と持田庄の忠時並びに実康がみえ、実康の孫として千酌七郎入道敬空がみえる。

3 土屋垣屋氏系図（肥前島原松平文庫「系図雑集」所収、抄出）





〔觀応元年（一二三〇）〕

○四月一八日 慈嚴が慈昭に譲渡した曼殊院門跡領の中に出雲国天満宮がみえる。

4 大僧正慈嚴讓状（曼殊院文書）

△新鳥取県史・古代中世・県外文書三〇二

附属

東南院師跡事

曼殊院師跡事

北野社別当職事

委細目録別紙注之矣、

右、師跡本尊・聖教・山洛寺院方々所領并北野社々務職以下真俗所帯等者、

伝持多年之後、委附慈快僧正之処、忽以早世之間、又返賜愚老乎、其後雖有

擬子細、非器之上、頗及休退歟、仍以權少僧都慈昭所令委附件師跡等也、
伝灯紀要兼以難測、若非其器而欲及斷種者、非処分之限、其子細所注置別紙
也、門弟・坊人等固守此旨、不可違反之状如件、

觀応元年四月十八日

（慈嚴）
二品大僧正（花押）

5 曼殊院門跡所領目録（曼殊院文書）

△新鳥取県史・古代中世・県外文書三〇三

曼殊院門跡

一寺院房舎事

曼殊院 西塔北谷

禅林寺房 在仏閣、号長寿院、
灌頂堂以下在之、

金戒寺 代々墓所也、

一聖教事

曼殊藏 目録在別、
勝範座主自筆書等也、尤可崇、

一本尊道具事

目録在別注之、

一北野社別当職事

忠尋座主以来師跡相統、每度賜官符者也、

社領

筑後河北庄 同国稲員小松神供田

肥後国上生庄 豊後国高墓庄

丹波国木崎庄 同国小河庄

同国恒枝名 同国口人村神田

周防国天神宮 出雲国天満宮

阿波国富岡庄 丹後国花浪

因幡国今衣社 讃岐国大手嶋庄

近江国蜷江社 同国桐原庄

備後国有原保 同国吉津庄

能登国菅原庄 加賀国富墓庄

備中国日生社 山城国菱河庄

陸奥国日理郡 西京二三条保

紅梅殿敷地 白梅殿敷地

一散在所領事

伯耆国宇多河庄 近辺山地小田以下

以上、師跡東陽房和尚以来累代相承、既以十代也、就中此門跡北野社務為本也、代々被下官符宣、師跡見彼状也、子細異于他焉、

〔永和元年（一三七五）〕

○八月二八日 東福寺第四三世住持性海靈見の作成になる銘文を刻んだ鐘が製作される。

6 華藏寺旧蔵鐘銘

△山陰古鐘銘集私稿

日本国□州□

瑞応山金剛□

周賢化諸檀那鑄□

鐘功成来□

慧日山東福禪寺住

持比丘靈見請銘仍

系辞曰□

（第一区）

百鍊金剛 瑞応無方

寅考□擊 啓幽迪陽

匪色匪心 亘古亘今

取禩鳧氏 修功鯨音

永和元年乙卯八月

二十八日

大工長岳住人左衛門尉百濟□（第二区）

大工 長岳住人 左衛門尉百濟

〔明德二年（一三九一）〕

○八月九日 今川了俊、朝山師綱の訴えが認められた日向国相良前頼跡を渡すよう、今川貞兼に命じる。

7 今川了俊書状（北九州今井書店古書目録一七号所収）

朝山出雲守師綱申、日向国相良近江入道立阿跡事、任御下文旨、可致沙汰之状如件、

明德二年八月九日 沙弥（花押）

播磨守殿

〔応永二三年（一四一五）〕

○年月日未詳 出雲の華藏寺に住す笑岩法間のことか文章に書き記される。

8 閻笑岩住花蔵（峨眉鴉臭集）

閻笑岩住花蔵 師雲間人山門圍扁毘盧

△五山文学全集第三卷

及弟夫客鏡下。華裘非采。投名瑠璃餅中。藻鑑絶翳。所謂選官何如選仏。且夫為已孰与為人。宗説俱通。禅詩兩熟。蚤歳入洛。足称雲間士龍。清標

出塵。無愧方外司馬。透脫雍甕。觸着茶瓢。応機起正覚道場。示是三昧。彈指開毘盧樓閣。消那一通。奚翅雨花滿天。所夸画錦歸里。攀飛仙駕。浮丘搥秧洪崖拍肩。闢列祖闕。揚岐牽犁九峰拽把。摩惠日於三舍。扇皇風於萬年。

○応永二年八月二日に没した太白眞玄の没年からしばらくここに収める。

〔応永三一年（一四二四）〕

○年月日未詳 出雲華藏寺の曇禪師をほめたたえる賛が作られる。

9 華藏曇禪師（不二遺稿）

△五山文学全集第三卷

華藏曇禪師

非心非色。々心無礙。瑪瑙珍珠。泥団土塊。謂是華藏即觸。謂非華藏即背。々觸機前正光現。塵々刹々三昧海。

○応永三一年二月三日に没した岐陽方秀の没年からしばらくここに収める。

○年月日未詳 佐々布の雲峰高公居士をほめたたえる賛が作られる。

10 佐々布雲峰高公居士（不二遺稿）

△五山文学全集第三卷

佐々布雲峰高公居士

出処合宜。文武有才。雖守先世之節義。乃応嘉招而鼎來。方其靈鋒在。手而觀慧鏡当台。持五戒不惑於色。創両寺不恡於財。闕真俗乎如幻。旋機用乎迅雷。若夫手書華嚴等五典。一字一画玉転珠回。則安知非彼賢聖和光同塵復來人間遊戯者哉。

○応永三一年二月三日に没した岐陽方秀の没年からしばらくここに収める。

○年月日未詳 出雲の宝亀月堂和尚をほめたたえる賛が作られる。

11 雲州宝亀月堂和尚（不二遺稿）

△五山文学全集第三卷

雲州宝亀月堂和尚

四大幻生。電卷雷轟。四大幻滅。斬釘截鉄。是謂直指人心。是謂見性成仏。卷龜殼。睨汗漫。摩惠日祛滌妖孽。無生一曲少人知。月滿虛堂下指遲。

○応永三一年二月三日に没した岐陽方秀の没年からしばらくここに収める。

○年月日未詳 出雲安国積翠柏公禪師が筑前聖福寺に移住する。

12 柏積翠住筑州聖福京諸山疏（不二遺稿）

△五山文学全集第三卷

柏積翠住筑州聖福京諸山疏

茲審。雲州安国積翠柏公禪師。謹奉准三宮鈞帖。遷住筑州聖福禪寺。於是。在京諸山。闔辭以勸其駕者。

右伏以。無為脩業。十科五格不亦高乎。不次用賢。一日九遷無足怪者。方其相府嚮於道。頼得宗門有此郎。共惟某人。卓爾孤標。凜然一節。機前領微咲妙旨。肘後秘不老靈方。圓鑑当台。光奪域中日月。神劍在匣。威行方外乾坤。與口其棹於山陰。曷若衣錦乎関右。般揮斤羿激矢。母金玉爾音。我戴笠君乘車。有簡書可畏。謹疏。

○応永三一年二月三日に没した岐陽方秀の没年からしばらくここに収める。

〔応永三三年（一四二六）〕

○二月五日 東福寺塔頭正覚庵の關係者が、定光院の借状とともに、長江の金剛寺を太原和尚方に売り渡した事について証状を作成する。

13 正覚庵売券連署状（華藏寺文書）

〔正覚庵連署〕

出雲州秋鹿郡長江郷内金剛寺本者教院、今改為禪舎九峰和尚開基之処也、然自定光院於東福寺正覚庵修造方本錢五十五貫文ニ加、餘之質被置、及為一倍

被流了也、既可売与他門処、現住太原和尚出私財拾伍貫文、永代被買得者也、仍手次本文証等自定光院之借状一通相副所売渡申也、仍為後日売券之連判状如件、

応永三十三年季丙午十二月初五日

侍真光勳 (花押)

執事聖信 (花押)

元璠 (花押)

一源 (花押)

彦驥 (花押)

惠樟 (花押)

守埜栄文 (花押)

〔正長二年・永享元年 (一四二九)〕

○三月二日 明後日の將軍足利義教の参内始の太刀帯番の組合について、惣領である出雲国守護京極持光の弟六郎持清が京極氏庶家佐渡守子孫九郎の下とされたこと、庶家黒田氏が同じく庶家である宍道兵部少輔 (高益カ) の下とされたことに対して管領畠山満家から申し入れがあったが、新儀ではなく時間もないとして変更されず。

14 満濟准后日記正長二年三月廿一日条

△統群書類従 補遺1

廿一日晴 (中略) 自管領以使者。明後日廿三 御太刀帯番事。京極六郎ト同

孫九郎ト 佐渡守 番事。今度六郎為下臈条不便事。同黒田ト同兵部少輔ト番事。

黒田可為上臈等事。以機嫌可申入旨被申了。(中略)

廿二日少雨 (中略) 次明日廿三 御参内始。太刀帯番事ニ付テ。京極弟六郎ト。

同佐渡守息孫九郎ト番事。於六郎已為惣領弟。尤可為上首処。今度可為下臈

之由被仰出云々。何様子細哉不便候。次黒田事。於京極庶子者随分者候。仍代々被執思食キ。今度同兵部少輔カ下臈ヲ可仕之由被仰出云々。兩条以外不便候歟。所詮黒田ハ六郎カ下ヲハ可仕之由申入候上者。如此可被定仰条可宜歟之由。自管領申入旨申処。此番事以根本之儀。御沙汰之条非新儀也。若支証等在之者。重可被申歟云々。条々被仰子細。又申入旨在之。不及注置。此旨申遣管領処。無余日間。先重不可申入之由申了。

○年月日未詳 出雲国玉川橋を題材とする五言律詩が作られる。

15 寄題雲州玉川橋 (雲壑猿吟)

△五山文学全集第三卷

寄題雲州玉川橋

遶郡一川平。長橋送別情。商人通要路。旅客過辺城。水落蛟涎盡。天寒鶴唳清。凭欄身未遂。五字為題名。

○永享元年九月二五日に没した惟忠通恕の没年からしばらくここに収める。

〔永享二年 (一四三〇)〕

○七月二五日 足利義教の右大将拝賀の際に、宍道高慶が帯刀を務める。

16 建内記永享二年七月廿五日条

△大日本古記録

永享二七廿五 撰政殿被作進之、持基

大将御拝賀次第普広院左大臣義教、于時大納言右大将、

(中略)

御拝賀帯刀

赤松三郎則繁 赤松民部少輔祐康

(中略)

佐々木遠江守高慶(宍道) 佐々木下野四郎貞綱

佐々木佐渡孫五郎 佐々木中務少輔持清

衛府

千秋刑部少輔持秀 宮下野守元盛

(中略)

佐々木塩冶五郎左衛門尉光清 東三郎左衛門尉氏数 (後略)

〔永享十二年(一四四〇)〕

○九月二日 「足利義教が出雲国内に楯籠もっていた凶徒を退治したとの注進を受け、朝山右京進に感状を与える。」という。

17 足利義教感状(佐太神社文書)

其国所楯籠凶徒等令退治、殊一段軍忠之旨具注進承届候畢、尤以神妙候、弥成敗可為肝要候、謹言、

義教(丸印)(花押)

永享十二

九月廿一日

朝山右京進殿

○中世I―五六三号文書の原本である。花押の形態や位置等、要検討文書である。

〔康正二年(一四五六)〕

○七月二日 足利義政の大將拝賀式に帯刀として供奉した武士の中に宍道慶高が見える。

18 足利義政大將拝賀供奉人交名(益田家文書)

△天目古二六二

康正二年七月廿五日 御賀

侍所

佐々木中務少輔勝秀 随兵三十騎具之、

小侍所

細川民部少輔 教春

帯刀

伊勢兵庫助

伊勢下総守

田村刑部大輔

小早河備後守

宮 上野介

朝日近江守

曾我上野介

長井因幡介

佐々木鏡兵部大輔

佐々木黒田伊豆守

佐々木宍道兵部少輔

佐々木加賀守

衛符

千秋刑部少輔

朝日孫左衛門尉

松田次郎左衛門尉

結城左近将監

佐々木吉田六郎左衛門尉

一騎打

畠山左衛門佐義就

伊勢守 貞親朝臣

土岐美濃守 成頼

伊勢加賀守

伊勢肥前守

小串次郎左衛門尉

遠山左京亮

宮式部丞

熊谷次郎左衛門尉

松田上野介

長伊豆守

佐々木岩山美濃守

佐々木朽木信濃守

佐々木田中出雲守

佐々木多田治部少輔

玉置民部少輔

宮修理亮

佐々木塩冶宮内少輔

長二郎左衛門尉

大和兵庫助 大和弥九郎成親代

佐々木大膳大夫 持清

富樫介 泰吉

富樫介

富樫介

(紙綴目)

管領細川大夫「勝元」朝臣

御後官人

佐々木大原大夫判官成信 二階堂山代大夫判官行忠

中条大夫判官（後略）

〔応仁二年（一四六八）〕

○七月二九日 禅僧大極、一〇月を神無月と称するのは、タケミカヅチが出雲国佐陀の五十田中に天下ったあと東夷を討伐した、その聖徳を慕って諸神が田中宮の鹿島神を訪れるところから生まれたもので、神々が杵築大社に詣るためというのは誤りだと称える。

19 碧山日録（応仁二年七月二十九日条）

△増補史料大成

廿九日丁亥 分岩泉於笈、以満盆仮山、適按日本書紀、一歳十二月各有別名、々正月曰昵月、言上下遠近相会、以為親昵之楽也、名二月曰衣更着月、言陽發暖生、稍脱寒衣、然而有雪復下寒復来、則更着旧衣也、名三月曰弥生月、言氷消雪融、草木之萌芽弥生也、名四月曰卯月、言百花落尽、而以卯樹花始開也、五月名小月、言農父田夫、種以青苗細小也、六月名水無月、言炎赫甚盛、以下土乾涸無雨水也、七月名文月、言官開旧年租税之文、以檢新穀収納之数也、八月名葉月、言金氣肅殺、以木葉凋落也、九月名長月、言日刻短縮而夜漸長也、十月名神無月、言武甕槌尊、降雲州五十田中、于時東夷侵辺、神乃騰空至常州而伐之、其息処曰息塚、又居中郡、其廟曰居初宮、夷潰散復飛騰去、降於伏見地、号鹿島明神也、本国大小神慕其聖徳、每歳此月詣雲州田中之宮、鹿島神為諸神拝接、帰田中之旧居也、故諸州以神之它往曰神無月、不識此者諸神詣杵築大社云、謬之甚也、十一月名霜月、言以雪霜類降也、十二月名師走月、言百官土庶人、特陰陽・曆・数博師等、趨走於禁中、為歳節拝賀之礼也、（後略）

〔文明六年（一四七四）〕

○一月二九日 京極政高、阿陀加江跡半分の山・河・市等を、当知行に従い、尼子経久に安堵する。

20 京極政高安堵状（益田實氏所蔵文書）

出雲国意宇郡内阿陀加江跡半分山・河・市等事、任当知行旨、領掌不可有相違之状如件、

文明六年十一月廿九日

（京極政高）
（花押）

尼子又四郎殿

〔文明一三年（一四八一）〕

○年月日未詳 熊野神社が出雲国一宮、同じく佐陀神社が二宮、揖屋神社が四宮と称される。

21 延喜式裏書（天理図書館）

△天理図書館善本叢書一三卷

一宮。○（熊野坐神社）

二宮。○（佐陀神社）

四宮。○（揖夜神社）

○文明一三年の上部（吉田）兼俱の識語のある写本であることからしばらくここに収める。

〔文明一五年（一四八三）〕

○五月七日 宍道秀慶から菱食・鷹などの進上があり、返礼として太刀が与えられる。

22 親元日記（論註）（宮内庁書陵部所蔵本）

七（五月）日己亥 天晴

(中略)
一、完道兵部少輔殿秀慶より菱食三・鷹二・三百疋まいる 杉江方へ渡之、

御返報御太刀持御返事、日付今日但七月、永徳院へ進之使、

(後略)

○六月二十九日 京極政経から太刀などが進上される。

23 親元日記文明十五年六月二十九日条 (宮内庁書陵部所蔵本)

廿九日 庚寅

(中略)

一、京極殿治部少輔政経 雲州三在国 御移徒御礼

御太刀 正恒 三千疋雜掌下河原宗八高盛 一昨夜之時宜依無案内運引云々

(後略)

○七月 宍道秀慶、各所に太刀・干鯛などを進上する。

24 親元日記文明十五年七月条 (宮内庁書陵部所蔵本)

十日 辛丑

(中略)

一、完道殿貴殿へ御入あり、太刀 貳千疋金 杉江方口渡之

依為物借之頃密々也

御返報御太刀守真 御馬 月毛 印目詰片車 十五日以御使□□被遣之、

(中略)

十六日丁未

(中略)

一、完道殿より干鯛百枚被進之、

(中略)

一、完道殿、兵庫殿へ御礼として太刀金 五百疋持参以提三兵申入之 御対面 則御太刀持被遣之、御使三兵

十七日 戊申

一、完道殿より 東山殿御移徒御礼御太刀金 御馬代三百疋 八月九日調之 請取有之

此折紙太刀北白河へ進之、齊小須方へ以書状申候、

(中略)

廿九日 庚申

(中略)

一、完道殿

御所さま 御太刀 金一重 代三百疋 御返 御太刀糸 七月廿九日進納之、御倉請取有之

東山殿 御太刀 御返同金

御私

太刀金 貳百疋 御返 太刀 黒 卅□□(この行は編纂所騰写本にはなし)

(後略)

[明応元年(一四九二)]頃

○年月日未詳 室町幕府の大名・外様衆・番衆などの名前を書き上げた交名の中に、出雲国守護京極政経や佐々木延福寺五郎左衛門尉・朝山次郎らの名が見える。

25 東山殿時代大名外様附 (京都大学所蔵文書)

〔東山殿時代〕

大名外様附 一卷

大木見ノ
〔貼紙 出〕
〔式十三二〕

〔庚書〕
「明和八年

五月

〔大名外様奉公方之着到〕 (花押)〔

〔大名外様〕 (異手)

五百人 (花押)〕

〔大朋外〕 (異手) (明カ)

三職 管領職事也 次第不同

斯波左兵衛佐殿唐名武衛

細河右京大夫殿同 京兆

畠山殿左衛門督殿 右衛門佐殿

侍所 次第不同

山名右衛門督殿唐名 右金吾

赤松左京大夫左京兆

開闔 奉行人之役也

大名 外様 奉公方之着到 次第不同

吉良治郎大輔殿 同三郎殿

石堂殿 澁河治部大輔殿

石橋殿

御相伴衆 次第不同

斯波左兵衛佐殿 細河右京大夫殿

畠山殿 細河讚岐守殿

畠山修理大夫殿 一色修理大夫殿

山名右衛門督殿 佐々木京極大膳大夫

赤松左京大夫 大内左京大夫

嶋津

国持衆 次第不同

今河殿 細河刑大輔殿同 同阿波守殿

土岐左京大夫 佐々木六角 富樫介トガシ

武田大膳大夫

外様衆 次第不同

細河宍草刑部大輔 同駿河守觀音寺

同伊予守 同土佐守

同弥六 仁木中務少輔

伊勢仁木 天竺中務少輔テシジク

畠山日向守 同駿河守

一色右馬頭 同兵部大輔

同五郎 山名有路アガシ

新田岩松 同大嶋

荒河治部少輔 佐々木越中守毎月朔日即供等ニハ出仕アリ

佐々木能登守 同朽木

同遠江守 同隱岐守

同田中 上杉中務少輔

赤松又次郎 同弥五郎

同上月甲斐守 同兵庫頭

同葉山三郎 江見伊豆守エミ

吉見右馬頭 野間左馬助

佐々木加賀守 土肥美濃守トイ

仁木兵部大輔 土岐佐郎木右馬助

同池尻刑部少輔 同會我屋民部大輔

同明智中務少輔	同鷲巢右馬頭 <small>ウツネ</small>	同平三左衛門尉	毛利民部大輔 <small>モリ</small>	同次郎
御供衆 次第不同		丹比下総守 <small>タチノ</small>	佐々木大原左馬助 <small>ササキ</small>	同四郎
細河右馬頭	同淡路守	竹藤右京進 <small>タケフヂ</small>	小田上野介 <small>オダ</small>	同民部丞
同安房守	畠山右馬助	松田上野介	同六郎	同又次郎
同中務少輔	山名相模守	同備前守	齋藤兵庫助	同足田左京亮
大館陸奥守	同伊与守	齋藤正田修理亮	毛利宮内少輔	横地 <small>ヨコヂ</small>
武田大膳大夫	赤松刑部少輔	勝田越中守 <small>カツマタ</small>	佐々木吉田弥三郎	同又四郎
伊勢守	同因幡守	結城左近将監 <small>ユヅキ</small>	金子左衛門三郎	内嶋又五郎 <small>ウチノ</small>
申次 次第不同		中条刑部大輔	同与三郎	倉光次郎 <small>クラミン</small>
畠山中務少輔	同刑部少輔	齋藤本庄	榊葉近江守 <small>サクラハ</small>	同与次郎
上野刑部大輔	同又四郎	門真尉法師丸 <small>カトマ</small>	土岐揖斐孫太郎 <small>イヒ</small>	同尾黒次郎 <small>ヲクロ</small>
伊勢因幡守	同肥前守	土岐本庄民部少輔	同原四郎	門真彈正忠
同下総守		宮常陸介 <small>ミヤ</small>	本郷兵庫助 <small>ホンカウ</small>	角田弥平次 <small>ツノダ</small>
一番衆 次第不同		白井 <small>シロ</small>	老岐次郎	松任修理亮 <small>マツタウ</small>
細河左京亮	同孫九郎	宇津木平次 <small>ウツキ</small>	太田上野介 <small>フホタ</small>	同七郎大郎
天竺三郎	上野与三郎	矢部八郎左衛門尉	同八郎	雅樂備中守
同上淵次郎	長井大郎	同次郎	関口源三郎 <small>セキグチ</small>	依田左兵衛大夫 <small>ヨダ</small>
曾我上野介	同小次郎	結城九郎左衛門尉	鎌田左兵衛大夫 <small>スノダ</small>	土屋 <small>ツチヤ</small>
同備中守	同因幡守	本間	本郷大夫判官	小倭千郎 <small>コヤマト</small>
同肥前守	同下総守	安東平四郎	小嶋新藏人丞 <small>コノ</small>	
同上野介	同鶴丸	二番 次第不同		
同弥八	同与一	桃井民部少輔 <small>モノ</small>	同右京亮	吉見
同新九郎	同彈正忠	富永五郎 <small>トミナガ</small>	河原備前守 <small>カワラ</small>	安東因幡守
同遠江守	同帶刀宮内丞	同平右衛門尉	佐脇三河守 <small>サワキ</small>	同弥三郎

松田甲斐入道	同源次郎	粟生田新左衛門尉	同孫大郎	彦部左京亮	同四郎左衛門尉
土岐小柿次郎	延福寺五郎左衛門尉	肥田助太郎	同下總守	三浦下野入道	同次郎四郎
三浦板因幡守	波々泊部次郎左衛門尉	江戸刑部丞	角田弾正忠	同孫三郎	河内民部大輔
同次郎	富永修理亮	後藤能登守	熊谷幸夜又丸	高黒瀨与一	村上修理亮
同左京亮	同九郎	小嶋左京亮	塩治三河守	同五郎左衛門尉	朝倉左京亮
山本弥三郎	土肥三郎	安威新左衛門入道	武田下条駿河守	遠山安木孫次郎	飯河山城守
同孫次郎	遠山賀藤左衛門尉	同小大郎	同中務少輔	岩堀修理亮	嶋津三郎左衛門尉
同神野	朝倉孫四郎	佐波兵部少輔	同又三郎	饗庭大郎	宇治大路越前守
志多郎	西郡四郎	安東薩摩守	三浦丸山掃部助	齋藤朝日三郎	同孫左衛門尉
同右馬助	同平五郎	高嶋弥大郎	同藤内	三井越前入道	同四郎三郎
沼田上野介	大草伊賀守	山田与三郎	橋本三郎左衛門尉	能勢河内守	二松八郎
飯河近江守	同孫九郎	井上弥八郎	土岐久々利民部少輔	同今峯駿河守	同外山民少輔
二階堂隱岐守	芝山	土岐深坂次郎	四番 次第不同		
三吉左馬助	同大郎	西山出雲守	畠山中務少輔	同刑部少輔	同十郎
同彦六	海老名八郎左衛門尉	岩堀中務丞	高尾張守	同弥次郎	武田兵庫頭
■蜷河左京亮	同新三郎	同与一	同民部少輔	高山上野介	同民部少輔
結城十郎	武藤孫四郎	大屋伊豆守	同三郎	同掃部助	栗飯原下總守
小田図書助	同民部大夫	足助	佐竹常陸介	武田中務大輔入道	同小次郎
三番 次第不同			同小三郎	湯河安房守	同小次郎
上野	小笠原備前入道	同刑部大輔	山本中務少輔	藤民部駿河守	玉置民部少輔
同美濃入道	同兵部少輔	同弥六	屋代源四郎	小串下總守	同又三郎
杉原伊賀入道	同七郎	千秋刑部少輔	荒尾治部少輔	同小大郎	安東左京亮
長駿河守	同長綱	同孫次郎	山内首頭弥六	明智兵庫頭	彦部次郎左衛門尉
矢部新左衛門尉	矢嶋六郎	真下大郎左衛門尉			大和々々守

同佐渡守	同彦三郎	同坂田次郎左衛門尉	同左京亮	同助四郎	市新左衛門尉
同兵庫助	同三重左京亮	久下駿河守	同近江守	朝山次郎	朝倉備後守
杉原因幡守	同下総守	宮上野入道	麻生上総入道	同次郎左衛門尉	同兵部大輔
同若狭守	同又次郎	同近江守	能勢下野守	千秋中務少輔	同次郎
佐野下野守	宮弥太郎	海老名備後守	遠山左京亮	同中務少輔	齋藤新兵衛尉
同六郎左衛門尉	土岐中沢五郎	萩修理亮	狩野右京亮	門真二郎左衛門尉	小田大郎
萩野下総守	杉山彈正忠	真木嶋山城守	三吉彈正忠	宮下野守	同五郎
同次郎	小早河美作守	同太郎左衛門尉	宮伊賀入道	同五郎左衛門尉	同中務丞
土岐肥田判官	杉原千法師	同中務丞	杉原伯耆守	豐田小大郎	進士美濃守
同三郎左衛門尉	同左京亮	同大郎法師	伊奈右京亮	同彈正忠	長野平三
下津屋新左衛門尉	土岐嶋治部少輔	同肥田中務少輔	三上兵庫頭	同弥三郎	内海兵部少輔
石谷兵部大輔	同伊与守	同治部少輔	有元民部丞	近藤又三郎	久世大和守
五番 次第不同	里見兵部少輔	荒河宮内少輔	蔭山与次	今嶺兵部大輔	同石谷
大館陸奥守	同大郎次郎	同大蔵少輔	下津屋三郎左衛門尉	熊谷左京亮	水主次郎
大館治部大輔	同宮内少輔	同大蔵少輔	万代又三郎	梅戸右京亮	同掃部助
同三河守	新田大井田中務少輔	同大蔵少輔	門真新左衛門尉	同左京亮	星野宮内少輔
一色上総介	同大原五郎	同鏡兵部大輔	伊賀	遠山孫目左近助	仁木弥太郎
羽河左京亮	同大原判官	同宇賀野民部少輔	横瀬	種村刑少輔	同櫛原左馬頭
佐々木四郎	三浦遠江守	同駿河守	行明	田村	中嶋次郎左衛門尉
同与四郎	同右京亮	陶山備中守	御末衆	評定衆 次第不同	同平右兵衛門尉
宇津宮石見守	同弥六	大内周防守	撰津掃部頭	二階堂判官	波多野 町野
同兵庫助					
富永左衛門助					

大田^{オダ} 二宮^{ニノミヤ} 借宿^{カシヤク} □ □ 岩堀^{イワホリ} 疋田^{ヒナダ} 高橋^{タカハシ} 権田^{イケンダ}

小舎人^{コデスリ} 南方公人^{ミナミタカトキ} 雑色^{ササキ} 南方公人^{ミナミタカトキ} 合四座公人也^{カヒツザトキニヤリ}

朝夕^{アサユ}

〔東山殿様時分事歟〕

ノ大山筆^{ノオヤマデ}
次第□□

〔此一札〕

柳本治部卿

勸修寺

栄琛〔花押〕

○本文書は年月日未詳であるが、明応元年頃のものと考えられるのでしばらくここに収める。

〔年未詳〕

○月日未詳 足利義政に供奉する走衆の一人として宍道秀慶が見える。

26 雑記〔折紙、蜷川親孝書状案紙背、蜷川家文書〕

△大目古三四六

東山殿^(足利義政) 亥刻

御法名道慶御道号喜山

御供衆

大館刑部大輔殿^(政重)

伊勢守殿^(伊勢貞忠)

伊勢因幡守殿^(貞隆)

伊勢八郎殿^(貞隆)

走衆

藤民部駿河守殿^(政盛)

後藤佐渡守殿^(頼朝)

治部 宍道兵部少輔殿^(秀慶)

細河治部少輔殿^(政盛) 兵部少輔殿^(備川政之)

政所納銭一衆事、被召加衆分之由、被仰出候、納下之儀、嚴密可被致其沙

汰候也、恐々謹言、

六月廿八日^(文明十七年) 貞宗^(伊勢)

定光坊^(政盛)

御木屋修理料七百疋

大御所様白河^(道慶 足利義政) 江不叵御成あり、先不取敢御肴にて御銚子まいる、其後御

肴調進之、

御巻数

大内左京大夫義興

刑部 刑部 刑部 刑部 親孝^(備川)

部 刑部

親孝

細河殿 刑刑刑部 刑部

親 親孝 親孝 親孝 親孝

圖四

細河右馬助殿^(政盛)

細河淡路次郎殿^(尚卷)

大館兵庫頭殿

伊勢八郎殿 御檻^(貞隆)

松田鹿田又次郎

大内分国 周防長門

豊前筑前 御聴聞

石見国迹摩郡

安芸国東西条 請待

細川右馬頭殿 天晴 晚微雨

大館刑部大輔殿

聖立 福州

細川右馬頭殿

大館刑部大輔殿

吉見九郎殿

一色兵部大輔殿

大館伊予守殿

畠山与次郎殿

一色宮内少輔殿

伊勢八郎殿

彼岸結願躍聴聞

雷発声如曆 大館

○本文書は年未詳であるが、大内義興の官途から明応七・八年以後のものと考えられるので、しばらくここに収める。

○月日未詳 日野家の所領を書き上げた目録に来海荘の名が見える。

27 日野家領目録写（宮内庁書陵部所蔵文書）

△『新鳥取県史』古代中世？

△日野家領所々

一、山城国朱雀院田

一、同国梶原田

一、同国下桂下司・公文

一、同国修覚寺

一、同国日野郷

一、同国蓼倉郷

一、同国下京十二町

一、同国六角八町

一、同国五条坊門屋地・野島

一、撰津国冠庄

一、同国大塚庄

一、近江国小松庄

一、同国日野牧

一、同国高嶋仁和寺庄

一、和泉国木嶋

一、同国陶器

一、同国瓦尾

一、同国土生

一、越後国柏崎庄

一、越中国山田郷

一、同国広田庄

一、因幡国国衙

一、備前国三野新庄

一、同国豊原庄

一、丹波国天引

一、同国多利村

一、但馬国小坂郷

一、讃岐国野原庄

一、能登国若山庄

一、出雲国仁和寺庄

一、同国来海

一、伊勢国梅津

一、同国太田

一、同国神戸

一、同国守忠

一、同国慈雲寺山郷

一、同国尾張

一、遠江国衙

〔天文二年（一五三三）〕

○一〇月二〇日 徳大寺家の所領目録に長海新荘が見える。

28 徳大寺家当知行目録（徳大寺家文書・（東大））

〔徳大寺家目録事 天文式・十・廿〕
（端裏書）

徳大寺当知行之目録

一、越中国般若野庄領家方

一、同国宮河庄

一、出雲国長海新庄

一、美作国粟井庄

一、遠江国村櫛庄領家

一、駿河国蒿科庄

一、筑後国瀬高下庄

一、備中国大嶋庄

一、摂津国五位田

一、丹波国私市庄

一、近江国三上庄

一、山城国八条大将町

一、同国下久世院田

一、同国御塔田

一、同国仁和寺旧跡散在田畠地子付寺庵、進退分、

本願寺 永円寺 禪光院 曼陀羅院 衆賢院

性護院 妙知庵 如意庵

一、同国称号地 号徳大寺、付瓦庄 醍醐田犬馬場分、
繩内諸散在

一、同国西岡草位田

一、同国西岡鶏冠井庄内

光清名 国吉名 貞吉名 守延名 延吉名
重則名、付馬場分 秋弘名吉種名、有子細、
吉光名 吉松名 宗清名 御名国舍人給（編）
守行給子重安給 左馬寮 烏帽子形 田分
一色三名散在

一、青柳辻子地子銭

一、禁裏女官月宛方讓状在之、

已上

天文二年十月廿日

〔天文一〇年（一五四一）〕

○八月二日 宍道興慶、祇園執行宝寿院に手紙の内容を承知したことを伝える。

29 宍道興慶書状（切紙、八坂神社文書・（東大））

（端裏切封墨引）

〔天文一〇年（一五四一）〕

○八月二日 宍道興慶、祇園執行宝寿院に手紙の内容を承知したことを伝える。

29 宍道興慶書状（切紙、八坂神社文書・（東大））

（端裏切封墨引）

御札令拝見候、仍同名伊予守^{かた}へ被仰下旨、存知仕候、定可畏入候、我等迄預御尋候、特種々拝領畏悦無極候、雖聊微々至候、青銅^{二結}令進覽候、委曲山本殿可被申入候、恐々謹言、

八月二日 興慶（花押）

祇園執行御坊

宝寿院 御報

○本文書は年未詳であるが、尼子経久（同名伊予守）の没年により、しばらくここに収める。

○五月八日 六道興慶、祇園執行宝寿院に祈祷の礼を伝える。

30 六道興慶書状（切紙、八坂神社文書・東大写真）

〔^{封紙の書}祇園執行御坊 六道遠江守

宝寿院 御報 興慶〕

（端裏切封墨引）

誠当年御慶、雖於于今事旧候、尚不可有休止候、仍於 御神前御祈念之両三種^并五明拝受、畏悦之至候、鳥眼^{志結}令進入候、御祝儀計候、委細遊阿可申入候、恐々謹言、

五月八日 興慶（花押）

祇園執行御坊

宝寿院 御報

○本文書は年未詳であるが、前文書との関連で、しばらくここに収める。

〔永祿二年（一五五九）〕

月日未詳 尼子氏の奉行人、松浦源左衛門に対し、出雲国意宇郡来海の内などで在所を打ち渡すことを伝える。

31 秋上幸益・佐々布家秀連署書状写（切紙、松浦家文書）

来海之内にて從 御屋形様被遣候在所事、

^{土小松}一所卅七俵尻

同屋敷壱所

^{牛嶋}一所三十四俵三斗四升尻

同屋敷壱所

^{多祢計屋}一所三十八俵八升尻

此内式斗尻年々不同

屋敷壱所

先此分渡申候、此外^ニ者いはしり之内にて百八俵辻屋敷共^ニ渡可申候、如在有間敷候、恐々謹言、

永祿式 秋上三郎右衛門

幸益（花押影）

石州湯殿内

松浦源左衛門殿

佐々布新左衛門尉

家秀（花押影）

〔永祿四年（一五六一）〕

八月一日 尼子氏の奉行人、松浦源左衛門尉に対し、石見国邇摩郡山吹城への兵糧馳走の賞として、出雲国意宇郡来海の田地が与えられると伝える。

32 尼子義久袖判奉行人連署奉書写（折紙、松浦家文書）

(花押影)

就先年山吹之城兵粮馳走、於当国来海田地壹所百八俵地利御扶持候、任前々御一行等之筋目、弥向後不可有相違之旨、被成袖御判、仍執達如件、

永禄四 河副美作守

八月一日 久盛 判

長運

弘恵 判

立原備前守

幸隆 判

松浦源左衛門尉殿

九月二七日 尼子氏の奉行人、松浦源左衛門に対し、出雲国意宇郡来海に同人が抱える給地の収納額を伝える。

33 うるし原有長・まつら賀光速署給地書上写(松浦家文書)

△島根史学会会報五六号

来海之内源左衛門殿御抱分内見長之事

合百八俵尻り

此内引方

一四十壹俵三斗

当毛損引

残る余方

一六十六俵壹斗

当納余方也

同代方

合式貫七百文

高辻也

此内引方

一壹貫四十三文

当毛損引

残る余方

一壹貫六百五十六文

当納余方也

以上六十六俵壹斗代方壹貫六百五十

六文当年之余方也、

永禄四年九月廿七日

うるし原 有長(花押影)

まつら四郎辰

賀光(花押影)

松浦源左衛門殿

まいる

〔永禄八年(一五六五)〕

○十一月二六日 毛利元就、寿栄首座を島根郡小境にある一畑寺の住持職に安堵し、家臣の桂元忠も寺領安堵の意向を伝える。

34 毛利元就判物(一畑寺文書)

嶋根郡小境内一畑寺住持職事、令同心候、以此旨勤行無怠慢、長久可預御祈念候、仍一行如件、

永禄八年十一月廿六日

毛利元就(花押)

寿栄首座

35 桂元忠奉書(一畑寺文書)

島根郡小境之内一畑寺住持職之事、被仰付候、寺領云山野共全有御進止、長久御祈念肝要候、然上者、縦雖有自余之妨、聊不可有相違候、此由堅可申之旨候、為後日如件、

永禄八年十一月廿六日

桂元忠(花押)

寿栄首座参侍者禅師

○十一月吉日 因幡国の加知弥神社の棟札に出雲国住人矢田七郎衛門尉幸佐

の名が見える。

36 加知弥神社棟札写〔因幡民談記〕加知弥神社

△『新鳥取県史』古代中世?加知弥神社1

(表面)

一切日皆善 一切宿皆賢 諸仏皆威徳 迷故三界城 悟故十方空
(梵) (梵) (梵) (梵) 急急如律令 卍
羅漢皆行滿 以斯誠実言 願我常吉祥 本来無東西 何処有南北

九々八十一 敬 草香郡朝臣田公次郎左衛門尉高清 永祿八^乙年

再興 源朝臣武田又五郎高信 大工藤原朝臣字塚与三郎幸重
鍛冶藤原朝臣野河弥左衛門宗久

九々八十一 白 雲州住源朝臣矢田七郎衛門尉幸佐 十一月吉日

(裏面)

藤原朝臣盛秀神主 馬一疋高清^(向公)
(梵) 馬一疋高信 馬一疋神主
別当権大僧都快弁 馬一疋幸佐^(矢田)

〔永祿九年(一五六六)以前〕

○三月四日 尼子義久が生地・佐世両氏に其の表を取静めたことを祝うとともに一種と一樽を送ることを伝える。

37 尼子義久書状写(古曾志家文書・島根県立図書館蔵)

其表大形被取静之由、珍重候、定輪口上^(マ)用事申含候、一種一樽送進候、恐々、

義久^(尼子)(花押影)

三月四日

佐世伊豆守殿

生地左京殿

〔永祿一〇年(一五六七)〕

○三月三日 三吉隆亮、毛利元就の治療を終えて出雲国を立ち去った曲直瀬道三に対して、富田落城後、本拠の備後国へ帰還する際に、玉作での湯治や杵築大社参詣などのため、道三に会うことができなかつたことを詫びる。

38 三吉隆亮書状(切紙、曲直瀬家文書・『小乗覚自養録』紙背文書・慶応義塾大学三田メ
ディアセンター蔵)

至其元御下向、尤目出存^(候)頓可得御意之処、於玉作湯^(湯)仕、打続杵築へ致社参、彼方此^(方下)候て、一昨日帰城仕候、如此候故、罷成^(無沙カ)汰口惜候、誠今度於嶋根^(島根郡)別而^(得)貴意、太悦至極候、開陣之砌、依無^(寸暇カ)不致祇候、背本意候、御上^(之時カ)承度候、何篇其内節々可^(得)尊意候、於相応御用等者、被仰越^(候者不カ)「可存疎意候、恐々謹言、」

三月三日 隆亮^(三吉)(花押)

道三^(曲直瀬) 玉案下

〔永祿一三・元龜元年(一五七〇)〕

○五月一日 尼子勝久、狩野新介に福浦船役代官職ほかを与える。

39 尼子勝久知行宛行状写(諸家古案集・石井進氏蒐集史料・野獣)

今度入国以来別而奉公神妙候、就其遣之知事、

一、卅六俵尻矢渡 三郎次郎跡職

一、十六石長田内 女子分

一、大山船役 福山兩人遣之

一、福浦船役 代官職

右全令領知弥奉公忠儀肝要候、仍状如件、

永禄十三

五月朔日

勝久(毛利)

狩野新介殿

○五月一四日 毛利輝元、一畑寺の本尊薬師如来に島根郡小境にて二〇〇貫の土地を寄進する。

40 毛利輝元寄進状（一畑寺文書）

雲州嶋根郡小塚之内式百貫之地、薬師如来江寄進申候、全此旨、不可有相違候、弥祈念肝要候、仍寄進状如件、

永禄十三年五月十四日

輝元(毛利)（花押）

一畑寺寿栄首座

○五月一四日 毛利輝元、元就の証判に基づき、寿栄首座を島根郡小境にある一畑寺の住持職に安堵する。

41 毛利輝元判物（一畑寺文書）

雲州嶋根小境内一畑寺住持職事、元就以証判旨、全執務、祈念勤行不可有怠慢状如件、

永禄十三年五月十四日

輝元(毛利)（花押）

寿栄首座

○五月二五日 毛利元就と同輝元、良休に対して（良休の師である）三休の手続の旨に任せて能義郡雲樹寺や島根郡常福寺等の諸寺を安堵する。

42 毛利元就・同輝元連署状写（大森清水寺所蔵「毛利様古書類写」所収文

書）

雲州能儀郡之内雲樹寺・嶋根之内常福寺・平田之内寿峯院・塩冶之内高称寺・朝山之内朝光寺之事、任先師三休和尚手続全有御知行、本寺御再興可為肝要候、仍一行如件、

永禄拾三年五月廿五日

輝元(毛利)花押

元就(同)花押

良休上人御房

○六月九日 福原貞俊と小早川隆景が、毛利輝元家臣の国司元武・児玉元良に対して、大野高直の服属にともない、穴戸隆家の給地であった岡本を高直に与え、隆家には替地として水室の土地を与えたところ、すでに給地として宛行われていた天野元友と差合となった問題について、隆家へ岡本を、元友に水室を、それぞれ返付するよう、輝元への取次を依頼する。

43 福原貞俊・小早川隆景連署書状（天野家文書）

就今度富田籠城、対天野雅楽允方、水室百貫御判被遣候、然者、其段元春・通良白羽・隆景小早川・貞俊福原依無案内、大野次郎左衛門尉現形之刻、隆家御約束之地岡本百貫相望付而、種々従元春御理被仰、隆家同心之条、為彼替地、水室百貫被遣之通、於鷗巢、為若殿御意各申渡候、然処、右如申之、天野雅楽允方拝領之地候、就夫唯今頻存分等被申之候、忠義与申之尤候、無余儀左候間、以替地大野所江被仰分、隆家江岡本被進之、雅楽允方江水室被返付候之様、仰下知可忝之由被申事二候、右之趣渕底御両所御存知之儀候、能々被成御披露、元春江御相談候之様、御申肝要候、委細者雅楽允方可被申候、恐々謹言、

六月九日

隆景（花押）

貞俊（花押）

〔礼紙切封ウハ書〕
（墨引）

左近允
左衛門佐

国司右京亮殿^{（元武）}

児玉三郎右衛門尉殿 御宿所^{隆景}」

○中世Ⅱ―一三五四号の原文書である。

○六月一〇日 福原貞俊、寿栄首座に対し、島根郡小境の一畑寺住持職を安堵する旨の文書が発給されたと伝える。

44 福原貞俊添状（一畑寺文書）

嶋根郡小堺之内一畑寺住持職事、被任先御判旨、不可有相違之通、被成遣御一行候、弥長久御抱肝要候、仍為後日如件、

永禄拾三年六月十日 貞俊^{（福徳）} 貞後（花押）

寿栄首座 侍者禪師

○七月二六日 吉川元春、大野高直の現形に伴い宍戸隆家に岡本の替地として氷室の土地が与えられたことについて、当所が天野元友の拝領地であり、その主張を支持することを天野隆重に伝える。

45 吉川元春書状（天野家文書）

就今度富田籠城、対天野雅楽^{（元武）}允方、氷室百貫御判被遣候、然者、其段隆景・貞俊^{（福徳）}・通良^{（元朝）}・吾等依無案内、大野次郎左衛門尉現形刻、隆家御約束之地岡本百貫相望付而、被申理、大垣被遣候、為其代所、氷室百貫之儀、完戸方^{（元六）}へ被遣之候、然処、右之在所天野雅楽允方拝領之由候、就其頼天雅御存分無余儀候、以御忠儀拝領之儀候間、御侘言尤候、於吾等承分候、唯今為一人難申聞候条、何隆景・貞俊・通良へも可被仰候条、申談、可遂披露候、聊不可有

疎意候、此由天雅へ能々被仰達候而、可給候、尚御使へ申候間、不能多筆候、恐々謹言、

七月廿六日 元春^{（吉川）}（花押）

〔礼紙切封ウハ書〕
（墨引）

駿河守

隆重 御旅所 元春」

○中世Ⅱ―一三七二号の原文書である。

○二月二八日 尼子勝久、狩野新介に野白・塩冶の土地を与える。

46 尼子勝久宛行状（切紙、伊佐早謙採集文書・^{（東大）}写真）

今度再乱之処、遂籠城抽粉骨之段、神妙候、就其野白之内岸彦四郎知行分十四貫前^{（神郡）}并塩冶之内を以五貫六百前宛行候、全可有知行者也、仍状如件、
元龜元 十二月廿八日 勝久^{（尼子）}（花押）

狩野新介殿

○石井進氏蒐集史料・諸家古案集にも本文書の写あり。

〔元龜三年（一五七二）〕

○四月二〇日 三刀屋久扶、土屋源太左衛門尉に意東の土地を与える。

47 三刀屋久扶宛行状（切紙、土屋文書・^{（東大）}影写）

呉々今度籠城中諸所動等別而辛勞悻悻候、連年奉公祝着候、殊更此国度々錯乱付而、当所及籠城候処、昼夜辛勞共候て、相届之段神妙候、就夫於意東拾貫前遣之候、弥可抽奉公儀肝要候、仍状如件、

元龜三 卯月廿日 久扶^{（三刀屋）}（花押）

土屋源太左衛門尉とのへ

〔天正二年（一五七四）〕

○八月三〇日 毛利氏家臣の赤川元房、天野元友に対して、島根において兄弟ねゝいと申し談じたが断られ、兄弟満千代と申し談じたのは、しかるべきことと思うと伝える。

48 赤川元房書状（天野家文書）

〔端裏封ウハ書〕

赤川又五郎

（墨引）

元友まいる人々
申給へ 元房

猶々彼儀付而、河孫まで御懇蒙仰候、誠忝存候、弥長久可申談と本望此
事存候く、

追而得御意候、仍最前者、於島根兄弟ねゝいと申談之候へ共、堅預御理候之
条、重而兄弟満千代と被申談之候、尤可然御事と奉存候、恐々謹言、

八月卅日 元房（花押）

○本文書は年未詳であるが、天野元友の活動が見られる時期により、このころ以前のものと考えられるので、しばらくここに収める。

〔天正四年（一五七六）〕

○六月二七日 小早川隆景、平原の手引きをさせるために一人を差し出す
と、野村士悦に伝える。

49 小早川隆景書状写（関閩録卷百二十三 野村作兵衛一九）

△萩藩関閩録

平原之儀可被引手之由尤可然候、就夫一人差出候、委細従又右衛門尉所可申
候、恐々謹言、

六月廿七日

〔小早川〕
隆景 御判

「 又四
士悦参まいる 隆景 」

○本文書は年未詳であるが、天正四年以前と考えられるので、しばらくここに収める。

〔天正六年（一五七八）〕

○八月五日 三沢為清、養西堂隠居分として妙嚴寺領の内の五〇〇疋と出雲
里惣円寺の内の三〇〇疋、計八貫文が与えられることになったのは結構だ
と、妙嚴寺守超に伝える。

50 三沢為清書状（蔭涼寺文書・写本）

一筆啓達仕候、仍御入院之段、尤目出度候、然間養西堂御隠居分之事、以妙
嚴寺領之内伍百疋、出雲里於惣円寺之内三百疋、引合八貫文之辻、可有進上
之由、御議定可然存候、為虎（二匹）在陣就留守、愚意申候処、御分別本望候、尚御
師弟御書違之上者、不能具候、恐々謹言、

八月五日 左京亮
為清（花押）

〔捺り封墨引〕
妙嚴寺守超

傳者中

○差出の「左京亮」と宛所は本紙端裏ウハ書を切り取って貼り付けたものと考えられる。

○本文書は年未詳であるが、三沢為清の官途名より少なくとも天正六年以前のものと考えられるので、し
ばらくここに収める。

○九月一日 島根郡諸喰に文殊童子社が建立される。

51 文殊童子社造立棟札（奢母智神社所蔵棟札）

(表面)

(梵梵梵梵梵梵梵梵)

(梵梵梵梵梵梵梵梵) 奉造立文珠童子社一宮所本願六郎四郎并十一子神主石

(梵梵梵梵梵梵梵梵)

于時天正六年
刀戌歲九月一日

不可有怠慢状如件、

天正七年三月二日

輝元(毛利)(花押)

一畑寺当住寿慶

53 国司元武奉書(一畑寺文書)

出雲国嶋根郡之内一畑寺住持職之事、被任老師寿栄讓状之旨、今日天正七被

成御證判畢者、修造・勤行等無怠慢遂其節、不可有執務相違之由、依 仰執

達如件、

天正七年三月二日

右京亮(国司元武)(花押)

当住寿慶首座

(裏面)

鍛冶三郎太郎
川太藏太夫、大工小太郎



(梵) 敬白

与三右兵衛、 与四郎、彦二郎、又三郎

三〇左衛門尉、与太郎、三郎五郎、菊太郎

与二郎、彦四郎、三郎太郎、

三郎二郎

〔天正九年(一五八一)〕

○三月二〇日 吉川経家が毛利輝元と出雲郷で対面したことが記される。

54 吉川経家自筆書状(折紙、石見吉川家文書) △天日古・附録石見吉川家文書一四五

小田新六被差上候、御書致拜見候、

一、大殿様被成御下候、雲州あたかい(倉子郡)にて懸御目候、御暇乞と候て御一つ被

下候、

一、我等事一昨日巳前十八至鳥取致登城候、趣如形候由、城内町中取沙汰候、鳥

取ニ被置候芸州衆、悉加路(倉敷)までむかひニ被罷越候、当国衆(因幡)も路次山下まで

五人十人あて迎之衆給候て、一入取持にて候、登城候へハ、則使者をめい

く給候、翌日者自身預御尋候、一とをり外聞如形之仕合候間、可御心安

候、上之御影とハ申なから、我等面目此事候、

一、かると鳥取との中間ニ丸山と申山御坐候、是ニ山縣左京進可被差籠由候、

〔天正七年(一五七九)〕

○三月二日 毛利輝元、老師(寿栄)の讓渡の意向に従って寿慶を島根郡小

境の一畑寺住持職に安堵し、修造・勤行等に努めるよう命じる。国司元武

も、その旨を寿慶首座に伝える。

52 毛利輝元安堵状(一畑寺文書)

出雲国嶋根郡之内一畑寺住持職之事、任老師(寿栄)讓之旨令裁許畢、修造・勤行等

未被罷上候、か様^ニ候へハ弥可然候、

一、遠国之儀候条、内々者共一入目をかけ可申候、日比^ニ手をかへ候ハすハと存当候、万端此氣遣入申候、御紙面何も具奉^申其心候、

一、去月廿二日、岩倉表行被仰付候、ふてきに候て、粟藤右^(栗藤右衛門)、同与^(春日)三太郎討死候、今中薄手^(今由經志)かうむる^(由勝)て候、

一、我等事今度因州罷上候儀、安様^(録安)御氣遣不浅奉察候、雖然、内々如申上候、因州不罷上候共、何之所^ニてか可立御用候、粟藤右岩藏表^ニてか様之儀も候、因州上国之御請を不申候ハ、のかるへき事にも更に不被遁候、是を以御氣遣も大かた^ニさせらるへく候、因州罷上候事ハ、外聞と申、所からと申、山からと申、曆々^(歴)中をゑらひ被出儀と申、希候共此上有間敷候、御弓矢目出候へハ、勿論覺^ニ罷成候、因伯御勝利をこわされ候ハ、芸州之御弓矢丸^ニ御まけたるへく候、さやうの体^ニ成行候はん時者、何之所^ニてか可相果^ニて候、爰を存当候へハ、京家御弓矢之塚と申、日本^ニかくななき、名山鳥取^ニ罷籠、当家之御用に罷立、名譽を留後代候はん事、古今未来之大望不可過之候、是又善惡之極不久候、当夏秋中実否可有落着候、其内右之御やりはを以せわく敷御心遣を大かたにさせられ候ハ、我等^茂又一方之氣遣のたる^ミニて候、不及被仰越、御氣遣之程淵底奉察候上に、御書中御氣遣之通、不尽御策候へハ、敵表之氣遣打副、跡先不一方、我等か氣遣^ニて候、御身^ニ不被引請儀をさへつねく御くや^ミ候、今度之御心遣不浅儀尤^ニ候、さりなから先^ニ申候御やりは以させられ候ハ、はたと御あきらめたるへく候、明暮子共^ニ被御心付、又ハ諸村諸納堅固被仰付、折々御仕上を預御短息候ハ、何^カ以可目出度候、

一、因伯諸塚付城等、頃之様体御推察之ほと被 仰聞之候、敵ハ手つよく御味方中ハ物よハくはかり候ハ、身を可置所御座有間敷候、当時御弓矢之

儀被任^(頼下同じ)天当候て相見え候、あなち御行はかりの頼も不入候、御行之儀も勿論肝要^ニ候へとも、芸州御弓矢御天当さへつゝき候ハ、御いくわうを以我等ことき迄、人^ニ被知覚をも取可申候、因州^ニ暫時在国仕候共、長久る候共、非分横道之たしな^ミ、京勢可罷下時之一覚悟^ニ二三ヶ条^(巻)之著^ニ相極候、御分別肝要候く、物^茂一大事之氣遣仕候^ニ、万御氣遣之通、細碎被示下候へハ、我等か心遣跡先一かたならず候、天もくら^ミ地もくらむやうにハ御座有間敷候、

一、塩兵糧之儀、来年中之儀ハ只今^カ支度申候条、我等於手前可御心安候、
一、山筑事、八橋にて待着申同道仕候、鳥取入城之趣、筑内談申、おもしろおかしく仕合候、取さたも如形候条、案堵^(案)申候、伝々可被及聞召候、

一、野左事^(野由事)外被人精入魂^ニて候、来便之時可被加御筆候、

一、御親類中へ、八橋^ニて節々申承候、今度我等因州被差上趣、上^カ被仰聞又申上候旨趣、皆々へたかり申候、世上之やわき事ハめつきはけ候人々申くるハかし之由、皆々御物かたり候て、御わらい^ニて候、我等へ少も無等閑之由、各承候、か様候て、聊油断ハ不申候、是又可御心安候、以神無等閑由申判捻共給候、此一とをり御氣遣有間敷候、於趣者追々可申上候、此由可預御披露候、恐惶謹言、

三月廿日 ^(天正九年) 式少 經家(花押)

新五御中

〔天正十年(一五八二)〕

○一〇月一八日 天野隆重、天野元勝に対して、宍道氏が天野氏・大垣氏を討ち果たしたにより、長年毛利氏へ愁訴してきた天野氏給地について、岡本百貫を獲得する絶好の機会であるので、今こそ毛利氏の本拠吉田へ出向いて要求すべきだと助言する。

〔切封ウハ書〕
（墨引）

紀伊守

天野少輔四郎殿

隆重

御宿所

態啓達候、其以後者無音罷成候、何事無御座之由、目出候、從松山今程者御歸候而、些御休足候ハんと可然候、

一、岡本百貫之事、先年御親父雅樂允殿御給候、然処ニ御談合衆於時失念被仕、隆家（元友）へ岡本百貫御借候而、大垣ニ被遣候、此為代所日室ヲ完戸殿（元友）へ被進之候、雅樂允殿存命之内ニ時々日室之事、被申上候へ共、御便儀之地無御座候而、于今御旁迄日室之代所無御拝領候、我等式内（元友）々は耳申様候

一、今度大野・大垣事、完道方ヨリ去十五日ニ被打果候、連年之宿意候条、吉田様へ御理申上、被打果之由、爰元（元友）へ被申趣候、然者岡本百貫之事、明所ニ罷成候、幸之儀候条、從我等も今明日中ニ以使者吉田様此儀言状可仕覚悟候、隆景・元春・元長（元友）へ可申入候、御旁先々貞俊父子（元友）・国右（元友）・児三右御頼候而、此旨可有言上事干要存候、定而上様（元友）数年日室之代所不被遣候、此儀者御憐候而、可被分思召与存候、能々御申專一候、

一、完道方者、此百貫之事、大垣持来候而、被下可置之由、雖可被申候、是者大垣本地（元友）ニて無之候、米原給にて候、依近辺大垣御味方ニ參候時、望申候て、完戸殿へ被遣候へ共、御借候而大垣へ被遣候、右如申候、隆家へハ、雅樂允給置候日室百貫被進之、如此成来候之間、彼岡本百貫之事、御旁御拝領候ハて不叶儀候、

一、完戸殿へ日室可然地、数年御給候之条、存分者御座有間敷与存候、為御

心得候、

一、御旁吉田へ睨御祇候候而、可有御申候、御緩有間敷候、恐々謹言、

十月十八日

隆重（花押）

天野少輔四郎殿 御宿所

〇一〇月二四日 天野隆重、天野元勝に対して、宍道氏が大野氏・大垣氏を討ち果たしたことに、長年毛利氏へ愁訴してきた天野氏給地について、岡本百貫を獲得する絶好の機会であるので、早速吉田に出向いて毛利氏に要求すべきだと、あらためて助言する。

56 天野隆重書狀（天野家文書）

返々早々吉田睨御祇候候て、御申之干要候、隆景・元春・貞俊・元俊（元友）・

国右（元友）・児三右（元友）へも此御理可有御申候く矣、

態啓入候、先日波根・武部之者ニ書状持せ進置候、仍今度完道政慶大野・大垣被打果候、就夫岡本百貫明候、此地者、雅樂允殿拝領之氷室を、隆家（元友）へ為代所被進、岡本（元友）ハ大垣八郎左衛門尉ニ被遣候、如此神変不思議之事候而、岡本明所ニ罷成候条、定而（元友）殿様・隆景・元春数年御方御不知行候段、御憐にて、頓可被進与存候、就此愁訴波佐間差下候、何与様にも被仰上、是非共彼地此度御給候ハて、不叶儀候、将又完戸殿も一段之氷室ヲ数年知行被仕候而、唯今過分之土貢相増候、氷室を被返候而、岡本（元友）ヲ可取とハ被仰間敷候、此岡本之事、大垣遣所之地にても無之候、閣別之者持来候、委趣波蔵（元友）可有御尋候、早々御案堵可目出候、恐々謹言、

十月廿四日 隆重（花押）

〔礼紙切封ウハ書〕
（墨引）

紀伊守

少輔四郎殿人々(天野元勝) 申給へ 隆重

〔天正一一年（一五八三）〕

○閏正月二三日 毛利輝元、天野元勝に対して、氷室の代所として、島根郡円福寺百貫の地を与える。

57 毛利輝元書状（天野家文書）

天野少輔申、松室代所之事、以嶋根円福寺百貫之地可遣置候、此由可被仰聞候、恐々謹言、

壬正月廿三日 輝元(毛利)（花押）

〔檢封ハ書〕 右馬頭

（墨引）貞俊(吉川) 輝元(毛利)

隆景(小早川) 申給へ

○中世Ⅱ—一八二五号の原文書である。

○五月二〇日 毛利輝元、天野元勝に対して、島根郡円福寺百貫の地を正式に給与する。

58 毛利輝元知行宛行状（天野家文書）

雲州嶋根之郡円福寺之内百貫之地之事、在城之儀申聞事、請仕之条、遣置候、全知行肝要之者也、仍一向如件、

天正拾一年五月廿日 輝元(毛利)（花押）

天野少輔四郎殿(元勝)

○中世Ⅱ—一八四二号の原文書である。

○六月二三日 鰐淵寺僧豪円、伊弉諾・伊弉冉社造営中は飲酒や鳥獸の肉食

をやめ、勇猛精進につとめることを大工今井平次兵衛尉に誓う。

59 豪円直状（今井家文書）

夫和光同塵者尊神之本誓、精進潔白者社職之所致也、因茲 伊弉諾・伊弉冉御社之大工造営中、致別蓋、停止鳥獸之肉食、專可励勇猛精進之心者也、仍所示之状如件、

天正十一 卯 年六月廿三日

権大僧都法印豪円（花押）

大工今井平次兵衛尉殿

○一月四日 吉川元春、神魂社造営料の未進分を伊弉諾社造営料に充てることを雲樹寺に伝える。

60 吉川元春書状（切紙、雲樹寺文書・竃）

神魂御造営反別未進之方を以、伊弉諾之御造営被仰付候、然者当寺之御事、任先例之旨、無異儀可被仰付候、為其自吉田以檢使各へ被申入候、尚任口上候、恐々謹言、

駿河守

十月四日 元春(吉川)（花押）

雲樹寺

御同宿中

〔天正一二年（一五八四）〕

○九月二〇日 毛利氏の奉行人等、往古より秋鹿郡は一畑寺の本堂上葺を勤めてきたのに、近年それがなくなり大破に及んでいるとして、先例通り秋鹿

郡に協力させるよう命じると、一畑寺に伝える。

61 毛利氏奉行人連署書状（切紙、一畑寺文書）

当寺本堂上葺之事、往古以来従秋鹿郡雖申付候、近年依無其調、及太破之通、有参上言之趣、遂披露之処、任先例、对彼郡被仰付候、被得其心、堅固可被申付事、肝要之旨候、恐々謹言、

国司右京亮

九月廿日

元武（花押）

兒玉三郎右衛門尉

元良（花押）

粟屋掃部助

元真（花押）

桂左衛門太夫

就言（花押）

一畑寺

○九月二三日 富田元秋、一畑寺薬師本堂の上葺は三年に一度秋鹿郡に行わせることになっていたとして、先例に従うよう命じられた上は、秋鹿郡に三年に一度葺き替えさせるようにすることが重要だと、寿慶首座に伝える。

62 富田元秋書状（切紙、一畑寺文書）

当山御薬師本堂上葺之事、往古以来、従秋鹿郡三年一度宛葺替来之儀候処、近年就有難渋之村、至芸州被申窺之処、先例^{与云}、国家御祈念^{与云}、無相違可相調之由、御直書并奉書等如此之条、尤可然候、然上者、三年一度宛被相催、可被葺調事肝要候、恐々謹言、

富田形部大輔

九月廿三日

元秋（花押）

一畑寺寿慶

侍者禪師

〔天正一三年（一五八五）〕

○三月二一日 毛利輝元、福間元明が平原にある粟屋元次の給分の中に居屋敷を所持しているとして、その替地を承認する。

63 毛利輝元書状写（関関録卷八三 福間彦右衛門一六）

△萩藩関関録

平原之内粟屋刑部左衛門給分ニ、其方居屋鋪仕付而地替相談之由、証文之趣承知候、向後不可有相違候、謹言、

天正十三

三月廿一日

輝元（毛利）御判

「福間彦右衛門殿 輝元」

○『山口県史』史料編中世3の福間家文書と異同がみられる。

〔天正一四年（一五八六）〕

○八月二九日 吉川元春が仲兵部少輔からの連絡を喜び、趣旨は承知したとして、少輔の父とこれまでと変わらず申談することを伝える。

64 吉川元春書状（古曾志家文書・島根県立図書館蔵）

為御音信爰元御越本望之至候、御理之趣、具令承知候、御親父不相易可申談候、委細市川雅楽允可申候、恐々謹言、

八月廿九日 元春（吉川）（花押）

仲兵部少輔殿

御旅所

○本文書は年未詳であるが、吉川元春の没年により、しばらくここに収める。

68 毛利輝元書状(安部吉弘氏所藏文書)

従末次兵庫尉所真羽(菅原)到来、祝着之通、相心得可申聞候、謹言、

六月廿八日 輝元(毛利)(花押)

〔(墨引) 国司右京亮殿 輝元(元氏)〕

○本文書は年未詳であるが、慶長五年以前と思われるので、しばらくここに収める。

○一〇月三日 児玉五郎右衛門、楯縫郡の平田熊野権現(宇美神社) 神主河瀬大蔵大夫に、社領一二石と佐陀大社出仕免五石を打ち渡し、祈祷・祭礼等に励むよう命じる。

69 児玉五郎右衛門書下(河瀬家文書)

△八東郡誌

雲州楯縫郡之社頭、平田之保熊野大権現、為御社領一高二石、又佐陀大社出仕免高五石、武安丞ノ丞・三井善兵衛任セ二両人之書出ニ、相渡シ申ス所実正也、然上ハ一天下国守之御祈祷、年中ニ三度之祭礼、二十四度之社籠、無ク断ユルコト可レ致ニ執行ニ者也、依レ状如レ件、

慶長五年

亥十月三日 児玉五郎右衛門 花押

神主河瀬大蔵大夫殿

○返り点・送りがなは『八東郡誌』による。

〔寛永一二年(一六三五)〕

○一二月吉日 桂及円が、母方の実家天野家の事蹟について記した覚書の中に、白鹿城・新山城などをめぐる戦争や、天野元友の給地差合問題に関する岡本・円福寺などの地名が記される。

70 天野家覚書(天野家文書)

△『天野家文書』

天野之家ハ藤原氏にて大職冠鎌足公以来之系図雖在之、中絶而無之付、天野紀伊守元連以来之分、覚之俣書頭者也、幕之紋八月日也、昔ハ関東ニ住居シ、元暦之比ハ天野藤内遠景ト号、三河守範頼之手ニ属、方々合戦仕之由、平家物語ニ見えたり、其後建武・延元之比ハ、天野民部少輔政貞ト号、尊氏方にて北国合戦之刻、越前金ヶ崎之寄手其外、於方々合戦仕之由、太平記ニ見へたり、其後いつれの帝の御宇にて候哉、中国へ三十六人之小国衆御下之時罷下、芸州之内しハの堀と申所ニ居住ス、

元連紀伊守

去ル永正之比、中国之管領ハ大内龍雲院義興ト号、周防国山口ニ在城ス、元連事ハ芸州ヨリ山口へ節々上下ス、諸大名多在之内ニ天野元連ト巖嶋之神職興藤と申者、屋形義興公別而御相口ニて御座候、就其三年之在京御番当り之時も、元連・興藤被召具御上洛之由候、左候て三年之御番相澄、和泉之堺迄御下向候、然処江州朽木と申者、一揆起、京都責上り、公方恵林院義植公ヲ追崩、舟岡山ニ在陣ス、其故公方義植公ヨリ以早使、大内義興ヲ被召返、境ヨリ帰洛被仕、舟岡山之合戦ニ切勝、凶徒誅伐之上、公方義植公ヲ都ニ御仕すへ候、其時天野紀伊守元連一方之大将にて、手柄被仕之由候、左候而、それより又拾ヶ年大内殿御在京被成、両度ニ引合十三年之由候、是を世話ニ大内殿十三年在京と申候、在京中ニ元連二人ノ子を持、桂元澄妻、則及円母也、其弟掃部助、已上二人在之、

隆重紀伊守、法名一逢月大居士、元連嫡子、母ハ福原広俊息女

隆重若さかり、吉川興経と申ひと、大名ニて芸州ニ被居候、尼子と一味ニて、毛利家へ敵対也、雲州合戦ニ元就公被成御切勝之時、興経懇望を以、元就公御二男元春ヲ養子ニ被仕候、就其命を助被置候へ共、何と候ても毛

利家之役ニ不被立分別ニ付而、熊谷信直・天野隆重兩人へ被仰付候、其前ノ夜隆重ヨリ信直へ使者を被遣、明日之儀何時可然候する哉と被問答之処、信直被申候ハ、夜明にて可相懸と被申之由候、使罷戻、其通隆重へ申候へ共、隆重被存候ハ、信直ハたしぬき候て被申儀も可在之と被心得、夜の明ぬ内ニ興経所へ隆重被參候へハ、熊谷衆はや悉取巻、及合戦之由候、興経事ハ日来も大力ノ剛者在其間仁にて御座候付而輒不相成支候て、興経ハ弓を持、惣の戸口をとり、一口明候て、畳を一帖様ニ被立置、それより方角へ參候者をハ、被射候ニ付、手負・死人大分在之、相支候処、隆重至彼所被參候へハ、興経詞を被懸候、隆重ニて候哉、よくこそ御出候へ、一矢仕候らん請て、物之具の実之ほと御驗候へと■■■■■■■■■■弓ヲ引く、まれ候所を、隆重さつとかけ入、積たる畳を押たおし、興経とひと被組、隆重も大力ニて在之まゝ、上ニ成下ニなり半時計組相、縁より下へ組ておち、庭ニて隆重ふさまよく興経を討、頸を取被申候、是隆重手つから之手柄無比類之由候て、元就公預御感状候事、

一、隆重事、それより弥たのもしく元就公被思召、別而御懇意之由候、就其国衆之内ニてハ、完戸隆家ハ御縁者ニ付不及申、熊谷信直・天野隆重何篇之御談合人ニて候、中にも隆重事ハ、福原広俊ためニハ孫、井原常陸介ためニハ聳ニて在之ニ付、別而御心安被思召候て、元就公中国八ヶ国御剪取候御手子被仰付候事、

一、豊後之大伴殿と元就様御半出来ニ付、豊前之内神田ノ松山と云城ニ、天野隆重被置せ、籠城被仕候、豊後衆猛勢を以彼城を取巻、日夜責申候、就夫下目無御心元思召之由候て、隆元様岩国迄被成御発足、永興寺と申寺ニ、下目為押一兩年御在陣候、此段 公方万松院義晴公被及聞召、大伴殿へハ久我殿、元就公へハ聖護院殿被成御下、色々被仰聞、御和睦相

調候、就其隆元様ヨリ御使被遣、隆重神田ノ松山より帰陣被仕候、其時從 御両殿様隆重へ御感状被遣事、それより隆元様ハ雲州白鹿之要害へ可有御取懸之由候て、岩国ヨリ被成御引候、御供ニハ和智・檜崎・木梨などとして、聖護院殿可被成御暇乞之由候て、敵島へ被成御渡海、それより芸州之内佐々部と申所へ御着陣候而、舟木と申所にて八月四日之朝、俄御煩候て、御頓死候、元就公其比ハ大野と申所え御在陣候、此到来御座候付而、元就公御諚ニハ、隆元為御吊、嶋根ノ白鹿へ可有御取懸之由候て、諸軍勢白鹿へ被寄候、初日ニ出羽衆城之岸際まで詰寄候、城中ヨリ出合合戦候て、歴々越度候、城中ニハ松田をはしめ、牛尾太郎左衛門尉其外宗徒之者共八百余馬、富田ヨリ被差籠候、此方ヨリ責口近仕ヨリ、穴ヲほり、きひしく御責候、穴堀候事ハ銀山衆可然之由候て、塩冶豊後守ニ被仰付候、城中ヨリも相ほりを仕、穴之内ニて鏼つき相候通、元春か内山懸惣左衛門申候、富田より茂為加勢尼子九郎殿大将ニて、先勢ハがら／＼橋をわたし、元就公御陣へ矢入仕候へとも、元就公御下知ニハ一人も敵合仕間敷通、堅被仰出候、敵珍敷働も不仕引退候ニ付、城中弥よわり、降參仕、致下城候、元就公情深大将ニて、一人も不被行刑罰、悉富田へ送被遣候、白鹿陣とハ此事也、

一、雲州表之御隙被明、富田之城之儀ハ、雲州敵国と申、毛利家へ恨を含国ニて、肝要之御持城候間、いつれそよき衆被置せ度之由候て、元就様御操りを以、天野隆重可被置せ之通、隆重へ被仰渡候、畏存其旨之由、御請申上ニ付、其時為御褒美、如此之御書ニて、御加増被遣候、

富田御在城之儀、申候之処、御同心祝着申候、然間、能木郡吉田村之内五百貫地・同俊弘三百貫地進置候、全御知行肝要候、仍一行如件、

永禄拾年七月廿四日 輝元

元就

天野紀伊守殿

右之分にて、加増共被遣、色々忝被成御意、富田之城被成御預ケ候、此御状天野兵庫頭所_ニ于今有之也、

一、雲州・与州御陣被明候て、九州へ御出張候、是ハ豊前ノ永野と申人、最前ハ芸州へ被仰通候か、又豊後衆と一味被仕_ニ付、彼ノ居城三嶽江御取懸候、備芸石雲伯防長八ヶ国之人數六万余騎、元春・隆景大将_ニて下之関を渡し、三嶽へ即時_ニ御切懸候而、永野を被討果、頸數五百余之注文_ニて勝、鯨波を被上ケ候、三嶽之城落申候時、城中之敵味方之頸を被元春・隆景之御目_ニ掛、たはかり出候を、桂上総守見知候て、只今之者ハ、敵_ニて候と詞をかけられ候へハ、彼者難遁存、刀を抜、御前へ切懸り候を、御両殿様御自身御切付被成、御手柄被作候、其年ハ豊前_ニて御越年候て、明ル春ほはしらと申所へ御陣替、それより若松・芦屋ノ渡をさせられ、熊か峯を御越、だんと申所中陣_ニ被成、翌日筑前国立花之要害へ近陣被寄候、立花城にハ、立花弥十郎、是ハ城主也、豊後ヨリ被籠衆ハ、臼杵新二郎・瀧田刑部少輔・同民部太輔・鶴田掃部助、都合其勢六百余騎相籠候、寄手ハ三口より仕より候、水之手ハ吉川衆請取_ニて、水の手四五間之間迄詰よせ候、南口ハ小早川衆、尾頸ハ吉田衆、白瀧と申所ハ吉見殿請取也、天正元年四月六日ヨリ同十月迄御対陣候、五月五日ニ立花之為後巻、豊後衆大勢_ニて、此方ノ陣所之大廻うね谷、平地もなく陣取候、又二三万騎ほとハ宗像・芦屋面_ニ働申候、又五六千ほとハ、此方之中陣、舟手之方_ニ陣取申候、左候て、五月五日後巻之大勢よ

せ候と齋ク此方ノ惣陣へ切懸り候、此方陣所_ニも前かと候歟、堀尺を御ゆわせ、岸を切、堀をほり、御普請被仰付候故、敵悉御仕はらひ候、椋梨陣隆景か内小泉与市討死ス、豊後衆桑次軍兵衛と申者討死候、児玉周防守被官頸取申候、同五月十八日後巻ノ豊後衆惣陣へよせかけ候、先高ノ山陣・榑崎陣・完戸熊谷陣此谷へ専切上り候、元春・隆景御両殿様ハいつれ成共手弱方へ可有御加勢之由、兼てヨリ御定候て、御控候処、先榑崎陣難儀_ニ見え申_ニ付、吉川式部少輔・香川兵部少輔・香川雅樂助其外宗徒之者共歴々被遣候、其時鑓御座候て、吉川式部少輔・伊志源四郎・香川兵部少輔・山縣四郎右衛門尉・江田宮内少輔・山縣惣衛門尉鑓仕候、少間_ニて吉田衆榑崎彈正忠・岡又十郎、小早川衆磯兼左近大夫・粟屋雅樂允二番鑓_ニて、鑓御座候、其時吉川殿内境与左衛門・江田弥十郎頸取申候、高ノ山陣是へも御加勢被遣、粥を御にさせ候て、水を添被遣候、是ハ元長様被思召出候て之儀候、此粥を吞水_ニてハ火をけし、数刻相働候付而、敵不相叶手負共をたすけ、引退候所を、高山陣より付送、數百人討取候、又同日之晚_ニ、椋梨陣へ又敵上り候て、尺とも取はらい候_ニ付、乃美兵部少輔宗勝・坂新五左衛門尉元助其外歴々打出候を、押しこみ、構際迄敵仕入候之処、元長様御自身御打出候て、被追崩候、此時元就公御近習之末永源七郎・財満越前守討死候事、左候て、七月初比、敵備中ノ穂田陣へ切懸り候を、穂田待かけ、數刻相働、二三度も切上り、切崩追おろし、手をくたき、自身相働候、近代見事之合戦、無比類之由元春・隆景御両殿様ヨリ穂田へ被成御褒美候、如此御働_ニ付而、城中弥被取詰、不相叶之故、降参仕致下城候、元春・隆景情有大将_ニて誅伐も不被仰付、降参之衆悉豊後へ被送付、立花之城_ニハ、此方より番衆被相籠、元春・隆景も御籠城之事、

一、元就・輝元御両殿様之儀ハ、立花へハ無御出張候、先陣無御心元之由候て、長府迄御出張候て御在陣候、然処ニ豊後ヨリ大内太郎左衛門尉輝弘ニ人数差添、周防国山口へ乱入候ニ付而、備芸防長之通路不輒、忿劇仕候、元長様ハ元就様御伽ニと候て、立花より長府被成御戻、山口への番衆被遣候、立花ノ城ニハ、後詰之大勢取巻、于今対陣候て居候、山口ハ大内太郎左衛門尉乱入也、作州・雲州にも軍起候ニ付而、元就公ヨリ御使被進候、立花ノ城ニハ番衆被置せ、元春・隆景御両殿之儀ハ、早々御引退候へと之御使被進之候、初ノ御使ハ粟屋市允、後之御使ハ平佐美作守、其比ハ市允と申、此両度之御使ニ付而、立花ノ城ニハ桂左衛門尉元重・乃美兵部少輔宗勝・坂新五左衛門尉元助被残置、御両殿様ハ天正元年十月五日ノ早天ニ立花ヲ被引退候、大風・大雨・みそれ・雪降候て、下々こゝへ死候者多々境ノ山崎屋道ニてとろゝつもれ半死仕候て居候を、元春公御覽候て、召替之御馬ニ被乗、芦屋迄御連越御養育候て、命助り候、定而敗軍衆を敵付送可申と存候処、城よく持候を、敵見候て、敗軍衆ニ付送事不相成候、それより芦屋・若松之渡り大事ニ被思召、才覚人被撰候て、粟屋市允可然候すると御両殿様被仰出、市允ニ様子被仰含、渡口へ被遣候、市允芦屋へ罷越、町ノ年寄共よひ集、蔵之内ニて談合候様ニ仕候て、其俣人しちを取、渡舟之事申懸候、各御馳走可申上之由候て、数百艘之舟待かまへ候所へ、御両殿様御追懸候人馬、不残相渡候、兼而ヨリ此退口大事ニ被思召候つる、上下無異儀至長府御帰陣候、元就・輝元・元長公、御両殿様之御退候を御悦候事無限候、

一、立花ノ城ニハ豊後衆之大勢取巻候をも、物のかすにもせず、持口く堅固ニ申付、両三人之者共ハ日夜乱舞ニて日を暮候、少も退屈之体無之付而、豊後衆存候にも、彼者共之為体、余の常之者ニてハ無之候、かれら

か死狂ニ仕懸候ハ、楯ほこもたまる様子ニてハ無之と相心得、豊後衆ヨリ拵を入、籠城之衆無異儀至長府送付申候、此段最前立花之降参衆を豊後へ被送付故と相聞え候事、

一、山口ニ大内太郎左衛門尉于今在之付、為御退治元春公可有御越之由候て、元就様御吉例之御旗竿被進之、長府御打出候て、其日舟木山中へ御着陣候へハ、輝弘山口ヲ敗軍して舟手秋穂・白松へ退申候由到来御座候ニ付、元春公直様秋穂へ御追懸候、豊後舟無之候て、手を失、三田尻さして浦伝ニ被退候ヲ、山口之城よりも付送、うけ野の山・富海之間茶うす山へ追上ケ、一夜陣候、元春公御着陣之御旗を見候て、大内太郎左衛門尉輝弘切腹仕候、家中者共無残御討果、頸かす注文并茶うす山ニて高名之衆御書立候て、長府御本陣へ御持せ候、其時ノ御使元春公御内境与三左衛門也、此聞えニて備芸石之一揆共ハ相静之由候事、

一、右之ことく、三家之衆勢を尽シ、九州御発足付而其比雲州ニハ尼子勝久大将ニて、山中鹿介・立花源太兵衛・秋上伊織介・三刀屋藏人・森脇市正・横道源介兄弟其外諸軍人衆相加り、国方も悉相隨、嶋根之内新山ニ多賀と申人城番候を責取、晴久本城ニ被仕、隆重籠城候富田月山と申城へ被取懸候、されとも此城ニハ、天野紀伊守隆重其子木工助武弘・雅楽允元友・宮内少輔元祐其外相籠候付而、少も城中不弱、堅固ニ持抜申候、此到来在之付、長府ニ御座候元就・輝元・隆景・元長御一同ニ至吉田御帰陣候て、明れハ天正二年正月十六日ニ元就・輝元・隆景・元長・元棟族を尽シ、雲州被成御出張候、正月廿八日ニかけや・吉田へ先着候て、多久和之城御取懸候すると候へハ、明退申ニ付、それより三沢之鎌倉山へ元就・輝元公御陣被居候、それよりひべへ被成御越、ひべの城、尼子方森脇市正持候を、可被取懸と候へハ、是も明退、向ノ敵陣へ相加

候、惣之敵陣ハひべ中山ニ相控、一戦可仕と待かけ候、此方よりも可有御切懸之由、御談合相定候て、御手賦被仰付、御戻之時、元春公被仰候ハ、今少御待候へ、申度子細候、其故ハ敵合戦を望候て、待かけ候条、先手ハ幾度も可被切崩候、左候共、死人をふみ越、只上ケニ上ケ可切崩候条、其分ニ御下知候へと、元春公被仰候、各様尤之儀と被仰、其通諸勢へ被仰渡候、天正二年二月十二日未明より相こしらへ請取く之口へ切懸候、如案敵手強相働、幾度も山下へ切崩候へ共、少も不退、只上ケニ上ケ、追立切崩候故、敵不叶逃退候、追崩数百人被討取候、山中鹿介・立花源太兵衛を始として、悉敗軍候て、新山へ退、勝久へ相加候、元就・輝元様ハ富田寄手衆悉被追払、雲州能木郡・伯州迄達御存分候、其日富田と御成相候、其時元就・輝元御両殿様御相判にて、熊野之牛王ニ御血判を以被載誓言、毛利之家在之限、天野之家在之限、行末子々孫々ニ至迄、末代今度之御芳恩・御忠節思召被忘間敷之通、御神文之御感状并為加増、熊野九ヶ畑三千五百貫之地、隆重へ被充行、富田ノ城とくニ被仰付候、其時息木工助武弘へ三百貫、雅楽允元友へ貳百貫、宮内少輔元祐へ貳百貫、富田之為籠城給被遣、銘々御感状頂戴也、

一、其後各様高瀬と申所ニ五年御在陣候て、尼子晴久（命）之居城新山を責落シ、其外かなたこなたの晴久抱之城共悉御責取候而、尼子晴久隱岐国へ被退候、此時雲州二度相静、御手ニ入候、富田之儀ハ弥隆重ニ可被遣之由ニ在城候へ共、隆重分別を以元就公御息元秋様へ進上被申候、元就様御説ニハ、是非共ニ隆重在城候様と被成御意候へ共、隆重達而御理申上、自然之時ハ元秋様御同前ニ在城仕と被申ニ付、於然者隆重被申様ニ可被成之由候て、元秋公富田ノ月山ニ御座候、隆重事ハ、隱居以後之儀ニ付、熊野九ヶ畑三千五百貫之地被遣、常々ハ熊野と申所ニ被居候、自然御談

合などの時ハ、富田へ罷出候、然処、元秋公御遠行ニ付、其御弟元康様、是も隆重申上候て、富田之城ニ元秋様為御手続、被成御在城候事、

一、高瀬御在陣之時、元就様於吉田御他界之到来御座候、就夫元春公御説ニハ、元就様被当御弔、伯耆大山之主徒経悟院可有御切崩之由候て、元春御一手之衆御同心候て、伯州表へ御陣替被成候、其後又伯耆之南条、对毛利家構逆意之節、隆重又可有御馳走之由被申ニ付、元春公ヨリ如此之御状にて知行被遣候、

就京・芸引分之儀、近年打続此口令出張候、御方御事、方角依御在国、別而申談、御入魂於拙身畏存候、然者南条構逆意候条、可令退治覚悟候之処、弥可預御馳走之由誠本望候、然間、伯州河村郡羽合田村之内鳥羽分式百三拾石・久米郡立縫志村之内大曾祢分百五十石・打原分五拾石・河添二郎左衛門尉分五拾石・桜分五拾石、以上合五百三拾石、因州於勝見之内五百石之地、進置候、全可有御進止事肝要候、猶市川雅楽允可申候、恐々謹言、

天正八 駿河守

七月八日 元春

隆重

御宿所

右之通にて伯州表之御取合にも、隆重別而御馳走被仕候、此御状天野兵庫頭所ニ于今有之也、

隆嘉

天野藤内、法名道政、
隆重ノ弟、母ハ隆重同母福原広俊ノ息女也、

此隆嘉事ハ、元連二男、歳拾三之時、大内義隆芸州御越之節、父元連二御
こい候て被召連、山口へ御下候、其故在山口にて定近習仕、御小姓にて義
隆公御膝下ニ相詰申、被懸御目出頭仕之由候、然処ニ、去ル天文式十年亥辛
歳、義隆公を陶尾張守隆房恨申、御半出来候、其濫觴ハ、相良遠江守殿と
聞え申候、義隆公山口を被成御没落、深川之大寧寺さして御退候、深川之
内板持原と申所にて、追手きひしく付送候付而、冷泉判官・天野藤内其外
返合鐘被仕候、其間ニ義隆公ハ虎口ニ死を御遁有て、無恙大寧寺迄送着候、
其後冷泉判官・天野藤内其外之衆、暫敵を防、追払候て、大寧寺へ被参
候、左候て、大内義隆於大寧寺被成御切腹候、御届之衆、冷泉判官・天野
藤内隆嘉・岡部十郎・八幡右信・黒川・小幡・佐波善内、已上七人之由
候、然者藤内ニ子息無之、女子一人有之、対大内殿忠儀之者ニ候とて、元
就様ヨリ豊西郡之内、関ノ後大内と申所六十貫之地、後ニ式百二十石余ニ
成、此地ヲ藤内息女ニ二歳ノ時より十五歳迄被遣候、十五ノ歳元就公御操
りを以、隆重四男天野宮内少輔元祐と被仰合、元祐先地ニ引合、藤内家を
御仕立候て、御継せ候、其子天野肥前守元重・天野清左衛門尉元長・女子
四人在之也、

元明 中務少輔、紀伊守、法名忠岸功雪、
母ハ井原常陸介息女、

此元明と申ハ、隆重嫡子、惣領職ヲ譲ル、備中松山ノ城を被成御預ケ候、
其身大力之覚在之仁候、既以京ノ六角堂ノ鐘ヲ軼持上、下へ鼻紙ヲ被入置
置候、其鐘ヲ後代之例ニとて、上ケさせ候ニ、しんほうニ二本鐘ニ結付、本末
四所ニ人数カゝり、十八人シテ指を入上ケ候て、鼻紙を取申之由候、常々

茂機嫌之よき時ハ、力を可懸御目と被申、辛螺□をあまた取出シ、双六盤
をふせ、ふしからを置、紙を敷、こぶしをにきり被打候へハ、こはいニく
たけ申候、又一本持之大竹を被取寄、下ニ物をすけ、こぶしにて節の上を
被打候へハ、さ、らのことくくたけ申候、又ちからこぶを出シ、可懸御目
と被申、右之肘を左の手にてたゝき候へハ、天目ほとに候こぶ、いくつも
出申候、其比元明所ニやんちやと申栗毛ノ人喰馬居候、其馬ニ力こぶを被
喰候ニ、馬嬉しかり、飛かゝり、くらい付候へ共、齒不立、齒音計仕候、
此段ハ近年之儀候付而、年より候者覚たる者多候、大形二十人力も可有之
哉なと、申之由□、

一、元就公陶尾張守隆房と御取相候て、陶殿嚴島被渡候、跡より元就公嚴島
御渡海候て、陶を御退治之時、元明十七歳にて、陶殿内豊嶋清左衛門尉
と申者と鐘を合、鐘下にて豊嶋を被討捕候、此時元明初陣之鐘感状在之
事、

一、石州河登御陣之時、元明坂中へ切上り、大音声を上げて名乗様、隆重か
嫡子天野中務太輔藤原元明と申者、是迄罷出候、城中ニ我と思ハん人ニ
ハ只今出合、元明か手並之程御験候へと云まゝ、惣毛ノ具足ニ五枚甲
之総をしめ、鐘をくき短ニにきり、二王立にそ立たりけり、城中ヨリも
是を聞と、齊六具鎧なる武者二騎、いつれも鐘を持罷出、互名乗相、鐘
御座候、然処、一陣ニ進たる武者を打そむけ、甲ノしころを元明むすと
取、甲を退、またくらははさみ、跡なる敵鐘を合、つきふせ、頸を取、
其後またくらはより右ニはさみ候、武者を出し、被見候へハ、あたまの鉢
ちんくにくたけ、焼たる柿を押しつぶしたることくに成申候、其頸と
鐘下ノ頸、已上二つ取候て、山下へ被罷下、元就・元春・隆景被成御実
験、其時無比類手柄之由、御感状被遣之事、

一、立花御陣之時、元明、其比ハ大身ニて在之付而、手勢三千余騎ニて、立花之麓一束と申山ニ陣取候、堀東ノ天野民部少輔元貞と申ハ、元政之養父也、是ハ松尾と申山ニ被陣取候、然ニ元明陣一束と申山と、元貞陣松尾と申山之間ニ谷道御座候、それより立花之城へ兵糧を籠申ニ付而、元春・隆景より元明へ被仰聞候にハ、御方御陣所脇之谷より立花之城へ、夜々兵糧を籠るかと思存候条、此道より兵糧不籠様ニ被相計可然と被仰聞候、元明御請ニハ、如仰我々も左様存候条、向後者随分人を通しまし候、元明討死不仕内ニハ、此道より兵糧をハこめさせ申ましく候条、其段御心安被思召候へと、御請被申上ら候、御両殿様此御請を別而被成御祝着、かりそめの一言と申候ても、命を捨て防と被申段ハ不大形忠言候条、是ハ御感状所と被仰、元春・隆景御加判候て、御感状元明へ被遣事、

一、京芸御引分之儀出来候て、信長為先手羽柴筑前守秀吉、中国御發足候、清水之城御責落シ候て、それより備中表へ被相働候、其節備中ノ松山ハ天野紀伊守元明罷居候、互対陣候て、折々合戦有之、元明手強被相働ニ付而、従太閤拵を入、元春・隆景其外御談合之上、御和睦相調、備中ノ松山下城被仰付、御国分之儀者、備中ノこうべ川限、東ハ信長、西ハ輝元と被仰談筈ニて御座候ニ付、元明へ下城之儀、吉川殿・小早川殿ヨリ被仰渡候、元明被申様ニハ、こうべ川より東ニ先年より松山へ付たる本地四万石余御座候、此地を放、下城仕候てハ面目もなく候、此城被仰付ヨリ松山ニて切腹可仕と存定罷居候条、元明を御捨候へ、松山ニて切腹可仕候、其内ハ下城仕事不相成之由候て、一円無承引候、元春・隆景も色々御氣遣候て、替之地之儀ハ自余ニて可有御操りなと被仰候へ共、無合点ニ付、至広嶋、輝元様御伺候へとも、それニても分別不仕ニ付、無

是非御和睦不調候、然処此意趣、秀吉公被及聞召、御意ニハ、昔年寄と申物は左様在之物ニ候、元明申所も無余儀候、かやう之者国ニなく候へハ、弓矢ハ不被取物ニて候条、元明申旨ニ被任、こうべ川限との御約束ニ候へ共、松山へ付たる四万石余之儀ハ、如前々松山へ可被付之由御錠候て、御拵調候、其故秀吉へハ敵対候へ共、毛利家之御為ニハ忠儀ニ罷成、四万石余之地、元明はりニて、中国へ付申候、其上ニて下城仕之事、

一、尼子殿等山中鹿介、元明へ預ケ被成、備中ニて元明へ被仰付、御討果候、其故ハ、尼子殿家ニ歴々弓取共多候、中にも山中鹿介と申者随ニて、武略・知謀相兼たる者にて候、無ニニ子ノ家を一度取立候すると存ニ付、及数ケ度毛利家へ弓を引候、先年富田月山之○退散之後、元春公経悟院へ可有御取懸之由候て、御打出之処、山中鹿介雲州ノ末石と申所ニ罷居、経悟院への加勢仕之通、元春被及聞召、俄ニ末石へ御取懸候て、ひし／＼と取巻、しゝかきを御ゆハせ、一人もぬけさる様ニ可被討果之由候て、しより、せいろうを以御責候、鹿介難遁存、降参仕罷出候、完戸隆家・口羽通良拵て、命を被助、輝元様御被官ニ可被作との儀ニて、防州中徳地ニて千貫、伯州ニて千貫、合式千貫可被遣と迄被仰合、尾高ニ宿被仰付、元春公へも罷出、被成御対面候、然処ニ尾高よりぬけ候て、上方へ罷上、信長を頼、方々ニて手柄仕之由候、其比東福寺ニ子晴久之子一人、小僧ニて被居候を取立、尼子勝久と号、中国へ罷下、尼子殿方ニて爰かしこ被居衆へ廻文を廻し、大勢を被催、播磨之上月之城ニ楯籠候、毛利家ヨリハ元春・隆景先手として、其外御本手衆歴々被遣、上月之城責落候、其時籠城被相成尼子勝久ニ腹を切せ、鹿介事ハ命を可被成御助之由、吉川・小早川殿皆御神文ニて鹿介罷出候、其時天野紀伊守元明ニ被成御預ケ候、然者鹿介助命之御神文ハ元春・隆景被成輝

元様も御同前とハ申ながら、御連判無之付而、輝元様より元明へ被仰付、山中鹿介御殺候、其時之仕様ハ、鹿介内々も由断不仕致用心候て、すぎ間も候ハ、ぬけ可申覚悟候付而、鹿介何方へ哉らん被遣候とて、備中ノあいの渡りとして舟渡御座候、其渡り上りて御討せ候、討手元明内河村新左衛門尉と申者也、鹿介ハ先舟ニ乗、向へ上り候て、跡舟之着候間、向之地ニ相待候、其時河村新左衛門尉声の中より出、刀を抜、鹿介うしろより寄候て、一太刀ニ切申候、鹿介相心得と申、其まゝ川ノ中へ飛入申候、其時福岡淡路守と申者、川中へ飛つかり、組合候て、頸をハ福岡取申候、其時桂及円、其比ハ源衛門と申候、其所へ参候とて、道ニ河村ニ相候、河村申様ニハ、私鹿介を討候処、福岡頸うばハれ無曲段申候、及円申様ニハ、名誉之高名無比類候、是ハ御兩人之高名ニ可成と申候、案のことく、輝元公御実驗之時、兩人へ御宣御感状被遣候、新左衛門事ハ元明ヨリ右之高名を七度之鑓ニ立被遣、鈴を被免、開陣之時ハ、具足ニも鑓にも鈴を付、元明跡先を乗申之由也、

一、備中之三村紀伊守御退治之時、元明御方ニ手柄被仕御馳走申上ニ付、三村被討果たる上ニて、三村か居城、備中ノ松山ニ元明被置せ候、其時為御加増五千貫被遣、先地三千五百貫ニ引合、八千五百貫之分限ニて、松山之城預り申候、其時色々忝被仰聞元明内方九花へも古瀬三百貫之地籠城之けわひめんとして被遣候也、

一、去ル慶長三年庚子歳、江戸内大臣家康公有御合戦之由候て、石田治部少輔其外秀吉御家老衆、国大名ニハ備前中納言秀家・嶋津薩摩宰相家久・筑前中納言其外四国・中国・九州衆御味方ニて、安芸中納言輝元ハ大坂ニ御本陣被成、美濃国関原御陣之時、元明事、其比ハ隠居仕罷居候へ共、数代忠義之家と申、元明事数度之鑓候間、可有御頼之由被仰、加番

衆被添、瀬多渡口ノからみ被仰付候、其時東方ヨリ色々手引仕、橋を焼落候すると候て、燒草共舟ニ積、数十艘なしかけ候へ共、此方ヨリ其舟共切取、或追払、或鉄炮ニて打のけ申ニ付、橋をやかせ不申、堅固ニ相渡口相からみ申候、左候て、おくより之一左右を待付、紀伊守元明事者、大坂罷下、輝元様御伽ニ被置せ候、御弓矢思召まゝニ候は、一廉可被行忠賞之由候へ共、関原崩申ニ付、無其儀候、されとも御太体ニて両国ニ成たる後ニも、元明隠居の忠節領として、長州大津郡堀越と申所被宛行、忝御意共御座候事、

武弘 木工助、河内守、法名宗梅、母ハ元明一腹井原常陸介息女、

此武弘ハ、隆重二男、先年雲州富田ノ月山籠城之時、父隆重同前ニ籠城仕、別而勲功仕候付而、其時為籠城給、元就公ヨリ三百貫之地并御感状被添、武弘へ被遣候、其後ハ小早川左衛門佐隆景公へ被付、方々ニて相働、手柄忠節仕候事、歴々多候、其段銘々左ニ記之、

元友 雅業允、法名イトクセンリウ、母ハ元明一腹井原常陸介息女、

此元友ハ、隆重三男、先年富田ノ月山籠城候節、尼子勝久乱入之刻、父隆重同前ニ籠城仕、勲功仕ニ付、其時為御褒美、御感状并百貫之地、為籠城給被遣候、御判物如此、

雲州嶋根之郡円福寺之内百貫之地之事、在城之儀申聞事、請仕之条、遣置候、全知行肝要之者也、仍一向如件、

天正十一年五月廿日 輝元

天野少輔四郎殿(元祐)

右之知行以前ヨリも御知行被遣候、其御判物如此、

志芳阿野分之事、為給地遣之候、此内居道小海阿野十郎分八貫支除之相殘分全有知行、
馳走肝要候、仍一行如件、

拾月十三日 隆元天文廿三

元就

天野少輔四郎殿(元友)

右両通之御判物、天野飛驒守所于今在之也、元友事、其後ハ隆元・輝元
様御旗本ニ被置せ、定近習仕候、隆重三男ニて候故、元就・隆元・輝元公
別而忝被召仕、御劍之衆とて、御腰物共御持せ、或御配膳之御小座敷之座
上被仰付、殊外御賞翫ニて候、至于今日御小座敷之座上也、

元祐宮内少輔、法名蓬窓月母、
母ハ元明一腹并原常陸介息女、

隆重四男、先年富田之月山籠城之節、父隆重同前ニ相籠、勲功仕候、其時
為籠城給式百貫之地、其後備中ノ松山元明加番ニ被置せ候時式百貫、雲州
ニて式百貫被遣候、然処、元祐廿歳計之比、天野藤内娘ニ被仰合、藤内か
家を御継せ候時、豊西郡大内と申所、藤内息女先地式百貫余、元祐ニ被宛
行、藤内家を御相続也、藤内家之儀ハ、大内義隆屋形、別而被懸御目、御
賞翫ニ付、千手興国と申人、筑紫大名之躰ニ被成、公方恵林院義植ヨリ、
白傘毛馬氈之鞍覆被成御免候、其時陶安房守隆秋ヨリ、对隆重御奉公被出
候、其御奉公天野兵部少輔就信所于今在之也、

一、豊前国河原か嶽馬見と申要害ニ高橋と申者籠城仕居候、為此御退治羽柴
筑前守秀吉御馬被向之刻、元祐事、惣領元明一手ニて、河原か嶽陣立仕
候、然共於彼表ハ働無之、高橋事者、国替被仰付、日向国へ被遣、御和
睦相調、帰陣仕候事、

一、備中ノ三村紀伊守御退治之節、元明同前ニ元祐方々相働、忠節仕候事、
以其積元明松山ニ被置せ候時も、同前加番被仰付古瀬と申所○式百貫之地被遣候、
其御判物并浮田一途御退治之上を以、三百貫之地可被遣之由御判、天野
兵部少輔所于今在之也、

一、九州嶋津為御退治、羽柴筑前守秀吉公九州御馬被向之刻、輝元公も筑前
ノ博多迄御出張候、其時為御供博多迄参候、然処、元祐事、博多ニて煩
付候故、御暇被遣、在所周防国山代へ罷戻候とて、船中ニて歳四十二ニ
て死去ス、

元嘉少輔五郎、民部太輔、新兵衛、法名宗
寛、母ハ福原貞俊ノ妹、

隆重五男、富田月山領三千五百貫之地、此元嘉ニ譲ル、隆重隠居之家也、
其時輝元公ヨリ如此之御判被遣、

对隆重申談領地之事、無相違全可有知行候、役目等之事、不相替前々
御馳走肝要候、仍一行如件、

五月廿七日 輝元天正十一

天野少輔五郎殿

此時元春・隆景・元長・貞俊・元俊五人ヨリ御添状有之、如斯、

隆重御事、先年雲州富田要害被預申之処、尼子勝久乱入之刻、既被及籠城、被持拔之、別而依御忠儀、於彼国被進之置所々領地之事、任隆重御手統無相違可有御知行之由、輝元一通被進之、尤珍重候、弥御馳走肝要候、恐々謹言、

天正十一
五月廿七日

元春

貞俊

天野少輔五郎殿

元俊

御宿所

元長

隆景

上書ニハ元春うらニ連署ト有

如此之御判物ニて、隆重隱居領元嘉ニ被宛行候、此御書天野兵庫頭所ニ于今在之也、

一、元嘉事、元春公御手統と云、其上今田中務太輔縁者ニ付、近年迄吉川殿御家ニ付、御役目被仰付候、其時広家公より被対元嘉御神文如此、

就当家相統之儀、不相易元春・元長、可預御入魂之通、各以御連署最前蒙仰ツ、重而又御神文之趣、慥致承知候、对悻家御馳走之至、向後不可有忘却候、御親父隆重御事、三家御同前之以御覚悟、元就・元春以来無上預御届之段、不浅候、以其統貴所我等との深重可申談候、自今以後大小事共ニ被仰聞、可令申候、此旨於偽者、可罷蒙梵天・帝釈・四大天王、惣而日本国中大小之神祇・八幡大菩薩・熊野大権現・住吉大明神・愛宕地藏権現・摩利支尊天・天満大自在天神、別而嚴嶋大明神御罰者也、仍神文如件、

吉川蔵人

天正十五年七月五日

経言

天野民部太輔殿

如此○之御神文之辻を以、別而御懇切ニ御座候、其上元嘉事、縁者ニさせられ聳ニ可被取之由候て、今田中務太輔息女を広家公御娘ニさせられ、元嘉ニ被遣、深重被仰合也、此御神文天野兵庫頭所ニ于今在之也、

元信 五郎右衛門尉 法名 母ハ新兵衛一腹、福原貞俊ノ妹也

此五郎右衛門尉事ハ惣領元明ニ無子ニ付、元明養子ニ仕、惣領職并從禁中被成下薄墨之御綸旨、天野之家系凶其外隆重・元明数通之御感状、此元信へ譲与候、然共去ル慶長拾年乙巳歳、益田玄蕃頭と公事出来ニ付、しうと熊谷豊前守元直同前ニ誅伐被仰付、子とも男女四人在之をも、悉御殺候、重書・系凶・御神文・御感状等数十通雖有之、皆至此代失申也、此元信以来ハ、天野之家惣領職無之、

一、此元信惣領家を被仰付と候ても、元明事去ル備中ノ松山へ秀吉御寄懸之時、随秀吉不申、其上今度九州御陣ニもちと遅出陣仕之由候て、太閤秀吉公被成御腹立、往古ノ本地薄墨之御綸旨之地堀庄三百五十貫ニ被仰付、松山分八千五百貫之地被召上候、太閤御状ニハ日本六十余州之内ニて今迄秀吉ニ不随者ハ筑紫・高橋秋種、中国ニ天野元明兩人ならてハ無之候通、被成御意、右之分ニ候へ共、此元信代ニ至て、隆重忠儀と申、其上元明事茂数ヶ度遂忠節申跡取候故、本地八千五百貫返被遣、如前々備中ノ松山ニ被置せ候事、

一、其後天下一統シ、秀吉御代ニも、天下御普請奉行共被仰付、公儀衆なと、うて相、文武才覚勝諸人たる器用之仁也、

元勝 少輔四郎、九郎左衛門尉、法名宗白、母ハ完戸殿一門深瀬彈正忠息女

雅樂允元友子、此元勝雅樂允家を継、不相易元友輝元公定近習被仰付、別而忝被召仕御使養者共被仰付候、

一、先年中国動乱之節、備中松山之城ニハ天野元明被置せ候、其時為加番在城仕候節、輝元公ヨリ如此之御状ニテ知行被遣候、

弓矢一着之間、松山在番可有馳走之由候之条、以備作平均之上、式百貫之地可遣之候、不可有忘却候、猶出羽守可被申候、謹言、

五月十八日 輝元

天野少輔四郎殿

此辻を以元明同前ニ備中之松山在城仕、遂其節候事、

一、京芸御弓矢御和睦相調候時、從輝元様之人質ニハ、元就公末子毛利秀包を被差出候、然所秀包上方御上之時、又方々乱国之砌ニテ秀包へ被召付衆、輝元様ヨリも歴々衆十人御付候へ共、秀包御座候所へ参候事不相成候之処、天野九郎左衛門尉元勝一人至彼表色々辛勞仕、致参着候、其時秀包被成御褒美、爰元へハ此節ハ一人も不参ニ、其方一人被参、秀包ニ心を被付段、別而御祝着之由候て、御一通共被遣、輝元様へも秀包公ヨリ此段被仰進ニ付、御祝着之旨、忝被成御書候、此御書天野飛驒守所ニ在之、中国ヨリ上方への御役目初、是か初也、

元重 吉藏、彦左衛門尉、肥前守、法名実慶宗心大居士、母ハ天野藤内隆嘉息女

元祐五番目ノ子也、元祐家を此元重相続也、此元重十四歳之時、去ル天正拾八年 関白秀吉公高麗御弓矢之時、元重十四ニテ高麗へわたり、陣州御

働之節、十四歳ニテ高名ス、其時郎從内藤筑後守・中嶋孫兵衛・西六右衛門尉・田中仁兵衛・中間市兵衛高名ス、主從已上頸六ツ之着到也、

一、後ノ高麗渡り、文禄元年之歳、元重十七ニテ二度高麗へ渡り、うる山追討之時、名譽之高名仕、頸取申候事、

一、慶長三年庚子歳、家康公と御半出来之時、石田治部少輔・長東大蔵少輔

其外太閤御家老衆、大名ニハ備前中納言秀家・嶋津薩摩宰相家久・筑前

中納言其外四国・中国・九州衆御味方ニテ、安芸中納言輝元ハ大坂石山

ニ御本陣候て、美濃国関原御陣之節、伊勢ノ穴津之城ニハ富田信濃守

被居候、此方ヨリハ毛利宰相秀元・吉川藏人侍從広家大将ニテ其外御本

手衆福原越後守・渡辺飛驒守其外歴々御人数被差遣、伊勢ノ穴津城御取

懸之節、二之丸ニテ富田殿内大田新介と申者を元重討捕、高名ス、并生

捕一人郎從田中仁兵衛と申者頸取ツ、主從シテ已上頸三ツ之着到ニ付

也、

一、其後ハ天下静謐之故、珍敷事も無之、近年ハ久御普請奉行共被仰付、元

和七年江戸大火事之時、秀就公屋敷焼之刻、元重ニ作事奉行被仰

付、毛利宰相秀元公御意を奉、肥前守一人シテ江戸御作事相調候、其御

家于今有之、其後ハ江戸公儀方御使共問合なと被仰付、於江戸相煩、去

ル寛永十年卯月十二日ニ元重歳五十五ニテ於江戸死去ス、

元因 雅樂允、勳左衛門尉、志摩守、遠江守、伊豆守、飛驒守、母ハ赤川筑前守息女

元因事、九郎左衛門尉元勝一子也、先年伊勢ノ穴津ニテよく相かせき、元因・同名彦左衛門・熊谷与左衛門・祖式二郎左衛門已上四人一所ニ罷居

候、矢倉之通りへ付、内ヨリ鉄炮きひしく打、第一之難儀之所ニ暫相詰、

堀を渡、城ノ一番乗仕候事、

一、先年惣領天野五郎右衛門尉元信御誅伐之刻も、此雅楽允・天野彦左衛門尉兩人同前ニとり籠、御詔を相待候処、五郎右衛門尉御誅伐之上、雅楽允・彦左衛門尉事ハ、对 公儀如在無之条、宜萩を退候へとの儀ニて、牢人仕、九州へ罷退候、其時之覚悟無残所之由候て、諸人ほめ申候、左候て、頓而帰參被仰付、秀就公御代より御使番ニ被仰付、方々仕候、其後ハ不断江戸定詰ニ被成、御傍本ニ被置せ、定御相伴ニて御食被遣、色々忝被召仕、御目付役被仰付候、至于今其分也、

右、御先祖天野紀伊守元連・隆重・元明以来、代々对御当家、御忠節并御手柄被遊候段、依御尋、私覚之分、有増書立進之候、此外雲・伯・備・作表乱国之節、少々之御手柄・御忠節之儀、多雖有之、更ニ難尽筆紙候、第一致老耄、前後不詳候条、書付不申候、慥覚候分計書付如此候、已上、

桂源右衛門尉人

寛永拾貳年乙亥霜月吉日

及円

○文書の引用は『天野家文書』、『関閩録』から補った。

〔年未詳〕

○月日未詳 水戸藩の史官佐々宗淳が著した「南行雑録」巻四に列挙された、採訪史料に現れた人名等と考えられる記述のなかに、現在の松江市域に関連する中世の人物名が記される。

71 南行雑録 卷四(冊子・東京大学総合図書館)

醍醐法名実金剛

渡辺内蔵助尚扶有り大坂冬陸卅六夏陸卅七

狩野越前守入道古法眼元信永禄二年十月六日卒

山内大和守豊成備後人永正年中

山内新左衛門豊通 滑良駿河守泰綱

信州伊奈飯田政満大永七年正月廿六日ノ判

信州伊奈松尾原與次大永二年二月七日ノ判

周防国渡辺源三隆

筑前国早良郡七隅村野上左馬允護勝

上州齊藤左衛門尉顕幸

鞍懸出雲 馬田佐佐木流 亀井林木

漆谷土佐守赤穴 今庭富田

大東ノ織部豊後守天文 池田 大石

原田上卿 田原 太田三郎左衛門重義来次

多々納六郎左衛門来次 平垣 湯原トダ

中井富田 月坂 牛尾

佐々布丹後守忠朝雲州意 完道雲州

勝部清左衛門藤原久貞雲州

江田駿河守藤原豊実天文三年ノ判 備後ノ江田ハ藤原也

(後略)

【松江市史 中世史料編・補遺についての補足】

今回、史料編の補遺史料が追加されたが、その性格上掲載できなかった史料や分析結果もあり、最新の研究状況の一部について述べる。

一、長寿寺文書の移動とその背景

松江市内で最も多くの中世文書を残しているのは竹矢の迎接寺である。鎌倉末期に開基されたとされるが、その所蔵文書で最古のものが元徳二年（一三三〇）一月二五日藤原隆俊寄進状である（史料編Ⅰ二七四、写としているが原本である）。そこに記されている阿野庄東方金沢村と長寿寺は出雲国内では確認できない。平成元年刊行の『竹矢郷土史』第二編第二章中世を執筆して以降、検討を続けてきたが、ようやく成案を得ることができたので、以下に述べる。

史料一と二は駿河国長寿寺文書である。

〔史料一〕長寿寺雑掌元通申状（三重県立博物館所蔵田中繁三氏旧蔵文書

『三重県史』資料編中世二所収）

〔端基寺長寿寺領事〕

長寿寺雑掌元通謹言上

欲早被経御 奏聞、被成下安堵 院宣、弥全寺領、奉祈 宝祚延長、駿河

国安野船津郷内寺田畠拾陸町余、同東郷内金沢村、撰津国恒松名、伊勢国

上野御蘭中野等領主職間事、

副進

一巻 次第相続文書等案

右当寺領等者、舜淳代々相伝無相違之地也、随而当寺為御祈願所、宜奉祈宝祚延長之由、今年十月一日、被成下安堵院宣畢、然早被経御 奏聞、被成下安堵 院宣、全寺領、為奉祈 天地長久御願、粗言上如件、

建武三年十二月 日

※の箇所は柳原宣明の裏花押あり

〔史料二〕光厳上皇院宣（輯古帖、大日本史料六編四）

長寿寺領所々知行不可有相違、可被全所務者、院宣如此、仍執達如件、

建武四年二月十三日 権中納言（花押）

寂淳てん禪師方丈

史料一には駿河国安野船津郷内寺田とみえるが、応永二〇年（一四一三）六月一日室町幕府管領細川満元奉書（永源師檀紀年録、大日本史料七編一七）により鎌倉建仁寺英源庵領が安堵され、その中に「末寺駿河国阿野庄長寿寺、付寺領等事」とある。長寿寺そのものは現存しないが、沼津市井出に「金沢」の地名と阿野氏の菩提寺である曹洞宗大泉寺だいせんじがある。阿野氏館跡に開かれた真言宗寺院で一六世紀後半に曹洞宗に改宗したとされ、臨済宗長寿寺が本来の阿野氏菩提寺であった可能性が強い。

阿野氏は源義経の同母兄阿野全成を祖とする。全成は北条時政の娘で三代將軍源実朝の乳母である阿波局を妻とし、阿野庄地頭職を得た。実朝派であったため建仁三年（一一〇三）に二代將軍頼家により配流・殺害されたが、その子時元が跡を継承した。時元は実朝が殺害された直後に反北条氏の

兵を挙げたが、北条義時に攻められ自害した。その末裔は南北朝期までは存続したことが確認できるが、目立った活躍はみられなかった。

全成の娘は鹿ヶ谷の陰謀で知られる藤原成親の子公佐と結婚し、その子実直が祖父全成跡である阿野氏を継承した。後醍醐天皇の寵愛を得た阿野廉子はその子孫である。別の娘は四条隆伸と結婚し、その曾孫隆賢の子が阿野庄長寿寺に金沢村を寄進した四条隆俊である。阿野庄地頭職は女系を通して四条氏に継承されたことになる。

史料一・二のように建武年間の長寿寺は経済基盤である所領を朝廷から安堵されていたが、長祿三年（一四五九）時点で長寿寺は臨濟宗南禅寺慈聖院の末寺となり、幕府からは廃寺とする方針が出されていた。一方、阿野庄内東原村が長享二年（一四八八）の時点では西芳寺領となっていた。西芳寺は一四世紀半ばに夢窓疎石により禅寺として再興され、朝廷・幕府の信仰を受けるとともに苔寺として知られていた。阿野庄地頭職は幕府の管理するところとなり、長寿寺の経済的基盤は失われ、衰退し廃寺となったと思われる。

史料一は三重県津市在住の郷土史研究者田中氏が収集した九五点の中世文書群の中の一点で、臨濟宗東福寺派の寺院に関するものが中心であるが、三重県に關係する文書は一点にすぎない。史料二の輯古帖とは幕末・明治の国学者・神宮学者で伊勢神宮神官である御巫清直が収集・筆写した文書集で当該文書には福井帯刀蔵とあり、元の所有者と思われる。雑多な内容からなるが、長寿寺に關係する文書はこの一点のみである。二点の文書から長寿寺文書はある時期伊勢国にあったと思われる、藤原隆俊寄進状はその後、出雲国に流入したものであろう。

二、出雲土屋氏と南北朝動乱

今回新たに「出雲土屋氏系図」と「土屋垣屋氏系図（抄）」を追加した。

出雲土屋氏は文永八年杵築社三月会結番帳（中世Ⅰ一九六）では、守護佐々木氏に次ぐ面積の所領（地頭職）を一族で支配していたが、天文九年（一五四〇）の竹生島神社再興奉加帳にみえる尼子氏家臣の中で、土屋氏一族に比定できるのは桜井大和守と野波殿のみである。桜井氏は永正年間には大原郡阿用城を拠点としていたが、尼子経久による攻撃により落城させられ、天文二一年の時点では宇治村地頭であった（『加茂町史考資料編』）。鎌倉初期に石見国安濃郡大田郷地頭となった相模国御家人土屋氏が、承久の乱等の勲功により、幕府から邑智郡桜井庄地頭に補任されたと思われる。

尼子経久の嫡子政久は阿用城攻撃中に死亡しているが、これについて「群書類従本佐々木氏系図」は「永正十年九月六日。大内合戦之時。安西（阿用カ）城中流矢死去。」と記している。「土屋垣屋氏系図」には石見土屋氏が出雲土屋氏の同族であることが記されている。南北朝動乱期に幕府方としてみえる土屋氏は大田北郷地頭であったが、鎌倉初期に大田郷地頭となり、その後、南郷が独立したことが確認できる。系図では南郷内部で分割相続が進み、池田・早水・賀淵・小屋原・多根・小屋原・米原・水瀧を苗字とする一族が分かれたことが確認できる。一方、「土屋系図」（熊野那智大社文書）には戦国期の旦那として阿与氏惣領と庶子福富氏・河井氏が記されているが、惣領阿与氏は桜井氏で、石見に居住していることが記されている。これは戦国期の状況を記したものである。なお福富と河井の地名は阿用城に隣接して確認できる。石見土屋氏の一族が出雲土屋氏の家に入り、石見国ならびに大内氏と緊密な関係を有していたことがわかる。

文永八年時の最大の所領であった加賀庄は尼子氏とその一族並びに富田衆

と呼ばれる直臣、ならびに宍道氏が支配している。野波は千酌路川と里路川という二本の河川の流域を範囲とする所領である。永享二年の三月会一番嚮二番嚮神物引付（中世Ⅰ五四七）に延福寺・加賀とともにみえるので加賀庄を構成する一所領であった。加賀庄惣領地頭職は土屋氏惣領宗光の嫡子光時の子孫が継承したが、千酌郷は宗光の養子六郎光康の子孫の所領であった。加賀庄から独立した持田庄は宗遠の養子で宗光の庶兄忠宗の子三郎忠時が譲られた。四郎忠長は養賀、五郎光直には縁所とあり、いずれも大原郡大東庄養賀と縁所の地頭であった。縁所五郎は文永八年にもみえ、在地名を名乗ることから国御家人と思われていたが、乃木氏と同様、鎌倉初期に入部したため、東国御家人でありながら。在地名を名乗っていた。

その後の土屋氏に関して注目すべき情報としては、明徳の乱の際に、山名播磨守満幸の家臣である土屋党五三人が討ち死にしていることである（『明徳記』）。その中心人物が丹後国守護代大葦次郎左衛門尉や同平次右衛門尉であったが、大葦氏については近年、森幸夫氏により出雲国島根郡内大葦を苗字の地とすることが指摘されている。一方、幕府方であった山名宮内少輔時熙の家臣垣屋弾正が時熙を守るために討死しているが、その子孫垣屋氏は山名氏惣領家の家臣の筆頭として大きな勢力を持った。この垣屋氏についても出雲土屋氏の子孫であることが明らかにされている。

出雲土屋氏はいかにして山名氏の家臣となったのだろうか。正平一〇年に土屋大葦氏が山名氏領国である丹後守護代として活動していることが確認できるので、それ以前に丹後国所領を得ていたことになる。

そこで想起されるのが、元弘三年（一三三三）閏二月末の後醍醐の隠岐脱出の際に出雲土屋氏が重要な役割を果たしていたことである。脱出の経緯が簡略化され整理された『太平記』等にこそ登場しないが、名和氏の動向を中

心に描いた『古本伯耆巻』では後醍醐の側近成田入道が土屋又四郎を招いて協力を依頼すべき国人を問うたところ、又四郎が名和庄地頭村上又太郎長高を推薦するところから計画が具体化している（個々の記述は検討して利用しなくてはならない）。

隠岐から脱出した後醍醐が名和氏一族とともに船上に籠城して倒幕派の旗揚げを行った際に、最初に協力したのは名和氏の外戚内河氏と平安末期以来の伯耆国の有力国人日野氏であった。日野氏は意宇郡津田郷内に所領を有し（中世Ⅰ二〇二）、土屋氏との姻戚関係を結んでいた（中世Ⅰ二八二）。二月二九日の隠岐守護佐々木清高軍の最初の攻撃が失敗した直後に土屋宗重とその弟二人が加わっている。清高軍撃退後の三月四日には巨勢宗国の軍忠を賞する後醍醐天皇繪旨が出され、五月五日には但馬国内で二ヶ所の地頭職が宗国の一族と思われる家盛に与えられている（相見文書）。

「名和系図写同一族系図写」（国立公文書館所蔵）に収録されている土屋氏系図には、土屋三郎宗重とその父宗行と兄弟宗清についてのみ記している。宗重には筒河左衛門尉・出雲権守と注記され、後醍醐のもとで任官したことがわかる。丹後国に筒河保があり、巨勢氏が但馬国内に所領を得たように、宗重は丹後国筒河保を勲功の賞として与えられたと思われる。

筒河保は筒川庄ともみえ、丹後半島北東端の与謝郡内にあり、対岸には若狭国を臨んでいる。康正元年（一四五五）の丹後国諸庄郷保惣田数帳目録（成相寺文書）には田数三四町四反五五歩で幕府御料所であることが記されている。文明一四年（一四八二）八月四日室町幕府奉行人奉書（『古文書』第三集）によると、御料所筒川庄領家職が由緒により二階堂政行に預置かれている。幕府は地頭職だけでなく領家職をも支配していた。領家・地頭兼帯は鎌倉期以来のもの（関東御領）であったと思われる、それにゆえに土屋宗重

に与えられたのである。

元弘三年五月二〇日熊谷直経代直久軍忠状（熊谷家文書）によると、丹後国外四ヶ国（丹波国・但馬国・播磨国）の凶徒退治を命じた後醍醐天皇諭旨が出されたのを受けて、五月一二日には丹後国熊野郡浦家庄内の二階堂因幡入道の城を追討、一三日には竹野郡浦富保と木津郷内と道後（丹波）郡丹波郷内の城を破却、一四日には竹野郡内木津庄内と船木庄北方の城を破っている。翌一五日には同庄東方の逐電した違勅人の城を焼払い、丹波郡内の松田平左衛門入道の城二ヶ所と同郡内光安地頭の城を焼き払っている。二階堂氏は幕府関係者であり、松田氏は六波羅探題奉行人である。そして一七日には与謝郡大石庄内三箇の城を破却している。伯耆守長年の従兄弟行村の苗字として「大石」と注記があるのは、恩賞として丹後国大石庄を与えられたからであろう。正中二年（一三二五）一月日大江頭元書状（金沢文庫古文書）によると大石庄は將軍の衣装などを管轄する御物奉行の料所となっていた。將軍領＝関東御領というべきであるが、実際には頭元は亡父覚一の譲りを受けた大石庄と伊予国久米郡惣政所職・野口保地頭代官職の安堵を六波羅探題金沢貞将に求めており、頭元は父覚一と同様、六波羅探題領の代官を務めていた。

大石庄は康正元惣田数帳目録では田数二二三町六段五〇歩の大規模庄園である。半済により半分は京都の臨濟宗寺院常在光院領であるが、残り半分はこれまた御料所である。

以上のことを踏まえると、出雲土屋氏の中には宗重以外にも後醍醐のもとで国内外に所領を得たものがあつたことは確実である。大葦は文永八年には「北野末社」とみえ、地頭は東国御家人と思われる「香木三郎入道」であり、土屋氏領ではなかつた。それが出雲土屋氏が後醍醐への軍忠により勲功の賞

として大葦庄と丹後国等の所領を得た。

土屋垣屋氏系図には鎌倉初期の土屋忠光の子康直について、「左衛門尉、島根住、庶子大葦」との注記がなされている。康直が島根郡内の土屋氏領に居住していたことと、その子孫から大葦氏が出たことを示すと考えられる。同系図は垣屋氏中心の系図であり、康直の兄弟実康の子として康宗を記し、その子孫から垣屋氏が成立する過程については具体的、且つ詳細に記されている。康宗の子達が幕府滅亡と動乱の開始に直面したと思われる。

子とは系図の記載順に桜井次郎太郎盛康、彦二郎康綱、大谷次郎三郎遠康、福富孫四郎宗清、河井忠康、岩崎光宗、千汲（千酌）七郎入道敬空と女子四人である。「千汲」を除く各人の苗字は勲功の賞として与えられた所領名であろう。

○印が付されている康綱が嫡子であったが、遁世し高鎮聖と号して蓮華寺に住したとある。父康宗が「次郎」であったための「彦次郎」「次郎三郎」であろう。任官している人は誰もいない。島根郡千酌郷に関係する敬空には無足仁とあり、男子三人には三町ずつ所領を譲ったとある。その内の一人智妙には蓮華寺別当とある。蓮華寺は出雲国阿用にもあり、阿用も戦国期には土谷氏一族阿用氏領だが、この蓮華寺は但馬国竹野郷内にあり垣屋氏の菩提寺となった。

大谷遠康の子には次郎太郎忠遠・羽下崎遠茂・西宮三郎入道有円・樋口平四郎遠兼・古間出羽守遠重という男子のみ記す。忠遠の子が垣屋統遠である。ここで初めて垣屋を名乗るが、垣屋氏は丹波国宮田庄内垣屋が苗字の地だと思われる。出雲土屋氏が丹波国にも勲功の賞の地を得ていたことになる。統遠の子には太郎左衛門尉忠宗と弾正忠頼忠が記され、後者が明德の乱の際に山名時熙方として討死した人物である（『明德記』）。

山名氏領国で活動する出雲土屋氏を中心であったのは大葦氏であった。正平一〇年（一三五五）三月一七日山名氏奉行人連署奉書写（堀口家文書）には「大葦殿渡状」との端裏書があり、この当時丹後国を実効支配していた山名時氏の嫡子師義による山上大輔への志楽庄朝来村内景守名安堵状を受けて代官大葦氏と奉行人の文書が出されたのだろう。

貞治三年（一三六四）に山名氏が幕府に復帰すると、師義が幕府から丹後守護に補任された。同年の山上大輔への守護奉行人連署奉書写（安堵状）には先年の土屋土州遵行状により相続は分明だと述べている。翌貞治四年閏九月には志楽庄内の西大寺領の役夫工米免除について信光が赤田入道に指示している（西大寺文書）。これが土屋土州であろう。

丹後国では出雲国と同様、暦応四年（一三四一）に山名時氏が守護となった。観応の擾乱時に時氏が足利直義派となったことで、解任されたが、観応三年（一三五二）一〇月には師義が京極道誉への反発から、尊氏陣営を離脱して伯耆国の父時氏と合流し、その後は出雲以東の山陰道諸国と美作国を実力で支配した。後醍醐から丹後国内に所領を与えられたが、動乱開始後は幕府方となって勢力を拡大した大葦一族が、山名師義との関係を深め、領国の守護代に起用された。これに対して出雲土屋氏は反幕府方となるものが多く、出雲国内における勢力は低下した。

応安五年（一三七二）には山名師義が但馬守護となり大葦入道が守護代として派遣された（祇園執行日記）。これ以降、但馬国が山名氏領国の中心となる。永和元年（一三七五）に丹後守護が師義の嫡子義幸に交替すると、土屋刑部左衛門尉が守護代となるが、この人物が永徳元年（一三八一）には大葦遠江前司信貞とみえる。次いで義幸の病気により守護が弟満幸に交替すると、守護代も土屋土佐守や次郎左衛門尉宗信に替わり、信貞は山名氏惣領時

義のもとに移り、至徳二年（一三八五）には備後国で所領の打渡を行っている。明徳の乱で五三人が討ち死にした土屋党の中心は満幸に仕えていた大葦氏であった。応永八年（一四〇一）には時義の子時熙が備後国所領の沙汰付を土屋遠江入道に命じているが、信貞であろう。

明徳の乱後の山名氏家臣の筆頭となる垣屋氏が成立したのは出雲土屋氏の一族の中に後醍醐から丹波国宮田庄内垣崎を与えられた家があったからである。明徳の乱では垣屋弾正忠頼忠が山名時熙方として討死している。系図ではその父統遠に初めて「垣屋」との注記が加えてあるが、一族の中には播磨守護赤松氏の家臣（永徳元年の垣屋新左衛門尉）となったものもあった（八坂神社文書）。

同じ土屋氏一族である福富氏の文書も残っている。系図には福富宗遠が明徳の乱で時熙方となり、その結果福富氏惣領となったと記す。その姉妹の中には馬田豊前守の妻となった女性もいた。大東北庄を支配した土屋六郎左衛門入道宗康の娘と佐々木泰清の長子で出雲郡美談庄地頭であった義重の間に生まれた子の一流が馬田氏であるが、嘉吉の乱後赤松氏に替わって播磨守護となった山名氏のもとで、寛正四年（一四六三）六月には但馬国人田公氏とともに馬田二郎右衛門尉が反銭の徴収に当たっている（東寺百合文書）。

武士は一定期間その土地を支配することで、その所領名を苗字とするのが一般的であるが、後醍醐への勲功により出雲国以東の山陰道諸国と播磨国に所領を与えられた国人には、実際に支配した期間の長短に関係なく、その所領名を苗字として使い続けた人々が珍しくなかった。

「名和長年」も一次史料では「伯耆守長年」ないしは「源朝臣」と署名し、呼ばれている。伯耆国の有力御家人長田氏の一族であった小太郎長高が、後醍醐から勲功の賞として「長年」の名とともに伯耆国名和庄を得、そ

の後「名和」を名乗った可能性が高い。『舟上記』によると長年の弟悪四郎泰長は隠岐から塩治高貞を説得するため出雲国に渡ったが断られ、その後国造の神人に捕らえられた。系図には船上山の戦いが行われている閏二月晦日に自害したと記される。泰長の子高頼には「加悦太郎左衛門尉」との注記があるが、これは丹後国加悦庄を勲功の賞として得たためであろう。丹後国における要地であり、南北朝動乱開始後の建武四年七月二六日には但馬・丹波・丹後三箇国凶徒（この場合は南朝方）が加悦庄を攻撃し、庄内市庭北縄手で合戦が行われ、幕府方であった吉川経久が四月二八日に軍忠状を提出して、幕府守護小俣来全の証判を得ている（吉川家文書）。

加悦庄は惣田数帳目録では一六三町八反二四〇歩の大規模庄園で天台宗門跡実相院領である。実相院は二代將軍義詮の孫増詮が門跡に入って以降、幕府との関係を強めている。応永二五年までの加悦郷地頭は義詮の子満詮であった。増詮は満詮の子である。これまた御料所に準ずる所領であった。

加悦（かや）氏は名和氏とともに伯耆国から肥後国に移住し、戦国大名名和氏の家臣として活動し、その後、肥後国を支配した加藤清正の家臣となり、近世以降も存続している。（原慶三）

【史料解題】（五十音順）

○安部吉弘氏所蔵文書（あべよしひろししよぞうもんじよ）
松江市の安部吉弘氏の蒐集した文書。

○天野家文書（あまのけもんじよ）

安芸国の武士天野氏の家伝文書。『閥閥録』『天野九郎左衛門』の原本と『閥閥録』未収文書からなる。

○伊佐早謙採集文書（いさはやけんさいしゅうもんじよ）

明治時代の地方史家で上杉家記録編纂所の総裁を勤めた伊佐早謙氏（一八五八〜一九三〇）の採集した文書。東京大学史料編纂所所蔵。

○石井進氏蒐集史料（いしすすむししゅうしゅうしりょう）

東京大学教授を勤めた石井進氏（一九三一〜二〇〇一）の蒐集した上杉家臣団の文書集「古案集」からなる。現在は東京大学文学部日本史学研究室に寄託されている。

○一畑寺文書（いちばたじもんじよ）

出雲市小境町の臨濟宗一畑寺に伝来した文書。島根郡関係の『松江市史・史料編中世』未掲載文書を収録した。出雲市指定文化財。

○因幡民談記（いなばみんだんき）

江戸時代の医師、小泉友賢が記した因幡国に関する地誌。

○今井家文書（いまいけもんじよ）

松江市佐草町の今井家の伝来文書。今井家は松江築城の際に富田から松江へ移り、白潟灘町に屋敷地を与えられた由緒を伝え、近世松江城下で大工を務めていた。

○石見吉川家文書（いわみきつかわけもんじよ）

安芸吉川氏の庶流で石見国邇摩郡の福光城主を務めた石見吉川氏の家伝文書。

○蔭涼寺文書（いんりょうじもんじよ）

仁多郡奥出雲町の臨濟宗蔭涼寺に伝来した文書

○雲壑猿吟（うんかくえんぎん）

臨濟宗仏源派の禅僧である惟忠通恕（一三四九〜一四二九）の詩文集。

○雲樹寺文書（うんじゅじもんじよ）

元亨二年（一三三二）に孤峰覚明により開かれた安来市の臨濟宗雲樹寺に伝来した文書。

○延喜式裏書（えんぎしきうらがき）

醍醐天皇の命により編纂された律令の施行細則を集成した法典。文明十三年（一四八一）卜部（吉田）兼俱の識語のある写本に書かれた裏書。現在は天理図書館所蔵。

○大森清水寺所蔵「毛利様古書類写」（おおもりせいすいじしよぞうもうりさまこしよるいうつし）

大田市大森町の清水寺所蔵文書のひとつ。石見銀山に所在する極楽寺が所持していた中世文書を慶応四年に筆写したもの。

○廻国通道日記（かいこくつうどうにっき）

薩摩の山伏、堀之内日限坊の廻国日記。文禄三年二月から文禄五年七月まで全国を廻っていた、

○峨眉鴉臭集（がびあしゅうしゅう）

臨濟宗一山派の禅僧である太白眞玄（？〜一四一五）の四六文集。

○河瀬家文書（かわせけもんじよ）

かつて佐太神社配下の楯縫郡の幣頭を勤めた出雲市平田町宇美神社の神主家に伝来した文書。原文書の存在は確認できず。

○貴布祢神社棟札（きふねじんじゃむねふだ）

鳥取県米子市車尾の貴布祢神社に伝わる棟札。

○華藏寺旧蔵鐘銘（けぞうじききゅうぞうしやうめい）

かつて華藏寺に所蔵されていた鐘の銘。坪井良平氏が作成した鉛筆拓本をもとに、加藤諄氏が解読したもの。

○華藏寺文書（けぞうじもんじよ）

松江市枕木町に所在する臨濟宗華藏寺に伝来した文書。

○古曾志家文書（こそしけもんじょ）

近世松江城下で末次茶町年寄を勤めた古曾志家の伝来文書。現在は島根県立図書館所蔵。

○佐太神社文書（さたじんじゃもんじょ）

松江市鹿島町に所在する佐太神社の伝来文書。『松江市史・史料編中世』未掲載文書を収録した。

○奢母智神社所蔵棟札（しゃもじんしゃしよぞうむなふだ）

松江市美保関町の奢母智神社の所蔵棟札。天正年間～近代までの棟札がみられる。慶長五年までの棟札を収録した。

○親元日記（ちかもとにつき）

室町幕府政所執事代を務めた蜷川親元の日記。

○土屋垣屋氏系図（つちやかきやしけいず）

肥前島原藩松平家の収集した「系図雑集」に載る土屋氏の系図。出雲国に居住した土屋氏の記事を載せている。肥前島原松平文庫所蔵。

○土屋家文書（つちやけもんじょ）

松江市石橋町の土屋安氏の所蔵文書。

○徳大寺家文書（とくだいじけもんじょ）

公家の徳大寺家の伝来文書。現在は東京大学史料編纂所所蔵。

○南行雑録（なんこうざつろく）

水戸藩が「大日本史」編纂のため収集した史料を収める。

○蜷川家文書（にながわけもんじょ）

室町幕府の政所代を勤めた蜷川氏の家伝文書。

○萩藩閥閥録（はぎはんぱつえつろく）

萩藩の永田政純が藩命により編纂した藩内諸家の系譜・伝来文書を収録した史料集。山口県文書館所蔵。『松江市史・史料編中世』未掲載文書を収録した。

○東山殿時代大名外様附（ひがしやまどのじだいみょうとぎまつけたり）

室町幕府の大名・外様衆・番衆などの名前を書き上げた交名で、明応二年（一四九三）の將軍足利義材の河内出陣をひかえた時期に成立したと考えられる。京都大学所蔵。

○日野家領目録写（ひのけりょうもくろくうっし）

公家の日野家の所領を書き上げた目録。宮内庁書陵部所蔵。

○不二遺稿（ふにいこう）

臨濟宗聖一派の禅僧である岐陽方秀（一三六一～一四二四）の語録詩文集。

○普門庵大般若經（ふもんあんだいはんにゃきょう）

豊岡市の普門庵に所蔵されていた大般若經の奥書。

○碧山日録（へきざんにちろく）

東福寺にいた僧太極の日記。

○益田家文書（ますだけもんじょ）

中世石見国衆、近世萩藩家老の益田氏伝来文書。非西遷武士団史料として貴重。東京大学史料編纂所所蔵。

○益田實氏所蔵文書（ますだみのるししよぞうもんじょ）

石見国益田から長門国須佐に移り、萩藩の永代家老となった益田元祥の四男就之に始まる益田家（萩城外堀の平安古総門付近に屋敷が所在）の伝来文書。

○松浦家文書（まつうらけもんじょ）

石見国の国人湯泉氏に仕え、近世石見国幕府領代官所の地役人となった松浦家の文書。古代出雲歴史博物館所蔵。

○曲直瀬家文書（まなせけもんじょ）

近江佐々木氏の一族で医師を務め、毛利元就らの診察を行った曲直瀬道三

家の文書。道三の書写した医学書『小乗覚自養録』は能登畠山氏など戦国大名の書状類の紙背を用いて書かれている。他の曲直瀬家の伝来資料とともに現在、慶応大学三田メディアセンター所蔵。

○曼殊院文書（まんしゅいんもんじょ）

京都市の天台宗曼殊院に伝来した文書。歴代の曼殊院門跡が北野神社の別当職を明治維新まで務めたため北野神社との関係もみられる。

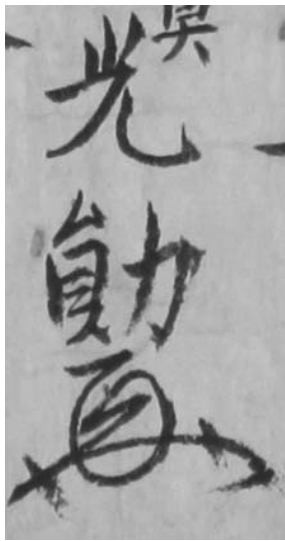
○八坂神社文書（やさかじんじやもんじょ）

京都市の八坂神社に伝来した文書。

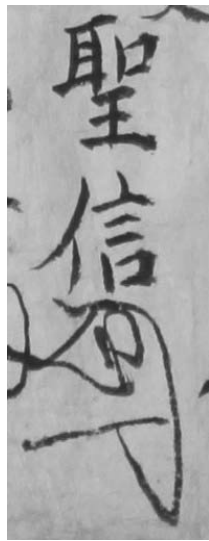
〔謝辞〕

本稿への掲載をご承認いただいた文書所蔵者や関係諸機関の皆さまに感謝申し上げます。

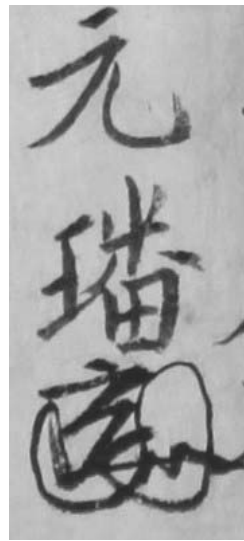
【花押一覽】



13 光勳



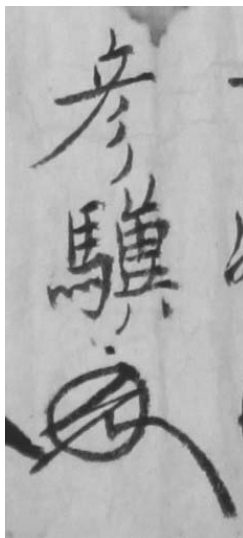
13 聖信



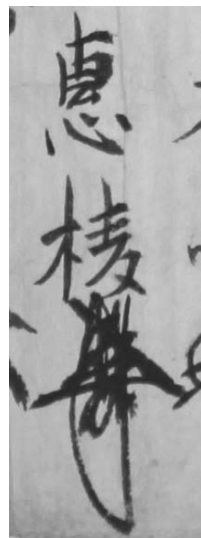
13 元璫



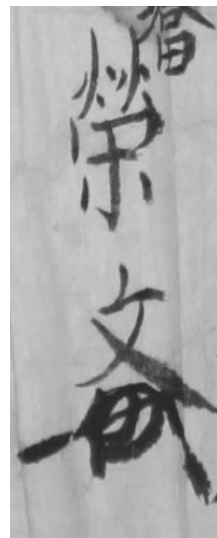
13 一源



13 彦驥



13 惠棟



13 榮文



59 豪円



64 吉川元春



68 毛利輝元

簸上鉄道の創立と松江 — 明治後期の出雲地域 —

沼本 龍

はじめに

二〇一七年（平成二九）に全通八〇周年を迎えたJR木次線（宍道〜備後落合間）の前身は、一九一六年（大正五）一〇月に、島根県八束郡宍道村から、雲南地域（出雲南部）の要衝である大原郡木次町までの二一・一kmを開通させた簸上鉄道株式会社である。同鉄道の創立の経緯に関して、かつて筆者は、稲田信・沼本龍著『簸上鉄道の開通と木次線』（以下では、前著と略記する）の第二章において、その概要を述べた¹⁾。

同社の創立に際しての「簸上鉄道敷設趣意書」²⁾（一九一四年）では、次に示したように、宍道〜木次間の沿線地域における、交通不便に伴う地域の停滞状況が指摘されている。

常ニ貨物、旅客ノ集散来往スルコト頻繁ナレトモ、多年交通運輸機関ノ設備ヲ欠クカ為メ奥部ニ於テハ概ネ人肩馬背ヲ仮リテ遠隔ノ地ニ運搬シ、市街地ニ於テハ人車荷車ヲ備フテ郡市ト接近シ、僅ニ需要供給ヲ充タスニ過キササル事情ニシテ、人文物質ハ之カ為メ開発遅々トシテ進マズ、自然ノ状勢トシテ時代ノ要求ニ順応スル能ハサル

島根県では、一九〇八年（明治四一）四月の米子（鳥取県）〜安来間の開通を皮切りに、官設鉄道である山陰線（現JR山陰本線）が、県西部に向けて順次延伸していった（同年一月、安来〜松江間開通）。一九一二年三月には、京都〜出雲今市（現出雲市駅）間の連絡が可能となるなど、明治後期

の出雲北部の諸都市（安来・松江・今市）は、鉄道の時代を迎えていた。簸上鉄道敷設は、近代的な交通インフラの整備が遅れていた雲南地域の総合的な振興策であったといえる。

ところが、簸上鉄道の創立時の株式の地域分布を示した表1を見ると、雲南地域の太田臺³⁾・仁多郡の株主人数・株数が突出する一方で、同鉄道沿線から遠く離れた松江市からの出資が多いことがわかる（全体の一八・一九％を出資）。この簸上鉄道事業に対する松江市からの出資の多さに関して、かつて筆者は前著において概要を説明した。すなわち、松江商業会議所書記長であり、簸上鉄道の支配人に就任する太田臺之丞⁴⁾によると、簸上鉄道は松江にとって、山陰線開通後における、安来・今市などの近隣都市の経済発展への対抗策であったとされる。

【表1】簸上鉄道株主・株式の地域分布（創立時、計60万円）

地区	株主		株式		
	人数 (単位：人)	比率	株数 (単位：株)	比率	
出雲地域	松江市	153	7.74%	2184	18.19%
	八束郡	64	3.23%	529	4.40%
	簸川郡	41	2.07%	1127	9.39%
	能義郡	25	1.26%	531	4.42%
	飯石郡	75	3.79%	621	5.17%
	大原郡	1193	60.37%	4525	37.70%
	仁多郡	407	20.59%	2233	18.60%
石見地域	3	0.15%	85	0.70%	
隠岐地域	1	0.05%	3	0.02%	
鳥取県	7	0.35%	27	0.22%	
山陰以外	7	0.35%	136	1.13%	
合計	1976	—	12001	—	

注1：本表は、絲原文書『第一回事業報告書、簸上鉄道株式会社』（1915年1月）の中にある、「株主名簿 大正三年十二月三十一日現在」をもとに作成した。

注2：「株主名簿」（印刷）には、鉛筆や万年筆などによって字句や数値の修正が各所に施されていたが、本表の集計にはそうした修正は反映させていない。

注3：「株主名簿」の数値を集計したところ、合計株数が12001株となり、1株の誤差が生じたが、本表では集計結果そのまま示した。

実は、この松江の地域経済団体である松江商業会議所（一八九四年設立）は、一九一四年発行の「沿革及事業」⁵³の中で、「簸上鉄道」を同会議所の事業の一つとして紹介するなど、同鉄道の創立に組織として積極的に取り組んでいた。また、簸上鉄道の創立事務所は、一九一四年三月に松江商業会議所内の一室に開設され、簸上鉄道の開通後も、一九一七年（大正六）九月まで本社事務所は松江市内にあった。簸上鉄道の創立から経営初期の段階における拠点は松江にあったのである⁵⁴。このように、実は簸上鉄道と松江には深い繋がりがあるが、こうした点はこれまで自治体史などでも明らかにされてこなかった⁵⁵。

本稿の目的は、第一に、この簸上鉄道事業と松江との関係と、その創立において松江が果たした役割を明らかにすることである。先述のように、簸上鉄道敷設の要因は雲南地域の事情だけではなかった。松江の人々の思惑や活動を通じて見ることで、同鉄道事業を雲南のみならず出雲地域全体の問題としてとらえることができる。

第二に、松江・大原・仁多の三地域で鉄道創立資金の七四・四九%を出資（表1参照）しているが、創立事業を通じた三地域の交流・連携の実態を明らかにする。松江商業会議所が簸上鉄道を実現するために連携したのは、前著で紹介した仁多倶楽部・大原倶楽部という、地域振興を図ることを目的として結成された郡内名望家の親睦団体である。

本稿の構成と概要であるが、第一章で、地域にとって簸上鉄道がいかなる事業であったかという点について、松江・雲南地域の双方の側から確認する。その背景にあったのは、本稿冒頭で触れた山陰線の開通や、雲南地域の産業問題といった、明治後期の出雲地域の変容である。

そして、そうした地域変容のさなか、明治末期の雲南地域では、山陰線か

ら南へ分岐する支線鉄道の実現を目指す動き各地で起こる。第二章では、それらの中の一つが簸上鉄道計画へと発展する過程を明らかにする。計画を進めるにあたり、大原・仁多両郡と並んで、松江（商業会議所）も重要な役割を担っていた。第三章では、簸上鉄道創立に向けた松江の人々の取り組みと、鉄道問題を通じた松江と大原・仁多両郡の地域交流の実態を明らかにする。ここでは、第一に、資金調達（株式募集）のために雲南の各地を巡った太田臺之丞の活動の実態に迫る。第二に、松江市内での株主と株式の募集の実態について述べる。

なお、本稿が分析対象とする時期であるが、出雲地域において簸上鉄道事業に繋がる地域振興の動きが現れる一九〇八年頃（後述）から、一九一四年（大正三）七月三十一日の簸上鉄道株式会社の創立（株主総会）までの期間とする。また、本稿で述べる「松江」および「松江市」の範囲であるが、一八九九年（明治二二）成立の松江市のことであり、その区域はおおよそ旧城下町地域である。

第一章 明治後期の出雲地域の変容

第一節 山陰線開通と出雲北部の諸都市

最初に、宍道（八束郡）〜木次（大原郡）間を結ぶ簸上鉄道が、松江・雲南地域の双方にとって、いかなる事業であったのかという点について、簸上鉄道創立事業に係わった当事者たちの認識や活動を手がかりに分析を行いたい。まずは、出雲北部の松江についてである。

本稿の冒頭で述べた松江商業会議所書記長の太田臺之丞は、一九一五年六月に「簸上鉄道影響」という『山陰新聞』記事（三回連載）において、簸上

鉄道が地域にもたらす様々な影響について述べている。太田はその中で、松江の経済にとって簸上鉄道がいかに重要であるかを指摘したが、それに関して、前著では同記事の要約のみを示すにとどまったので、まずはその関係部分を明らかにしたい。

松江の地域経済の現状に対して、太田には二つの懸念があった。その一つめは、次に示したように、山陰線の開通によって、地域と全国市場とが直結したことで起こった事態である。

従前は松江市は出雲国内の大問屋の観あり、安来今市等の物品を供給し其の地より更に各地に供給したるものなるが、院線開通の結果両地（安来・今市―引用者注）は、京阪地方より直接物貨の供給を受けて松江の手を経す為めに松江の商業上の勢力は甚だ縮少⁽⁴⁷⁾せられ、今や松江市は不景気に苦しめるにも拘はらず、今市の如きは益々膨張して塩冶村と接続せんとし不景氣の影響は殆んど受けざるの観ありたるが、故に松江市は其の商業上の地位を維持せんとせば勢ひ仁多飯石大原三郡に着眼せざる可らず⁽⁴⁸⁾

先に述べたように、一九一二年三月より、出雲今市駅から京都駅への鉄道による連絡が可能となっていた。太田によると、「院線」(＝山陰線、当時は鉄道院が官設鉄道を管轄)開通によって、関西の大都市圏から各地の駅へ直接物資がもたらされるようになり、「大問屋」松江を中心とする出雲地域の物流構造が一変したというのである。

この太田臺之丞(一八六八―一九四五)であるが、本稿で明らかにするように、簸上鉄道の創立をめぐって活躍する松江の人物の一人である。太田は松江出身で、東京専門学校中途退学後、一八九〇年に『山陰新聞』記者となり、のちに編集長・主筆に累進する。松江商業会議所書記長には一八九七年

に就任し、その後、数度の退職・就任を繰り返すものの、前後二六年間在任した(書記長一八九七年一〇月―一九一三年一〇月、書記長嘱託一九一四年四月―一九一五年二月、書記長一九一八年一月―一九二六年五月)。そして、山陰新聞社退社後は、山本銀行松江支店長、簸上鉄道創立事務長、同支配人、山陰モーター商会社長などを務めた。このほか太田は、松江図書館長を務めたり、小泉八雲顕彰の八雲会の創設に関わるなど、文化事業にも尽力した人物であった。また、太田は一九一七年(大正七)の米価高騰の際には、ラングーン米の買い付けに成功し、松江での米騒動を防いだと評されている⁽⁴⁹⁾。

さて、山陰線は出雲地域への物資の移入のみならず、移出の状況をも変化させた。次の記述に見られるように、太田の懸念の二つめは、各都市に駅が開設されたことにより、雲南地域からの物資の集散地として、近隣都市の中で、とりわけ安来が台頭してきたという点である。

今三郡(大原・仁多・飯石―引用者注)の生産物を見るに米穀木材木炭鉄三極楮果物其他にして、就中木材は殆んど無尽蔵とも称すべく、米木材木炭の三大生産物集散の中心地は松江市に非ずして能義郡安来町にあり、木材の如きは松江市は安来町より逆移入すると云ふ状況にあり、現在に於て然り況んや鉄道開通して奥部との交通便利を加へし暁には、松江市は自衛策として大に此の奥部の鉄道を利用するに努力せざれば、必ずや安来今市等の乗ずる所となるべし⁽⁵⁰⁾

以上、「簸上鉄道影響」を見てきたが、山陰線の開通によって、同線沿線都市間の経済競争が激化したのである。いわば、交通の近代化に伴う地域の変容である。こうした事態に際して、松江の人々の簸上鉄道事業に込めたねらいは、雲南の大原・仁多・飯石郡を松江の経済圏に取り込むことであっ

た。太田の言葉にあるように、簸上鉄道事業はまさに松江の「自衛策」であった。

それでは、太田は何故こうした認識を表明するに至ったのであろうか。その手がかりを得るため、『島根県統計書』を用いて、松江・安来・今市の三都市の人口の推移と、鉄道貨物の移出入の状況を確認してみたい。

表2は、一九〇八年から一九一七年にかけての、松江市・安来町（能義郡）・今市町（簸川郡）の三都市の現住人口と戸数の推移を比較したものである。同表からは、全体として松江が出雲地域の中で圧倒的な人口規模を誇っていることがわかる。また、年ごとの推移としては、松江・今市の現住人口・戸数ともに緩やかではあるが増加している。安来は現住人口が微増傾向にあるが、戸数はほぼ横ばい（今市も同様の傾向）である。

次に、それらを踏まえて、三都市の各駅の一年間の「貨物」の移出入量の推移を見てみよう。表3は一九〇九年（山陰線開通翌年）から一〇年間の状況である。全体的に見て、年ごとの波はあるものの、三駅の貨物取扱量は増加傾向にある。それは、「賃金・貨物」（移出入両方の取扱貨物を金額に換算したものと思われる）の数値を見ても同様である。

表3の移入貨物量を見ると、全体を通じて松江駅が優位に立つが、年によっては安来駅と拮抗している。出雲今市駅（現JR出雲市駅）も増加傾向にあるが、年ごとに波がある。三駅の移入貨物の増加は、三都市のみならずその周辺地域の需要を賄っているの言うまでもない。

一方、移出貨物量を見ると、安来は現住人口でおよそ六〜七倍ある松江に對して一九一一年（明治四四）以降肩を並べるようになり、同年と一九一四（一九一六年度）においては松江を上回っていることが目を引く。同様に、人口規模からすると、出雲今市の移出貨物量も少なくはなく、松江を凌いでい

【表2】松江市・安来町・今市町の現住人口と戸数の推移（1908年12月～1917年12月）

	松江市		安来町（能義郡）		今市町（簸川郡）	
	現住人口 （単位：人）	戸数 （単位：戸）	現住人口 （単位：人）	戸数 （単位：戸）	現住人口 （単位：人）	戸数 （単位：戸）
1908年(明治41)12月31日現在	35943	8333	5393	1224	6264	1570
1909年(明治42)12月31日現在	36421	8318	5549	1242	6227	1469
1910年(明治43)12月31日現在	37087	8377	5621	1258	6605	1482
1911年(明治44)12月31日現在	37434	8492	5587	1266	6596	1439
1912年(大正元)12月31日現在	37924	8506	5719	1304	6657	1465
1913年(大正2)12月31日現在	38141	8596	5637	1305	6687	1415
1914年(大正3)12月31日現在	39241	8657	5573	1265	6759	1510
1915年(大正4)12月31日現在	40344	8802	5623	1284	7064	1523
1916年(大正5)12月31日現在	39595	8814	5693	1292	7181	1553
1917年(大正6)12月31日現在	40404	8897	5593	1262	7245	1561

注：各年『島根県統計書』をもとに作成。

【表3】松江駅・安来駅・出雲今市駅の取扱貨物量の推移（1909年～1918年度）

	松江駅(1908年11月開設)			安来駅(1908年4月開設)			出雲今市駅(1910年10月開設)		
	出 （単位：トン）	入 （単位：トン）	賃金・貨物 （単位：円）	出 （単位：トン）	入 （単位：トン）	賃金・貨物 （単位：円）	出 （単位：トン）	入 （単位：トン）	賃金・貨物 （単位：円）
1909年(明治42)	2621	8416	9640	1518	2184	2325	—	—	—
1910年(明治43)	3954	4522	13214	1511	4849	2787	2644	1755	6664
1911年(明治44)	6981	4373	18630	6392	6395	16879	7634	8219	19591
1912年(明治45・大正元)	11098	13053	32662	9177	4737	24003	8376	18626	21367
1913(大正2)年度	11758	13396	37367	10684	6868	33435	7743	9494	21666
1914(大正3)年度	10693	13451	32189	14550	11791	40434	15934	10642	27577
1915(大正4)年度	12079	12279	42515	13287	11356	39826	9899	7060	25124
1916(大正5)年度	15524	14762	55626	17630	9788	51620	12239	7946	33129
1917(大正6)年度	22615	22403	73959	19510	12447	53634	19307	15597	58273
1918(大正7)年度	28509	27220	85554	24252	20201	67202	21121	21626	62337

注1：各年『島根県統計書』（表「鉄道旅客荷物及賃金」）をもとに作成。
 注2：途中から年度ごとの数値に切り替わるが、『島根県統計書』の表記に則したものである。
 注3：各駅「小手荷物」（移出のみ、単位：斤）の項目は、本表では省略している。

る年もある。このように、山陰線開通後一〇年間の鉄道輸送の動向を見ると、出雲地域における物資集散地としての松江の地位は、安来・今市の台頭によって脅かされていたといえる。

それでは、山陰線開通後の出雲の地域経済で存在感を増す安来の状況とはいかなるものであったのか。次に紹介する一九一二年三月の『山陰新聞』の記事に見られるように、安来(駅)の移出を支えていたのは米と木炭であった⁽⁹⁾。

山陰線鉄道の全通は予想以上の地方産業発展を促して益々盛況を呈せんとする趨勢なるが、茲に能義郡木炭の如きは非常の人氣を以て迎ひられ、今や安来に於ける輸出貨物中米に次て第二位を占るに至れり、曩きに開通前広瀬木炭会社は販路の拡張を計らんとすため社員を上阪せしめ從來の得意先以外阪地有数の木炭問屋に売込の商談終りしより、仁多郡簸川郡日野郡に亘りて其買付に奔走しつゝありしが、其後大阪某商店主人は商況仕入元視察のため安来に來り、滞在数日間調査を遂げ多数買取の商約を整ひて帰阪せるをもつて、今や全く安来は雲伯木炭の集散主要地たるに至れり

『山陰新聞』記事によると、木炭流通をめぐっては、能義郡の商工業者による鉄道開通前からの取り組みがあり、同郡内にとどまらず、南部に隣接する仁多郡や鳥取県日野郡などへも「買付に奔走」する様子が記されている。

こうした雲南地域産の木炭をめぐる能義郡の人々の動向については、仁多郡奥出雲町役場文書の中に、興味深い史料が存在する。仁多郡役所が一九〇九年の初頭と思われる時期に、林業技手の有田保次郎を能義郡と大阪市に派遣し、木炭の製造と流通に関する視察調査を行っており、その視察の状況が「安来及大坂地方ニ於ケル木炭状況視察復命書⁽¹⁰⁾」(同年六月二四日提出)に

まとめられている。以下は、能義郡の安来・広瀬を視察して情報収集した際の記述である。

広瀬及安来ハ能義仁多両郡木炭輸出ノ咽喉ヲ扼スルヲ以テ、之ヲ利用シ利益ヲ得ンガ為メ、我仁多郡ヨリモ直接他地方へ輸出セラレンコトヲ杞憂スルモノノ如ク、我仁多郡木炭改良ノ方針ヲ聞カント尋問スルモノ多ク、然レトモ郡事業ノ如キ多額ノ産出アル場合、之ヲ一手ニ引受ク□□施設アルニ非ズ、頗リニ両郡合同ノ会社組織ヲ有利ナリト唱ヘ居リタリ、山本安来町長、但見政ノ如キモ等シク同説ヲ繰返シ居リタリ

「復命書」の記述からは、能義郡の人々が木炭産地の仁多郡の動向(「方針」)を注視する様子がうかがえる。実は、このあと述べるように、この頃仁多郡では、郡産木炭の家庭燃料用への品質改良が、地域経済上の大きな課題となっていた。また、仁多郡産の木炭の流通をめぐって、両郡合同事業を提案するなど、仁多郡を能義郡の商圏に取り込もうとする能義郡の人々の意向が見て取れる⁽¹¹⁾。こうした能義郡の人々の動きは、松江にとって、地域の変容に即応した積極的な動きとして映ったのであろう。太田臺之丞は、簸上鉄道事業は松江にとっての「自衛策」と述べたが、それは決して大げさな表現ではなく、以上のような能義郡の状況に対する危機感から発せられた言葉であったと思われる。

第二節 鈔製鉄業に代わる産業の創出と仁多倶楽部

地域にとつての簸上鉄道事業という点について、次は雲南地域の側を見ていくこととする。前著で紹介した仁多倶楽部は、何故、同鉄道の実現を目指したのであろうか。まずは、簸上鉄道の性格を確認した上で、同倶楽部の結成要因からその点を分析する。

本稿の冒頭で、交通不便がもたらす雲南地域の停滞状況について指摘したが、同鉄道敷設による地域振興の中で、特に力点が置かれたのは産業開発（地域資源の活用）であった。前掲「簸上鉄道敷設趣意書」は、大原・仁多・飯石三郡の地域経済の現状について、「出雲国ノ宝庫ト目セラレ、地味膏沃、五穀豊穰ニシテ、古来有名ナル鉄鋼、工産及原料饒多ナルカ上ニ、百年ノ斧鉞ノ容ラサル大森林一帯鬱葱トシテ陰陽分水嶺ニ跨ルノミナラス、牧畜ノ熾盛ニシテ良種ニ富ミ八川牛デボン牛及仁多馬ノ声価ヲ博シツ、アルハ既ニ全国ニ冠タリ、其他薪炭石材三極、楮等無尽蔵ト称セラルレトモ、鉅万ノ富源ハ徒ニ死蔵セラレ」と説明している。

また、開通後の簸上鉄道によって沿線地域から移出した「主要貨物」の実態はというと、主に木材・鉄・玄米・木炭であった⁹⁰。このうち、木材の中では鉄道用の枕木が多かったとされる⁹¹。そして、石油・ガスなどの化学燃料が一般に普及する以前、国鉄木次線の「木炭列車」は大都市圏の燃料需要を支え、雲南地域の開発を促進させた⁹²。このように、簸上鉄道・木次線は、雲南地域の産業を支えた鉄道であったといえる。

仁多郡において簸上鉄道事業の推進に大きな役割を果たした仁多倶楽部の結成は、一九〇八年（明治四一）一二月である。その結成のきっかけは、近世以来の地域の主要産業である鉦製鉄業の衰退が、仁多郡長と郡内名望家の間で大きな議論となっていたことであった。

まず、『山陰新聞』記事をもとに、仁多倶楽部の結成時の様子を述べておきたい。一九〇八年暮れ、仁多郡長・藤田幸年は、仁多郡での製鉄業の衰退状況に関して、「絲原多額、櫻井三郎右衛門氏を首めとし、各村より村長及び頭分を召集し、先づ以て意志の疎通を策り、一、二の問題を提供して将来失業者の救済をも相談し、追ては仁多倶楽部を組織して郡事機関とせん覚

悟」であったとされる⁹³。二月六日、藤田郡長の「招集」に応じて、「郡内重立たる有力者四十余名」が三成村（小学校）に集結した。そして、絲原武太郎（第一二代、八川村、当時は貴族院多額納税議員）によって「郡内有志者の社交倶楽部」の結成が提案された。ただちに規約が定められ、役員として絲原が部長に、櫻井三郎右衛門（第一一代・直養、阿井村）が副部長に選ばれた（藤田郡長は顧問に選出された）。ここに、県内屈指の鉄山経営者で大山林地主でもある二名を頂点とする、仁多倶楽部が結成された⁹⁴。

雲南地域の鉦製鉄業は近代以降、日清・日露などの一時的な戦争需要に支えられつつも、洋鉄の輸入や八幡製鉄所の開業などに圧迫され、衰退の一途を辿っていた⁹⁵。仁多倶楽部が結成された頃は、日露戦争後の反動もあってか、同業の落ち込みは特に激しかったようである。同倶楽部結成を報じた『山陰新聞』記事では、「仁多郡は古来農業の外特製鉄業盛にして、一般農民は上下共其利澤に浴し経済上得る所少からず、実に鉄鋼輸出総価額は諸物産の輸出総額と比して遜色なかりしが、現時は殆と不振の極点に達し、為めに郡経済上の打撃は甚大」と説明されている⁹⁶。

鉦製鉄業は、砂鉄の採集、製鉄用木炭の製造、およびそれらの運搬などの広範な労働力を必要とし、地域住民の生活を支える重要な産業であった。『仁多郡亀高村農事調査報告書』（一九〇九年九月発行）は、当時の鉦製鉄業の動向について、「明治四十年末より四十一年の初め」に「頓に消沈」し、その結果「各地の鉦は悉く閉鎖するに至」り、「本村民の収入に多大の影響」を及ぼしたと記している。また、別の『山陰新聞』記事も、一九〇九年七月頃の仁多郡の「鉄業」の状況について、鉦と鍛冶場が大幅に減少したため「郡有志家は之に代るべき事業を計画□一般細民□職業を給せばやと頗る苦心工夫中なり」と報じている⁹⁷。雲南地域に広大な山林を所有し、製鉄業に

関連する多くの労働者を抱えていた仁多郡の鉄山経営者の両家の当主が、仁多倶楽部の結成に積極的であったのは、こうした事情からである。

仁多倶楽部の目的は、「部員相互ノ親睦ヲ厚ウシ、兼テ郡内産業ノ改進黨ノ代表的な移出物産の一つである木炭をめぐって、仁多倶楽部では、結成時の会合で、藤田郡長が「鉄業に代はるべき殖産興利の要件を提出し縷々数千言の演説」を行ったほか、「大に木炭の改良をなし、盛に郡外に輸出を図ること」を協議した³⁰⁾。仁多倶楽部は、鉦製鉄業に代わる地域産業を創出するため、郡内で大量に生産される製鉄用木炭を、家庭用燃料としての木炭（一般用木炭）に品質改良し、郡外の市場へ移出していくことを目指したのである。仁多倶楽部はのちに簸上鉄道創立事業を積極的に進めるが、それは地域物産の輸送手段の確立という、同倶楽部が目指す「郡内産業の改新」として極めて重要な事業であったからである。また、仁多郡役所による木炭改良の動きは明治末期からであり、仁多倶楽部の結成翌年の一九〇九年に策定された殖産十年計画が、その始まりであったとされる³¹⁾。こうした地域資源の活用をめぐる、仁多倶楽部や仁多郡役所による地域振興の活動が、のちの簸上鉄道創立事業に繋がっていった。

なお、初代仁多倶楽部長の絲原武太郎（第二二代）は、日清戦争後の一八九三〜一八九八年頃、仁多郡を經由して松江と広島を結ぶ両山鉄道（↓大社両山鉄道）計画に関わり、陰陽連絡鉄道の実現に向けて尽力した経歴をもつ³²⁾。そして、絲原家文書によると、絲原は、貴族院議員在職中であった一九一一年二月に、宍道〜横田（仁多郡）間の電気鉄道敷設に向けた調査を独自に行っている³³⁾。ところが、絲原はこの調査の直後の同年三月に東京で没した（享年五九歳）。その後、家督を相続した息子の絲原武太郎（第一三

代³⁴⁾は、父のそうした遺志を受け継ぎ、仁多倶楽部の中心人物として地域課題に取り組む中で、やがて簸上鉄道の社長に就任する。

さて、仁多倶楽部に集結した郡内名望家の実態であるが、先に引用した新聞によると、藤田郡長は仁多倶楽部結成に際し、「絲原多額、櫻井三郎右衛門氏を首めとし、各村より村長及び頭分」らを「招集」したとされる。すなわち、絲原・櫻井ら貴族院多額納税議員の互選資格をもつトップクラスの名望家から、県議・郡議クラス、村長クラスまでの郡内の様々な名望家層を糾合した団体であった。彼等の多くは、地主や商工業者として地元で経済基盤をもつ資産家であり、地域の様々な公職に就くなどして活躍する存在であった。いわゆる有力者、名士と呼ばれる人々である。のちに述べるように、松江商業会議所が大原郡での鉄道敷設を進めるにあたって連携していくのが、この仁多倶楽部と大原倶楽部（一九一三年七月結成、後述）であった。以上のように、松江商業会議所と仁多倶楽部の認識と活動を見てきたが、松江にとって簸上鉄道事業とは、山陰線の開通という交通の近代化に伴う地域の物流構造の変化への対応策であった。一方、雲南地域の側においては、鉦製鉄業が衰退する中で地域資源を活用した産業振興が課題となっており、そのために交通インフラの整備の必要性が高まっていたのである。

第二章 雲南地域への支線鉄道建設問題

第一節 官設鉄道誘致の取り組み

（一）帝国議会への請願書提出

簸上鉄道のような、山陰線から南に分岐する支線鉄道の建設を求める動きは、明治末期に官設鉄道誘致運動として、雲南地域の各地で一斉に盛り上が

りを見せる。

表4はそれらを一覧にしたものである。安来～広瀬間の路線を除く各路線の関係者は、一九一二年二月二七日開会の第三〇議会（翌年三月二六日閉会）に対して、官設軽便鉄道敷設を求める請願書を提出した。こうした動きが盛り上がる直接的な契機は、表4にも記したが、一九一一年・一九一二年に、鉄道行政を管轄する鉄道院が、技師・磯貝国吉らを派遣するなどして、山陰線から分岐する支線鉄道建設に向けた調査を各地で行ったことである。

また、それらの請願書の文面を見ると、鉄道（山陰線）から取り残されてしまった雲南地域の人々の地域格差認識を知ることができる。それは、例えば、「(能義郡) 井尻ハ輸送交通ノ要路ニ当リ商業ノ繁盛ナルコト伯太川筋中ニ於テ安来港ニ次ク、然ルニ右ノ地方ハ交通機関不完全ナルカ為、殖産興業ノ発達著ク沮害セラルル」(表4・②)であるとか、「宍道駅ヨリ分岐シテ大原郡木次町・大東町ニ達スル線路ハ、雲備ノ中枢・要衝ニ当リ貨客ノ集散頻繁ナルノミナラス、鬱蒼タル森林、穰々タル米麦殆ト無尽蔵ニシテ古来宝庫ト称セラルルニモ拘ラス、交通機関ノ設備ヲ欠ク為、文明ノ恵沢ニ浴スルト遅ク、殖産興業ノ大計ヲ実現スルコト能ハス」(表4・④、岡崎運兵衛ほか提出)といったものである。

さて、表4の請願書は全て第三〇議会で採択されたものの、早期着工には至らなかった。一九一三年二月二〇日に成立した第一次山本権兵衛内閣は、このとき、前の第三次桂内閣から引き継いだ行財政整理の課題遂行のため、積極的な鉄道事業は展開できない状態だったとされる⁸⁶⁾。

こうして、明治末年の雲南地域における官設鉄道誘致の動きは停滞せざるを得なかったが、一九一三年夏以降、一九一〇年四月二一日公布の軽便鉄道法（法律第五七号）に基づいて、鉄道会社を設立することで実現を目指すよ

【表4】明治末期の雲南地域における山陰線・支線鉄道誘致の動き

	路 線	鉄道院による調査	請 願 書	提 出 者
①	能義郡安来～母里間	1912年5月下旬～6月頃 〔『松陽新報』1912年6月18日〕	安来母里間軽便鉄道速成ノ請願 (衆議院1913年3月11日採択)	能義郡赤屋村・蔵光善一郎ほか 303名 (紹介議員：恒松隆慶)
②	能義郡安来～母里～井尻間	1912年7月24日頃（井尻村内、技師・磯貝国吉） 〔『山陰新聞』1912年7月27日〕	安来井尻間軽便鉄道敷設速成ノ請願 (衆議院1913年3月11日採択)	能義郡井尻村・岩佐専五郎ほか 700名 (紹介議員：福岡世徳ほか1名)
③	能義郡安来～広瀬間	1912年5月下旬～6月頃 〔『松陽新報』1912年6月18日〕	(提出せず) 安来～広瀬間は「現に政府の鉄道網中に決定したり」、同線は「既定線に属するを以て、今更狼狽するに及ばず」という、貴族院議員の松平直平（旧広瀬藩主・松平直巳の養子）の説論により、請願書を作成・提出しなかったとされる。 〔『松陽新報』1913年3月15日「軽鉄期成同盟会」〕	
④	八東郡宍道～大原郡木次間、 八東郡宍道～大原郡大東間	1911年8月頃、鉄道院米子出張所が、宍道～里熊橋（大原郡斐伊村、飯石郡界）間における貨物の実態を調査（『松陽新報』1911年8月7日）。 1912年11月、技師・磯貝国吉 〔『松陽新報』1912年11月6日・15日〕。	宍道木次大東間軽便鉄道速成ノ請願 (衆議院1913年3月22日採択) 宍道、木次大東間軽便鉄道速成ノ件 (貴族院1913年3月15日採択)	松江市堅町・岡崎運兵衛ほか128名 (紹介議員：小川蔵次郎ほか2名) 八東郡宍道村長・持田虎太郎ほか129名
⑤	簸川郡今市～飯石郡～広島県 三次・福山間	1912年7月下旬頃(堀内技師ほか) 〔『松陽新報』1912年8月2日〕	福山今市間軽便鉄道速成ノ請願 (衆議院1913年3月11日採択)	飯石郡吉田村・田部長右衛門ほか 1760名 (紹介議員：恒松隆慶ほか2名)

注：『帝国議会貴族院議事速記録』29（東京大学出版会、1981年）、『帝国議会衆議院議事速記録』27（東京大学出版会、1981年）をもとに作成。

うになるのが、のちに簸上鉄道へと発展する表4・④の路線であった。

同法には、許認可手続きを簡略化し、設計上の制限も緩和するなどして、地域の民間資本が鉄道に投資しやすい環境を創り出し、鉄道国有化（一九〇六年）後の地方交通の発展を促すねらいがあった⁵⁰。先に述べた一九一一年における糸原武太郎（第二代）の鉄道構想は、同法を前提として練られたものと思われる。さらに、一九一一年三月二三日公布の軽便鉄道補助法（法律第一七号）により、軌間七六二ミリ以上の軽便鉄道を対象に、建設費の五%の利益が設立から五年間保証されることになった。

（2）松江商業会議所の鉄道問題への関与

松江商業会議所が、山陰線から大原郡に至る支線鉄道計画（表4・④）に係わりをもつようになったのは、一九一二年（明治四五、大正元）からである。当時の状況について、「簸上鉄道創立経過」（『松陽新報』一九一四年八月二日⁵¹）は、次のように説明している。

（一九一二年―引用者注） 晩秋、鉄道院は技師を簡派し達観測量を為さしめたり、是に於て松江商業会議所は県当局者と協議を重ね、三郡（大原・仁多・飯石―引用者注）の開発を促致し都市と経済的連絡を期せん為め、数回書記長を派遣し有力家と協商する所ありし

この史料によると、松江商業会議所による大原郡での鉄道問題への関与は、島根県庁との折衝から始まったとされる。また、島根県知事・高岡直吉（鹿足郡津和野町出身、任期一九一一年三月―一九一四年四月）が、簸上鉄道計画を積極的に後押ししていたことは、前著で指摘した。高岡が鹿兒島県知事に転任する際の商業会議所による感謝状を見ると、簸上鉄道創立をめぐって、高岡知事は「仁多大原飯石三郡の交通杜塞に囚れて文物開発せざる

を憂ひ、市と連絡して実業の振興を促致せん為め本会議所の結束活動に待ち、爾来周到の考慮を擬され」たと評されている⁵²。まずは、この段階で商業会議所は、島根県庁と沿線地域との橋渡し役を期待されたようである。

そして、雲南地域の「有力家と協商」した「書記長」とは、第一章で述べた太田臺之丞である。鉄道敷設に向けた取り組みが請願書の提出へと具体化する中で、彼の活動は活発化する。以下は、『松陽新報』（一九一四年七月一八日「商業会議所の事業（一）」）の記述である。

簸上鉄道事業に関し、本所は大正元年二月、今市宍線援助の態度に就き会議を開き、書記長を仁多大原両郡に出張意向を聴取せしめたる上極力援助する事に決し、爾後本所に於て貴衆両院議長及鉄道院総裁へ官設の請願書其他の事務を処理し、書記長を米子運輸事務所（鉄道院米子出張所―引用者注）其他に再三出張せしめた

第三〇議会に対する請願の動きについては、前掲の表4で確認した。商業会議所においては、当初「今市宍線」、すなわち表4の④・⑤両方の路線を支援することが検討されていたようである⁵³。鉄道敷設に向けた議論を具体化させる過程で、松江・大原・仁多の三地域の連携が進んでいくが、その中で、松江（商業会議所）が請願書の作成や関係機関への訪問を引き受けるなど、鉄道敷設運動に積極的に係わっていく様子が、記述からはうかがえる。

第二節 私設軽便鉄道計画の始動

（1）大原倶楽部の結成

さて、前掲「簸上鉄道創立経過」は、前述の請願書（一九一三年三月）提出後の経過について、「政府は国家財政上到底官設することの不可能を明示

せられたるを以て、仁多大原両倶楽部及商業會議所は屢次會議を開き、其目的を貫徹する為め私設の計画を擬せり」と説明している。

官設鉄道誘致に向けた動きが頓挫し、鉄道敷設運動が修正を迫られた段階で登場するのが、前著において紹介した大原倶楽部である。一九一三年七月五日、大原郡會議事所（大東町）において、郡内名望家有志によって大原倶楽部の発会式が催された⁸⁰。大原倶楽部は、木村吉郎（会頭、大東町）・藤井朝一郎（副会頭、日登村）という同郡を代表する名望家の二人を頂点とし、「各町村大地主、有力者、町村長を以て組織せる、会員百余名⁸¹」と報じられるように、仁多倶楽部と同様、郡内名望家層を糾合した団体であった。

大原倶楽部の目的は「郡民の親善に努め、郡内諸般事業進歩発達を図る」（大原倶楽部会則）第一条）ことであった。前著で述べたように、大原倶楽部は大原郡での簸上鉄道事業の推進を担っていくが、次の新聞記事に見られるように、発会式のあと即座に鉄道に関する協議を行った。

夫れより倶楽部の事業に属する交通調査報告会を開き、木村氏は個人として東京に於ける軽鉄取調事項を報告し、次で交通調査囑托を受けたる太田臺之丞氏は、其経過及び中雲に於ける生産発展と人文開発の関係、斯業企画の順序等を演説し、協議に移り、各自意見を交換し審考熟慮の末、速に敷設申請の公的手続を為すべく、先づ仁多郡に交渉し其同意を得、更に飯石郡に折衝することを幹部に一任するに決し⁸²。

既に「倶楽部の事業」に「交通調査報告会」が含まれており、彼等が第一に取り組もうとした「郡内諸般事業」とは、鉄道敷設であった。先に述べたように、官設での支線鉄道建設を目指す取り組みは、政府の財政方針の影響により停滞を余儀なくされた。そこで、宍道を起点とする路線（表4・④）においては、私設軽便鉄道としての実現を目指して方針転換するが、新聞記

事から確認できるその最初の動きは、この大原倶楽部の決議であった。

さて、七月五日の大原倶楽部会に関する前掲の新聞記事では、敷設認可手続きに向けて「先づ仁多郡に交渉」とあるが、その交渉先は仁多倶楽部であった。「軽鉄問題に就き、郡の輿論を確定せん為め」に開かれた七月二九日の仁多倶楽部臨時總會⁸³は、前記の大原倶楽部の決定と提案を受け、以下のような内容を決議した。

宍道木次間軽便鉄道は近き将来に於て官設の望みなきものゝ如し、依て大原倶楽部会に於ては、私設会社を起して之れが速成を期するの議を決し当倶楽部に交渉し来れり、我々も亦た同感なるが故に其交渉に応ずることとす

このように、沿線地域では、大原・仁多両倶楽部が私設軽便鉄道の実現に向けて連携を強め、翌年以降、会社創立に向けた動きが本格化する。

(2) 「交通調査囑托」太田臺之丞の活動

以上のようにして、簸上鉄道創立に向けた動きが始まるが、先に示した新聞記事に見られるように、松江商業會議所の太田臺之丞は、「交通調査囑托」として大原倶楽部の発会式に出席し講演を行っている。さらに、七月二九日の仁多倶楽部会においても太田は「交通調査の囑托」として出席し、「鉄道院実測以後の交渉、帝國議會の請願、千葉県宮の状況、ケーブル架設の計画等を二時半⁸⁴に亘り講述」していた。この七月二九日の太田の講演の内容からは、鉄道の形態・規模・運営主体の方式をめぐって、三地域の関係者たちが様々な可能性を模索していたことがうかがえる。

まず、「千葉県宮の状況」とは、千葉県宮鉄道のことであり、一九一一年に、野田線（軌間一〇六七ミリ）・多古線（軌間六一〇ミリ）が開業してい

た。同県宮鉄道では、建設に際して県債（地元が引き受ける）を発行し、その償還には鉄道収益金が充てられた。さらに、多古線に関しては、レールや機関車に至るまで、千葉町に設置された鉄道連隊の資材を借用し、その建設も鉄道連隊が行うという、極めて画期的なものであった⁸⁰。

また「ケーブル架設」とは、空中ケーブル（ロープウェー、鋼索、鉄索）のことである（軌道から離れて運転できない点で、広い意味での鉄道に含まれる⁸¹）。実は、先述の請願書が採択された一九一三年三月に、大原・仁多「両郡地方有志」による、木次〜三成（仁多郡）間の「鉄索運搬」計画が『松陽新報』で報じられている⁸²。この大原・仁多両郡間の「鉄索」では、動力には電力（水力発電）を用いて、玄米や木材などの運搬に用いる計画であったとされる。

太田は請願書の提出後、「東京及び千葉県に赴きて調査を遂げた⁸³」とされるが、これは大原・仁多両郡有志者の要請に基づく「交通調査嘱託」としての活動であったと思われる。以上のように、松江商業会議所は、簸上鉄道事業開始前の段階から大原郡での鉄道計画をめぐって、鉄道の形態・規模・運営方式に関する調査や議論に係わるなど、大原・仁多両郡有志者（両倶楽部）と並んで重要な役割を果たしていた。

第三章 簸上鉄道創立事業の展開

第三章では、一九一四年七月三十一日の簸上鉄道株式会社の創立に至るまでの期間について、創立事務長に就任した太田臺之丞の活動に迫ることで、会社創立に際して松江商業会議所の果たした役割を明らかにする。続いて、松江市内における簸上鉄道の株主の実態に迫ることとする。

第一節 創立事務長・太田臺之丞の活動

(1) 雲南出張と鉄道講演会

その後、簸上鉄道計画をめぐっては、前述の軽便鉄道法に基き、一九一三年一月一七日付で、軽便鉄道敷設免許の申請書が政府に提出された。申請時の会社名は「簸上軽便鉄道」であり、資本金は五〇万円であった。そして、線路のルートは先年の請願書と同様の、①六道〜加茂〜幡屋〜木次間の「幹線」、②幡屋〜大東間の「支線」から構成される、漢字の「人」をかたどったようなものであった。また、軌間は官設鉄道と同じ三フィート六インチ（一〇六七ミリ）であり、山陰線との列車の相互乗り入れが可能であった⁸⁴。

軽便鉄道敷設免許の申請に対しては、翌年一月三十一日付で政府より敷設の「免許状」が下付された（前掲『簸上鉄道敷設趣意書』）。それに先立つ一月二二日には、高岡知事の招集により発起人が島根県庁（松江）に集結し、常務委員（一五名）が選出され、絲原武太郎（第一三代）が創立委員長に就任するなど、会社創立に向けた事務が本格化する（表5参照）。

こうした中、太田臺之丞は発起人の一人に名を連ね、三月の簸上鉄道創立事務所の開設の前後と推定される時期に、創立事務長に就任した。本節では、この創立事務長・太田の活動の分析を通じて、簸上鉄道の創立において松江の果たした役割を明らかにする。

表5は、太田の動きについて、新聞等を用いて明らかにした年表である（表には同鉄道創立に関する主要な出来事も盛り込んでいる）。それを見ると、創立事務所の開設から、六月三〇日の一般株主（発起人以外の株主）募集締切までの期間、太田は雲南地域へ何度も出張している。そして、簸上鉄道事業に対する沿線住民の理解や協力を得るために、各地で数多くの講演を

【表5】太田臺之丞の雲南地域への出張と講演活動

年月日	出張先	太田臺之丞の講演内容	史料・備考
1912年	11月 (鉄道院技師・磯貝国吉による測量調査、宍道～木次間、宍道～大東間)		表4 参照
	12月 仁多郡・大原郡 (『(太田)書記長を仁多大原両郡に出張、意向を聴取』)		『松陽新報』1914年7月18日
	12月16日 (松江商業会議所、「鉄道に関する件」協議)		『松江商工彙報』第13号
1913年	1月15日 (松江商業会議所、「宍道線軽便鉄道請願に関する件」協議)		『松江商工彙報』第13号
	1月17日 (松江商業会議所、「宍道線軽便鉄道請願に関する件」再協議)		『松江商工彙報』第13号
	3月 (貴族院・衆議院において官設軽便鉄道敷設請願書が採択される)		表4 参照
	7月5日 大原郡大東町・大原郡会議事所 (大原倶楽部発会式)	軽便鉄道敷設に関する「調査報告」(木村吉郎と)	『松陽新報』1913年7月8日、 『山陰新聞』1913年7月9日
	7月29日 仁多郡公会堂 (仁多倶楽部臨時総会)	「交通調査に関する」経過及び中雲に於ける生産発展と人文開発の関係、斯業企画の順序等	このほか、太田は大原倶楽部提出の「敷設請願書提出の事」に対する質問に回答(『山陰新聞』1913年8月2日)。
	11月3日 (大原倶楽部役員会 ―「籓上軽便鉄道布設申請の件」について協議)	「交通政策上より観たる仁多郡」	『松陽新報』1913年11月6日
	12月17日 (籓上軽便鉄道の敷設申請書提出 ―同日付、島根県庁経由、政府宛)	「統計及び鉄道院実測以後の交渉、帝国議会の請願、千葉県営の状況、ケーブル架設の計画等」	『鉄道省文書 籓上鉄道』
1914年	1月22日 (籓上軽便鉄道発起人、島根県庁に集結し15名の常務委員を選挙)		『松陽新報』1914年1月11日、 同8月2日
	1月31日 (籓上軽便鉄道に敷設の免許状・命令書下付 ―同日付、内閣総理大臣より)		『鉄道省文書 籓上鉄道』
	2月14日 (松江での創立常務委員会 ―創立事務所は松江商業会議所の一室に置くことに決定)		『松陽新報』1914年2月16日
	3月1日 (松江商業会議所内に創立事務所を設置)		『松陽新報』1914年3月15日
	3月22日 大原郡大東町 (大原倶楽部会・「大原郡発企人会」)	「軽鉄の経過及其設計に関し詳細説明」(糸原・木村とともに)	会合では、資本金の大原郡割当額(「責任株」)を3500株に決定(『松陽新報』1915年3月22日・31日)。
	3月24日 仁多郡三成村・郡会議事堂 (仁多倶楽部会)	(「各町村長、発企者、有力者等集会し、糸原太田両氏交々説明」)	会合では、資本金の仁多郡割当額(「責任額」)を2000株に決定(『松陽新報』1915年3月21日・31日)。
	3月25日 仁多郡横田村小学校 (村会議員、「附近有力者」34名を前に)	(「鉄道事業の経過・設計について」)「説明」	『松陽新報』1915年3月31日
	4月23日 (松江商業会議所議員総会、於松江 ―太田は「籓上軽鉄の経過報告」を行う)		『山陰新聞』1914年4月24日
	5月6日 大原郡加茂村・東林寺 (加茂・幡屋・屋裏・神原各村「中産者以上」参加)	「計画報告、計算表等を示し談話」(糸原・木村とともに説明を行う)	『松陽新報』1915年5月9日、 『山陰新聞』1915年5月10日
	5月7日 大原郡木次町・円覚寺 (「町内の有力商工業者」多数来会)	「発起趣旨、経過報告、設計及経営方法」 「該鉄道経営の起原より私設会社創立出願の経過、発起人持株確定の現況、経費の予算、開通時期の予定並に開通後に於ける物貨集散の予想」(糸原・木村とともに説明を行う)	『山陰新聞』1915年5月10日 『山陰新聞』1915年5月11日
	5月8日 大原郡大東町・祥雲寺 (大東・海潮・阿用・佐世・春殖・幡屋各町村「有志者」参加)	「軽鉄の大原・仁多・飯石の三郡に及ぼす影響」 「現今と鉄道開通後の貨物輸出入の予想比較」 「会社の経営予算報告」	『松陽新報』1915年5月10日 (同紙は5月8日開催と報じる)
	5月12日 (発起人の追加を申請 ―20名追加し、計54名となる)		『山陰新聞』1915年5月11日
	5月15日 (発起人総会 ―発起人持株決定報告、株式募集の方法・期日等を協議し決定)		『鉄道省文書 籓上鉄道』
	5月15日 (敷設免許申請書変更を申請 ―社名を「籓上鉄道」に変更、資本金増額50→60万円、その他)		『松陽新報』1914年5月14日
	5月16日 (発起人総会 ―「籓上鉄道敷設趣意書」を作成、内容決定)		『鉄道省文書 籓上鉄道』
	5月18日 (『松陽新報』一紙上に「籓上鉄道敷設趣意書」の文面を掲載)		『松陽新報』1914年5月18日
	5月20日 (株式の一般募集開始)		『松陽新報』1914年8月2日
	5月20日 大原郡海潮村役場 (「村内有力者八十余名」出席)	「同村と鉄道関係、設計収支等」について	『松陽新報』1914年5月24日
	5月21日 仁多郡三成村公会堂 (仁多倶楽部会)	「事項を分類し、鉄道の関係及び道路問題を論じる」	会合では「株式募集方法、道路完成の為め委員設定に就て協定」(『松陽新報』1914年5月24日)。
	5月22日 仁多郡阿井村・村会議事所 (「籓上鉄道に関する講演会」)	「鉄道の性質真価及び設計収支並仁多郡の生命問題、阿井道路等」について	『松陽新報』1914年5月26日
	5月23日 仁多郡布勢村小学校 (「籓上鉄道に関する講演会」)	「該鉄道の起因経過設計収支、同村の関係」	『松陽新報』1914年5月26日、 『山陰新聞』1914年5月26日
	6月22日 飯石郡掛合村・飯石郡役所 (飯石郡町村長会)	「鉄道と郡との関係」	会合では、出資額の「町村割当標準」について協議(『松陽新報』1914年6月25日)
	6月30日 (株式の一般募集締め切り)		『松陽新報』1914年8月2日
	7月30日 (発起人総会 ―創立事務の終了)		『山陰新聞』1914年8月1日
	7月31日 (会社創立総会、株主総会)		『松陽新報』1914年8月2日

注1：表中の罫マークは、糸原武太郎が集会に出席していることを示す。罫マークは、木村吉郎が集会に出席していることを示す。

注2：史料・備考欄の『鉄道省文書 籓上鉄道』とは、鉄道博物館所蔵『鉄道省文書 籓上鉄道 巻一、自大正三年至大正五年』(閲覧請求番号D1-5-89-1)を略記したものである。

行っていることがわかる。太田の業務の一つは、同鉄道事業の地域への周知・宣伝活動であった。また、太田は講演と同時に、三月二二・二四日の大原・仁多各郡の出資割当額（「責任額」・「責任株」といった重要事項の決定にも関わっている。以下では、表5から明らかになることを二点述べる。

第一に、こうした講演活動は、まさに地域住民との対話であったといえる。『山陰新聞』は、五月六・八日の大原郡内の三寺院での集会に臨む太田たちの姿勢について、「株式募集の準備行為として直接郡民と会見する」と報じている⁴⁰。太田は郡レベルの集会（三月二二日・二四日、六月二二日など）のみならず、町村レベルの集会にも出席して講演を行っている。また、遠くは、広島県との県境に接する仁多郡阿井村（五月二二日）にまで足を運んで、鉄道の必要性を訴えている。この点に関連して、表5には、発起人総代である絲原武太郎（仁多郡）と木村吉郎（大原郡）の集会への出席状況を示しておいた（繻マーク、困マーク参照）。発起人総代の両名は、それぞれが帰属する郡の全体集会には必ず出席しているが、隣郡での集会にはあまり出席しない傾向が見取れる。そうした中、太田は地区や集会の規模に関係なく出席し、講演を行っていることが確認できる。

第二に、新聞記事から判明する題目を見る限り、太田の講演は、鉄道の地域への「影響」や、地域との「関係」といった内容も重視したものであったと推測される。こうした講演の最大の目的は株主を増やすことであるが、そのためにも、地域への近代交通インフラの導入についての十分な説明を行うとしたのであろう。

（2）鉄道のもたらす「利益」の解説

それでは、雲南各地での講演会において、太田は地域住民を前にどのよう

なことを語ったのであろうか。それを伝える史料は、現在のところ発見できていないが、第一章で分析した「簸上鉄道影響」において、鉄道が雲南地域に及ぼす「利益」について述べた部分があるので確認したい。

太田（同記事掲載の当時は、簸上鉄道支配人）によると、簸上鉄道敷設による「利益」は、「精神的方面」と「物質的方面」に分類される。まずは、前者に関する解説である。

現在にては奥部地方の相当資産を有する者にありても其の子弟を中等学校に遊学せしむることは入費の關係上不可能にして、優良の少年も止むを得ず高等小学以上の学を修め得ざるもの少からざるが、鉄道開通せば（ウツ）松江或は杵築等へ日々汽車にて通学し学費を節約し得るを以て、中等学校へ入学する者が増加すべし、又交通頻繁自づと地方人の氣風に影響して桃源の夢を醒まし機敏に動作せざる可からざるに到り、なほ自覺心を喚起す可く、その弊や流れて実利主義、黄金崇拜主義となるやも知れざれど、是れ或は止を得ざる所ならん、兎に角地方人の固性（マツ）に變化を来すは自然の數に属せり⁴¹。

鉄道による教育機会の地域格差是正を期待している。ただし、一方で、鉄道によって培われた人々の合理的思考が、「実利主義、黄金崇拜主義」に傾くといった、鉄道にまつわる弊害への注意も喚起している。

次に「物質的方面」についてである。鉄道輸送による「運賃低廉」は、地域の「富力」を増進させるのであるが、それは、従来に比べて「移出生産物は高価に、移入消費物は廉価に売買」されるようになるからである。太田は、実生活に即した少し具体的な例を挙げて、次のように述べている。

奥部に於ける移入消費物の高価なることは屢々述べたる所なるが、例をビールに採らんか、一瓶に就き松江より高価なること実に五銭乃至六銭

なり、海産物の高価なることは云ふ迄も無し、鉄道開通せばかゝる事は絶無となり、郡内主要地の物価は平均す可し、かくて商業家は商品を買蔵し置くの要なく必要に応じて直に仕入れ得るを以て大に資本を節約し得、従来と同一資本を以て大仕掛けに商業を営むを得べし⁴⁰

鉄道敷設による「運賃低廉」がもたらす利益は、広範囲に亘ることが述べられている。そして、やや網羅的な感は否めないものの、「都会の悪風」がもたらす人々の家計の乱れ（「奢侈淫靡」）を懸念しつつも、鉄道の恩恵によって生み出される、地域の明るい将来像を、次のように述べている。

其の他、利金の低廉、労力の節約上より種々の生産業に従事し得可く、其結果として農作の改良を促進せしめ、又山林の増殖、畜産事業の進歩、手工芸の殷盛を来し、物質及精神の文明に伴ひて名所旧跡の保存整理、旅館温泉場の改良、遊園地の設備等それ〳〵実施せらるべく、又旅客の往来頻繁となるに連れ新に名物の案出さるゝ事ならん、鉄道開通の好影響は前述の如く饒多なるものあれども、幾分の弊害之に伴ふは免れざる所にして、何処にありても交通便利となると共に都会の悪風侵入し奢侈淫靡の風増長し、従つて衣食住の向上が収入に比較してより以上高くなり易ければ、之等は其の局に当る者の大に戒心を要する所なる可し⁴¹

太田は、雲南地域における近代交通インフラの導入を円滑に進めるため、鉄道敷設と地域の関係について、地域住民を前に、以上のような詳細かつ丁寧な説明を行っていたのではなからうか。

第二節 松江における株主と株式募集

(1) 松江における簸上鉄道株主と同発起人

表6は、簸上鉄道創立時の松江市における株主全一五三名の一覧である。一覧の先頭に発起人を並べたが、多くは商業会議所の幹部である。発起人たちの持株数は突出しており、彼等だけで松江地区内の約半分に相当する額を出資している。彼等の多くは会社創立後に重役に就任（表6参照）し、同鉄道の経営に携わっていく。因みに、この松江の発起人の中で、岡崎と織原は発起人総代であった（同総代は全体で四名おり、他の二名は仁多郡の絲原武太郎と大原郡の木村吉郎である）。先に述べた創立事務長の太田も含め、簸上鉄道の創立事業の中枢に、松江の人物が多く関わっているのである。

なお、発起人の岡崎運兵衛は、明治期の松江を代表する政治家・実業家であるが⁴²、一八八〇年（明治一三）に松江商法研究所を設立し、一八八六年には松江商工会の創立に係わる（会頭就任）など、松江の商工業団体の活動に尽力した人物である。実は、『松陽新報』によると、簸上鉄道の発起人たちは当初、創立委員長に岡崎を推選したが、岡崎は「農工銀行の關係上之を辞退した」とされる。また、織原も同様に推選されたが、「健康上」の理由から辞退したとされる⁴³。発起人たちの中で、松江の人物たちは創立事業の牽引役としての期待が高かったことがうかがえる記事である。

また、表6では、当時の商工人名録などをもとに照らし合わせたところ、株主の中には市内の商工業者が多数存在することがわかる。表6の数値は、松江の人々の、簸上鉄道に対する期待と支援の大きさを示しているといえる。

(2) 松江における簸上鉄道株式募集

本稿では、松江商業会議所による、大原郡・仁多郡の有力者に対する簸上鉄道事業推進の活動の実態を明らかにしてきたが、同会議所の松江市内の商

【表6】松江市における簸上鉄道株主（創立時、全153名・計2184株）

株数	氏名	住所(町)	営業内容、職業、主な役職・経歴
322	太田臺之丞【発起人】	雑賀町	商業会議所書記長、簸上鉄道支配人
200	岡崎運兵衛【発起人】	堅町	商業会議所特別議員、簸上鉄道相談役
200	織原万次郎【発起人】	末次本町	商業会議所会頭、市商工業組合連合会長、紙販売、簸上鉄道取締役
200	三島佐次右衛門(第8代)【発起人】	白瀉本町	商業会議所特別議員、松江銀行頭取、山陰貯蓄銀行・出雲電気各取締役、簸上鉄道取締役
80	清原宗太郎【発起人】	西茶町	商業会議所副会頭、市会議長、県議、自転車販売、代弁業
70	山本権七【発起人】	末次町	商業会議所常議員(1925年、同会頭)、市議、醤油製造販売
6	青山大造	雑賀町	貸金業
10	小豆澤嘉太郎		
3	小豆澤彌一郎	寺町	貸金業
6	有田傳助	末次本町	書籍販売、松江書籍商組合代表
3	石倉鹿之助	堅町	酒・酢・味噌販売
2	石原寅之助		
6	泉亀次郎	北堀町	酒・酢製造販売、貸金業
67	泉得一郎	北堀町	商業会議所議員、質屋
6	稲本嘉太郎	米子町	木蠟製造
3	井上胡助	殿町	時計販売
6	伊原直子		
6	井原武三郎	東茶町	商業会議所議員、醤油・味噌製造販売、貸金業
3	岩田熊太郎		
3	岩田倉次郎	末次本町	旅館
6	岩本磯助	亭町	商業会議所議員
1	岩本クラ		
3	上田一義		
3	上田平一	奥谷町	市議
3	江田享次郎		
3	塩谷熊太郎	寺町	菓子製造
3	大久保彌一郎		
3	大野徳助	殿町	絵葉書
9	岡本久助	白瀉本町	古着販売、運送業、松江市古着商組合長、市議
6	小川友三郎	東茶町	藍販売、貸金業
3	尾原佐七	白瀉本町	呉服反物販売、貸金業
6	小村元太郎	末次本町	洋服羅紗地製造・販売
12	織原周蔵	?	商業会議所書記(1917~1923年)
18	織原豊太郎		
10	加田友太郎	西茶町	綿糸・打綿販売
6	片寄儀助	石橋町	油・肥料・煙草販売、質屋
1	門脇一郎		
12	加納傳右衛門	中原町	市議、醤油製造・販売、質屋、(株)山陰松江水産取締役
2	加村仁助	白瀉本町	玩具販売
3	加村與太郎	白瀉魚町	酒販売
18	川島教		
9	川谷謙一	堅町	染料、洋酒、薬種
18	貴谷源次郎	末次町	商業会議所議員、呉服反物販売、松栄会(呉服商)代表
6	熊沢夫市郎(夫一郎)	堅町	魚販売
3	糺熊太郎	雑賀町	牛肉販売
3	神門安市		
6	古津元市	白瀉魚町	市議、為替業
4	小林茂正		
12	古満友次郎	白瀉本町	砂糖・乾物販売
3	佐藤榮次郎		
16	佐藤球三郎	松江分	松江市収入役、肥料販売、貸金業
3	実重定義	?	(株)東亜商事
3	佐野庄次郎	堅町	米穀販売
12	四方文吉	灘町	歯科医師
3	島田修吉	?	商業会議所書記(1910~1918年)
3	島田ヨシ		
5	島谷萬次郎	亭町	有価証券売買、山陰貯蓄銀行亭町代理店
12	清水龍太郎	紙屋町	医師
67	出雲金蔵	白瀉本町	陶器販売、運送業
6	白築茂朝	雑賀町	共保生命保険会社代理店、(株)八雲漆器取締役
20	鈴木ナカ		
18	鈴木祿三郎	内中原町	(株)出雲電気常務取締役、市議(1921年)
3	高橋勝三郎		
3	高橋松次郎	中原町	和小間物販売、貸金業
3	高見善兵衛	天神町	古道具販売
6	高見兵助	白瀉本町	商業会議所議員、自転車販売
2	高見米之助		
6	瀧川武子		
12	瀧川福之助	和多見町	酒製造・販売、代弁業、島根県酒造組合連合会長
3	武田潔		
3	武田マツヨ		
10	田中金之助	母衣町	貸金業、蓬萊生命保険会社代理店
34	田中助次郎	白瀉本町	商業会議所常議員、市議、砂糖・乾物販売、松江米油組合代表、砂糖乾物商同業組合長
16	津田合資会社代表者津田運一郎	北堀町	染色業、太物卸
6	津田豊		
6	土谷連之助	白瀉本町	毛織物・太物・綿・裁縫品・洋傘卸、織物雑貨同盟会理事長、県議(1926)
5	豊島成宜	雑賀町	山陰モーター商会社長、山陰軽自動車会社社長
34	富村金次郎		
2	内藤竹次郎	和多見町	菓子製造(風流堂)
6	長岡榮太郎	末次本町	小間物販売
3	長岡重太郎	堅町	製紙原料販売
6	中島清次郎	母衣町	貸金業
12	中西熊三郎	末次本町	砂糖・乾物販売、保険会社代理店
3	中村規一郎	片原町	
2	中村熊太郎		

6	中村徳右衛門	東茶町	商業会議所議員、履物販売
3	中山賢次郎	殿町	活版印刷
6	中脇喜一郎	末次町	莫蔭販売
3	西尾勝三郎	末次本町	料理業（臨水亭）、松江市料理屋同業組合長
3	西尾光太郎		
1	西尾清蔵		
9	根岸磐井	北堀町	松江銀行常務取締役、小泉八雲の顕彰
6	橋本虎一郎	雑賀町	
2	長谷川タネ	殿町	薬種・売薬販売
3	秦久蔵	白瀧本町	洋酒販売
6	林勝蔵	灘町	米穀販売、貸金業
12	林豊次郎	白瀧本町	商業会議所議員、紙販売、貸金業
3	原武吉	母衣町	牛乳
12	原文助	白瀧本町	商業会議所常議員、金庫・消化器販売、運送業
12	原田和一郎	末次本町	時計販売、貸金業
3	氷室シン	寺町	陶磁器販売
1	比良テフ		
16	福井順蔵	南田町	
6	福岡世徳	北堀町	初代松江市長、商業会議所特別議員
3	福島才之助	堅町	小間物販売
6	福岡菊次郎	伊勢宮町	
18	福村彌一郎	天神町	市議、度量衡器販売、保険会社代理店
18	藤原忠太郎	天神町	商業会議所議員、松江市金物同業組合長
3	布施繁		
3	布施登美		
12	布施藤太郎	松江分	
3	布施龍		
2	北條常子		
2	北條文子		
9	星野榮平	白瀧本町	洋鉄・銅・鋼釜・食器・諸金物・船具・塗料販売
18	細田義一郎	西茶町	饗付油・蠟燭製造・販売、細田製油所代表
3	細木宗兵衛	天神町	金物販売
6	本郷丈夫		
6	本郷春夫		
2	松井三郎	白瀧本町	医専薬学士、薬品卸（三共特約店 松井分店）
3	松井鉄太郎		
6	松崎作次郎	中原町	料理業（松崎水亭）
10	松本宇八郎	雑賀町	菓子製造
3	松本巽三	寺町	商業会議所副会頭、(株)松江蚕業社長、(株)松江電灯役員、雲州人参製造同業組合長
13	松本静斎	雑賀町	酢販売、質屋
3	松本竹義		
3	松本鉄太郎	殿町	貸金業
3	三木文之助		
7	三島淳一郎		
6	三島由太郎	新材木町	缶詰製造、河魚問屋
2	三島力之助		
12	美談嘉四郎	雑賀町	小間物・反物販売
3	三成久之助	末次本町	雑貨販売、松江市雑貨商組合代表
3	三成熊市	末次本町	和洋小間物販売
2	持田小三郎	白瀧本町	貸付業、質屋
3	森本元四郎	末次魚町	醤油製造・販売
6	森谷榮助	天神町	商業会議所常議員、薬種・売薬・洋酒・洋食料品・染料・絵具・工業薬品・写真機械・医療器械・眼鏡販売
6	森山庫三郎	新材木町	酒販売
3	森山六太郎		
3	森脇佐平	白瀧魚町	貸金業
4	森脇忠兵衛	和多見町	
6	森脇丸榮	白瀧本町	
6	森脇彌太郎	天神町	化粧品販売、貸金業
18	山内佐助	天神町	商業会議所常議員、呉服太物販売
12	山久瀬正樹		
3	山田重郎		
3	山根建二郎	—	松江病院医員？・医師（山根健次郎か？）
3	山本義一郎	末次町	酒販売（名原屋）
6	山本雄一		
6	吉本幾太郎	？	市議（1913年当選）
12	吉田菊市	殿町	医師
3	米塚捨次郎		
24	和田久之助	末次町	質屋

注1：絲原文書『第一回事業報告書、簸上鉄道株式会社』（1915年1月）の中の前掲「株主名簿」をもとに作成（氏名・株数）。持株数の集計の際の留意点については表1の注2を参照。

注2：本表の住所(町)、営業内容、職業・経歴等については、主に下記の史料を用いて明らかにした。

①国立国会図書館蔵

『島根県商工人名録 第二回』（島根県物産陳列所、1910年）、『島根県商工人名録 第三回』（島根県物産陳列所、1912年）、太田臺之丞編『松江商工案内』（松江商業会議所、1919年）、太田臺之丞編『松江商工案内 大正十三年四月一日現在』（松江商業会議所、1924年）、渡部佐一郎編『地価姓名録全、松江市・八束郡・能義郡所有者（五百円以上）』（1913年、大正館）

②渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧 島根県編1』（1998年、日本図書センター）収録資料

『営業税所得税完納者集覧』（1922年）、『松江市の資力』（1928年）、『松江市国税納者（営業収益税・所得税）芳名録』（1934年）

③渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧 島根県編2』（1998年、日本図書センター）収録資料

『日本全国商工人名録』第2版（1898年）、同第5版（1914年）

注3：もともと発起人の中には、松江電灯株式会社社長、松江銀行取締役などを務めた末次本町の桑原羊次郎（『簸上鉄道敷設趣意書』記載の住所は東京市麹町区九段坂）がいたが、桑原は発起人を脱退した。

注4：桑原の脱退は、1914年7月30日の株主総会にて報告・承認され、脱退前に桑原が所有していた100株は他の発起人が所有することとなった（絲原文書『第一回事業報告書、簸上鉄道株式会社』（1915年1月））。

注5：このほか、松江に関わりが深い株主としては、旧松江藩主・松平家当主の松平直亮（住所は東京市）が50株を所有している。

工業者や有力者に対する働きかけについては、新聞記事などにもほとんど現れず、その実態はよくわからない。

そうした松江での株式募集の実態について、その一端を知ることのできる数少ない史料が、松江歴史館所蔵の福村家文書の中に残されているので、本稿の最後にそれを紹介したい。史料は松江市長・高橋義比が発した同鉄道に關する通牒であり、その全文は次の通りである。

拝啓、御清勝奉賀候、陳者、今回絲原武太郎外五十三名發起人トナリ資本金六拾万円(千兩式)ノ籓上鉄道株式会社ヲ設立シ輕便鉄道ヲ敷設之計畫ニテ、既ニ發起人ニ於テ其大半ヲ引受ケ其残株ヲ一般ヨリ募集之趣ヲ以テ松江市内ニ於テ多数応募者奨励方發起人ヨリ依頼有之候処、右ハ運輸交通ノ發展上至大ノ便益ヲ与へ、且有利ノ事業ト認メラレ候ニ付、此際相応募相成候様致度御通知旁得貴意候、敬具

大正三年六月廿三日

松江市長 高橋義比

福村彌一郎殿

追テ鉄道敷設趣意書及定款其他申込書等ハ發起人ヨリ御送付済ノ由ニ有之、尚一般募集締切ハ六月卅日之予定ニ有之趣ニ候間、為念申添候福村彌一郎は、天神町で度量衡器の販売、貸金業、保険会社代理店などを営む市内有数の商工業者であり、当時は市會議員であった。表6に示したように、福村は株主となった。通牒はガリ版刷りで宛名のみ墨書であるので、市内の他の資産家へも同じものが発せられたと考えられる。

これは、通牒本文にあるように、發起人（＝松江商業會議所幹部）が、市役所に対して籓上鉄道事業の周知を依頼し、市役所がそれに応じたものである。通牒の中で市長は、事業について「右ハ運輸交通ノ發展上至大ノ便益ヲ

与へ、且有利ノ事業ト認メラレ候」という一般的な説明しかしていないが、雲南地域と結び付くことによる、松江市の経済的な發展を期待してこのような通牒を発したことは想像に難くない。

一九一四年五月二〇日に公募が開始された籓上鉄道株式の募集に際しては、「郡市長、郡書記、町村長等は必至に尽力中」と報じられている⁹⁰。こうした私設鉄道事業に対する地方行政機関の関与や、また、地方行政機関を通じて事業の推進を図るといった事例は、これまで先行研究で明らかにされている⁹¹。この福村家文書の通牒は、籓上鉄道事業に対する松江市役所の後押しを裏付けるものである。

おわりに

本稿では、これまであまり知られてこなかった籓上鉄道の創立と松江の關係について述べてきた。最初に、松江と雲南それぞれの地域にとって、籓上鉄道事業がいかなるものであったのかという点について、同鉄道の創立に積極的に関わった、松江商業會議所と仁多俱樂部という二つの担い手の認識や活動から分析した。彼等を籓上鉄道事業へと駆り立てたのは、明治後期の出雲南北の地域変容であるが、これらは近代日本の資本主義發展によってもたらされたものであったといえる。すなわち、出雲北部における山陰線の開通は、日本の幹線鉄道網の拡大の過程であった。他方、雲南地域の鉦製鉄業の衰退とは、洋鉄輸入の増大や八幡製鉄所の稼働に圧迫された結果である。松江・雲南の両地域は、こうした地域の状況に対処する中で、籓上鉄道事業を通じて結び付いた。

松江の経済的な利害を背負った松江商業會議所は、明治末年以降、大原郡での鉄道計画に係わるようになり、仁多・大原両郡と連携して、当初は官設

での実現を目指して請願書作成や関係先への訪問などに携わった。

そして、その取り組みが私設軽便鉄道計画（簸上鉄道）に移ってからは、松江（松江商業会議所）は、会社の創立事務運営の拠点となった。松江の発起人たちは創立事業の中核を担い、特に太田（創立事務長）は、株式公募を控えた重要な時期に、松江のみならず、雲南地域に頻繁に出向いて、鉄道の必要性を地域住民に直接訴えかけた。結果として、松江・仁多・大原の三地域から簸上鉄道の創立資金の七四・四九%が出資されており、松江商業会議所は簸上鉄道の創立において重要な役割を果たしたといえる。このように、松江と雲南地域は、簸上鉄道事業を通じて、実に深い繋がりがあった。

最後に、雲南地域の鉄道をめぐる大正中期以降の動向を少し述べておく。一九一八年九月に、交通・産業・高等教育機関・軍備の拡充の積極政策を掲げる原敬・立憲政友会内閣が発足したことにより、県内では、官設鉄道敷設の期待が高まった。まず、簸上鉄道終点・木次から、仁多郡を經由して広島県に至る陰陽連絡鉄道の実現を目指す仁多倶楽部は、絲原武太郎（第一三代）を中心に敷設運動を活発化させ、一九一九年五月一日に仁多郡横田村で、一市七郡の有志者を集め、「陰陽連絡鉄道期成同盟会」の発会式を開催した⁵⁰。

一方、松江側の動きであるが、同年二月に、松江と広島を結ぶ陰陽連絡鉄道（当時の報道では「松広線」と呼ばれた）の実現を求める要望書を政府に提出することを、松江市会と松江商業会議所がそれぞれ決議している⁵¹。

この五月の横田村での発会式は、木次線実現に向けた大きな一歩となるが（前著・第三章を参照）、松江の三谷勝之助（助役）が「幹事」に、三島佐次（右衛門（市会議長）と山本権七（同副議長）の二名は「委員」にそれぞれ選出された。また、大会に出席した市長・高橋義比は挨拶を述べている。この

ように、引き続き松江の人々は雲南地域の鉄道問題に高い関心をもち、陰陽連絡鉄道の実現に向けた雲南地域との連携・交流が展開されていく。こうした点については、今後稿を改めて述べることにしたい。

〔付記〕本稿執筆に際し、公益財団法人絲原記念館の絲原丈嗣氏には、ご蔵史料の利用をご快諾していただくなど、多大な御厚意を賜りました。また、阿井公民館での史料調査に際し、同館長（当時）の藤原恒子氏には、大変多くの御助力を賜りました。末筆ながら、心よりお礼申し上げます。

注

- (1) 稲田信・沼本龍『簸上鉄道の開通と木次線（木次町ふるさと歴史シリーズ二）』（八日市地域づくりの会、二〇一七年）。同書の第二章「簸上鉄道の敷設」の執筆は筆者が担当した。
- (2) 島根県立図書館所蔵。
- (3) 島根県立図書館所蔵。両面印刷のパンフレットである同書は、発行年が記されていないが、同書と同じ内容の文章が、一九一四年七月一八・一九日付の『松陽新報』に「商業会議所の事業」として掲載されている。
- (4) 『山陰新聞』一九一四年三月一日「簸上軽鉄の盛況」。同年七月三十一日の会社創立後も、簸上鉄道本社は引き続き商業会議所内にあったが、翌年一月に松江駅構内の新築事務所に移された（『山陰新聞』一九一五年一月二七日）。このあと、本社は最終的に宍道駅（八束郡宍道村）に移転されるが、それは一九一七年九月一日であった（絲原家文書『大正六年前半期、第七回営業報告書、簸上鉄道株式会社』）。
- (5) 上野富太郎・野津静一郎編『松江市誌』（松江市、一九四一年）。松江市誌編さん委員会編『新修松江市誌』（松江市、一九六二年）。松江市誌編纂委員会編『市制施行一〇〇周年記念 松江市誌』（松江市、一九八九年）。
- (6) 『山陰新聞』一九一五年六月一日「簸上鉄道影響（一）」。

- (7) 太田直行編『松江商工会議所四十年誌』（松江商工会議所、一九三四年）。山陰中央新報社・島根県歴史人物事典刊行委員会編『島根県歴史人物事典』（山陰中央新報社、一九九七年）。
- (8) 『山陰新聞』一九一五年六月二三日「簸上鉄道影響（二）」。
- (9) 『山陰新聞』一九一二年三月二五日「木炭輸出盛況」。一九一五年刊行の『安来港誌』（裏日本社刊、二〇一〇年に安来港誌復刻編纂委員会により復刻）においても、安来は、「木炭集散地として今や県下有数の所となり」と記されている（三二頁）。
- (10) 奥出雲町役場文書『自明治四十一年至大正五年、村長会会議録、鳥上村役場』に綴られている。
- (11) 但見政について、前掲『安来港誌』は、安来町の「出雲木炭問屋」であり、同町の木炭関係の「重なる商店」であると紹介している。
- (12) 鉄道博物館所蔵『大正六年度下半年期、第八回営業報告書、簸上鉄道株式会社』一〇頁。
- (13) 『島根新聞』一九六六年一月一日「簸上鉄道開通の思い出（上）」（松田善治）。
- (14) 『中国新聞』一九六七年一月一日「木次線物語り（一〇）木炭列車」。
- (15) 『山陰新聞』一九〇八年二月二八日「仁多倶楽部の前提会」。
- (16) 『山陰新聞』一九〇八年二月一日「勸業振興協議会」。
- (17) 横田町誌編纂委員会編『横田町誌』（報光社、一九六八年）五三三頁。内藤正中『島根県の百年』（山川出版社、一九八二年）一三九頁。
- (18) 前掲「勸業振興協議会」。
- (19) 『山陰新聞』一九〇九年七月二二日「仁多郡近況」。
- (20) 奥出雲町役場文書『自明治四拾年至大正六〇、雑款、村長会一途、阿井村役場』（阿井公民館所蔵）、一九〇九年七月五日「訓示」の項より。
- (21) 前掲「勸業振興協議会」。
- (22) 前掲『横田町誌』五〇六頁。
- (23) 沼本龍「明治期島根県出雲地域における陰陽連絡鉄道計画―明治二〇年から明治三一年に至るまでの動向―」（『島根史学会会報』第五四号、二〇一六年）。
- (24) 糸原家文書には、一九一一年二月二四日付で取調べを要請した鉄道敷設に関する調査書が残されている（簸上鉄道創設調査書）。その調査「項目」の一つは、「横田、宍道間十四里ノ沿線ニ停留場八ヶ所ヲ設置シ、一日客車二回貨車二回ヲ往復セシムル事ト仮定シ、此ノ営業費一ヶ年約幾千ヲ要スヘキヤ（電力発作所ノ経費ハ別トス）」というものである。
- (25) 旧名・徳次郎。一八七九年、簸川郡・江角勝太郎の二男として生まれ、一九〇一年、糸原家の養子となる（島根県教育委員会編『明治百年島根の百傑』、報光社・一九六八年、一六七―一七三頁）。
- (26) 松下孝昭『近代日本の鉄道政策 一八九〇―一九三三年』（日本経済評論社、二〇〇四年）二八五―二八九頁。
- (27) 一九〇六年三月制定の鉄道国有法により、それまで幹線を形成していた大私鉄が国有に帰し、私設鉄道の存在形態は地方的・局地的なものに限定されるようになった。にもかかわらず、監督法規である私設鉄道法は、認可などの条件が煩雑・嚴重であったため、私設鉄道の出願は停滞していた。軽便鉄道法による認可の手続きや設計上の制限は、次の①～④のように、私設鉄道法に比べ大幅に簡略化・緩和された。①出願に対する免許は、私設鉄道法での仮免許・本免許という二段階手続きを要さず一回となり、指定された期限内に工事施行の認可を受ければ直ちに着工できた。②免許資格は株式会社である必要はなく、個人会社、あるいは合名・合資会社のような組織でも可能。③軌間の寸法は自由で、曲線・勾配の制限も緩和され、線路・停車場・標識・車両などの設備も簡便なもので済んだ。④旅客運賃額の最高限度も無く、認可を受ければ道路上で敷設も可能。（日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年史』第五卷（大日本印刷、一九七二年）三五―三九頁。老川慶喜『日本史小百科―近代―鉄道』（東京堂出版、一九九六年）一九六―一九八頁）。
- (28) 「簸上鉄道創設経過」とは、一九一四年七月三十一日の簸上鉄道株式会社創立総会において発起人総代の連名で報告されたものとされ、『松陽新報』に掲載されたのは、その「概況」である。
- (29) 『山陰新聞』一九一四年一〇月二九日「前知事に感謝状」。
- (30) 松江商業会議所発行『松江商工彙報』第二三号（一九一三年八月）によると、松江商業会議所では、一九一二年二月一六日の役員会で「鉄道に関する件」を可決し、続いて、翌年一月一五日・一七日の役員会では「宍道線軽便請願に関する

る件」を協議している。

- (31) 『松陽新報』一九一三年七月八日「各地通信 大原郡」、「山陰新聞」同年七月九日「大原俱樂部設立」。

(32) のちの小左衛門。木村家は郡内有数の大地主であり、吉郎は青年期より郡議・町議など各種公職を歴任し、一九二四年には憲政会に所属して衆議院議員に当選（以降、計当選八回）する。内相・蔵相・首相の各秘書官を歴任し、戦後は衆議院副議長（一九四六年）・農相（第一次吉田内閣）・内相（片山内閣）などの要職を歴任する（一九五二年死去）。実業界においては県内各銀行の役員をはじめ、簸上鉄道発起人・同専務取締役就任するほか、一九一八年には三葉自動車株式会社を設立して、木次・広島県三次間の乗合自動車を経営した（前掲『明治百年島根の百傑』一〇二～一〇六頁）。

(33) 村議・郡議を歴任したほか、大原郡選出の県会議員として、一八九二年から一九二五年まで七回当選した。また、郡の青年会長、教育会長、畜牛馬組合長などの様々な公職を歴任している（新修木次町誌編纂委員会編『新修木次町誌』、ぎょうせい、二〇〇四年、一一五～一一五六頁）。簸上鉄道事業においては発起人、監査役を務めた。

- (34) 『松陽新報』一九一四年二月三日「郡俱樂部総会」。

(35) 前掲「大原俱樂部設立」。

- (36) 『山陰新聞』一九一三年八月二日「仁多俱樂部議決」。

(37) 中里裕司・山村一成『近代日本の地域開発―地方政治史の視点から―』（日本経済評論社、二〇〇五年）・第二章「日露戦後山県系官僚の積極政策―有吉忠一知事の千葉県における施策を例に―」。

- (38) 青木栄一『鉄道の地理学 鉄道の成り立ちがわかる事典』（WAVE出版、二〇〇八年）一四・一五頁。

(39) 『松陽新報』一九一三年三月一七日「鉄索運搬計画、仁多大原両郡運輸の発達」。なお、同計画に関しては、島根県庁の土木技師・栗原唯喜が東京で調査を行ったと記されている。

- (40) 『松江商工彙報』第三三三号（一九一三年一月）。

(41) 鉄道博物館所蔵『鉄道省文書 簸上鉄道 卷一、自大正三年至大正五年』（閲覧請求番号D1・5―89―1）。簸上鉄道発起人が政府に提出した各種書類と、政府部

内での関係書類は、同書に綴られている。それによると、一九一四年五月十五日付提出の書類により、資本金を五〇万円から六〇万円（一万二〇〇株）とすること、社名を「簸上鉄道株式会社」（「軽便」の二字を削除）とすることが発起人総代を通じて申請され、許可された。また、線路のルートについては、一九一五年一月一二日付の提出書類で起業目論見書の変更申請がなされ、宍道・大東・木次を一本の線路で結ぶ現在のJR木次線の形となった。

- (42) 『山陰新聞』一九一四年五月一日「簸上軽鉄と大原」。

(43) 前掲「簸上鉄道影響（一）」。

- (44) 『山陰新聞』一九一五年六月一日「簸上鉄道影響（三）」。

(45) 前掲「簸上鉄道影響（三）」。

(46) 初代松江市会議長、島根県会議長を務め、衆議院議員選挙に前後七回当選する。他方、実業界においても、『松江新聞』など地方新聞各紙、松江電灯、山陰汽船、島根県農工銀行などの会社の設立・経営に係わった（前掲『明治百年島根の百傑』二五～二九頁）。

- (47) 『松陽新報』一九一三年二月七日「大原軽鉄進捗」。

(48) 『松陽新報』一九一四年六月三日「簸上鉄道株好況」。

(49) 松下孝昭「地方鉄道の形成過程―広島県の場合―」（山本四郎編『近代日本の政党和官僚』、東京創元社・一九九一年）四六二頁など。

- (50) 『山陰新聞』一九一九年五月八日「松広線期成同盟会」。

(51) 『山陰新聞』一九一九年二月二二日「陰陽連絡鉄道、松江市会の開申」、「山陰新聞」同年二月三日「陰陽連絡線問題、商業会議所の開申書」。

（ぬもと りゅう 元松江市史料編纂課専門調査員）

「日吉の切通し」に関する考察と史料紹介

多久田友秀

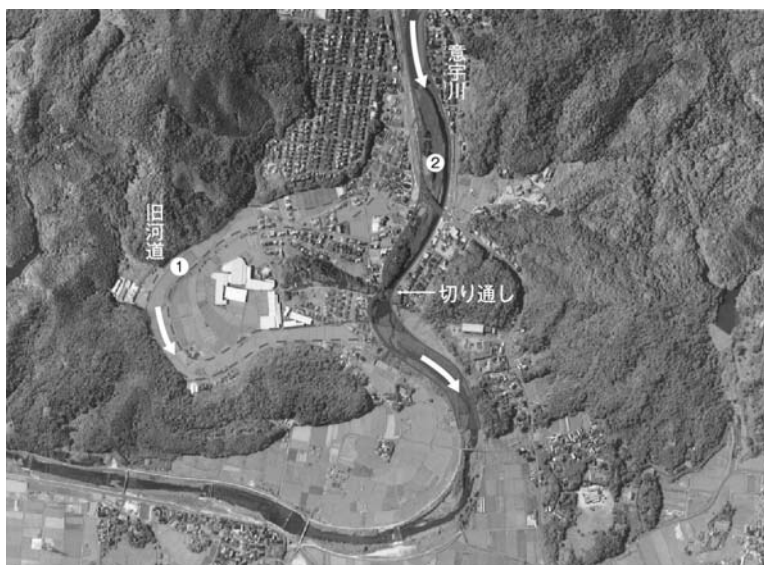
はじめに

「日吉の切通し」は、松江市八雲町日吉に所在する、山塊を開削して作られた人工の峡谷である。意宇川の流路の一部をなしており（写真の流路②）、これより下流に意宇平野が広がる、山間地域と平野の境界付近に位置している。かつて、意宇川は日吉村付近で剣山が流路をふさぎ、右方向に大きく屈曲して、村の平坦部を貫流していたとされる（写真の流路①）。

この「日吉の切通し」の開削事業には、かつて同村に居住していた周藤氏が貢献している。今日、一般化している開削の経緯は次のようなものである。藩主松平家の初代直政の時代、慶安三年（一六五〇）に、地元の周藤氏初代の弥兵衛家正が懇願して藩の事業として始まった。工事は三年をかけて完成したが、承応三年（一六五四）に洪水で堤防が決壊して、元の流路に戻ってしまう。家正は再度切通しの拡大を懇願するが、財政難を理由に再開されることはなかった。村は度重なる水害を受け、宝永三年（一七〇六）、家正の孫である弥兵衛良利は、祖父の志を貫いて私財を投じて切通しの拡大を決意した。以後、四十二年間にわたり、良利は自ら槌と鑿で剣山の岩盤と格闘し、ついに念願の切通しの拡張を完成させた。良利の死後、六代兵蔵も切通しの開削に心血を注ぎ、「日吉の切通し」開削は周藤家三代の偉業として伝えられている^①。

ただ、実際には「日吉の切通し」については、開削事業の実態も周藤氏の

事蹟も不明な点が多い。これは、すでに現地に継承する周藤家はなく、遺された関連史料が少ないためである。活字化され、史料として取り上げられることの多い『八束郡誌』文書編の「岩坂村周藤家関係文書」も、由来書を含めてわずかに九点を数えるのみである^②。



日吉の切通し
(松江歴史館編集・発行『雲州松江の歴史をひととく』より転載)

本稿では、従来の周藤弥兵衛と「日吉の切通し」に関する論考について触れ、開削に関連する二つの史料を紹介して、普請事業の実態について考察するものである。

一 「日吉の切通し」をめぐる論考

まず、「日吉の切通し」をめぐる代表的な論考を、時代順に整理して、現在の通説の位置づけを確認しておく。これを踏まえて、とくに宝永年間にはじまった周藤弥兵衛良利による拡張普請について、実際の期間とその方法について考えてみたい。

(一) 近代以前の論考

「日吉の切通し」は、江戸時代にはすでに、地元周藤氏によって開削されたものとして知られていた。

宝暦元年（一七五一）の成立とされる『雲陽郷方古今覚書』によれば、「日吉村切通し」は慶安三年（一六五〇）に藩の普請により三年がかりで完成したとする。元禄十五年（一七〇二）の洪水で土手が切れ、宝永三年（一七〇六）より日吉村の弥兵衛が自力で切通しを拡張し、古川に石土手・居越を築いて、正徳元年（一七一）秋までに新田が開発されたという⁶⁾。また、明和四年（一七六七）から天明二年（一七八二）のうちに成立したとみられる『雲陽大数録』には、「日吉村切通」は慶安三年に開削が始まり、宝永七年に農夫が廃れていたものを受け継いで、正徳元年に完成させたとする⁷⁾。

藩普請奉行の業務マニュアルとして、河川を管理する実務上の必要から作成された『土工記』にも記述がみられる。意宇郡熊野川（現在の意宇川）について、日吉村のところに「観音堂前より劔山麓築渡迄、土手外新田居越土手者日吉村弥兵衛自力普請、劔山麓瀧坪ヨリ大草境迄御普請、切通し拾間ニ

拾三間、宝永三ヨリ日吉村弥兵衛自力切開ケ」とあって、観音堂前から劔山築渡までの土手、新田居越土手を周藤弥兵衛が自力普請で築き、切通しも宝永三年より同人が自力で切り開けたとしている⁸⁾。周藤弥兵衛によって宝永三年より「切通し」が開削され、土手が築かれて、川跡に新田が開かれたと認識されていたのである。

(二) 明治・大正期の論考

では、はじめにみたような今日の通説が成立するのはいつのことだろうか。結論から言えば、これは『島根県旧藩美蹟』に掲載された奥原福市氏執筆の「切通水路の開鑿者 周藤弥兵衛事蹟」によるものである⁹⁾。

同書は、明治四十五年（一九一）に島根県内務部によって刊行されたもので、その序文で、地方改良運動の一環として、旧藩時代に土木治水、産業、開墾造林、濟世救民、民俗改善に尽力した人びとの事蹟について、顕彰して欽仰する（敬い仰ぐ）ものとその意図を述べている¹⁰⁾。

奥原氏は、執筆にあたって、正徳元年（一七一）の「日吉村切抜由来」¹¹⁾、寛延元年（一七四八）とみられる「日吉村良利奇特書出シ」¹²⁾をはじめとする、周藤家に伝わった切通し開削に関する由来書を利用して、特に右の二つの由来書の内容は、良利自身が後に記したものであるとされる。

こうして執筆された、切通し開削をめぐる周藤弥兵衛の事蹟は、次のような三章構成になっている。弥兵衛家正が藩に願い出て慶安三年（一六五〇）より始まる第一期の普請、元禄十五年（一七〇二）の洪水後、宝永三年（一七〇六）より孫の弥兵衛良利が自力で始め、四十二年を経て完成した第二期の普請と新田開発、良利以後の周藤家による普請（兵蔵による第三期の普請）である。これが、三代三期にわたって完成したとされる切通し普請に関する記述の原型となった。

さらにつづけて、奥原氏は大正十五年（一九二六）に刊行された『八束郡誌』を執筆している。本文編にあたる本編は、右の前著の内容を簡略にまとめたものだが、特筆すべきは、史料編にあたる文書編に、『島根県旧藩美蹟』では使われていない、宝永三年（一七〇六）に周藤弥兵衛から藩役人に提出した普請の願書が含まれていることである⁹⁰。この史料に修正を加えたものが、本稿掲載の【史料①】であり、これは現在、唯一判明する切通しの開削普請にあたって作成された一次史料である。

（三）昭和戦後以降の論考

昭和二十九年（一九五四）には周藤弥兵衛翁の二百年祭を記念して、八雲村公民館によって『周藤弥兵衛事蹟』が刊行された⁹¹。周藤弥兵衛の事蹟についての基本文献として、同書が利用されることも多いが、同書の序文で触れられているように、内容については『島根県旧藩美蹟』、『八束郡誌』の記述を踏襲したものである。

平成十年（一九九八）には、旧八雲村によって『八雲村誌』が刊行され、藤澤秀晴氏によって「周藤弥兵衛事蹟の史料的検証」が執筆された。弥兵衛良利による切通し開削をめぐる史料の再検討がなされ、開削の過程が整理された。また、寛延元年（一七四八）に良利に対して、新田開発における褒美として与えられた、優遇税率の特権である「別石」について分析が加えられている⁹²。

近年では、切通し普請について土木工学の視点から検討し、普請にかかった人員や工事費用を算出した論考や⁹³、宍道正年氏による現地の丹念な踏査によって、旧河道の左岸土手の存在が突き止められるなど⁹⁴、あらたな手法や文献以外の歴史資料からの成果が現れている。

また、そこに暮らす人びとの郷土の歴史に対する関心は高く、教育や学習

の場で周藤弥兵衛の事蹟が取り上げられてきた⁹⁵。ただ、周藤弥兵衛と「日吉の切通し」普請については、さまざまな方面からの関心があるものの、前提となる歴史叙述は、前掲の『島根県旧藩美蹟』、『八束郡誌』の内容に基づいたものになっている。

（四）『島根県旧藩美蹟』の「周藤弥兵衛事蹟」についての検討

このようにみてくると、「日吉の切通し」普請については、とりわけ『島根県旧藩美蹟』所収の「周藤弥兵衛事蹟」の影響力が強く、今日の通説を規定していることが分かる。ここでは、この記述に関する二つの点について、再検討を試みる。

まず、一つめは弥兵衛良利による切通し普請の期間をめぐる問題である。前掲の『雲陽郷方古今覚書』や『雲陽大数録』では、弥兵衛による切通開削と新田開発は、宝永年間に始まって、正徳元年（一七一一）に完成したことになっている。当時にあつてはこの時点で、ひとまず普請が完了したというのが一般的な認識であったとみられる。良利自身も、正徳元年七月に記した「日吉村切抜由来」のなかで、この時、土手が出来ておらず新田は不定だが、岩を切り抜くことは成就したことに触れている⁹⁶。

宝永三年からの普請が、延享四年（一七四七）まで四十二年におよんだとするのは、「日吉村良利奇特書出シ」の記載を踏まえたものである。これは良利自身が記したとされるもので、岩山の切貫について「戊年より去卯ノ春迄四十年二月ニテ成就仕候」とあり、続けて新田開発の初年より十年は物成（年貢）を免除され、十一年目より去年暮れまで、千四百七十五俵余りの年貢を上納したとする⁹⁷。

このような普請期間の違いについて考えるとき、翌寛延元年に良利に対して、藩から「別石」が認められたことがヒントになるだろう。【史料①】の

内容に従えば、切通し普請は古川跡に土手を築いて新田を開き、そこからの米をもって開削費用にあてるといふものであった。この時、新田開発における褒美として、それまで通りの低い優遇税率の「別石」が認められ、古川跡の新田開発自体に区切りがつけられたのである。延享四年六月には、新藩主となった六代宗衍の入部の直後、石新田・反新田の反畝を改めて本田に組み入れるよう触れ出されており、これを受けての措置であったとみられる⁸⁰⁾。正徳元年以降も周藤氏によって切通しの拡張普請が続けられていたが、新田からの収穫米を費用にあてる方法での普請が、これをもって完了したものと考えたい。

いま一つ検討すべきは、この四十二年の間、周藤弥兵衛が一人で岩山に向かい、鑿鎚でこれを開削したとするその方法である。同人の不屈の精神を示すものとして感銘を与える話だが、同時代の史料中では、このことを明記したものは確認できなかった。

管見のかぎりでは、これが記されている早い記事は、明治三十三年（一九〇〇）一月の「周藤弥兵衛賞功記念碑建設主意書」中に、「晨ニ起キ夜八ニ寝ネ、千若ヲ冒シ万難ヲ排シテ、身ヲ一挺ノ鉄槌ニ委ネ粉骨碎身、四十二年ノ春秋ヲ費シ」と、記念碑建設にあたって、弥兵衛の粉骨碎身の姿を表す言い回しとして登場したものである⁸¹⁾。同三十七年（一九〇四）八月の郡長村上寿夫撰として作られた碑文にも、「弥兵衛日督役徒身操鎚鑿為之先雖严寒溽暑弗顧也」の一文が刻まれており、金槌を使って鑿を打つ姿が表現されている⁸²⁾。周藤弥兵衛を顕彰していく過程で、この象徴的な話が出来上がったのではないかと考えられる。奥原氏も「周藤弥兵衛事蹟」で、「（弥兵衛は）炎熱砂を踏かすの日も、嚴霜刃を植ゑるの朝も、屈せず、倦まず、自ら鉄槌を執って、岩山を開鑿し、勤勞一日の如くであった。」と臨場感をもって描

いており、広くこのイメージが一般化したものと思われる。

なお、近代以前の論考で取り上げた史料中には、「自力」による切通し開削といった表現が度々みられるが、この場合、切通しを弥兵衛自身が金槌と鑿で切り開いたことを表している訳ではないことに注意したい。前掲の『土工記』では、切通しを「弥兵衛自力切開ケ」と表現しているが、これは土手、新田居越土手を「弥兵衛自力普請」で築いたこととともに、瀧坪より大草境までを藩が「御普請」によって築いたことと対比している。つまり、藩に頼らない方法で切通しの拡張と土手普請がなされたことをいう表現である。

二 史料の解説

「日吉の切通し」開削に関連する二つの史料を本稿の末尾に掲載した。

【史料①】「宝永三年三月七日日吉村別所新田願」は、『八束郡誌』文書編に収録された既出の史料だが、一部に修正を加えて再掲するものである。一方、【史料②】「日吉村岩山切貫普請由来書」は、これまで利用されたことのない新出の史料である。とくに【史料①】は、原文書が確認できないなかで文言に修正を加えたものであり、これは執筆者の責任によることをお断りしておく。

（一）【史料①】「宝永三年三月七日日吉村別所新田願」

史料の出自

この史料は、『八束郡誌』文書編に掲載された「岩坂村周藤家関係文書」のうち「小松喜一郎所蔵」とされるものである⁸³⁾。表題は同書のもをそのまま取り上げたが、本文は一部に修正を加えている。これは、宝永三年の「日吉の切通し」開削普請にあたって作成された、判明する唯一の一次史料

である。

史料に付された注記によれば、原文書は調査当時、雑賀町売豆紀町小松喜一郎所蔵であった。同家は岩坂村小松貞次郎の本家で、もとは岩坂村に居住する旧家であったが、大正十二年に雑賀町に移転したもので、周藤家の縁者であったという。現在では、小松家の消息については不明であり、この原文書を確認することができない。

文書の記載内容から、この願書の提出から決定、村への通達にいたる経過をたどると次のようになる。①宝永三年正月、下郡弥兵衛は、郡奉行速水与一兵衛および二人の普請奉行に宛てて願書を提出した（「奉願一札之事」以下の部分）。②同年三月五日、上申された願書の内容について、家老（仕置役）の承諾を得た旨が、用人の武熊善左衛門・水野孫四良から郡奉行速水与一右衛門ほか普請奉行らに、裏書きして伝えられた（「右書面の裏書」以下の部分）。③同年三月七日、これを受けた郡奉行速水および普請奉行らは、表面の末尾に奥書きして、下郡弥兵衛および日吉村庄屋・年寄中に許可されたことを伝えている（「前書願之通」ではじまる部分）⁸⁰。

この過程で、①の下郡与兵衛が提出した願書の内容について、②と③の段階で確認のため、内容を重複して記している部分がある。後述するように、この重複を手がかりとして、修正を行った箇所がある。なお、史料表題の「宝暦三年三月七日」は、③の決定が郡村に下達された年月日である。

修正方針と修正箇所

【史料①】は、『八束郡誌』文書編所収の同名史料を再掲するにあたって、もとの史料の一部に修正を加えているが、それは、刊行された活字史料には、とところどころ意味の通じない部分があり、翻刻時に誤記・誤読があったと判断したためである。そこで、本稿執筆者の責任において、明らかな誤り

とみられる箇所について、可能な範囲で修正を加えた。

【史料①】では、修正以前の状態で異同が確認できるよう、訂正箇所を太字で示している。ただし、誤記の可能性があるものの別字が判断できない部分については、右線を付してこのことを指摘している。修正する上での方針と個々の修正箇所は次のとおりである。

① 文意の上から誤読があったと判断した部分について、意味のつながりを考慮し、くずし方の類似などから想定しうる別字に置き換えた。これにより、「尤午末両年」を「去年末両年」とした。

② 文意から最も自然だと考えられる読み方の区切りに読点を付した。これにより、「川水を通古川一水干之所」の返り読みを取り、「川水を通、古川水干之所」とした。すでに『八雲村誌』が指摘する、「畑者壹反三斗代御免、相納升四ツ成」も「畑者壹反三斗代、御免相納升四ツ成」とした。

③ 裏書および奥書の同じ内容にあたる箇所から判断して、意味を統一して想定される別字に置き換えた。これより、「川頭」を「川跡」とした。また、奥書部分の「改テ受」を「改ヲ受」とした。

④ 『列士録』等により判明する人名についても、確認して修正した。これにより、普請奉行の「樹野惣八」を「椎野惣八」とした⁸¹。

このほか、原則として新字体を使用し、明らかな誤字・誤植についても修正を加えた。

文意の解釈

修正を加えた史料から文意を解釈すると、およそつぎのような内容になるだろう。

寅年（延宝二年または貞享三年）および午未年（元禄十五・十六年）の洪

水によって、日吉村の田地を囲む土手が切れて石砂が流れ込んだ。藩からは地平米が与えられて復興がはかられたのに加えて、普請奉行の椎野惣八による見分が行われ、横二間、長さ十三間、深さ一間切り込む拡張普請が構想された。これを受けて弥兵衛は、まず御普請で切貫（切通し）を少し広めて川水を通し、それまでの古川が干し上がった川跡に新田を開くことを考えた。この新田でできた米を元手としてさらに切通しを広げ、川跡への流水をふさぐ水留土手を築いて、新田の範囲をさらに広げるといふ計画であった。そして、新田が完成すれば検地を受けて、十年間の年貢免除の後、十一年目より納升で四ツ成（四割）の年貢上納を願ったのである。これまでの田畑が、新たに川敷・土手敷になる場所については年貢免除を求め、水留土手が出来れば自分が箱樋二か所を設けて、後にこれを普請方の管理とすることを求めている。この結果、前述の過程を経て許可されたのである。

史料中の、普請奉行椎野惣八が切通しの御普請を構想したとみられる箇所は、右線を付した部分に当たり、意味がつかみにくいところである。本稿では、まず、藩による御普請で、廃絶していた切通しを広げて川水を通し、その後、弥兵衛が本格的に切り広げ、水留土手を築いて川跡に新田を開発したと解釈した。

（二）【史料②】「日吉村岩山切貫普請由来書」

史料の xuất典

【史料②】は、かつての八束郡岩坂村役場が収集した「周藤弥兵衛良利遺蹟調査書」（以下「遺蹟調査書」）に綴じられていたとみられる筆写史料である。「遺蹟調査書」は、松江市史料編纂課が所蔵する複写史料が現存しており、本稿では翻刻にあたってこれを利用した。

この内容は、①明治二十年（一八八七）十二月に意宇郡東岩坂外二村戸長

上田儀蔵が島根県書記官中條政恒に提出した「寛政元酉十月 日吉村良利奇特書出シ扣ノ写シ」および「日吉村別石寛政三亥御御下札写シ」⁸⁰、②明治四十二年（一九〇九）に八束郡役所から内務省へ提出した「自治民政二関スル先人ノ遺蹟」の写し、③文化三年（一八〇六）二月付の日吉村弥兵衛による【史料②】「日吉村岩山切貫普請由来書」である。①②は、『島根県旧藩美蹟』執筆の基礎史料にもなっているようだが、③については採用されなかったようである。

【史料②】の由来書は、「日吉の切通し」普請としては、良利の子兵蔵（弥右衛門）が行った普請の経過を記したものである。良利の孫にあたる周藤弥兵衛（平十郎）が記したもので、良利の思い残した切通しの拡張を、亡父弥右衛門（兵蔵）が実行したという内容になっている⁸¹。表題と本文の間にすでに「(前略)」と書き込まれており、もとの表題史料から部分的に筆写したもののようである。必ずしも開削普請と同時代に作成された史料ではないため、さらなる検証が必要だが、『烈士録』で確認できる人名と役職からみる限りでは、とくに矛盾はないようである⁸²。

文意の解釈

今回翻刻した史料から文意を解釈すると、およそ次のような内容になるだろう。

切通しは幅が狭く、出水時には近辺の田地に障りがあるとして、西側へさらに切り拡げたい思いが良利より申し伝えられていた。亡父弥右衛門（兵蔵）が拡張を藩へ願い出たところ、宝暦四年（一七五四）に斎藤丹下（仕置役）らの見分があり、切通しを西側へ五間広げることが決定した。経費については、藩を千貫文の志儀元として資金を調達する方法が採用され、翌五年の春から普請に取りかかった。ところが、藩側は突然、勝手方差し支えを理

由に、志儀の懸け戻しを延期してしまった。志儀連中への懸け戻しは延引できないため、弥右衛門は自分で工面して懸け戻すことになった。

藩側からはさらに拡張を進めるよう命じられ、明和二年（一七六五）五月には、その年の暮れに、まず錢七百貫文が渡されることが伝えられたが、結局、翌三年正月に銀札一貫目が渡されたのみであった⁸⁰。翌四年から「御立派」改革が始まると、藩側の債務は完全に帳消しになってしまい、訴えることもできなくなった。そして、これを限りに切通しの拡張普請自体も止めることになったという。

「志儀」という方法で、拡張普請のために基金を設けて、出資者を募って資金が調達されていることは興味深い⁸¹。ただ、藩主導の志儀もうまく回らず、結局、藩からはわずかな銀札を渡されただけで、「闕年」の実施により、出資は取り消されてしまったようである⁸²。延享改革から御立派改革にいたる間の政策の変容に、「日吉の切通し」の拡張普請も翻弄されていたことになる。

おわりに

これまでみてきたように、「日吉の切通し」開削の通説めぐっては、『島根県旧藩美蹟』掲載の「周藤弥兵衛事蹟」が大きな影響を与えていることが分かる。

最後に、「日吉の切通し」の第一期とされる慶安期の開削についてもみておきたい。これは藩による事業だが、周藤家初代の弥兵衛家正が藩に献策して始まったとされる。こちらにも、前掲の「日吉村良利奇特書出シ」を根拠に、周藤家が普請に関わったとされてきた⁸³。ただ、内容を詳細に検討すると、史実として再考すべき余地がある。

ここで登場する藩側の水野孫四郎、速水与一兵衛、および有沢土佐は、『列士録』によれば、いずれも慶安期ではなく宝永期の用人、郡奉行、および仕置役（家老）である⁸⁴。また、藩へ請願する過程自体が、宝永三年（一七〇六）に藩へ提出した【史料①】の願書と同じ内容である。このようにみていると、慶安時の藩による開削普請について、周藤氏が献策したという確かな証拠はなく、事実としては確認できないことになる。

「日吉の切通し」をめぐる史料を検証することで、普請に関する考察を試みた。『島根県旧藩美蹟』、『八束郡誌』の記述とは多くの点で異なる結論にいたったが、本稿もこの時行われた史料調査と、その成果に依拠している。現在、こうした歴史的な事実を知るために不可欠な史料は、散逸が著しく、その存続が危機的な状況にある。まず第一に、史料の調査と保全が必須であり、さらにその成果が共通の財産として公開されることが望ましい。史料の重要性について訴えることも、本稿の目的の一つである。

注

- (1) 『松江開府400年シリーズ 松江誕生物語』『水害の村 周藤家が救う』山陰中央新報社、二〇一〇。「日吉の切通し」を開削した周藤弥兵衛については、今日まで多数の著述があるが、ここでは一般化している開削事業の概要について代表して取り上げた。
- (2) 奥原福市編『八束郡誌』文書編「岩坂村周藤家関係文書」、一九二六（名著出版、一九七八再刊）
- (3) 『雲陽郷方古今覚書』『新修島根県史』史料編二・近世上所収、島根県、一九六五
- (4) 『雲陽大数録』『松江市史』史料編5・近世I所収、松江市、二〇一一。後掲(8)「日吉村切抜由来」によれば、寅年（慶安三）より開削が始まって完成したものと、

の、三年流れただけで、午年（承応三）に洪水が発生して廃絶したとする。「元禄出雲国絵図」（島根大学附属図書館編『島根の国絵図―出雲・石見・隠岐―』今井出版、二〇一〇）でも、流路は日吉村付近で東に湾曲して描かれており、やはり旧河道に戻っていたようである。

(5) 「土工記」『松江市史』史料編5・近世Ⅰ所収、松江市、二〇一一。全五巻で構成され、宝暦九年（一七五九）に巻一が記された後、各郡の河川の基本データが、普請奉行によって追加された業務マニュアルである（同書解説）。

(6) 『島根県旧藩美蹟』島根県内務部、一九二二

(7) 地方改良運動は、日露戦争の戦後経営の二環として、疲弊した町村を立て直そうとする総合的な統治政策で、第二次桂太郎内閣を中心に推進された。「日吉の切通し」のある当時の岩坂村は、この政策課題に先駆的に応えている「模範村」の一つでもあった（『八雲村誌』「模範村の時代」八雲村、一九九八）。

(8) 「日吉村切抜由来」は、『島根県旧藩美蹟』、『八雲村誌』に掲載されている。

(9) 「日吉村良利奇特書出シ」は、『島根県旧藩美蹟』、『八束郡誌』文書編「岩坂村周藤家関係文書」八、『八雲村誌』に掲載されている。

(10) 『八束郡誌』文書編「岩坂村周藤家関係文書」一

(11) 石原繁雄編『周藤弥兵衛事蹟』八雲村公民館、一九五四

(12) 『八雲村誌』「周藤弥兵衛事蹟の史的検証」八雲村、一九九八

(13) 中村勝信編『周藤弥兵衛』八雲村企画振興課、二〇〇二など

(14) 六道正年「治水の野外博物館―松江市八雲町日吉―」山陰中央新報 二〇一〇年二月三日記事、同「松江藩にも導入された江戸時代前半の治水技術『関東流』」山陰中央新報 二〇一二年十一月十九日記事

(15) 島根県教育委員会編『地域の素材を生かした道徳教育』二〇〇二など。日吉地区有志刊（発行年未詳）とされる中原健次編「周藤弥兵衛三代記」（島根県立図書

館所蔵草稿）は、周藤氏の事蹟を史料を踏まえて詳細に論じており、多くの示唆を得た。

(16) 前掲(8)「日吉村切抜由来」『八雲村誌』所収 二二八頁

(17) 前掲(9)「日吉村良利奇特書出シ」『八雲村誌』所収 二二三頁

(18) 「御条目并御用所御書出拔書」八六『松江市史』史料編6・近世Ⅱ所収、松江市、二〇一一

(19) 「周藤弥兵衛賞功記念碑建設主意書」前掲(11)『周藤弥兵衛事蹟』所収

(20) 「周藤氏頒功碑」前掲(6)『島根県旧藩美蹟』所収。前掲(11)『周藤弥兵衛事蹟』によれば、実際に建碑されたのは昭和四年（一九二九）八月のことであった。

(21) 前掲(10)『八束郡誌』文書編「岩坂村周藤家関係文書」一

(22) 文書中に登場する十分の名前と役職は、『列士録』（島根県立図書館郷土資料編『松江藩列士録』島根県立図書館）によった。

(23) 『松江藩列士録』第6巻「椎野左馬三」条

(24) 「寛政元西十月 日吉村良利奇特書出シ扣ノ写シ」を部分的に翻刻したものが、前掲(9)「日吉村良利奇特書出シ」である。

(25) 同名の周藤弥兵衛がいずれの人物にあたるかについては、前掲(6)『島根県旧藩美蹟』の「周藤家略系図」に従った。六代目弥兵衛は「弥右衛門」「兵蔵」、七代目弥兵衛は「平十郎」と同一人物とした。

(26) 『列士録』によれば、宝暦四年に見分を行った（斎藤）丹下と早川太兵衛は、この時、それぞれ仕置役と用人であり、ともに実在する上、役職上の不自然さもないといえる（『松江藩列士録』第2巻「斎藤修一郎」条・第1巻「早川太兵衛」条）。

(27) 藩から兵蔵（弥右衛門）へ錢七百貫文が下付されることは、実際に五月二十三日付の差紙で伝えられており、この差紙が『八束郡誌』文書編「岩坂村周藤家関係文書」七に掲載されている。

(28) 村角紀子氏は、松江藩における資金調達システムとして、藩役所が元銭を出資し、御用商人らが運営する半官半民の藩宮志儀の存在について論じており、参照されたい（「新出の商家文書紹介―両替商・桑原家と「志儀」―」『松江市歴史叢書 11（松江市史研究9号）』松江市、二〇一八）。

(29) 「御立派の改革」では、義田仕法をはじめとする、それまでの藩側の債務を破棄する「闕年」が実施された（原伝「松江藩の闕年」『松江藩経史の研究』日本評論社、一九三四（臨川書店、一九七三再刊））。周藤家の衰退と「闕年」の関連を指摘したものに、安部鶴造「周藤家と松江藩の農地策」（『山陰史談』第一号、一九七〇）がある。

(30) 前掲(9)「日吉村良利奇特書出シ」『八雲村誌』所収一三二頁

(31) それぞれ『松江藩列士録』第6巻「水野孫四郎」条、第1巻「速水織太」条、第5巻「有澤能登」条による。

（たくだ ともひで 出雲市文化財保護審議会委員）

史料紹介

【史料①】「宝永三年三月七日日吉村別所新田願」

（『八束郡誌』文書編「岩坂村周藤家関係文書」のうち小松喜一郎所蔵文書を一部修正）

奉願一札之事

一、先年寅年去午未兩年洪水之節^茂、日吉村御田地^茂土手大分石砂入ニ成、日吉村亡所ニ^茂可相成様ニ相見へ候所、被為加御憐愍、地平^シ米大分被下置、御田地ニ取立、百姓等有付難有仕合ニ奉存候、右之通ニ而少之水ニ^茂及

難儀申ニ付、惣八様度々御見分被遊、切貫所識ニ御切を被成、横式間・長拾三間・深サ壱間切込申候所快御普請成申儀ニ御座候、弥何とぞ近々御普請被仰付候者難有可奉存候、左様^茂無御座候者日吉村落着不仕、何れ^茂百姓共難儀仕候間、今少し切広メ一先川水を通、古川水干之所新田ニ仕、其出来米を便り仕、追て岩山切広メ、水留土手築立、川跡開発仕度奉存候、新田出来次第御改を請、田方者^者壱石代、畑者^者壱反三斗代、御免相納升四ツ成、永々御儀定被為遊、其内十ヶ年物成御赦免被下、拾壱年目より上納仰付被為下候様奉願候、尤田畑三四反計リ新川敷・土手敷ニ成可申^与奉存候、是ハ御引ヶ方ニ被仰付可被下候、水留土手築候得^者用水箱樋式ヶ所依を申儀ニ御座候、当分ハ自分ニ^而可仕候、後々年依直^シ修覆等之儀ハ御普請方御請口被仰付可被為下候、願之通被仰付被為下候^へ者、難有可奉存候、以上

戊正月

下郡 弥兵衛

速水与一兵衛様

椎野惣八様

布施新之助様

前書願之通被仰付候之間、切貫並土手普請可被情出候、古川跡年々令開発、田畑出来次第改^ヲ受可被申、御儀定之通年数明之節、田方石代、畑方三斗代、定免四ツ成可申付者也

宝永三年

戊三月七日

井上小八

宮川伴弥

布施新之助

椎野惣八

速水与一兵衛

日吉村岩山切實普請由来書

(前略)

一、切通シ口狭ニ付而出水之節、近辺御田地ニ障リ候ニ付、西之口今四五間切広メ度段、良利より申伝置候ニ付、其段亡父弥右衛門より御願申上候処、宝曆四戌年、丹下様・早川太兵衛様御見分被遊、西之口五間通り切広メ可申、入料錢ハ千貫文志儀を仕立、此取立錢ヲ以切広メ可申、志儀懸ケ戻シハ從 上可被成下旨、御吟味方陶山重三郎様・陰山千吉様を以被仰渡、同暮志儀を取立、翌亥ノ春より切広メ普請ニ取懸リ申上候、其節乍恐御勝手方御差問ニ付、志儀御懸ケ戻シ御延引被遊、志儀連中へハ延引不相成、不勝手至極之弥右衛門、無扨自分より懸戻シ仕候、然処 四郎兵衛様・舍人様・青沼六郎左衛門様御見分被遊、右切広メ猶又出精可仕旨被仰渡、先錢七百貫文、当酉ノ暮御渡シ可被下旨、明和二年酉五月廿三日、富永庄助様・祝助大夫様より郡御奉行湯川勘兵衛様充御差紙ヲ以被仰渡候処、至而御差問ニ付而、右高之内銀札式貫三百五拾匁御渡シ可被下旨、郡御奉行仙田祖左衛門様より御書附を以被仰渡候処、猶亦御減少被遊、銀札壹貫目、翌戌ノ正月五日御渡シ被下、必至ニ難波仕候、剩翌亥ノ年御立派被仰出、如何程艱難仕候得ハとて御愁訴可申上様無御座、切広メ御普請も夫レ切ニ而相止申上候、以上

文化三年寅二月

日吉村 弥兵衛

下郡 弥兵衛殿

日吉村 庄屋

年寄中

(右紙ノ裏面ニ記載ノモノ)

右書面の裏書

裏書之趣御家老中へ相伺候所、弥兵衛願之通被仰付候間、年々精ヲ出切貫令成就、土手築立候様御申付可有之候、古川跡新田開キ次第反別被相改、年数十年物成免許、年数改済之上、田方壹反壹石代、畑方壹反三斗代、免相納升四ツ成相究、年貢上納御申付可有之候、箱樋式ヶ所後々年依直し繕等も御普請方可為請口旨ニ候間、可被得其意候、以上

戌 三月五日

水野孫四良

武熊善左衛門

速水与一兵衛殿

椎野惣八殿

布施新之助殿

宮川伴弥殿

井上小八殿

【史料②】「日吉村岩山切實普請由来書」

〔周藤弥兵衛良利遺蹟調書 八束郡岩坂村役場〕所収・松江市史料編纂

課所蔵複写史料)

松江市歴史叢書12

松江市史研究 10 号

2019年（平成31年）3月15日発行

編集 松江市歴史まちづくり部史料編纂課

発行 松江市

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

印刷 渡部印刷株式会社

〒690-0874 島根県松江市中原町192